

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1	実施方針本文	1						三ヶ根山スカイラインや鳳来寺山パークウェイ駐車場及び県管理道路の管理業務については、本事業とはどのような関係になるのでしょうか。異なる契約であり、本事業の運営権者は、必ずしもその契約の締結を行わなくてもよいという理解で正しいでしょうか。	本事業とは別個の契約になりますが、運営権者との間で締結することを前提とします。
2	実施方針本文	1						愛知県のホームページに掲載されている「平成22年度 愛知県包括外部監査結果報告書「道路事業にかかる財務に関する事務の執行について」」によれば、現在(あるいは当時)、愛知県殿は、公社殿に対して、債務負担行為の設定及び債務保証しているとあります。本事業について、愛知県殿は債務負担行為の設定等を実施又は予定されていますでしょうか。債務負担行為の設定等が実施又は予定されている場合、その対象は、どのような債務となりますでしょうか(例えば、公社殿の費用負担による改築業務、新規開設路線の供用前の交通量からの減少分の収入額等)	改築業務に関して、公社が新たに借入を必要とする場合には、愛知県議会の議決を経たうえで、債務保証をすることはあり得ます。
3	実施方針本文	1	(1)	エ			担当部署	共に技術アドバイザーである2)株式会社エイト日本技術開発と5)株式会社パデコの担当業務や役割分担について明示をお願い致します。	株式会社パデコは主に海外事例調査を担当し、株式会社エイト日本技術開発はその他技術面全般を担当しています。
4	実施方針本文	1	(1)	オ			任意事業(事業区域外)	応募グループ企業のみが任意事業として取り組めるのでしょうか、別の事業者でも取り組み可能なかご教示ください。	1(1)シ2)②をご参照ください。
5	実施方針本文	1	(1)	オ			事業目的	「任意事業(事業区域外)」は運営権者が事業主体となれない記載となっている一方、1-(1)-シ-2)任意事業②区域外事業では公社の承認を得たうえで事業を行うことができ、と記載があります。運営権者による事業区域外での事業実施の可否について明確にさせていただきたく。	基本的には、運営権者は任意事業(区域外事業)を実施することはできません。公社の承認については、具体的なケースを想定しているものではありません。
6	実施方針本文	1	(1)	オ			地域活性化の実施主体について	項目:地域活性化、事業範囲:任意事業(事業区域内)における実施主体は、「運営権者(クで定める運営権者をいう。以下同じ。)」とありますが、実施主体を「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く。)」とすることは可能でしょうか。	運営権者が実施するものとします。なお、「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く。)」に委託することは可能です。
7	実施方針本文	1	(1)	オ			地域活性化 任意事業(事業区域外)の担当企業	地域活性化の任意事業(事業区域外)については、グループ構成企業、協力企業以外の会社に協力を仰ぐことは認められるでしょうか。	「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く。)」が実施するものとします。なお、その他の企業に協力を仰ぐことは可能です。
8	実施方針本文	1	(1)	オ			地域活性化 任意事業(事業区域外)	表中の「地域活性化-任意事業(事業区域外)」は、運営権者以外のもので実施するとありますが、本事業(p1のA項に定義あり)に含まれるのでしょうか。また、上記回答が「含まれる」の場合、当該事業に対し、どのような制約条件等が規定されることとなりますか。(例えば、事業の拡大や縮小の民側判断の裁量権等)	任意事業(区域外事業)は、本事業に含まれます(P2に表でまとめています)。しかし、任意事業ですので、提案に基づき実施する義務は生じませんが、民間事業者側の判断の裁量となります。
9	実施方針本文	1	(1)	オ			地域活性化 任意事業	任意事業は、必ずしも施設の新設を含むものに限定されないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針本文	1	(1)	オ			対象地域の定義	表の右下に「対象地域の活性化」とありますが、対象地域の考え方、範囲等についてご教示ください。	主に運営権設定路線が立地する市町村の区域を想定していますが、これに限りません。詳細は応募者の提案によるものとします。
11	実施方針本文	1	(1)	オ			事業目的	地域活性化は審査事項の一項目ですが、例えば人口増に寄与などが考えられると思われそうですが、その他どのような指標により地域活性化の内容を審査・判断されるのか、ご開示できる範囲内でご教示ください。	選定基準については、募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
12	実施方針本文	1	(1)	オ			地域活性化の事業区域内の任意事業	地域活性化の事業区域内の任意事業について、運営権者しか認められないのでしょうか？	運営権者が実施するものとします。なお、「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く。)」に委託することは可能です。
13	実施方針本文	1	(1)	オ			事業目的	「確実な償還」とは何の「償還」でしょうか。公社の債務の「償還」でしょうか。もし、そうであるとした場合、運営権の対価は、民間の事業リスクを公社が引き受ける「年払い」スキームではなく、「一括支払い」とするべきではないでしょうか。少なくとも、仕組み上は、そのような「一括支払い」に対してインセンティブが働くようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。	償還とは、各路線の建設等に要した債務等が完了したことを意味します。公社の会計処理上においては、償還準備金が事業資産残高から資産見返負担金を控除した額に達した場合に、償還完了となります。「一括支払い」は、民間事業者の資金調達リスクが大きくなり、運営に支障をきたす可能性があることから、運営権対価は、一時金と分割金で構成されることとしています。
14	実施方針本文	1	(1)	オ			事業目的	「三方一両得」(利用者、民間事業者、県・公社の全ての主体が本事業の実施によるメリットを享受すること)とありますが、「オ 事業目的」の記述を読む限り、本事業において「民間事業者のメリット」として設定されているのは、2ページ13行目の「新たな事業機会の創出」が挙げられるかと思いますが、その他のメリットはどのような点を想定されていますでしょうか。	本事業の経験を活かし、海外も含めた将来的な道路インフラへの進出などを想定しています。
15	実施方針本文	1	(1)	オ			任意事業(事業区域外)	①実施主体として「応募企業、応募企業グループを構成する企業、協力企業又はこれらが出資する会社」とありますが、事業区域外における任意事業の提案も審査における評価(加算点)の対象となりますか。	P19、P20に示すとおり評価の対象となります。なお、詳細については募集要項等において示します。
16	実施方針本文	1	(1)	オ			任意事業(事業区域外)	②評価の対象となる場合、提案どおりの実施がなされることを、どのように担保することを想定なさっていますか。公社と実施主体との間で直接の契約関係が要求されるとの理解でしょうか。	実施の担保については、募集要項等において示します。
17	実施方針本文	1	(1)	オ			実施主体	実施主体とは、契約当事者を指すのでしょうか。「実施主体」の用語の定義を示してください。	事業を責任持って実施する主体です。
18	実施方針本文	1	(1)	オ			任意事業(事業区域外)	任意事業(事業区域外)では、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社以外の企業(例えば、優先交渉権者決定後に応募グループに参加した企業)は実施主体になれないのでしょうか。	例示のように優先交渉権者決定後に応募グループに参加した企業であれば、実施主体となることは可能です。
19	実施方針本文	1	(1)	オ			実施主体	任意事業(事業区域外)の実施主体について、「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く。)」とありますが、それ以外の企業は実施主体にはならないのでしょうか。	「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く。)」が実施するものとします。なお、その他の企業に協力を仰ぐことは可能です。
20	実施方針本文	1	(1)	カ			審査における開示資料	募集要項等を構成する①～⑧のうち、ホームページ等で一般に公表されない資料がございましたらご教示願います。また、当該資料の開示方法等をご教示下さい。	募集要項等において示します。
21	実施方針本文	1	(1)	カ			公社が締結している契約・協定等	公社が締結している契約・協定等は運営権者が引き継ぐことが前提になるのでしょうか？	事業実施年度に年間契約を締結している既往契約等については、その年度末まで契約を引き継ぐことと想定しております。詳細は、募集要項等において示します。
23	実施方針本文	1	(1)	ク			運営権者の担当事業範囲	2頁下段の表のとおり、SPCの担当事業範囲は地域活性化(事業区域内)までの理解で正しいでしょうか。(事業区域外の地域活性化は含まれないという理解でよろしいでしょうか)	ご理解のとおりですが、区域外事業も本事業の重要な要素の一つであり、提案され評価した内容は基本的に履行を確保していただく必要があります。
24	実施方針本文	1	(1)	ク			事業方式	「“SPC”は、…運営権を設定された選定事業者(＝運営権者)」とありますが、p37の(9)の定義(選定事業者は基本協定を締結)と整合していないのではないのでしょうか。	P4 クにおいて運営権者と選定事業者の区分を記載していますので、ご参照ください。
25	実施方針本文	1	(1)	ク			ク 事業方式	最低資本金など、SPCについての条件があれば予めご教示いただければと思います。	最低資本金を設ける考えはありません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
26	実施方針本文	1	(1)	ク			SPC	設立するSPCの会社形態は株式会社に限られないという理解でよろしいでしょうか？	9用語の定義(10)をご参照ください。
28	実施方針本文	1	(1)	ク	1)		運営権設定路線の維持管理・運営業務について	維持管理・運営業務の遂行にあたり、特別な資格を有する責任者の配置をお求めになるお考えはございますか。	要求水準書に定める資格を要する技術者は必要となりますが、責任者は特に資格を求めません。
29	実施方針本文	1	(1)	ク	1)	1	運営権の設定	知多4路線については、一つの運営権を設定するとのことですが、知多4路線の各路線の収入は、他の路線に使用可能と考えて宜しいでしょうか？同様に、各運営権単位の収入のやりとりも可能でしょうか？	需要変動リスク等の計算のために会計上は区分して頂く必要がありますが、資金管理はSPC1社が実施する想定ですので、各運営権単位の収入のやりとりは可能です。
30	実施方針本文	1	(1)	ク	1)	1	運営権の設定について	実施契約締結後、知多4路線のように、運営権が複数路線で合併される、あるいは、知多4路線の運営権が分割されることはあり得るでしょうか。念のため確認させて下さい。	现阶段では、運営権の合併や分割は想定していません。
31	実施方針本文	1	(1)	ク	1)	1	既存の運営権について	既存の運営権とは、実施契約締結時にSPCに交付される運営権という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	実施方針本文	1	(1)	ク	1)	1	運営権の設定	「…既存の運営権が及ぶものとする。」とあるが、「既存の運営権」とは、「実施契約によって運営権者に設定される運営権」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	実施方針本文	1	(1)	ク	1)	1	改築業務の収入について	「別紙2に掲げる改築業務の一部又は全部が完了し、供用開始された場合、当該供用開始部分に対しては既存の運営権が及ぶものとする。」とありますが、路線ごとの運営権対価は、改築業務にて得られる収益も勘案して算出すべきでしょうか。	改築業務が影響する収入及び支出を見込んで運営権対価(基準額)を算出しておりますが、応募者が提案する運営権対価に改築業務にて得られる収益を勘案するかどうかは、応募者の判断によります。
34	実施方針本文	1	(1)	ク	1)	1	運営権の設定	改築業務の完了に伴う供用開始において、当該部分を既存の運営権に組み入れる方法について、具体的な流れをご説明ください。図示して頂けると幸いです。「会社の費用により改築工事を実施して施設を建設し、所有権を会社が保有した後に、会社が無償(既に当初の運営権価格に含まれているという考え方)によって運営権者の運営権に追加登録する」ような流れでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	実施方針本文	1	(1)	ク	1)	1	改築部分の運営権	実施方針別紙2にある改築業務が完了し供用開始された場合に、当該部分に既存の運営権が及ぶとありますが、SPCの貸借対照表上では、建設中は、例えば建設仮勘定で計上しておき、供用開始された時点で運営権対価に振り替える処理を想定して宜しいでしょうか	応募者においてご判断ください。
36	実施方針本文	1	(1)	ク	1)	1	運営権の設定	将来運営権が及ぶ改築業務については提案する運営権対価に含めるという理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
37	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CMrのインセンティブフィー	低減できた原価のうち、大凡何割がCMrに付与されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
38	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務はCM方式にて実施と有りますが、提案時に工事費等(原価やフィーなど)を求められるのかご教示下さい。	工事原価の提案を求めることはありません。詳細は、募集要項等において示します。
39	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築部分に対し運営権が及ぶとのことですが、登録事項の変更等の手続きは発生しないという理解でよろしいでしょうか。また、仮に変更が必要な場合、当該費用は運営権者の負担とならないという理解でよろしいでしょうか。	登録事項の変更等の手続きは発生しません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
40	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務の入札実施時に、入札手続きについて公社との事前承諾や事前調整は必要になりますでしょうか。また改築業務の費用は公社が運営権者に対して支払う建付となっておりますが、①増加費用(コストオーバーランや完工遅延等に起因するものを含む)を含めて費用の一切を公社が負担し、②運営権者は違約金等の支払義務を負わない(完工遅延や瑕疵等に起因するもの)、との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
41	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	公社から運営権者に対する支払は一括ベースと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
42	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務に必要な費用は金融機関からの借入やコンソーシアム構成企業の拠出金額(エクイティ)によって賅うことが想定されますので、支払対象となる「コストプラスマネジメントフィー」の「コスト」については、実際に建設に要した費用を指し、また、金融機関等からの借入にかかる利息(建中金利、完工後から公社からの実際の支払日までの金利負担)やエクイティにかかる想定リターンを含む定義として下さい。	改築業務に必要な費用は、公社が負担します。1(1)サ2)をご参照ください。コストプラスマネジメントフィーについての詳細は、募集要項等において示します。
43	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務は最長10年にも及ぶ長期の工事期間になるものと認識しております。応募者の間口を広げ、民間からより競争力のある提案を引き出すためにも、貴社から運営権者へ支払われる改築業務の費用の支払条件を出来高払いとする等、民間の資金負担に極力配慮したものと頂ければと存じます。	募集要項等において示します。
44	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	CMr(コンストラクションマネージャー)は、応募企業又は構成員が務めるのでしょうか。また、運営権者自身や協力企業が務めることは可能でしょうか。	募集要項等において示します。
45	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	コストプラスマネジメントフィーのうち、「コスト」は2014年11月13日に県より公表されている金額との理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
46	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	コストプラスマネジメントフィーのうち「マネジメントフィー」はどのように設定されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
47	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	インセンティブフィーが発生した場合、CMrと運営権者の間でのインセンティブフィーの分配については自由に設定できるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
48	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	応募企業の構成員・運営権者の株主、もしくはこれらと資本的関係を有する企業が、入札を通じて専門業者として選定されることは問題ないと理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築事業	VEにより原価低減が図られた場合の、運営権者のインセンティブフィーの算定根拠の開示をお願い致します。	工事施工において、施工VEにより安価となった場合は、業務原価及びマネジメントフィーに対して、コスト縮減額の50%相当額を運営権者に支払うことにしています。
50	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築事業	改築業務のCMrは運営権者若しくは応募企業(応募企業グループを構成する企業)が行うことは可能でしょうか。	関連法令を踏まえると、お示した図のとおり、運営権者以外の者がCMrとなるのが適切だと判断します。
51	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	CMrについては、運営権者が任意で選定可能でしょうか？入札により業者選定するのでしょうか？任意で選定可能な場合は、運営権者の構成員でも可能でしょうか？	募集要項等において示します。
52	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務において原価低減が図られた場合は、運営権者にインセンティブフィーを付与するとありますが、今後の開示資料において「その詳細なフィーの考え方」及び「やむを得ず原価増加となった際の運営権者負担の有無」が示されることを希望します。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
53	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	「VEIによる原価低減が図られた場合においては、・・・」とありますが、原価の算定は公社が提示する設計・施工条件に示されているのでしょうか。	募集要項等において示します。
54	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		運営権の存続期間	「・・・債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある」とされていますが、道路整備特別措置法第15条に定められる、いわゆる維持管理有料制度が適用され、有料管理期間が延長される可能性はありますでしょうか。	維持管理有料制度は、一定要件に該当している場合に限り国土交通大臣の許可を得て適用されるものであるため、現段階では想定していません。
55	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	(オープンブック方式のイメージ)においては、専門業者は入札により選定されること例示されています。原価の妥当性について説明が可能な限りにおいては、専門業者の調達手法等に関して、CMrが裁量を持つことは可能でしょうか。	募集要項等において示します。
56	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務 オープンブック方式のイメージ図	監査は県が実施する工事監査という理解でしょうか。また監査主体はどのような権限をお持ちですか	募集要項等において示します。
57	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務の事業方式について	「改築業務は、CM方式にて実施するものとしており」と記載されていますが、この方式は東日本大震災復旧・復興事業(野蒜北部丘陵地区震災復興事業)にて導入された方式と同等のものでしょうか。	募集要項等において示します。
58	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務の事業方式について	改築業務の契約形態は請負契約となるのでしょうか。その場合、請負契約の締結は、公社と運営権者との契約でよろしいでしょうか。それとも、公社と運営権者は、業務協定を結びCM業務を遂行し、公社が直接、専門業者と請負契約を締結するのでしょうか。	募集要項等において示します。
59	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務について	改築業務の実設計図面や数量表は募集要項等でご提示されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
60	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務について	オープンブック方式は、県もしくは、公社から、手順書や実施要領等が示されるのでしょうか。手順や方式を含め、民間事業者から提案を求めるのでしょうか。	募集要項等において示します。
61	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		オープンブック方式のイメージについて	改築業務はCM方式により運営権者が実施するとされています。改築業務内容から推測するとゼネコンや建設コンサルタント会社が携わるべきものと思料しますが、p.21 15行「(6)応募者の資格等」には、構成企業の業種の規定がございません。CMrを運営権者(SPC)以外に委託することも可能でしょうか。	募集要項等において示します。
62	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		オープンブック方式のイメージについて	CMrを担う者の資格要件を設けるお考えはございますか。例えば、所属企業実績 土工量〇〇m3以上、CMr 土工事〇〇m3以上等。	募集要項等において示します。
63	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		オープンブック方式のイメージについて	監査は、内部監査(SPC構成企業による監査)と外部監査(第三者による監査)の両方を想定されているのでしょうか。外部監査の場合、監査は業務監査に留めるのか、会計監査を含む監査となるのでしょうか。	募集要項等において示します。
64	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		オープンブック方式のイメージについて	専門業者の選定に関して、地元優先とした選定方式を採用することを想定されているのでしょうか。それとも、円滑な工事推進や経済性、品質確保の面からの採用を想定されているのでしょうか。	募集要項等において示します。
65	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		オープンブック方式のイメージについて	専門業者は入札により選定とは、見積額の最安値業者を選定するというのでしょうか。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
66	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		オープンブック方式のイメージについて	専門業者の制約はありますでしょうか。運営権者の構成会社でも、運営権者以外の会社でも構わないのでしょうか。	募集要項等において示します。
67	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務の費用の見積もり	応募グループ側は、改築業務のCAPEXに関する見積りは不要であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		マネジメントフィー	マネジメントフィーは何%を想定しているかご教示願います。	募集要項において示します。
69	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CMrの担当企業	CMrは、応募グループ内の構成企業が担当することが条件となるのでしょうか。	条件にはなりません。
70	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務は維持管理・運営業務と一括公募とありますが、CMrも運営権者が実施すると理解してよいのでしょうか？	関連法令を踏まえると、お示した図のとおり、運営権者以外の者がCMrとなるのが適切だと判断します。
71	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	CMrの資格条件を明示ください。	募集要項等において示します。
72	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	個別業務における専門業者の資格条件を明示ください。	募集要項等において示します。
73	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	CMr、専門業者の選定における条件設定行為は事業統括責任者に委ねられているとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
74	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	運営権者に付与されるマネジメントフィーの内容をご教示願います。	募集要項等において示します。
75	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	運営権者に付与されるインセンティブフィーの内容をご教示願います。	募集要項等において示します。
76	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		インセンティブフィー	VEにより原価低減が図られた場合、原価低減への貢献者はVE実施者であるため、VE実施者たる事業者のインセンティブフィーは、縮減額の全額又は全額に近い割合としていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。	募集要項等において示します。
77	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		オープンブック方式のイメージ	図中において、各専門業者は選定により入札とあります。一方でCMrについては、その記述がないため、CMrの選定は入札による必要がなく、運営権者に選定の自由裁量権があると理解しますが、正しいでしょうか。また、上記選定に関して、何らかの制限・条件等がありますでしょうか。	募集要項等において示します。
78	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		オープンブック方式のイメージ	公社が実施する「原価の妥当性確認(適宜)」(青字)について、具体的な実施方法・内容・頻度等はどのようになりますでしょうか。また、同様に、監査が実施する「原価の妥当性監査」(赤字)について、具体的な実施方法・内容・頻度等はどのようになりますでしょうか。要求水準書(案)にも、詳しい記述がないと見受けられましたので質問します。	募集要項等において示します。
79	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		インセンティブフィー	本件の場合、VEによる原価低減に伴うインセンティブフィーは運営権者に還元されると考えていますが、会社のほうで還元の分配について規定がありますでしょうか。あるいは、還元の割合も提案することになるのでしょうか。	募集要項等において示します。
80	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務については、運営権者がCMとなって業務を請け負うという理解でしょうか。もしくは構成企業がCMとなって提案書とは別に見積もりを提出するということになるのでしょうか。	関連法令を踏まえると、お示した図のとおり、運営権者以外の者がCMrとなるのが適切だと判断します。なお、工事原価の提案を求めることはありません。
81	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務について、提案書の中に見積もりを含める場合、一次審査では項目がございませんが、二次審査の段階で初めて記載するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
82	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務の結果得られる将来収益については、開示いただいている計画収入に含まれているという理解でよろしいでしょうか。若しくは、提案書の中で当該収益を上乗せして運営権対価を計算する必要があるでしょうか。	将来収益とは交通量の将来増による収益ととらえるとなると、計画収入に含まれています。
83	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務に要した費用は県から収受するため、SPCのBS上は、当初の運営権対価の計算に含めない限り、固定資産の形で計上されることはないという理解でよろしいでしょうか。	貸借対照表上の処理については、運営権者の判断です。
84	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	会社からの資金回収のタイミングはどのような予定でしょうか。一旦SPCが資金負担をして施行した後、会社へ返済する場合、発生した金利については会社に請求することは可能でしょうか。	改築業務に必要な費用は、会社が負担することとしており、SPCが資金負担をして施工した後、会社へ返済する場合は想定していません。
85	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務を行った結果、償還するべき債務の金額は増加するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、料金徴収期間は延長されるのでしょうか。もしくは、会社ないし県の事情で改築業務が実施できなかった場合、料金徴収期間が短縮されることはありますでしょうか。	改築業務を行うことにより、その建設等に要する債務が生じるため、知多4路線の料金徴収期間を別紙1に示した平成58年3月31日まで延長しました。なお、現時点では、会社の事情により改築業務が実施できないことは想定していません。
86	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務について	改築費用としてオープンブック方式で認められた金額と原価低減のインセンティブフィーが別に支払われるということか。	募集要項等において示します。
87	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務について	原価低減はどのように計算するのか。	募集要項等において示します。
88	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務について	専門業者への入札について、あらかじめ設定していた協力企業への随意契約は可能か。	募集要項等において示します。
89	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務について	CMrは会社が任命するのか。運営権者で兼ねても良いのか。	関連法令を踏まえると、お示した図のとおり、運営権者以外の者がCMrとなるのが適切だと判断します。
90	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務は、CM方式にて実施するとなっておりますが、CMrはSPCの構成企業が行うのでしょうか？	募集要項等において示します。
91	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	会社が運営権者に改築業務の費用を支払うこととなっておりますが、費用は公表されるのでしょうか？	募集要項等において示します。
92	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CM方式	CMrは任意に運営権者が選定できると考えてよろしいでしょうか？	募集要項等において示します。
93	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CM方式	改築業務に関するコストはどのように決まるのでしょうか？	募集要項等において示します。
94	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CM方式	マネジメントフィーはどのように決まるのでしょうか？算定基準はございますでしょうか？	募集要項等において示します。
95	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CM方式	実際に工事を受託する専門業者の候補は、運営権者が任意に選定できると考えてよろしいでしょうか？	募集要項等において示します。
96	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CM方式	逆に、運営権者の負担となる通常の維持更新工事等は、運営権者が任意に発注できるものと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
97	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CM方式	改築業務の工事発注主体と支払いの流れについてご教示いただけますでしょうか。	募集要項等において示します。
98	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		コンストラクション・マネージャーの構成	「CMr」はSPCの構成企業が含まれても良いのか？	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
99	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	「運営権者にインセンティブフィーを付与する」とあるが、同フィーの設定の方法はどのようにおこなうか。	募集要項等において示します。
100	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	「オープンブック方式」の場合、コスト削減が期待できるものの、「コスト・オーバーラン」の際の価格超過変動リスクが高いことから、並行してキャップの設定等の措置を講じることを、要求水準に加えるべきだと考えます。	募集要項等において示します。
101	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	「改築業務については、維持管理・運営業務と一括公募」と記載されていますが、将来運営権が設定される予定の施設について「サ事業範囲1)」に定める維持管理・運営業務が当初の入札に含まれるという理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
102	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		事業方式 2)改築業務	インセンティブフィーとは何か？具体的な計算方法、支払方法を確認させて頂いても宜しいでしょうか	募集要項等において示します。
103	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		事業方式 2)改築業務	VEIにより原価低減が図られた結果、運営権設定路線の料金徴収期間が短縮するような事態は想定されるのでしょうか	VEIによる原価低減が図られた結果、改築事業に係る公社経費なども含めた総事業費が変更となった場合には、料金徴収期間が短縮されることはあります。
104	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務における監査	改築業務における監査はどこがやることを想定されているのでしょうか。また、監査の依頼は公社が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
105	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	「改築業務については、維持管理・運営業務を一括公募する」とありますが、別表2の業務・工事全体について運営権者によるCM工事の実施手続を定め、個々の業務毎にp6イメージ図による契約、手続きにて実施すると理解して良いでしょうか。	募集要項等において示します。
106	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	CMrの選定は、別紙2記載の該当工事名称(IC、PA新設、ETCレーン増設、橋梁床版防水工事等)毎に選定するのでしょうか、あるいは工事箇所毎に選定するのでしょうか。(例えば、橋梁床版防水工事について、南知多道路34橋の全部及び一部を一括でCMr業務として発注することは可能でしょうか。)	CMrの配置数は特に規定していません。
107	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	CMrのマネジメントフィーの水準については、公社と運営権者との協議になるのでしょうか。またその場合個別CM業務毎の協議となるのでしょうか？	募集要項等において示します。
108	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	VEIにより原価低減が図られた場合、インセンティブフィーは全額運営権者に帰属し、運営権者・CMr・専門業者間の帰属分担は運営権者の裁量と考えて良いでしょうか。	募集要項等において示します。
109	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	オープンブック方式のイメージ図中、専門業者については入札により選定とされていますが、CMrについては運営権等が適切な選定基準に基づき選定することが出来ると理解して良いでしょうか。また、応募グループの構成企業、協力企業が単独あるいはJVの形でCMr業務を受託することは可能でしょうか。	募集要項等において示します。
110	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	オープンブック方式のイメージ図中、専門業者については入札により選定とされていますが、応募グループの構成企業、協力企業は専門業者として、測量、設計、工事を受託、受注することは可能でしょうか。	入札により適切な競争環境と透明性を確保すれば可能です。ただし、中立性を保つためCMrを構成する企業が専門業者になることは認めません。
111	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	改築業務の範囲は、県公表資料「南知多道路始め4路線における施設の整備及び改築」に示された工事範囲に一致し、また、想定事業費は同資料による各路線工事予算の合計(19,400百万円)であると理解して良いでしょうか。	募集要項等において示します。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
112	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CM方式	国土交通省のガイドラインによれば、CM方式はピュアCMとアットリスクCMに大別されています。どちらを選択するかは提案となるのでしょうか？	募集要項等において示します。
113	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		CM方式	CMRの選定基準はあるのでしょうか？	募集要項等において示します。
114	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	VEによる原価低減は、実費といつの時点のどの見積額とを比較するのでしょうか。	募集要項等において示します。
115	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	運営権者に付与されるインセンティブフィーとは、どのように算定され、いつの時点で支払われるのでしょうか。	募集要項等において示します。
116	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	「VEにより原価低減が図られた場合においては、運営権者にインセンティブフィーを付与する」とありますが、何と何の比較による原価低減かをお示ください。	募集要項等において示します。
117	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		改築業務	インセンティブフィーの付与方法(支払時期・方法、縮減額のうち付与される割合など)について、ご教示願います。	募集要項等において示します。
118	実施方針本文	1	(1)	ク	2)		(オープンブック方式のイメージ)	運営権者の出資企業(応募グループの構成企業)がコンストラクション・マネージャーに就くことは可能でしょうか。	募集要項等において示します。
119	実施方針本文	1	(1)	ケ			運営権存続期間の延長	「公社は～協議する」とされているが、公社が特措法上の許可を受ける等によって料金徴収期間が延長される場合には、「協議」ではなく、「延長された料金延長期間に準じて運営期間を変更するべく実施契約を変更する」として頂けないでしょうか。	基本的には、協議の上、運営権存続期間を延長することを前提として想定しています。
120	実施方針本文	1	(1)	ケ			運営権の存続期間の延長等	「公社が、特措法第10条又は…料金徴収期間が延長される場合」には、料金徴収期間の延長に合わせて、運営権存続期間は自動的に延長されるということでしょうか。それとも、運営権者との協議結果によっては、(料金徴収期間は延長されても、)運営権存続期間が延長されない場合もありうるという理解でよろしいでしょうか。	基本的には、協議の上、運営権存続期間を延長することを前提として想定しています。
121	実施方針本文	1	(1)	ケ			運営権存続期間の延長等	特措法第10条又は第11条の許可を受けるものとして、具体的に想定されている「改装等」の事案があればご教示ください。	現時点において具体的な想定はありません。
122	実施方針本文	1	(1)	ケ			運営権の存続期間の延長等	運営権の存続期間が延長される場合の運営権対価の取扱いをご教示頂いても宜しいでしょうか	運営権の存続期間が延長される場合には、協議の上、変更契約を締結することを想定しています。
123	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間の短縮	どのような計算方法で短縮期間が算出されるのでしょうか。	運営権設定路線において、公社の会計処理に従い、原則として事業資産残高から資産見返負担金を控除した額まで償還準備金が達した場合に償還完了となり、原則的には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。
124	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間の短縮	また「短縮される場合がある」との記載であり、「短縮される」とはなっていないことから、「短縮されない場合もある」という理解でよいでしょうか。	法令に従い、原則的に償還完了した場合には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。
125	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間の短縮	例えば、運営権対価の基準となる価額1,219億7,700万円に対して、応募者の提案額が1,500億円とした場合、上回る約280億円分、運営権の存続期間は短縮されるという理解でよいでしょうか。	基準となる価額を上回る分は早期償還の財源としないため、運営権存続期間が短縮されることは想定していません。
126	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等	徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了する場合というのは具体的にどのようなケースで生じますでしょうか(P33イで例示されている事由以外にありますでしょうか)。	運営権設定路線において、公社の会計処理に従い、原則として事業資産残高から資産見返負担金を控除した額まで償還準備金が達した場合には償還完了となります。現時点では、P33イの例示以外は想定していません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
127	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間短縮	民間意欲を削ぐことのないよう、運営権存続期間の短縮について十分配慮して頂くようお願い致します。	法令に従い、原則的に償還完了した場合には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。
128	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「ただし、～短縮される場合がある」とされているが、債務の償還等が完了した場合であっても、運営期間が短縮されない場合もあるということでしょうか。	法令に従い、原則的に償還完了した場合には、料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。
129	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	料金徴収期間の満了前に債務の償還等が完了した場合で、運営権の存続期間が短縮される場合がある、とありますが、どのような場合を想定されていますでしょうか。	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がる場合が想定されます。
130	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の設定存続期間	料金収入は運営権者が収受するもので、建設債務の償還には直接充てられるものではないとの理解で宜しいでしょうか？また、建設債務の償還には、運営権者が公社様に支払った運営権対価があてられるとの理解で宜しいでしょうか？従って、公社様が建設債務の償還を終了したからと言って、運営期間が短縮されるのは、著しく運営権者の利益を侵害するもので、運営期間が短縮された場合の運営権者の逸失利益については、運営権対価の減額などによって、補償されると理解して宜しいでしょうか？	公社の主要な収入は運営権対価収入となり、建設等に要した債務の償還に充てることになります。なお、早期償還時のリスク分担は、6(1)イ公社の事由により本事業の継続が困難となった場合をご参照ください。
131	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等	運営権の存続期間が短縮される場合があるとありますが、今後開示される実施契約書(案)等において、存続期間の短縮の考え方(例えば計画料金収入よりもある年次の実績が上回ったときの存続期間に与える影響など)が示されることを希望します。	運営権設定路線において、公社の会計処理に従い、原則として事業資産残高から資産見返負担金を控除した額まで償還準備金が達した場合に償還完了となり、原則的には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。例えば、需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がる場合が想定されます。
132	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「…運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある。」とありますが、今後、債務の償還計画/償還状況(債務残高)等は開示されるのでしょうか。	運営権設定路線毎の償還状況は、毎年度の公社決算の財務諸表等で確認できます。
133	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等について	「徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある。」とされていますが、料金収入は運営権者が自らの収入として徴収する仕組みとは整合しないようにも思えますが、どのように考えればよいですか。	公社の主要な収入は、運営権者が徴収した料金収入を原資とした運営権対価収入となります。その運営権対価により、建設等に要した債務の償還等を行うこととなります。
134	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等について	「徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある。」とございますが、これは想定した料金収入の+6%を超える料金収入があって早く償還が済むことを想定されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、他のリスク分担で公社が運営権者に支払う分があるとすると、償還期間が短くならない場合もあります。
135	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等について	公社想定より遥かに高い運営権対価が提案した者が運営権者に選定された場合、早く償還されることはあるのでしょうか。	基準となる価額を上回る分は早期償還の財源としないため、運営権存続期間が短縮されることは想定していません。
136	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等について	「償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある。」とありますが、これは事業収支に関わりますので、短縮される場合の具体的な想定ケースの例示、短縮する場合の短縮期間の考え方をご教示をお願いします。	想定ケースとしては、需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることにより、償還完了となる場合があります。短縮期間の考え方は、運営権設定路線において、公社の会計処理に従い、事業資産残高から資産見返負担金を控除した額まで償還準備金が達した場合に償還完了となり、原則的には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
137	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権存続期間の短縮	運営権存続期間の短縮は非常にインパクトのある事項であるため、事前に予見できるよう、短縮する場合の条件をあらかじめご教示願います。	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることにより、償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。
138	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「料金徴収期間の満了前であっても徴収した料金入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務償還が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある。」とありますが、それは収支が好転したことになり、運営権の存続期間が短縮されるのは経営上マイナスとなります。それが短縮される場合とは具体的にどのようなケースをお考えでしょうか。ご教示願います。	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることにより、償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。
139	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「ただし、料金徴収期間の満了前であっても、徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了した場合」とあり、当初計画と毎年実際の償還金が変わる(増加する)ことがあると理解しますが、それはどのような場合でしょうか。また、上記変更の実施について、運営権者が分かるのは、どのタイミングになるでしょうか。	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることにより、償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。また、今後の運営権設定路線毎の償還状況は、毎年度の公社決算の財務諸表等で確認でき、存続期間を短縮する場合は、あらかじめ情報提供することを想定しています。
140	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「料金徴収期間の満了前であっても、…債務の償還が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある」と書かれていますが、具体的にどのようなケースが想定されているのでしょうか。	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることにより、償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。
141	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	徴収した料金収入を持って運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある、とのことですが、開示いただいている収益・費用計画に基づく、公社の運営権設定路線毎の償還時期の予測スケジュールを開示いただくことは可能でしょうか。	開示している収益・費用計画に基づく償還時期は、現在示している運営権存続期間で満了することとなります。
142	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「徴収した料金収入をもって…債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある」とありますが、債務償還が完了した場合でも、運営権存続期間が短縮されないケースもあるということでしょうか。また、短縮されないケースがある場合、どのようなケースが想定されますでしょうか。	法令に従い、原則的に償還完了した場合には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。
143	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	運営権対価が運営権対価の基準となる価額(1,219.77億円)を上回った場合や、料金収入が「資料2 将来の収入及び支出の予測」における各年次の計画料金収入を6%を超えて上回った場合には、債務償還が進むことになるため、その範囲で運営権の存続期間は短縮されることになるという理解でよろしいでしょうか。	基準となる価額を上回る分は早期償還の財源としないため、運営権存続期間が短縮されることは想定していません。需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることにより、償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。
144	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権について	通行台数が増え、料金収入が増えた場合、運営権の期間が短縮されるのか。	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることにより、償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。
145	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権について	全ての運営権が終了した場合は、実施契約自体が終了するのか。	全ての運営権存続期間の満了後、所要の手続きを行ったうえで実施契約が終了します。
146	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		公社債務償還時の運営権について	公社債務償還のスケジュールは開示されるか。公社債務の償還スケジュールが繰り上げられることはあるか。	開示している収益・費用計画に基づく償還時期は、現在示している運営権存続期間で満了することとなります。今後の運営権設定路線毎の償還状況は、毎年度の公社決算の財務諸表等で確認できます。
147	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		公社債務償還時の運営権について	「運営権が短縮される場合がある」ということは、運営権の短縮が絶対の条件ではなく、本来の料金徴収期間まで存続する場合もあり得ると考えてよいか。そのための要件についてはどのような要件を想定しておくべきか。	法令に従い、原則的に償還完了した場合には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
148	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		存続期間等	料金収入は運営権者の収入ですので、基本的には運営権対価が償還原資になると思われ、その点において前倒し償還は考えづらいと思われま す。運営権期間が短縮されるケース(コンセッションの終了条件)について、 計算方法等含めてご教示いただけますでしょうか？	想定ケースとしては、需要変動リスクを超える料金収入の増加による、 公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積 み上がることに伴い、償還完了となる場合があります。短縮期間の考え 方は、運営権設定路線において、公社の会計処理に従い、事業資産残 高から資産見返負担金を控除した額まで償還準備金が達した場合に償 還完了となり、原則的には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存 続期間も短縮することを想定しています。
149	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の 存続期間等	「建設等に要した債務」が償還完了した場合に運営権を存続するか否 か、道路運営状況を踏まえ御社と運営権者にて協議を行うことは可能で しょうか。また早期終了の場合、運営権対価債務も同時に消滅するのと 認識でよろしいでしょうか。ご教示お願いいたします。	法令に従い、原則的に償還完了した場合には料金徴収期間が短縮され るため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。なお、早期 終了の場合の考え方は、ご理解のとおりです(P33イ参照)。
150	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	運営権の存続期間が短縮された場合のその後の措置についてご教示く ださい。(実施方針13P ツ2)に記載のある通り、包括委託契約の締結 対象となるのかどうか)	早期償還により運営権存続期間が短縮された路線を含め、料金徴収期 間満了後の路線は、原則的に県管理道路となりますので、最も長い運 営権の存続期間内の場合は、1(1)ツ2)の適用範囲内となります。
151	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		存続期間の短縮の ケース	存続期間が短縮するケースの具体的な例示をお願い致します。例えば、 想定需要の6%を超えた部分の料金収入が長年続き、それが償還原資 となって存続期間が短縮される、などが該当しますでしょうか？	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社 費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることに伴い、 償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。
152	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	運営権の存続期間が短縮される場合とは、具体的にどんな場合を想定 していますか？	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社 費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることに伴い、 償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。
153	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「料金徴収期間の満了前であっても、(中略)運営権の存続期間が短縮 される場合がある。」というのは、どのようなタイミングと仕組みによつて 決定されるのでしょうか。通行量が想定を上回る水準で伸び、料金収入 累計が一定量を超えた場合などでしょうか。	想定ケースとしては、需要変動リスクを超える料金収入の増加による、 公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積 み上がることに伴い、償還完了となる場合があります。短縮期間の考え 方は、運営権設定路線において、公社の会計処理に従い、事業資産残 高から資産見返負担金を控除した額まで償還準備金が達した場合に償 還完了となり、原則的には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存 続期間も短縮することを想定しています。
154	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「料金徴収期間の満了前であっても、(中略)運営権の存続期間が短縮 される場合がある。」とありますが、償還すべき建設費と償還準備積立 金の算出・管理、国への報告(もし必要であれば)、償還時期の判断等 はどのような手順・手続きで行われるのでしょうか。	当該路線の収支から償還準備金が建設に要した費用に到達する見込 み時期を推測し、時期の到来に間に合うように県(道路管理者)の同 意、議会の議決を経て、国へ変更認可の申請を行います。
155	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等 1) 運営権の存続期間	「徴収した料金収入をもって」とあることから、運営権対価の多寡は運営 権設定路線の料金徴収期間の長短に影響するものではないということ を確認させて頂いても宜しいでしょうか	基準となる価額を上回る分は早期償還の財源としないため、運営権存 続期間が短縮されることは想定していません。
156	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等 1) 運営権の存続期間	「徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の 償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合があ る」とあるが、短縮された場合に運営権者に生じる収益機会の喪失及び 資金調達の変更により生じる損失の取り扱いを教えて頂いても宜しいで しょうか	早期償還時のリスク分担は、6(1)イ公社の事由により本事業の継続が 困難となった場合に示しています。
157	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等	債務償還した後は存続期間が短縮される場合があるとありますが、償 還後でも続けることも可能との理解で宜しいでしょうか(任意事業で収益 を取れる場合等)	法令に従い、原則的に償還完了した場合には料金徴収期間が短縮され るため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。なお、早期 償還により運営権存続期間が短縮された路線を含め、料金徴収期間満 了後の路線は、原則的に県管理道路となりますので、最も長い運営権 の存続期間内の場合は、1(1)ツ2)の適用範囲内となります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
158	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	運営権の存続期間について短縮の可能性がござりますが、各路線毎に期間が変わるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権設定路線毎に判断されます。
159	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	運営権が存続期間が短縮された場合、運営権の対価はどのように扱われるのでしょうか。また、期間の決定においては事業者との協議は行われるのでしょうか。	早期償還時のリスク分担は、6(1)イ公社の事由により本事業の継続が困難となった場合をご参照ください。なお、法令に従い、原則的に償還完了した場合には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。したがって、協議事項とは想定していません。
160	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	原理原則の確認ですが、仮に一時金が償還必要額と同額となった場合は、運営開始と共に料金徴収は終了するということになるのでしょうか。料金徴収期間満了前に債務償還が完了しても、運営権の存続期間が短縮されない場合があるとすれば、それはどのような場合でしょうか	公社は存続期間をもって収益認識しますので一時金として受領したら即ち早期償還とはなりません。法令に従い、基本的に償還完了した場合には、料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。
161	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「料金徴収期間の満了前であっても、徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある」とありますが、具体的にどのような条件の場合が想定されているのでしょうか。また、期間の短縮についてどのような手続が想定されているのでしょうか。	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることにより、償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。料金徴収期間の短縮は、愛知県議会の議決や国の許可等を得る必要があります。
162	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「料金徴収期間の満了前であっても、徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある」とありますが、応募者の運営権対価額によって短縮されることはないとの理解で良いでしょうか。	基準となる価額を上回る分は早期償還の財源としないため、運営権存続期間が短縮されることは想定していません。
163	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)	1)	1) 運営権の存続期間	料金徴収期間の満了前に運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了し、運営権の存続期間が短縮された場合、運営権者の金融機関に対する残債務返済が滞る恐れがあります。その可能性への対処方針について御教示下さい。	早期償還時のリスク分担は、6(1)イ公社の事由により本事業の継続が困難となった場合に示しています。
164	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間等	料金収入が想定通りのものであっても、運営権対価が高いことに起因して、期間満了前に債務の償還等が完了した場合に、運営権の存続期間が短縮される場合があるのでしょうか。	基準となる価額を上回る分は早期償還の財源としないため、運営権存続期間が短縮されることは想定していません。
165	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	運営権の存続期間が短縮された場合であっても、実施契約時に定められた運営権対価の支払スケジュールは変更されないとの理解でよろしいでしょうか。	運営権存続期間の短縮の際には、必要に応じて、協議の上、運営権対価や支払いスケジュール等の見直しを行うことを想定しています。
166	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		債務の償還	「徴収した料金収入をもって…完了した場合は」とあるが「運営権対価の支払いをもって…」ではないのか	公社の主要な収入は、運営権者が徴収した料金収入を原資とした運営権対価収入となります。その運営権対価により、建設等に要した債務の償還等を行うこととなります。
167	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	債務の償還等について、運営権単位毎の残債を公表願います。	運営権設定路線において、公社の会計処理に従い、事業資産残高から資産見返負担金を控除した額まで償還準備金が達した場合に償還完了となり、原則的には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。償還満了の基準となる事業資産残高及び資産見返負担金は守秘義務対象資料にて示しています。
168	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合があると記載されていますが、附帯事業や任意事業に関しても同様に短縮されるのでしょうか。	附帯事業については募集要項等において示します。任意事業については、その時点で、法令等に基づき、協議することを想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
169	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	事業資産として計上されている「道路価格」と「償還準備金」について、運営権設定路線別に開示願います。【理由】運営権毎の残債が公表されなければ入札価格が設定できないため。	運営権設定路線において、公社の会計処理に従い、事業資産残高から資産見返負担金を控除した額まで償還準備金が達した場合に償還完了となり、原則的には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。償還満了の基準となる事業資産残高及び資産見返負担金は守秘義務対象資料にて示しています。
170	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	「運営権の存続期間が短縮される場合がある」とありますが、短縮されるケースとは具体的にどのようなケースを想定されているか、ご教示ください。	需要変動リスクを超える料金収入の増加による、公社の増収や、公社費用の減少により償還準備金が想定より早期に積み上がることにより、償還完了となり、運営権存続期間が短縮されることを想定しています。
171	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	逆に、料金徴収期間が満了しても、徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了しない見込みとなった場合には、運営権の存続期間が延長される場合があるのでしょうか。	料金徴収期間内に建設等に要した債務の償還等が完了しない場合でも、料金徴収期間満了後は原則無料開放となるため、運営権存続期間を延長することは想定していません。
172	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	①短縮される場合には、運営権者との協議と合意が前提になるとの理解で良いでしょうか。②短縮された場合に当初の運営期間に基づいて算定された運営権対価も当初の運営権対価算定方式に基づき変更されるという理解で良いでしょうか。1(1)ケ2「運営権存続期間の延長等」では「…実施契約の変更を協議する…」とあり、運営権の存続期間の短縮にあっても運営権者との協議事項とすべきと考えます。	早期償還時のリスク分担は、6(1)イ公社の事由により本事業の継続が困難となった場合をご参照ください。なお、法令に従い、原則的に償還完了した場合には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。したがって、協議事項とは想定していません。運営権対価の見直しは、必要に応じて行うことを想定しています。
173	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間(ただし書)	運営期間が短縮される場合として、徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了した場合と記述があります。この場合には、道路事業損失引当金(路線別)が充当されることは無いという理解で良いでしょうか。	徴収した料金収入をもって債務の償還が完了した場合は道路事業損失補てん引当金が充当されることはありません。
174	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営期間の変更による収益への影響	事業努力により交通量が増加すると早期償還により運営期間が短縮される場合がありますが、これにより運営権者は利益機会を失うこととなります。この場合の補償の考え方は、「6(1)イ 公社の事由により本事業の継続が困難となった場合」に準じるのでしょうか。	早期償還時のリスク分担は、6(1)イ公社の事由により本事業の継続が困難となった場合に該当します。
175	実施方針本文	1	(1)	ケ	1)		運営権の存続期間	料金徴収期間満了前でも、債務償還完了等により運営権の存続期間が短縮される場合があるとのことですが、運営権者としては運営努力の結果生じた増収が運営期間の短縮に繋がってしまうこととなり受け入れ難い事項となります。公社としてのお考えをお聞かせ下さい。	運営努力の結果生じる増収は、1(1)セ2)に示すように6%の範囲内は運営権者の帰属となります。6%の率は過去の交通量予測と実績を踏まえ、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えております。
176	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		大規模更新の必要性の判断基準	大規模更新が必要かどうかの判断は、(i)公社が行うのか、又は(ii)運営権者が判断し、公社に提言するのでしょうか。	運営権者が提出する点検結果、あるいは判断結果に基づき、最終的な判断は公社が実施します。
177	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権の存続期間の延長等	運営権存続期間が延長されるケースでは運営権の価格ならびに支払方法が変更になると理解で宜しいでしょうか。	必要に応じて、協議の上、運営権対価及び支払方法等の見直しを行うことを想定しています。
178	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権の存続期間の延長等	運営権存続期間が短縮されるケースでは運営権の価格ならびに支払方法が変更、ならびに実施契約の協議を変更するという理解で宜しいでしょうか。	運営権存続期間の短縮の際には、必要に応じて、協議の上、運営権対価や支払いスケジュール等の見直しを行うことを想定しています。
179	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権の存続期間延長	民間意欲を削ぐことのないよう、運営権存続期間の延長について十分配慮して頂くようお願い致します。	改築等が必要となり、公社が特措法に基づき料金徴収期間を延長する場合は、運営権存続期間が延長されることはあります。
180	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		大規模更新	大規模更新の際の費用負担は公社負担となりますでしょうか。また、運営権の対価の額について変更はございますでしょうか。	現時点で想定していない大規模更新の費用負担は、リスク分担表No.61のとおりです。その時点で必要に応じて運営権対価の見直し等を行うことを想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
181	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長等	実施契約の変更の協議において、運営期間の延長を運営権者が拒否しても宜しいでしょうか？または最大延長されても30年ということでしょうか？	基本的には、協議の上、運営権存続期間を延長することを前提として想定しています。なお、新たに必要となる改築等の費用等により延長する料金徴収期間が決まるため、現段階では期間の想定はできません。
182	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長等	実施方針に示される改築業務の実施に伴い、対象となる路線の運営権存続期間は延長されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、何年間の延長が見込まれるか、ご教示ください。	改築業務を行うことにより、その建設等に要する債務が生じるため、知多4路線の料金徴収期間を別紙1に示した平成58年3月31日まで延長する認可を取得しました。
183	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長等	料金徴収期間が延長される要件等をご教示いただけますか	新たに必要となる改築等により当該路線の債務が増加し、現在の料金徴収期間では、その債務額を償還することができない場合が想定されます。
184	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長等について	改築等により、運営権存続期間の延長等が考えられる施設とは、記載されている「道路」や「橋梁」以外に具体的に想定されている施設はありますか。ある場合、今後、開示される資料に明記されますでしょうか。	実施方針に記載している「道路」や「橋梁」以外の施設は、現時点では想定していません。
185	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長等について	料金徴収期間が延長される場合、運営権対価の見直しはあるのでしょうか。また、料金収入の事業者側の受領に関し当初の実施契約は引き継がれるのでしょうか。加えて、存続期間延長に伴い、施設の老朽化で維持管理費用が当初想定より増加すると思われそうですが、その時点で維持管理費対価に関し再協議がなされるものと考えてよろしいでしょうか。万が一、協議が整わない場合は事業終了となるのでしょうか。	必要に応じて、協議の上、運営権対価等の見直しを行うことを想定しています。なお、料金収入の事業者側の受領については、当初の契約を引き継ぐことを想定しています。
186	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		改築等の具体的内容について	「道路の改築や、橋梁の改築更新などの大規模更新」との記載がありますが、具体的な内容をご提示いただけませんか。	現時点において具体的な想定はありません。
187	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権の存続期間	「運営権存続期間中において、道路の改築や、橋梁の改築更新など大規模橋梁などの大規模更新(以下「改築等」という。)が必要となり」と記載されていますが、その必要性の判断は誰(どなた)がするのでしょうか。ご教示願います。	運営権者からの点検結果の報告、提案等を受け、公社が適切に判断します。
188	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権の存続期間	「公社が特措法第10条又は11条の許可を受ける等によって料金徴収期間が延長され場合」と記載されていますが、期間が延長されなかった場合でも改築等を行うのでしょうか。またその時は費用の負担は誰(どなた)がするのでしょうか。ご教示願います。	料金徴収期間が延長されなかった場合でも当該改築等が必要であると公社が判断する場合は、要求水準を変更して運営権者に実施を求める場合があります。なお、改築等の費用は、公社が負担することを想定しています。
189	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長等	実施契約の変更協議において、存続期間の延長は、最長でいつまで(例:知多4路線の存続期間終了期日を超えない日まで)になるのかお示し下さい。	新たに必要となる改築等の費用等により延長する料金徴収期間が決まるため、現段階では存続期間終了期日の想定はできません。
190	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長等	運営権存続期間が延長された場合、運営権対価の見直しは行われるのでしょうか。ご教示ください。	必要に応じて、協議の上、運営権対価等の見直しを行うことを想定しています。
191	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		大規模更新工事	運営権存続期間が延長される場合の「大規模更新工事の定義」と「料金徴収期間延長の決め方」をご教示いただけますでしょうか。	大規模更新とは、9(26)のとおりです。料金徴収期間の延長については、新たに必要となる改築等の費用等により決まります。
192	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長等	「料金徴収期間が延長される場合、(中略)実施契約の変更を協議するものとする。」とありますが、これは、運営権の事業期間が延長される可能性があるということでしょうか。また、「協議」ということは、当該延長を拒否できる選択肢があるということでしょうか。	新たに改築等が必要となり、公社が特措法に基づき料金徴収期間を延長する場合は、運営権存続期間が延長されることはあります。なお、基本的には、協議の上、運営権存続期間を延長する前提として想定しています。
193	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長	改築更新などの大規模更新等の改築を本意行に含めるための契約変更を協議とありますが、大規模更新が発生した際は、当該業務も本事業の業務(業者選定等)に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の費用は公社が負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	将来新たな大規模更新が生じた場合は、本事業に含めるための実施契約の変更を協議することを想定しています。この場合の費用は、リスク分担表No.61のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
194	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権存続期間の延長等	大規模更新の必要性は公社が判断するのでしょうか。また、運営権者からの提案、申請により、公社と協議を行い、最終的に公社が判断する等、どのような手順が想定されているのでしょうか。	必要に応じて運営権者の提案を受けて、公社が判断します。
195	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		2)運営権存続期間延長等	道路の改築や、橋梁の改築更新などの大規模更新は、必要の可否についてはどのように決定するのでしょうか。	公社が適切に判断します。
196	実施方針本文	1	(1)	ケ	2)		運営権の存続期間の延長等	事業期間の延長に際しては、協議することが前提となっておりますが、事業期間の短縮に際しては協議は行われのでしょうか。	法令に従い、原則的に償還完了した場合には料金徴収期間が短縮されるため、運営権存続期間も短縮することを想定しています。
197	実施方針本文	1	(1)	コ			料金の額の設定	特措法第10条又は第11条に基づき国土交通大臣許可を受けた料金の額の上限内であれば、料金の額の設定は公社への届け出のみで足りるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	実施方針本文	1	(1)	コ			料金施策に関する提案のタイミング	「優先交渉権者の選定の過程」との記載ですが、P19,18行目,項目2(5)オに記載の④利用者サービス向上として提案するものとの理解でよいでしょうか。	募集要項等において示します。
199	実施方針本文	1	(1)	コ			「議会」の定義	「愛知県議会」との理解でよいでしょうか。	知多4路線については「愛知県議会」及び「名古屋市会」、その他4路線については「愛知県議会」になります。
200	実施方針本文	1	(1)	コ			道路占用料	公社において徴収し、公社に帰属すると記載されていることか、運営権者のPLIには反映されないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、運営権者が実施する事業において道路占用料が生じた場合は、運営権者の費用となります。
201	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	料金の上限が国土交通大臣認可を受けた額を超える場合に、議会の議決を経る必要があるとのことですが、議会の議決を経る際は、公社が窓口となり調整して頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、リスク分担などにおいて値上げがあらかじめ認められているケースで議会等の反対により値上げを実施できない場合には、「リスク分担表-共通-法制度リスク-許認可の取得(No.8)」に基づき、公社が当該減収分を負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	国と議会は公社が窓口になります。あらかじめ認められているケースはありません。
202	実施方針本文	1	(1)	コ			上限を超える料金提案	蓋然性の高い事業計画策定のため、上限料金を超える料金提案について、競争的対話等を通じて国土交通省と提案の実現性について事前に協議する機会を設けて頂けますでしょうか。	提案の内容を見て検討します。
203	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	審査書類提出から事業開始迄の期間に、公社によって料金の上限額が引き下げられない旨を明記頂けないでしょうか？明記できない場合、そのような事象が起きた際には、運営権対価を見直すように設定ください。	現時点で事業開始までに許可を受けている料金の上限額を変更することは、想定していません。
204	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	料金施策に関する提案を優先交渉者の選定の過程において受け付けると記載されていますが、これは一次審査若しくは二次審査の審査資料内で提案し、優先交渉者となった者の提案を採用するという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、値上げに関しては公社において合理的判断などから必要性を判断し、必要性が認められた場合には、公社より国土交通大臣に許可申請を行い、国土交通大臣の事業変更許可等が得られれば可能です。
205	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	公社様が国土交通大臣許可を頂いた料金を下げる場合の、限度額などがあればご教示下さい。	公社が、現時点で国土交通大臣の許可を受けた料金を下げることは、想定していません。なお、運営権者が設定する料金については、下限額はありません。
206	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	議会の議決を経たうえで公社が改めて国土交通大臣に許可を申請するところありますが、想定される手続き期間・手続き方法の概要について、可能な限り示されることを希望します。	公社が、国土交通大臣に申請し許可を受けることとなります。その前提として議会の議決が必要となります。手続き期間は、法令等で定められていないため、必要に応じて速やかに行うこととなります。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
207	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	公権力の行使に伴う道路占用料などの収入とは、具体的にどのようなものでしょうか	道路法第32条(道路法施行令第19条)及び第39条をご参照ください。
208	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	料金の徴収方法を変更することは可能でしょうか。例えば、業務の効率化を図るため、自らの投資により、現在有人のゲートを投げ入れタイプ等へ変更すること等は、可能でしょうか。	徴収方法を投げ入れタイプ(料金自動収受機等)へ変更することは、区間料金制を採用している路線では可能です。
209	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	イベント等による道路利用に対する収入は、運営権者に帰属するものと考えよろしいでしょうか。	イベント自体の収入は運営権者に帰属しますが、道路の料金収入は需要変動リスクの対象となります。
210	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	料金施策に関する提案をした場合、履行義務はございますか。	ご理解のとおりです。
211	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「公権力の行使に伴う道路占用料(特措法第33条)などの収入については、公社に帰属するもの」と記載がありますが、道路占用料の具体的事例をご教示願います。また、公権力の行使とはどのような場合を指すのか具体的にご教示ください。	占用の事例は実施方針資料7P31以降に示すとおりです。公権力の行使とは、道路法第32条(道路占用許可)、同法第48条の5(連結許可)及び同法第58条(原因者負担金)等を示します。
212	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「公権力の行使に伴う道路占用料(特措法第33条)などの収入については、公社に帰属するもの」と記載がありますが、運営権設定後、民間運営に切り替わることにより、これまで占有料等が発生していなかったものに対して費用が発生するものはございますか。	切り替わりにより費用が発生するものはないと考えています(運営権者による新規での占用申請分については、発生する場合があります)
213	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「運営権者が、料金の額を設定するにあたってはPFI法第23条2項に基づき、あらかじめ公社に届け出なければい。」と記載されていますが、あらかじめとはいつでしょうか。提案時には自分たちの設定料金をもとに提案するので、これは提案時ということになるのでしょうか。ご教示願います。	優先交渉権者の選定の過程において受け付けた提案に基づき、実施契約締結から運営開始までの間に届け出るものとします。
214	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	料金の値上げ、値下げのレンジはどれだけになるか、想定範囲を提示ください。	料金値下げについて限度額はありません。値上げについては、値下げと組み合わせることにより一定期間を過ぎれば利用者に理解が得られるような料金体系となっており、国土交通大臣の許可等を得る必要があります。
215	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「一定期間を過ぎば・・・」とあるが現実実施してみなければわからないと思います。実施の前に試行期間を設け、その状況により手続きの可否を判断することは可能でしょうか。	料金値上げについては、国土交通大臣の許可等が必要となりますので、試行することはできません。
216	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「あらかじめ議会の決を経たうえで」とありますが、議会の承認をえられない結果その提案が認められず、加点が下がり、優先交渉権の順位に影響がある、ということはあるのでしょうか。ご教示願います。	値上げを前提とした提案で、認可の蓋然性が低い場合は、評価は難しいものと考えます。
217	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	公権力の行使に伴う道路占有とはどのような場合を指すのでしょうか。	公権力の行使とは、道路法第32条(道路占用許可)、同法第48条の5(連結許可)及び同法第58条(原因者負担金)等を示します。
218	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	コ項の第4段落末尾に「あらかじめ議会の議決を経たうえで、公社が改めて国土交通大臣に許可を申請する。」との記載がありますが、議会否決や不許可等の場合、提案時点で民間側が想定している収入が変動することになりますが、その官民リスク分担はどうなるのでしょうか。(p11の2)項にある6%ルールとの関係も含めてどのようになるのでしょうか。	許認可の蓋然性が低い利用料金について、公社でリスクを負担することはできないものと考えます。
219	実施方針本文	1	(1)	コ			道路占用料	事業者が事業区域内の法面や残地等を活用した発電等収益事業を実施する場合は、運営権の範囲内で、公社に道路占用料を支払う必要はないという理解でよろしいでしょうか。	事業区域内であれば納付が必要です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
220	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	例示いただいている「一定期間を通せば利用者に理解の得られる料金体系」について、議会の議決を経る場合、どのようなフローで、またどの程度の期間を経て議決に至るのでしょうか。また、斯様な提案をした場合、確実に実施可能な単純な割引施策と比較して実現可能性が低いとしてネガティブな評価となるのでしょうか。	運営権者の提案に基づき、公社が必要と判断した場合は、公社が県に依頼し、愛知県議会の議決を得ることになります(知多4路線は名古屋市会の議決も必要)。手続き期間は、法令等での定めがないため、必要に応じて速やかに行うこととなります。なお値上げを前提とした提案で、認可の蓋然性が低い場合は、評価は難しいものと考えます。
221	実施方針本文	1	(1)	コ			料金について	自らの収入としてということは、通行料は売上として課税処理されるのか。	課税に関する判断は応募者において適切にご判断ください。
222	実施方針本文	1	(1)	コ			料金について	各種の料金割引は継続する前提か。	継続する前提で事業許可変更の認可を取得しています。
223	実施方針本文	1	(1)	コ			上限を超える料金設定と議会承認	「議会の議決」とあるが、愛知県議会を指すのか。	知多4路線については「愛知県議会」及び「名古屋市会」、その他4路線については「愛知県議会」になります。
224	実施方針本文	1	(1)	コ			道路占有料	高架下の空き地を有効利用した場合、賃料等は発生するのでしょうか？その場合、賃料等の金額が決まっていればご教示いただければと思います。	道路区域内であるため、占有料が発生します。占有料は道路法第39条をご参照ください。
225	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	H27/7/31におけます大村知事プレゼン時のご配布資料などを参考にさせていただきますと、「国土交通大臣許可を受けた料金の額」とは、現在設定されている料金の額と理解できますが、この理解でよろしいでしょうか。	基本的には現在設定している料金ですが、国の事業変更許可を得たことにより、事業の開始にあたっては、空港連絡道路の料金を半額にすること、知多半島道路にて通勤時間帯割引を実施することを前提としています。
226	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	公権力の行使に伴う道路占有料などの収入とは具体的に何をさすのか、開示頂きたい。	道路法第32条による道路占有許可に基づく、道路法施行令第19条の道路占有料になります。
227	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「公社が国土交通大臣許可を受けた料金の額」とは現在の料金という理解でよいか。	基本的には現在設定している料金ですが、国の事業変更許可を得たことにより、事業の開始にあたっては、空港連絡道路の料金を半額にすること、知多半島道路にて通勤時間帯割引を実施することを前提としています。
228	実施方針本文	1	(1)	コ			届け出の受理の条件	「運営権者が、料金の額を設定するにあたっては、PFI法第23条第2項に基づき、あらかじめ、公社に届け出なければならない」とありますが、届け出の受理において何かしらの条件があればご教示ください。	国土交通大臣許可を受けた料金の額の上限以内に収まっていること等を確認するものとします。
229	実施方針本文	1	(1)	コ			道路占有料の徴収	道路占有料が徴収される場合とは、既存のPAを想定しているのでしょうか？	既設PAに限らず、事業区域内の任意事業も占有料が発生する可能性はあります。
230	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	端的に述べると、「期間を限定し、かつ議会の議決を経たうえでなければ、料金を値上げすることはできない。」ということでしょうか。	値上げを前提とした提案で、認可の蓋然性が低い場合は、期間を限定したとしても評価は難しいものと考えます。なお、料金値上げについては、議会の議決や国土交通大臣の許可が必要となります。
231	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「議会の議決を経たうえで」とあるが、議会とは具体的にどの組織体を指すのか？また、どのような場合に議会の議決が必要になるのか？過去に議会により料金変更が認められなかったケースがあれば、そちらも併せて示して頂いても宜しいでしょうか	知多4路線は愛知県議会及び名古屋市会で、その他の路線は愛知県議会です。議会の議決が必要となる場合は、料金の変更などですが、道路整備特別措置法第16条をご参照ください。なお、議会の議決は、その時点での議会の判断となります。過去に同意を得られなかったケースとして、平成元年の消費税転嫁の料金改定が名古屋市及び同市議会において同意を得られませんでした。その後同意を得て平成4年4月に料金改定しました。
232	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	弾力的に料金の額を設定とありますが、過去及び現在、運用した弾力的料金設定があれば、公表願います。	現在まで公社において弾力的な料金改定の事例はありません。
233	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	割引料金に関する提案については、優先交渉権者の選定の過程において受け付けることとなっておりますが、これに加え、事業期間中に新たな施策を提案することを認めて頂けますでしょうか。	事業期間中において新たな施策を提案いただくことは可能です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
234	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	優先交渉権の選定の過程において料金施策に関する提案を受け付けることを想定しているかとありますが、運営を行っている中で新たな施策を提案することも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	大臣許可を受けた範囲であれば、原則として料金変更は公社への届出のみで、運営権者の判断で料金施策を変更することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
236	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「一定期間を通せば道路利用者の負担増にならない仕組みになっているなど、利用者に理解を得られる料金体系となっている場合は、議会議決を経たうえで、公社が許可を申請する」とありますが、「道路利用者の負担増にならない仕組み」については必ずしも年間料金収入の総額が下がることが条件ではないと理解してよいでしょうか。	一定期間を通せば道路利用者の負担増にならないことが条件となります。料金の上限を超える料金体系の変更に伴い年間料金収入の総額が増加することは、道路利用者の負担が増加していると判断されます。
237	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「料金施策に関する提案がある場合には、優先交渉権者の選定の過程において受け付ける」とありますが、提案の良否も含めて事前に判断していただけるということでしょうか。また、選定過程以降(運営権存続期間中)に提案することはできないのでしょうか。	料金施策の提案については、選定の過程で評価します。また、事業期間中において新たな施策を提案いただくことは可能です。
238	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「議会の議決」とは愛知県議会の議決でしょうか。かかる「議会の議決」を要する根拠条文等を御教示下さい。このほかに、本事業に関して、「議会の議決」を必要とする手続き等はございますでしょうか。	知多4路線は愛知県議会及び名古屋市会で、その他の路線は愛知県議会です。議会の議決が必要となる場合は、料金の変更などですが、道路整備特別措置法第16条をご参照ください。
239	実施方針本文	1	(1)	コ			公権力の行使に伴う道路占用料	公権力の行使に伴う道路占用料はどのような事態が生じたときに発生するのでしょうか？	道路法第32条に基づき、道路管理者(公社)が許可を出した物件に対し、道路法施行令第19条に基づき道路占用料を徴収することです。
240	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	現時点で、公社が、特措法第10条又は第11条に基づき国土交通大臣許可を受けている料金の額を運営権設定路線毎に公表願います。	基本的には現在設定している料金ですが、守秘義務対象資料2-1「料金表」をご参照ください。
241	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	料金の額を公社へ届け出てから、その料金が適用されるまでの期間はどの程度かかりますか。	今まで例がないため確定はできませんが、現在の通行料金以内であれば、届出を出してから1か月ほどは必要と思われます。議会の議決が必要な案件であれば、更に期間がかかります。また、金額を上げるような提案であれば、相当な打合せ期間が必要となると思われます。
242	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	優先交渉権者の選定の過程とは、実施方針P.16選定の手順及びスケジュール(予定)のうち、どの過程を指すのでしょうか。	1次提案及び2次提案にて受付することを想定しています。
243	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「…一定期間を通せば利用者に理解が得られるような料金体系…」の一定期間とは、どの程度の期間でしょうか。	提案の内容によるものと考えています。現時点で具体的に想定している期間はありません。
244	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	現時点で、公社が国土交通大臣に許可を申請している料金体系はありますか。あれば運営権設定路線毎に公表願います。	現時点で変更許可の申請は実施していません。
245	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	道路占用料が生じる道路占用の可否判断は、道路占用を要望する者と運営権者との協議により、行われるのでしょうか。	道路占用を要望する者(運営権者を含む)と公社の間で協議することとなります。
246	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	長期に渡り、道路占用がなされ、運営権者に損害が発生した場合、その損害は誰が負担するのでしょうか。	原則として発生した損害の原因者が負担することを想定しています。
247	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「運営権者が、料金の額を設定するにあたっては、PFI法第23条第2項に基づき、あらかじめ、公社に届けなければならない」とありますが、具体的にいつまでに届けなければならないのでしょうか。	優先交渉権者の選定の過程において受け付けた提案に基づき、実施契約締結後に届け出るものとします。なお、事業期間中においても新たな提案を頂くことは可能です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
248	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「優先交渉権者の選定の過程において受け付けることを想定している」とありますが、具体的にP16の「選定手順及びスケジュール(予定)」のどの期間を指しているのかお示しください。	1次提案及び2次提案にて受付することを想定しています。
249	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	「一定期間を通せば利用者に理解が得られるような料金体系となっている場合は…」とありますが、「一定期間」とはどの程度の期間を想定しているのかお示しください。	提案の内容によるものと考えています。現時点で具体的に想定している期間はありません。
250	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	事業区域内における公権力の行使に伴う道路占用については、道路管理者から権限委譲を受けている公社が許可するものと認識しているが、運営権者以外の者に対して占用許可をすることがあり得るのでしょうか。	運営権者以外の者に対して、法令に基づき占用許可をすることはあります。
251	実施方針本文	1	(1)	コ			料金に関する事項	上記があり得る場合①どのようなケースが想定されるのか。②事前に占有希望者と運営権者の協議を要することになるのか。③占有期間は最長どの程度を想定しているのか。④道路占用により運営権者が損失を被る場合、誰が損失を負担することになるのか。についてお示しください。	①道路法施行令第19条をご参照ください。②基準が満たされれば許可するものであり、協議するものではありません。③道路法施行令第9条をご参照ください。④原則として損失の原因者が負担することとなります。
252	実施方針本文	1	(1)	コ			料金の値下げについて	知事公約(知事マニフェスト)において、「国際空港連絡道路の料金の値下げ」が公約されているが、値下げが条件か。値下げ金額と時期の詳細について教えてください。	中部国際空港連絡道路の料金値下げは、既に事業変更許可を得たものであり、値下げは必須です。具体の額と時期については守秘義務対象資料2-1「料金表」のとおりです。
253	実施方針本文	1	(1)	サ	1)		事業範囲	法令に反しない限り、運営権者が、自己の責任と費用で、運営権設定対象施設に関わる要求水準以上の設備投資(標識の設置や照明の設置など)を実施することは可能でしょうか。可能である場合、特定の手続きは必要になるのでしょうか。	自己の責任と費用で実施することは可能ですただし、道路管理者である公社に対し、事前に協議をしてください。
254	実施方針本文	1	(1)	サ	1)		運営権設定路線の維持管理・運営業務について	「①交通管理業務」「④危機管理対応業務」に関して、『道路運営に係る業務内容及び業務量』5頁、17行(平成27年4月開示資料)では、「公社指示による」という記述がございます。この記述どおりと認識してよろしいでしょうか。	交通管理業務は交通指令(公社職員)の指示により実施する業務です。危機管理対応業務は業務により交通指令(公社職員)またはその他公社職員の指示による業務としていますが、緊急業務等(巡視業務等)においては公社の指示を待たずに実施することがあります。
255	実施方針本文	1	(1)	サ	1)		交通管制業務	交通管制業務について、公社からのご指示等関与はどの程度あるのでしょうか。また、公社からご出向いただいた職員の方にはお願いすることは可能でしょうか。	公社の関与については、資料1(要求水準書(案))をご参照ください。公社からの出向職員の配置については、競争的対話等の結果によるものと考えます。
256	実施方針本文	1	(1)	サ	1)		事業範囲の分担	事業範囲は全て運営権者の分担となるのでしょうか。前回の説明会では公社と運営権者の分担があるとの説明だったと認識しております。	本項に示す事業範囲は全て運営権者が実施するものとします。業務内容は、要求水準書(案)〈維持管理・運営業務編〉をご参照ください。
257	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	運営権設定路線の維持管理・運営業務	県と既存業者との契約は年度末(H28.3)であり、SPCと業者との契約はH28.9(10月より運営開始)と考えますが、この場合、途中で契約者、契約条件が変更となりますが、県と既存業者との契約について、途中契約解除可能となっていますか。	募集要項等において示します。
258	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	運営権設定路線の維持管理・運営業務	運営権設定に伴い新たに生じる引継業務・セルフモニタリング・公社への報告業務以外に、運営権者に業務が移管することに伴い、従来より厳しい要求水準が課せられるような業務はありますか。	維持管理・運営業務の要求水準書は、現在公社が行っている業務と同水準としています。
259	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	運営権設定路線の維持管理・運営業務 ①交通管理業務 ②危機管理対応業務	①交通管理業務(道路巡回業務、交通管制業務)、④危機管理対応業務(災害対策活動業務、通行規制業務、道路啓開業務等)は、公社の指示のもと実施することによろしいでしょうか。	交通管理業務は交通指令(公社職員)の指示により実施する業務です。危機管理対応業務は業務により交通指令(公社職員)またはその他公社職員の指示による業務としていますが、緊急業務等(巡視業務等)においては公社の指示を待たずに実施することがあります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
260	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	運営権設定路線の維持管理・運営業務	維持管理・運営業務にサイクリングロードの維持、修繕は含まれるのでしょうか？含まれる場合、サイクリングロードの延長と幅員及び仕様等について、情報の開示をお願いします。	知多半島サイクリングロードは公社の管理ではありませんので維持管理運営業務に含まれません。
261	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	危機管理対応業務について	「道路啓開業務等」が必要となるほどの災害は、社会通念上考えられる以上の災害に該当するものと思料します。これは公社のリスクになると考えますが、これに伴う費用は公社負担で宜しいでしょうか。	リスク分担表(不可抗力リスク、自然災害)に示す軽微な範囲を超える場合は公社負担です。
262	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	運営権設定路線の維持管理・運営業務について	「⑥引継業務」は、どの程度の期間を想定しているのでしょうか。また、引き継業務の内容はどのようなことを想定されているのでしょうか。	資料1(要求水準書(案))をご参照ください。
263	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	運営権設定路線の維持管理・運営業務	事業範囲に橋梁等の点検業務が含まれていますが、診断・判定については道路管理者の公社が実施するという理解で宜しいでしょうか。	橋梁点検業務は点検要領に基づき実施する全て(点検、診断・判定)を含むため、運営権者において実施してください。
264	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	交通管理業務、危機管理対応業務	運営権者が担うとされている交通管制業務や危機管理対応業務について、管理者との役割分担が曖昧になりがちです。要求水準書等で明示していただくことをお願いいたします。	資料1(要求水準書(案))をご参照ください。
265	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	通行規制業務	通行規制業務、道路啓開業務について、同上	公社の関与については、資料1(要求水準書(案))をご参照ください。公社からの出向職員の配置については、協議の結果によるものと考えます。
266	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	事業範囲	沿線の利便性向上を図る目的で、既存・新設PAにいわゆるスマートICを設置することは可能でしょうか。可能な場合の事業の扱いや手続き等を可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	「スマートIC」は高速道路を対象とした制度であり、公社管理道路を対象とした制度ではありません。しかし、既設PAに「ETC専用の出入り口」を設けることは現行の連結制度により可能です。運営権者より提案があった場合には、公社において必要性を判断し、必要性が認められた場合には、公社より国土交通大臣に許可申請を行い、国土交通大臣の事業変更許可等が得られれば設置可能です。
267	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	維持業務と施設点検及び修繕業務の違い	②維持業務と、③の施設点検及び修繕業務の違いは、概ね修繕費等で費用処理できるものと、資本的支出として資産計上するものの違いと考えて宜しいでしょうか。③の一部には費用処理されるものが混在していると考えられますので、守秘義務の誓約後に頂く資料では、その区別が分かるようにして頂けると幸いです	公社においては事業資産について減価償却という概念が無いため、資本的支出と修繕費という区分で記載しておりません。貸借対照表上の処理は、運営権者において適切にご判断ください。
268	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	事業範囲	事業範囲となる修繕には、大規模修繕・大規模更新は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
269	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	事業範囲	交通管制業務(交通管制センターにおける業務)についても運営権者業務範囲でしょうか。	交通管制業務の一部が運営権者業務範囲です。要求水準書(案)<維持管理・運営業務編>に記載のとおりです。
270	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	危機管理対応業務	危機管理対応業務について、頻度が不明である同業務は、何に基づいて見積りを行なえば宜しいでしょうか。	災害活動業務(災害対策の配備体制)の過去の実績について公表します。通行規制業務の過去の実績は「資料7過去の実績及び保有資産の概要」に記載しております。緊急業務の内、巡視点検業務(防災協定業者による巡視)は過去5年においては実施しておりません(交通管理業務の道路巡回業務で対応)。緊急業務の内、災害応急工事等業務について、運営権者の費用負担となります過年度(H11～H26)の120万円未満の災害は、知多半島道路が6件で計2,118,900円、南知多道路が19件で計8,590,050円、知多横断道路が4件で計2,110,290円、中部国際空港連絡道路が1件で計26,250円、衣浦トンネルが0件で計0円、猿投グリーンロードが1件で計829,500円、名古屋瀬戸道路が0件で計0円、衣浦豊田道路が0件で計0円です。緊急業務のその他の業務(橋梁緊急点検業務、トンネル緊急点検業務)の過年度の実績はありません。道路啓開業務の過年度の実績はありません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
271	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	事業範囲	運営権者が災害対応機能を有した場合、自らが自治体との協定を結ぶことは可能でしょうか。	自治体との協定は、道路管理者の公社と締結することを想定しています。
272	実施方針本文	1	(1)	サ	1)	1	附帯事業及び任意事業	応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く)が、災害対応機能を有した場合、自らが自治体との協定を結ぶことは可能でしょうか。	自治体との協定は、道路管理者の公社と締結することを想定しています。
273	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	①乃至⑦の改築業務に係る工事の予算は、愛知県が公表されている2014年11月13日付「南知多道路始め4路線の事業変更について」の添付ファイル「事業変更の概要」における変更後の工事の予算を合計した192億9,500万円と同額という理解でよいでしょうか。	愛知県が公表した当該資料での変更後工事予算の合計額は194億円です。この194億円には、工費(調査設計費、用地補償費、工事費)の他に、事務費や建設期間中の利息を含んでいます。
274	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	①～⑦の改築業務の詳細が、要求水準書等で開示されることを希望します。	要求水準書(案)＜改築業務編＞をご参照ください。
275	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務について	「運営権者は、運営権設定路線のうち知多4路線において、公社の費用負担により、以下の改築業務を行うものとする。」とありますが、公社の予定価格と合わず不調となった場合はどうなりますか。	募集要項等において示します。
276	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	改築業務については①～⑦の工事ごとに工事請負契約を締結し対価が公社から支払われるという理解で宜しいでしょうか。	改築業務に関する公社と運営権者の間の契約は一であり、公社から支払うこととなります。
277	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	物価上昇等で改築業務の工事費が高騰した場合、運営権存続期間が延長されることもあるのでしょうか。	改築業務の工事費が、事業許可を得た工事予算を超過する場合には、あらかじめ国土交通大臣に、工事予算及び料金徴収期間の変更にかかる事業変更許可を申請し、許可を得られた場合には、運営権存続期間が延長されます。
278	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	改築業務は公社の費用負担により行うこととなっていますが、現場の状況により費用が増加した場合は、変更協議の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	費用の増加要因によりませんが、ご理解のとおりです。
279	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	知多4路線における「公社の費用負担」による改築工事は①～⑦に限定されるという理解でよろしいでしょうか。詳細について、情報開示していただけますようお願いいたします。	前段についてはご理解のとおりです。詳細については、要求水準書(案)＜改築業務＞をご参照ください。
280	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	「～公社の費用負担により～」とありますが、費用負担の方法(支払時期、方法等)についてご教示願います。各改築業務の完工・引渡し時に公社より運営権者に対して一括で支払われるという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
281	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	改築業務の具体的な進め方とスケジュールはどうなるのか。	要求水準書＜改築業務編＞の4章に示すとおりです。
282	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務のリスク分担	改築業務について、住民からの要望等により遮音壁の設置等の必要性が生じた場合はどのようなリスク分担になるのでしょうか？	想定ケースでは公社が負担することとなります。
283	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	知多4路線においては、公社の費用負担により改築業務を行うものとするがありますが、優先交渉権者の選定の過程で、入札参加者は基本設計・実施設計についての協議には参加させて頂けるという理解で宜しいでしょうか。	優先交渉権者の選定の過程では、ご質問の協議をすることは想定していません。
284	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	一部料金所におけるETCレーンの変更とありますが、対象となる全ての料金所及びレーンで設計は終了しておりますでしょうか。	現在、設計中のもありますが、平成27年度中に完了します。
285	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	道路情報板等の機能向上工事の実施とありますが、機能向上のための検討は済んでいるのでしょうか。	検討は終わっていますが、詳細設計は未了です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
286	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		改築業務	改築業務は会社の費用負担となっておりますが、添付資料の維持管理費の算定に含まれているのでしょうか？含まれている場合は、費目・金額を明示頂けないでしょうか？	改築業務にかかる費用については、資料2に示す維持管理費には含まれません。改築業務により整備する施設にかかる維持管理費については、資料2に示す維持管理費に含まれています。
287	実施方針本文	1	(1)	サ	2)		事業範囲 2)改築業務	構成企業が、別紙2の改築業務を専門業者として入札に参加して、受注することは可能でしょうか？	募集要項等において示します。
288	実施方針本文	1	(1)	サ	2)	1	改築業務	①～⑦の改築業務の具体的・詳細な事業内容、設計図書、整備事業、費用等は提案書の作成に必要不可欠であるが、募集要項において開示されるのでしょうか。	要求水準書(案)＜改築業務＞をご参照ください。
289	実施方針本文	1	(1)	サ	2)	1	改築業務	改築業務の費用はいつの時点で示されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
290	実施方針本文	1	(1)	サ	2)	5	改築業務(ETC)	i)⑤に示される箇所以外に、一般レーンをETCレーンに変更することは可能でしょうか。ii)その場合、費用負担はどうなるのでしょうか。変更の原因者や理由・目的等によっては、協議の上、官側負担という可能性はありますでしょうか。	⑤に示される箇所以外のETCレーン化は可能ですが、民間事業者の負担で実施ください。
291	実施方針本文	1	(1)	サ	2)	6	橋梁床版防水工事の6)実施	床版防水工事において舗装は会社の費用負担に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	舗装は維持業務に含まれます。
292	実施方針本文	1	(1)	シ			附帯事業及び任意事業の評価方法	「優先交渉権者の選定の過程」との記載ですが、P19.18行目、項目2(5)オに記載の⑤地域活性化として提案するものとの理解でよいでしょうか。	募集要項等において示します。
293	実施方針本文	1	(1)	シ			附帯事業及び任意事業	任意事業等を含めて本件事業等を運営権者が遂行する上で、公社側の許可・承認を取得する必要がある場合には、「係る運営権者からの要請に対して、公社側は不合理に留保・拒絶・遅延または条件付を行わない」ことを明記して頂きたいです。	公社は、運営権者からの申請について、できる限り速やかに適切かつ合理的に判断します。
294	実施方針本文	1	(1)	シ			附帯事業及び任意事業	「公社取得用地を超える規模の用地においても、あらかじめ公社の許可を得たうえで、利便施設等を設置することができる」とあるが、運営権者自らの責任と費用によって行う事業区域外の事業であれば、公社の許可を得る必要はないのではないのでしょうか。	自動車専用道路との「連結許可：道路法第48条の5」に基づき、連結許可は必要となります。
295	実施方針本文	1	(1)	シ			附帯事業及び任意事業について	独立採算事業の実施主体はSPCでなくてはなりませんか。責任及び費用負担は運営権者(SPO)とする前提で、一部の構成員あるいは第三者へ委託することは可能でしょうか。	募集要項等において示します。
296	実施方針本文	1	(1)	シ			附帯事業及び任意事業	「運営権者は、公社が設置した休憩所等附帯施設のうち、売店、食堂及び自動販売機(「売店等」)の営業を行うものとする。」とありますが、現在の食堂及び自動販売機の営業に関わる契約者、契約期間はどのようになっているのでしょうか。その契約は運営権者が事業開始時、破棄することは可能でしょうか。現在の契約内容の開示はいつ行われるのでしょうか。ご教示願います。	現在の契約内容について、必要があれば別途個別に開示しますので、公社に閲覧希望の旨を申し出てください。附帯事業については、募集要項等において示します。
297	実施方針本文	1	(1)	シ			附帯事業及び任意事業	協力企業や運営権者以外の団体が事業区域内の附帯事業や任意事業を実施することは可能か。	募集要項等において示します。
298	実施方針本文	1	(1)	シ			附帯事業及び任意事業	運営権者は、PAや道路施設を含む事業区域内及び、事業区域外に再生可能エネルギー設備を設置することは可能でしょうか。また、可能な場合、契約の仕様や条件、その他必要な手続き等がありましたらご教示ください。	募集要項等において示します。手続き等は法令等に従って適切にご判断ください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
299	実施方針本文	1	(1)	シ			附帯事業及び任意事業	応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く)が、PAや道路施設を含む事業区域内及び、事業区域外に太陽光発電設備を設置することは可能でしょうか。また、可能な場合、契約の仕方や条件、その他必要な手続き等がありましたらご教示ください。	募集要項等において示します。手続き等は法令等に従って適切にご判断ください。
300	実施方針本文	1	(1)	シ			附帯事業及び任意事業	①評価の基本的方針または評価基準(案)を提示いただくことは可能でしょうか。②提案に当たって任意事業の運営権者による履行責任の範囲(提案書に記載する内容の実現性)についての方針を提示していただくことは可能でしょうか。③提案時点で、事業の実現性について検討課題とするような提案についても評価点が与えられるという理解で良いでしょうか。任意事業は公社が管理または所有する道路区域外の事業でありその内容及び事業形態、事業工程等事業の実施に当たっては多様な可能性が考えられることから、提案評価に当たっては提案の実現性についての具体的な評価方針が提示されるべきと考えます。	募集要項等において示します。
301	実施方針本文	1	(1)	シ	1)		パーキングエリアにおける附帯事業及び任意事業	・既設パーキング・新設パーキング関わらず、運営権者等が建物等を増改築または新築した場合、事業期間終了後の建物等の扱い、賃貸借契約の内容はどのようにするのか。例えば、公社に譲渡(有償・無償)、運営権者等において解体・撤去など。	募集要項等において示します。
302	実施方針本文	1	(1)	シ	1)		パーキングエリアにおける附帯事業及び任意事業	・既設パーキング・新設パーキング関わらず、運営権者等が区域の拡張または公社が用地買収する範囲を超えて買収した用地は、事業期間終了後のその土地の扱い、賃貸借契約の内容はどのようにするのか。例えば、公社に譲渡(有償・無償)、運営権者等において使用・売却など。	募集要項等において示します。
303	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	建物賃貸借契約に係る賃料	公社から運営権者側の賃貸が予定されている建物の一覧表、及びその賃料を開示を希望します。運営権対価の算定とは別に運営権者の投資採算計算上、必要な情報と考えております。	要求水準書<利便施設等の運営業務編>表2-2、2-3参照。賃料については募集要項にて示します。
304	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	利便施設等の所有権	これは運営権者に所有権がある、即ち公社への賃料支払は発生しないという理解でよいでしょうか。	募集要項等において示します。
305	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア連結料について	事業区域外で利便施設等を新設する場合の「連結料」とはどのような概念のものでしょうか。事業区域「内」を通らないと当該施設に辿り着けないことから生じる「通行料」のようなものでしょうか。事業区域「外」で実施する業務であり、対価を支払うことに違和感を覚えますので、免除若しくは削減等を検討して頂くことが妥当と思料します。	駐車場への連結＝接続料です。なお、「連結許可」については、道路法第48条の5に、「連結料」については同法第48条の7に定められています。法令により建設費の償還に充てる財源とされており、減免は想定していません。
306	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既存パーキングエリア	既設パーキングエリアの売店等の増改築を行った結果、公社が所有する範囲の売店等についても固定資産税が発生する場合、当該費用は施設の所有者である公社が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既存パーキングエリア	事業区域内での売店等の増改築や利便施設等の設置に伴い運営権者が負担する占有料、賃料、連結料はあらかじめ金額(単価)が示されるという理解でよろしいでしょうか。また、事業期間に亘って固定価格となるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
308	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既存パーキングエリア	既存パーキングエリアについては、売店等の増改築後についても、道路区域内という整理となっておりますが、この場合、増改築後の売店等の利便施設等について、道路利用者以外の外部の利用者が進入可能なウェルカムゲート等の施設を設けることは可能でしょうか。	提案内容によっては許可等の手続が必要となります。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
309	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	占用料、賃料、連結料等	運営権者が公社に支払う賃料、占用料、連結料等の価格算定に際し、公平性が確保(客観的基準もしくは第三者評価者が算定する方法等)されるようご配慮頂ければと思います。	募集要項等において示します。
310	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既存パーキングエリア	附帯事業における建物賃貸借契約や土地賃貸借契約の賃料水準はどのように決定されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
311	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	賃料等の詳細(水準及び支払条件)が、要求水準書等で開示されることを希望します。	募集要項等において示します。
312	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	占用料及び賃料等の詳細(水準及び支払条件)が、要求水準書等で開示されることを希望します。	募集要項等において示します。
313	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	附帯事業及び任意事業	既設又は新設PAにおいて、隣接する事業区域外の用地に利便施設を設置する場合、連結料を納付するとあるが、事業区域外の用地と事業区域が連続的に接していない場合は、連結料を納付する必要がないと理解してよいか。また、事業区域外においては自らの責任と費用により設置するとあり、事業区域外の事業リスクは運営権者が負うため、連結料を納める合理性はないのではないかと。	実際の状況に応じて、道路法第48条の5の規定に基づき、連結に該当するか判断することとなります。連結料については道路法第48条の7の規定によります。
314	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	建物賃貸借契約書の内容や賃料水準をご教示いただけますか	募集要項等において示します。
315	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	連結契約書の内容や料金水準をご教示いただけますか	連結契約書ではなく申請書・許可書となります。申請書等記載の要領については、開示できます。連結料については、募集要項等において示します。
316	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリアについて	事業期間中に賃料の見直しは想定されていますでしょうか。	募集要項等において示します。
317	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既存PAの売店等の詳細情報	現在の売店、食堂及び自動販売機の売上、費用、賃料の情報をご開示願います。	現在、開示の可否について営業委託先と協議中です。
318	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既存PA売店等の提案/却下	既存PAの売店等の増改築、撤去について、公社との協議で運営権者の提案が却下される可能性はあるでしょうか。また、どのような提案の場合に却下される可能性があるでしょうか。	既存PAの売店等の増改築、撤去については、承認工事又は道路占用での通行車の利便性や交通の安全確保などの基準等に基づき、提案内容により判断します。
319	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	建物賃貸借契約は、運営権存続期間に応じた定期建物賃貸借契約との理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
320	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	建物賃貸借契約に基づく賃料の金額及び納付時期をお示し下さい。	募集要項等において示します。
321	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	「毎年度賃料等を公社に納付」と記載されていますが、運営委託方式や売上歩合賃料を取り入れることは可能でしょうか。	募集要項等において示します。
322	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	付帯事業収入は交通量の増減との連動性が高いという観点から、道路料金収入に準じて一定の範囲を超えた増減について双方でリスクを分担するという考え方はとり得ないでしょうか。	附帯事業は民間事業者による独立採算事業であるため、リスクを分担する考えはありません。
323	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	「賃料等を公社に納付する」とありますが、賃料の他に、権利金や保証金が設定されるということでしょうか。また、新設パーキングの「賃料等」についても同様にお考えでしょうか。	賃料については募集要項等において示します。権利金や保証金を設定する考えはありません。
324	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	運営権者が事業区域内において売店等の増改築する場合、建物の増改築部分の所有者は、運営権者になるのでしょうか。	既設PAにおける増改築の場合は、事業区域内は原則公社所有とし、運営権者は建物を賃貸借するものとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
325	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	運営権者が事業区域内において利便施設等を新設する場合、新設建物の所有者は運営権者になるのでしょうか。	道路占用許可を得て利便施設等を新設する場合、新設建物の所有者は運営権者になります。
326	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	事業区域内に運営権者が建物を持つ場合に公社に納付する費用は、賃料ではなく、占用料になるのでしょうか。	募集要項等において示します。
327	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	増改築及び撤去に伴い、賃料がどのような計算で変更されるのかをお示し下さい。	募集要項等において示します。
328	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	①既設パーキングエリア	連結料の金額及び納付時期をお示ください。	連結料の算定にあたっては、規模の他、地価(利便施設設置後の土地鑑定)が必要となるため、具体的な目安をあらかじめ提示することが困難です。なお、納付時期については、道路法第19条の18をご参照ください。
329	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	既設パーキングエリア隣接地で区域拡張を提案する場合、隣接地権者への用地交渉を民間事業者がこの段階で行うことは混乱を来たすと思われるですが、一次提案の中で、用地交渉なしの状態での区域拡張提案は正当に評価されますでしょうか。	提案内容を見て評価判断します。
330	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	I)既設パーキングエリアで実施する任意事業について、運営権者が公社の承認又は許可を得た上で既存売店等を増改築して設置する部分の建物所有権はどのような扱いになりますか？ II)段落末尾の「当該増改築部分に係る建物賃貸借契約」の貸主及び借主はそれぞれ誰になりますか？	増改築の場合は、原則として既存建物の賃貸借契約の範囲に含まれます。当該増改築部分に係る建物賃貸借契約の貸主は公社、借主は運営権者を想定しています。
331	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	付帯事業及び任意事業	既設パーキングエリアを増改築した場合、増改築分の施設の所有権は元の建物等を保有している公社に帰属するのでしょうか。その場合、増改築に要した費用は公社に請求可能でしょうか。	増改築の場合は、原則として既存建物の賃貸借契約の範囲に含まれます。増改築についても運営権者の責任と費用により行うとしていますので、公社への請求はできません。
332	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	付帯事業及び任意事業	既設パーキングエリアで公社が所有権を有する土地・建物を増改築乃至は新たに売店等を設置した場合、及び新設パーキングエリアで公社取得用地に利便施設等を設置した場合、運営権者は現状回復義務を負うのでしょうか、またこれらの固定資産に帰属する税金は運営権者が負担することになるのでしょうか。	増改築の場合は、原則として既存建物の賃貸借契約の範囲に含まれます。撤去・新設の場合は、占用料のほか、公社所有建物から運営権存続期間にわたって得られたであろう賃料の補償として、公社が定める賃料相当額を納付するものとします。固定資産税は所有者となる者が負担します。その他詳細については、募集要項等において示します。
333	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	付帯事業及び任意事業	パーキングエリアの賃料、占有料、連結料はどのように設定されるのかご教示ください。	募集要項等において示します。
334	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	占用料、賃料、連結料の設定の考え方をご教示願います。	募集要項等において示します。
335	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリアについて	「占用料」「賃料」「連結料」は固定費となるのか。どの程度の金額を想定しているのか。	いずれも1年間固定費となります。ただし、占用料については道路法が改正された都度、連結料については原則として5年毎に改正となります。占用料の算出には、規模が必要で、連結料の算出には規模の他、地価(利便施設設置後の土地鑑定)が必要となるため、具体的目安をあらかじめ提示することが困難です。賃料の基準等については募集要項等において示します。
336	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	占用料、賃料、連結料を公社に納付するとありますが、納付する費用の目安(単価等)は公表されるのでしょうか？	募集要項等において示します。
337	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	占用料、賃料、連結料の金額は決まっていますでしょうか？また、他に想定される賃料の類いはありますか？	募集要項等において示します。
338	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	任意事業	任意事業でも付帯事業でも占用料は一律同じなのでしょうか？	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
339	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	事業区域内の利便施設等の「賃料・占有料」はどんな算定で、どのぐらいの金額を想定しているのか？	募集要項等において示します。
340	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	事業区域外での利便施設等を新設する場合は連結料を納付と記載されていますが、「連結料」はどんな算定で、どのぐらいの金額を想定しているのか？	募集要項等において示します。
341	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	附帯事業及び任意事業	土地・建物の連結料が発生する基準及び算出基準についてご教示お願いいたします。	募集要項等において示します。
342	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	附帯事業及び任意事業	事業区域内の附帯事業及び任意事業を構成企業以外の企業に一括再委託または施設を転貸し営業をおこなわせることは可能か。	募集要項等において示します。
343	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	附帯事業及び任意事業	事業区域内の附帯事業及び任意事業において建設した施設等を運営権者以外の会社・SPC等に譲渡し保有させることは可能か。	運営権者が所有するものとします。
344	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	附帯事業及び任意事業	売店、利便施設等にかかる占有料、賃料、連結料等はいかにしたい。利便施設は利用者の満足度向上のために、低収益施設を含む多様な提案の可能性もあり、固定費がかかることはその提案の幅を狭める可能性があるため。	募集要項等において示します。
345	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリアの既設売店との契約条件	既設売店等の現在のテナントとの契約形態等を開示する予定はありますか。	必要があれば別途個別に開示しますので、公社に閲覧希望の旨を申し出てください。
346	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	占有料、賃料、連結料の取り決めについて	占有料、賃料、連結料は、公社が任意に決めるものではなく、愛知県が定めるものとの理解で良いか。連結料の支払いは、当然ながら、連結した場合に支払義務が発生すると考えてよいか。	前段については、募集要項等において示します。後段については、ご理解のとおりです。
347	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	付帯施設に係る建物賃貸借契約における賃料水準はどのようにして決まるのでしょうか。交渉の余地はあるのでしょうか。	賃料は、賃貸借契約により徴収するもので、基準等は募集要項等において示します。PAIにおける現行の公社収入等を踏まえて設定するもので、公社の必要経費の財源と考えており、減免は想定していません。
348	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	既設売店及び自動販売機等は、撤去し、そのままにすることは可能でしょうか。利用者の利便性を考えた場合、必ずしもこれらが必要だとは限らないという経営判断もあり得るかと思えます。	要求水準書(案)＜利便施設等の運営業務編＞をご参照ください。少なくとも現状と同等規模の売店等の営業を行ってください。
349	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	既設パーキングエリア	「占有料」とは何に対する料金でしょうか。どのように決まり、交渉の余地などはあるのでしょうか。また、「占有料及び賃料等を」ということは、占有料に加えて賃料等を支払う場合があるということでしょうか。	募集要項等において示します。
350	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	付帯事業及び任意事業	占有料、賃料、連結料の算出方法、及び予定されている単価等について御教示ください。	募集要項等において示します。
351	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	附帯事業及び任意事業 既設パーキングエリア	運営権者が区域の拡張を行って利便施設を新築し、付帯事業または任意事業を行う場合の連結料負担について、利便施設の向上、沿線活性化を促す観点から、減免処置を講じて頂きたいと思えます。	募集要項等において示します。
352	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	附帯事業及び任意事業 既設／新設パーキングエリア	既設パーキングエリアでの事業区域(道路区域)外、及び新設パーキングエリアで運営権者が用地の取得、造成、利便施設の新築を行い運営する任意事業については、運営事業者の経営安定化の観点から、構成企業、協力企業及びこれらが出資する企業による実施も可能として頂けないでしょうか	パーキングエリアに係る事業については、事業区域外であっても、事業区域内の附帯事業との一体性に鑑み、運営権者が実施するものとします。なお、「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く。)」に委託することは可能です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
353	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	1)①既設パーキングエリア	「既設売店等を増改築、又は撤去しようとする場合においては、公社と協議する」とありますが、どの段階で協議を行うのでしょうか。提案内容によっては協議により認められない場合があるということでしょうか。	既存PAの売店等の増改築、撤去については、承認工事又は道路占用での通行車の利便性や交通の安全確保などの基準等に基づき、提案内容により判断します。
354	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	1)①既設パーキングエリア	既存売店等の増改築、又は撤去にあたり、仮設の店舗を設置することは可能でしょうか。	提案の内容を見て判断します。
355	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	1)①既設パーキングエリア	増改築部分については「建物賃貸借契約」を締結することとされています。当該増改築は、運営権者の責任と費用により行うものとされていますが、この場合、建物の所有者は公社、運営権者どちらでしょうか。	増改築の場合は、原則として既存建物の一部として公社に帰属することを想定しています。
356	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	1)①既設パーキングエリア	賃料、占用料、連結料の算定方法についてご教示ください。	募集要項等において示します。
357	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	①既設パーキングエリア ②新設パーキングエリア	賃料、占用料および連結料の基準はいくらでしょうか？	募集要項等において示します。
358	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア	占用料、賃料をご教示ください。	募集要項等において示します。
359	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア	建物賃貸借契約(案)を公表願います。	募集要項等において示します。
360	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア	占用料及び連結料はどのような契約に基づくのでしょうか。契約(案)を公表願います。	占用・連結とも申請書の提出、許可書の交付となります。
361	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア	事業区域内で便利施設等を新設する場合に生じる占用料の算定基準を教えてください。	募集要項等において示します。
362	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア	事業区域外で便利施設等を新設場合に生じる連結料の算定基準を教えてください。	募集要項等において示します。
363	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア	「運営権者は、公社と売店等に係る建物賃貸借契約を締結のうえ、毎年度、賃料等を公社に納付するものとする」とありますが、「賃料等」の「等」は何を指すのかお示しください。例えば、自動販売機については賃料の他に売上に応じた手数料を支払うといったことを想定しているのでしょうか。	募集要項等において示します。
364	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア	建物賃貸借契約の条件・内容は募集要項等の公表時に示されるのでしょうか。示されない場合は、P16の「選定手順及びスケジュール(予定)」のどの時点で開示されるのかお示しください。	募集要項等において示します。
365	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア	事業区域内で売店等の増改築又は便利施設等を新設する場合の占用料及び賃料等、事業区域外で便利施設等を新設する場合の連結料について、費用感が分かる算出方法などの条件は募集要項等の公表時に示されるのでしょうか。示されない場合は、P16の「選定手順及びスケジュール(予定)」のどの時点で開示されるのかお示しください。	募集要項等において示します。
366	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	既設パーキングエリア	スマートICを設置し、市町村道等とPAを接続させることは可能でしょうか。この場合は連結料は発生するのでしょうか。	「スマートIC」は高速道路を対象とした制度であり、公社管理道路を対象とした制度ではありません。しかし、既設PAに「ETC専用の出入り口」を設けることは現行の連結制度により可能です。運営権者より提案があった場合には、公社において必要性を判断し、必要性が認められた場合には、公社より国土交通大臣に許可申請を行い、国土交通大臣の事業変更許可等が得られれば設置可能です。なお、連結料については発生しません。
367	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1)	連結料の算定について	連結料の算定は、道路法施行令第19条の17が適用されるのでしょうか。その際、追加的に発生する費用及び管理費の増加は、コンセッション受託者の業務に内包されるため、連結料からは除外されるのでしょうか。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
368	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	連結料の算定について	賃料を設定する基準と適用の考え方について開示願います。	賃料は、PAIにおける現行の公社収入等を踏まえて設定するもので、基準等は募集要項等において示します。
369	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	1	道路と離れている対象地の連結料	道路と任意事業対象地が離れている場合にも連結許可が必要でしょうか。離れている土地は、「参考情報」にも存在します。	道路区域と隣接している場合に連結許可が必要となります。
370	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新設パーキングエリア連結料について	上記と同様、公社取得用地に隣接する運営権者自らが取得した用地に運営権者が利便施設を設置した場合の連結料についても、免除若しくは削減等を検討して頂くことが妥当と思料します。	募集要項等において示します。
371	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新設パーキングエリア	この項目に基づき公社が取得する土地(公社取得用地)は、事業区域内という看做すという理解でよろしいでしょうか。	道路区域外の任意事業です。(道路区域内とはみなしません)
372	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新規パーキングエリア	新設パーキングエリアに利便施設等の施設を運営権者が任意事業として実施した結果、公社が所有する底地に対して固定資産税が発生する場合、当該費用は土地の所有者である公社が負担するという理解でよろしいでしょうか。	新設PAIに係る任意事業は、添付資料2(パーキングエリアにおける売店等の営業について)に示すとおり、運営権者が任意事業として実施する範囲のものについては、運営権者が用地買収のうえ所有し、建物を築造することとなります。このため、当該用地に係る固定資産税は、その土地の所有者に課せられます。
373	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新規パーキングエリア	公社取得用地を超える規模の用地(「本件用地」とします。)の取得については、運営権者の責任・費用で取得することとありますが、公社による公社取得用地の取得実施に合わせ、運営権者から公社へ本件用地取得を有償で委託することは可能でしょうか。また、公社取得用地及び本件用地の取得にあたり、用地価格の算定基準等はありませんでしょうか。	地方道路公社で認められる業務の範囲外となるため受託はできませんが、関係機関との調整など可能な範囲で協力します。公社用地の取得価格の算定基準は、愛知県の基準を準用しています。
374	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新規パーキングエリア	公社が用地取得ができない場合には、「リスク分担表-整備段階-用地取得リスク-用地の未確保(No.38)」に基づき、公社は運営権者に対して、運営権者が当該整備の検討に要した一切の費用(弁護士や各種アドバイザーに対する業務委託費を含む)について、補償するという理解でよろしいでしょうか。	追加費用又は損失と合理的に認められるものについては負担します。
375	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新設パーキングエリアの用地取得	応募者の積極的な提案を促すためにも、新設パーキングエリアの改築業務において、公社が用地の取得を中止した場合、運営権者が中止までに要した費用を公社にて負担して頂く等の配慮をお願い致します。	追加費用又は損失と合理的に認められるものについては負担します。
376	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新設パーキングエリア	連結料はどのように決定されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
377	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新設パーキングエリア	利便施設等において求められる要求水準がある場合は、要求水準書等で開示されることを希望します。	資料1(要求水準書(案)<利便施設等の運営業務編>)をご参照ください。
378	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新設パーキングエリア	公社取得用地における連結料及び賃料等、公社取得用地の隣接地における連結料の詳細(水準及び支払条件)が、要求水準書等で開示されることを希望します。	募集要項等において示します。
379	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	既設パーキングエリア	連結料の詳細(水準及び支払条件)が、要求水準書等で開示されることを希望します。	募集要項等において示します。
380	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新設パーキングエリアについて	利便施設等を新設・営業しないことも認められるのでしょうか。附帯事業として実施が必須の場合に、その利便施設等の規模に規定は設けられるのでしょうか。	要求水準書(案)<利便施設等の運営業務編>をご参照ください。少なくとも現状と同等規模の売店等の整備運営を行ってください。
381	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2	新設パーキングエリアについて	「やむを得ず公社は用地の取得を中止する場合がある。」とのことですが、事業者側が利便施設での収益を前提に事業収支を考えていた場合、欠損した収益に対し何らか補てんをご協議頂けるのでしょうか。	追加費用又は損失として合理的に認められるものについては負担します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
382	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設PA施設の建設開始可能時期	新設PA隣接区域での、利便施設の建設開始可能時期(予定)の見通しをご教示願います。	用地取得の時期については、資料1(要求水準書(案)〈改築業務編〉)等に示す事業区域用地の買収と同時期となることが想定されます。
383	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	②新設パーキングエリア	新設パーキングエリアに隣接する「公社取得用地」に設置する利便施設等について、一般道からの利用を計画するために、公社取得用地内に一般道からの来場車用の駐車場を設けることは可能でしょうか。	一般駐車場の用地を含めて公社用地として取得することは想定していません。
384	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	②新設パーキングエリア	既設あるいは新設のパーキングエリアに隣接した事業区域外の土地において、運営権者が利便施設を整備し運営することは、10ページに記載のある「事業区域外において第三者から収入等を得る事業活動」にあたると思われませんが、これについては基本的に承認する方針ということでしょうか。	1(1)シ2)は、「上記1)以外」とあるとおり、PAの附帯事業・任意事業以外に関する規定です。
385	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	②新設パーキングエリア	公社取得用地の取得・造成が出来ず、運営権者が計画していた事業が実施出来なくなった場合には、何らのペナルティも課されないとの理解で宜しいでしょうか。また、この事態に付随して、運営権対価の減額も認められるとの理解で宜しいでしょうか。	やむを得ない事由による場合にペナルティを課すことは考えていません。なお、この場合は、運営権対価の減額ではなく、追加費用又は損失として合理的に認められるものについて負担します。
386	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	②新設パーキングエリア	連結料及び賃料等の金額及び納付時期をお示しください。	募集要項等において示します。
387	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	②新設パーキングエリア	隣接用地を取得できない場合、売店等がなくてもパーキングエリアを設置するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	新設パーキングエリア隣接地で区域拡張を提案する場合、隣接地権者への用地交渉を民間事業者がこの段階で行うことは混乱を来たすと思われるますが、用地交渉なしの状態での区域拡張提案は正当に評価されますでしょうか。	提案内容を見て評価判断します。
389	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	「やむを得ず公社は用地の取得を中止する場合がある」とありますがその場合のリスク分担や具体的なはどうなりますか？	追加費用又は損失として合理的に認められるものについて負担します。
390	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	既設パーキングエリア 新設パーキングエリア	運営権者が公社に納める、新設パーキングエリアにおける「占用料及び賃料等、連結料」、既設パーキングエリアにおける「連結料及び賃料」については、運営権者の負担軽減措置を講じていただくようお願いいたします。	募集要項等において示します。
391	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	付帯事業及び任意事業	新設パーキングエリアに隣接する区域において公社取得用地において利便施設を設置した場合、建物の所有権は運営権者のものとなり、当該所有権は運営権対象期間終了後も存続するという理解でよろしいでしょうか。もしくは、更地にして返還する義務を負うのでしょうか。	公社取得用地に関しては原状回復を基本とします。
392	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	付帯事業及び任意事業	新設パーキングエリアに隣接する区域において公社取得用地を超える規模の用地を取得し、利便施設を設置した場合、土地・建物の所有権は運営権者のものとなり、当該所有権は運営権対象期間終了後も存続するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	付帯事業及び任意事業	改築業務において新設するパーキングエリアについても運営権対象施設には含まれず、既設パーキングエリア同様、公社が所有権を有し、公社と運営権者との間で建物賃貸借契約を締結の上賃料を支払うという理解でよろしいでしょうか。	実施方針添付資料2の「新設PA」の項をご参照ください。なお、新設PAの区域のうち、道路区域内にあるものは運営権対象施設となります。
394	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	付帯事業及び任意事業	改築業務において想定している土地や公社取得用地が想定通りに取得できなかった場合、運営権者が想定していたパーキングエリアからの収入が稼得できなくなる可能性がありますが、その場合、運営権対価の調整事由となる等何らかの損失補てんの仕組みはございますでしょうか。	添付資料1(リスク分担保)の「用地取得リスク」のリスク分担保に準じるものとし、追加費用又は損失と合理的に認められるものについては負担します。なお、運営権対価の基準となる価額には新設PAの影響は見込んでいないため、運営権対価の見直しは想定していません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
395	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリアについて	用地の取得を中止した場合は、運営権の存続期間は短縮されるのか。	利便施設等に係る用地取得の中止は、運営権の存続期間に影響しません。
396	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	附帯事業及び任意事業	公社取得用地に関する交渉の進捗と今後の見通しについてご教示いただけますでしょうか。	要求水準書(案)＜改築業務編＞で示す事業スケジュールを進める予定です。
397	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	運営権者による事業区域外での事業活動について	一般的には、運営権者による事業区域外での事業活動は公社の承認が必要となっているが(P10 2)②)、既設パーキングエリアに隣接し、事業区域外で利便施設等を新設する場合は、公社の承認は不要と考えてよいのか。	この事例は、1(1)シ1)①の事業区域外での新設にあたり、公社の許可及び連結料が必要となります。
398	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	事業区域内での売店等の設置について	「改築業務において新設するパーキングエリアにおいては、事業区域内に売店等を設置することはできない」とあるが、その理由・根拠についてご教示下さい。	新設するパーキングエリアは、トイレ・休憩所(売店等除く)を設置するとして有料道路事業許可を得ており、売店等は、隣接する事業区域外に連結による設置を前提としているためです。
399	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	『資料1 要求水準書(案)』において示す範囲の用地(以下「公社取得用地」という。))は、具体的にどこに記載されているのかご教示ください。	募集要項等において示します。
400	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	公社が用地の取得を中止した場合は、要求水準書に求められる利便施設等の設置義務も変更されるということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
401	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	公社取得用地について交渉状況及び取得予定日をご教示頂いても宜しいでしょうか	要求水準書(案)＜改築業務編＞で示す事業スケジュールを進める予定です。
402	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア内売店等設置	改築業務において新設するパーキングエリアにおいて、事業区域内に売店等を設置することは出来ないとありますが、出来ない事の原因や背景をご教示頂いても宜しいでしょうか	新設するパーキングエリアは、トイレ・休憩所(売店等除く)を設置するとして有料道路事業許可を得ており、売店等は、隣接する事業区域外に連結による設置を前提としているためです。
403	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	附帯事業及び任意事業 既設パーキングエリア	運営権者が自らの費用で売店等の新築を行う場合、占用料及び賃料等を公社に納付するとありますが、この場合の賃料等は、駐車場・トイレ施設等の維持管理分担金等のことでしょうか。	撤去・新設の場合は、占用料のほか、公社所有建物から運営権存続期間にわたって得られたであろう賃料の補償として、公社が定める賃料相当額を納付するものとします。
404	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	附帯事業及び任意事業 新設パーキングエリア	新設パーキングエリアに利便施設を新設する場合の連結料についても、沿線活性化を促す観点から、減免処置を講じて頂きたいと思えます。	連結料は、道路法等関係法令に基づき徴収するもので、基準等は法令の定めのほか、募集要項等において示します。法令により建設費の償還に充てる財源とされており、減免は想定していません。
405	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	附帯事業及び任意事業 新設パーキングエリア	運営権者が負担する連結料、賃料についても減免措置を講じて頂きたいと思えます。	募集要項等において示します。
406	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	附帯事業及び任意事業 新設パーキングエリア	「公社取得用地を超える範囲の用地は運営権者自らが取得・造成する」とありますが、借地への利便施設等の整備もお認め頂きたいと思えます。	借地での整備については問題ありません。
407	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	1)②新設パーキングエリア	附帯事業は、運営権者が必ず実施しなければならない事業という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	新設するパーキングエリアに隣接する区域における附帯事業(利用施設の設置)は任意のものでしょうか。事業が必須である場合、公社による用地取得を中止する場合にも附帯事業を行う義務があるのでしょうか。	要求水準書(案)＜利便施設等の運営業務編＞をご参照ください。少なくとも現状と同規模の売店等の営業を行ってください。なお、公社による用地取得を中止する場合の対応は、この限りではありません。
409	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	連結料をご教示ください。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
410	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	「公社取得用地を超える範囲の用地については、運営権者自らの責任と費用により取得・造成するものとする。」とありますが、事業用地周辺は市街化調整区域が多いと思われます。市街化調整区域の開発(用地活用)は運営権者だけでは難しいと考えられるため、公社(県)からの協力は得られると考えてよろしいでしょうか。	可能な範囲での協力は行います。
411	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	土地賃貸借契約(案)を公表願います。	募集要項等において示します。
412	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	やむを得ず公社が用地の取得を中止した場合、その用地に計画していた利便施設等に係る費用(計画・設計費用及びその利便施設等により得られたであろう逸失利益等)は公社が負担するのでしょうか。	添付資料1(リスク分担表)の「用地取得リスク」のリスク分担に準じるものとし、追加費用又は損失と合理的に認められるものについては負担します。
413	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	公社取得用地に係る土地賃貸借契約の条件・内容、並びに連結料について費用感が分かる算出方法などの条件は募集要項等の公表時に示されるのでしょうか。示されない場合は、P16の「選定手順及びスケジュール(予定)」のどの時点で開示されるのかお示しください。	募集要項等において示します。
414	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキングエリア	やむを得ず公社が用地の取得を中止した場合、運営権者が計画していた利便施設等に関してその時点までに発生した費用は誰が負担するのをお示しください。	添付資料1(リスク分担表)の「用地取得リスク」のリスク分担に準じるものとし、追加費用又は損失と合理的に認められるものについては負担します。
415	実施方針本文	1	(1)	シ	1)	2)	新設パーキング	スマートICを設置し、市町村道等とPAを接続させることは可能でしょうか。この場合は連結料は発生するのでしょうか。	「スマートIC」は高速道路を対象とした制度であり、公社管理道路を対象とした制度ではありません。しかし、既設PAに「ETC専用の出入口」を設けることは現行の連結制度により可能です。運営権者より提案があった場合には、公社において必要性を判断し、必要性が認められた場合には、公社より国土交通大臣に許可申請を行い、国土交通大臣の事業変更許可等が得られれば設置可能です。なお、連結料については発生しません。
416	実施方針本文	1	(1)	シ	2)		任意事業	既設PAの隣接地を運営権者が用地買収する場合は、区域内事業として運営権者が事業主体となれるという理解でよろしいでしょうか。	道路区域外の任意事業となります。事業主体は運営権者となりますが、公社からの連結許可が必要となります。
417	実施方針本文	1	(1)	シ	2)		任意事業	新設PAの隣接地を運営権者が用地買収する場合は、区域内事業として運営権者が事業主体となれるという理解でよろしいでしょうか。	道路区域外の任意事業となります。事業主体は運営権者となりますが、公社からの連結許可が必要となります。
418	実施方針本文	1	(1)	シ	2)		任意事業	新設PAの隣接地(要求水準(案)に示す範囲)を公社が用地買収する場合は、区域内事業として運営権者が事業主体となれるという理解でよろしいでしょうか。	道路区域外の任意事業となります。事業主体は運営権者となりますが、公社からの連結許可が必要となります。
419	実施方針本文	1	(1)	シ	2)		任意事業(上記1)以外)	任意事業(区域内事業及び区域外事業)については、公社の承認事項でもあることから、事業の実施自体が運営権者の任意であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、任意事業も提案の評価対象とします。提案された事業については提案に基づき実施していただくこととなります。
420	実施方針本文	1	(1)	シ	2)		任意事業	任意事業を行うに際し、何か制限される事業はございますでしょうか。制限される場合、どのような箇所が制限されるのか、具体的にお示しください。	本事業の目的・趣旨を踏まえて具体的な提案をしていただき、その内容を見て個別に判断します。
421	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	1)	区域内事業	事業区域内における事業の結果として、公社が所有する資産に固定資産税が発生することになった場合も、資産の所有者である公社が当該税金を負担するという理解でよろしいでしょうか。また、公社が所有する資産に関する税務当局の調整は、公社が行うという理解でよろしいでしょうか。	前段は、基本的にご理解のとおり。後段は、課税主体である市町村との調整は公社が行いますが、運営権者にも必要な協力を求める場合があります。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
422	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	1	区域内事業	業務要求水準が設定されていない任意事業の提案事項に関しては、競争的対話等の手続きの中で、義務的事項と運営権者の裁量にて提案事項の変更を可能とする事項とに分けて整理の上、実施契約に規定する建付として下さい。	具体的な提案をしていただき、その内容を見て個別に判断します。区域外事業も本事業の重要な要素の一つであり、提案され評価した内容は基本的に履行を確保していただく必要があります。
423	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	1	事業区域内における事業(区域内事業)	占有料の詳細(水準及び支払条件)が、要求水準等で開示されることを希望します。	募集要項等において示します。
424	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	1	事業区域内における事業(区域内事業)	利便施設等又は事務所等を新設する場合に支払う「占有料」は、提案書作成前に、その算定方法は開示されますでしょうか。事業収支計画への織り込みが必要となりますので、開示をお願い致します。	募集要項等において示します。
425	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	1	任意事業	「任意事業(上記1)以外」がパーキングエリア以外の公社管理地での実施を想定されているのであれば、具体的に場所、面積等についての情報をお示し下さい。	PA以外の任意事業については、具体的な想定としてお示しするものではありません。
426	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	1	任意事業 区域内事業	区域(道路区域)内で運営権者が実施、運営する利便施設等について、業種や用途に関する制限がありましたらご教示ください。(例えば、再生可能エネルギー事業等は可能でしょうか。)	本事業の目的・趣旨を踏まえて具体の提案をしていただき、その内容を見て個別に判断します。(再生可能エネルギー事業等だけでは判断できません。)
427	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	1	2)任意事業(上記1)以外)	事業区域内に利便施設等を新設できるような具体的な用地があるのでしょうか?その位置および面積を開示してください。	資料1(要求水準書(案)<改築業務編>等)をご参照のうえ、必要に応じて公社に閲覧希望の旨を申し出てください。
428	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	1	事業区域内における事業	高架橋の下は事業区域内外どちらに区分されるのでしょうか。また、高架橋下で任意事業として利用可能な区域があれば、詳細情報をご開示ください。	高架橋の下は事業(道路)区域内になります。利用可能な区域とは、現在、公社で使用していない、又は道路占用許可済み以外の区域となりますので、必要に応じて公社に閲覧希望の旨を申し出てください。
429	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	区域外事業	区域外事業は、運営権設定対象の道路の運営事業等を行うSPCとは別の主体(応募企業・協力企業・またはそれらから構成されるSPV等)が担うとの理解でよろしいでしょうか。	PAに係るものを除く区域外事業については、ご理解のとおりです。
430	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	区域外事業	区域外事業については、実施契約の中で当該事業の取扱が記載されるという理解でよろしいでしょうか。業務要求水準が設定されていない区域外事業の提案事項に関しては、競争的対話等の手続きの中で、義務的事項と運営権者の裁量にて提案事項の変更を可能とする事項とに分けて整理頂きたいと思っております。また、区域外事業については、実施契約上、運営権対象事業に影響を及ぼさない建付として下さい。当該建付が確保できない場合、運営権者にファイナンスを行う金融機関は、相対的にリスクが高くなるのが想定される区域外事業のリスクに引きずられ、ファイナンスの経済性が悪化する、またはそもそもファイナンスそのものができない可能性があります。	具体的な提案をしていただき、その内容を見て個別に判断します。区域外事業も本事業の重要な要素の一つであり、提案され評価した内容は基本的に履行を確保していただく必要があります。
431	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	事業区域外の事業の関係機関	事業区域外の地域活性化提案をより意味のあるものとするために、公募期間中、応募者と地元地公体との連携は重要であるものと認識しております。関係機関とは地元地公体及びそれに関連する機関も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
432	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	事業区域外における事業(区域外事業)	「地域活性化等に資する事業に関する提案にあたっての参考情報」は、守秘義務に係る誓約書を提出した後に開示資料とともに送付される情報で全てでしょうか。更に追加情報を出される予定があれば、提供時期・資料名についてご教示頂けないでしょうか。(地域活性化の提案策定には相応の時間を要するため)	さらなる追加情報の提供は予定しておりません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
433	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	事業区域外における事業(区域外事業)	沿線開発を含めた地域経済の活性化に資する事業であれば、本件対象道路に直接隣接していない土地における任意事業提案は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
434	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	事業区域外における事業(区域外事業)	地域活性化等に資する事業に関する提案にあたっての参考情報とはどのような資料をご提供いただけるのでしょうか。	実施方針様式1の守秘義務に係る誓約書を提出された事業者に提供しますので、ご関心があれば公社で手続をしてください。
435	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	区域外事業について	「地域の活性化や道路の利用促進に資する事業等を行うことができる」とされていますが、提案した場合、履行の義務はございますか。仮に、履行できなかった場合のペナルティーを課すお考えはございますか。	ご理解のとおりです。
436	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	区域外事業	区域外事業による地域活性化の効果を上げるため、既設あるいは新設のPAIに、スマートインターチェンジを設けることは可能でしょうか	「スマートIC」は高速道路を対象とした制度であり、公社管理道路を対象とした制度ではありません。しかし、既設PAIに「ETC専用の出入り口」を設けることは現行の連結制度により可能です。運営権者より提案があった場合には、公社において必要性を判断し、必要性が認められた場合には、公社より国土交通大臣に許可申請を行い、国土交通大臣の事業変更許可等が得られれば設置可能です。
437	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	事業区域外における事業	運営権者は、公社の承認がない限り事業区域外での事業は行えませんが、運営権者が事業区域外事業で、公社の承認が得られる可能性があるのはどのような場合でしょうか。たとえばインターチェンジや対象道路隣接地であれば承認の可能性はあるのでしょうか。	1(1)シ2)②に示す公社の承認に関して、現段階で想定している事項はありません。
438	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	事業区域外における事業	本提案書に盛り込んだ区域外事業については、農地法、森林法その他開発に係る許認可において、許認可手続きの簡略化等のインセンティブはありますか。	有料道路コンセッションに係る特区において、他法令の許認可手続に関する特例はありませんので、基本的に現行法令の基準の中で実施可能な取組について創意工夫を活かした提案を求めるものですが、より良い提案があれば特区としての提案等について県に相談してください。
439	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	協力企業	②項の第2段落に「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業」が並列して記載されています。協力企業は、応募グループには含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
440	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	事業区域外における事業	文中に公社の承認を必須条件としているが、具体的な不承認施設とはどのようなものか。	現段階で具体的な想定はありません。本事業の目的・趣旨を踏まえて提案をしていただき、その内容を見て個別に判断します。
441	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	事業区域外における事業	自治体様が所有する土地(参考情報記載候補地)において、任意事業として提案する事業に対し、コンセッション金額(基準価格からの上積み部分)から、自治体様が発注者(事業主体)となるような事業を提案することは可能か。	任意事業において、運営権対価から自治体が発注者となるような事業の提案は想定していません。
442	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	応募企業による事業区域外での事業活動について	応募企業については、運営権者とは同一ではないことから、事業区域外で実施する事業については一切の制限はないと考えてよいか。	提案され評価した内容は運営権者においても履行を確保する責務があります。
443	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2	事業区域外における事業(区域外事業)	当該事業は運営権者は行えないことから、公社はその提案の実現をどのようにコミットさせるのでしょうか。事業を実際に行うという応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社と何らかの契約を締結するのでしょうか。その場合、どのように本件との関連を判断するのでしょうか。本件に関係なく計画していた事業、継続している事業も、提案書に記載することにより、評価の対象となるのでしょうか。	運営権者は応募者が行った提案の内容の履行を確保する必要性があります。また、区域外の任意事業は民間事業者の創意工夫を活かしたより良い提案を幅広く求めるものです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
444	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	新設パーキングエリア	会社が用地取得を中止した場合に運営権者は付帯事業や任意事業の事業計画の変更を余儀なくされますが、運営権者が被る損失は会社により補填されるという理解で宜しいでしょうか	添付資料1(リスク分担表)の「用地取得リスク」のリスク分担に準じるものとし、追加費用又は損失と合理的に認められるものについては負担します。
445	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	事業区域外における事業(区域外事業)	事業区域外事業は運営権者が実施者とはならないこととなっていることから、運営権実施契約の枠外という理解でよろしいでしょうか。また、区域外事業の実施について、運営権者、応募企業等、会社の各主体間で何らかの契約を締結することは想定していますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、公社として契約は想定していませんが、提案され評価した内容は運営権者においても履行を確保する責務があります。
446	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	任意事業 区域外事業	「運営権者は、公社の承認のない限り、事業区域外において第三者から収入等を得る事業活動を行ってはならない」とありますが、ここでいう事業区域外とは、道路区域及び、シ 附帯事業及び任意事業で規定される既存PA及び新設PAに隣接し、連結された用地の外側の区域を指すとの理解で良いでしょうか。また、この場合、公社の承認が得られる事業活動としては、どのようなものが想定されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	任意事業 区域外事業	「本事業の目的の一つは、沿線開発を含めた地域経済の活性化等であることから」とありますが、「沿線」や「地域」について想定されている範囲があればご教示下さい。	主に運営権設定路線が立地する市町村の区域を想定していますが、これに限りません。応募者の提案の内容により個別に判断します。
448	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	2)②事業区域外における事業(区域外事業)	「運営権者は、公社の承認のない限り、事業区域外において第三者から収入等を得る事業活動を行ってはならない」とありますが、ここで言う「事業区域外」とは、上記の「事業区域外(パーキングエリアにおける附帯事業及び任意事業を除く)」という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
449	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	事業区域外における事業(区域外事業)	沿線の商業施設とのタイアップし、商品を買えば通行料金を割引く等の取り組みは(景品に該当するような取り組み)、区域外事業に該当するのでしょうか。	区域外事業については、ハード事業に限らずソフト事業も提案可能です。
450	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	任意事業	任意事業の提案内容が実現しない場合、契約の破棄等のペナルティはあるのでしょうか。	募集要項等において示します。
451	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	事業区域外における事業(区域外事業)	運営権者に、区域外提案事業の履行義務が生じるのでしょうか。	提案され評価した内容は運営権者においても履行を確保する責務があります。
452	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	事業区域外における事業(区域外事業)	区域外事業に関する提案について、実現性の評価方法について教えてください。	募集要項等において示します。
453	実施方針本文	1	(1)	シ	2)	2)	事業区域外における事業(区域外事業)	事業区域外における任意事業実施者と公社との関係(契約関係等)について示していただくことは可能でしょうか。(運営権事業契約は運営権者との契約であって、「運営権者でない応募企業、応募企業グループを構成する企業、協力企業、または又はこれらが出資する会社(運営権者を除く)」と公社との間に、契約関係は存在しないという理解で良いでしょうか。)事業区域外における任意事業については、公社との契約関係に基づいて実施するものではなく、当該運営権事業契約を以てその構成企業等が「地域の活性化や道路の利用促進を行うことができる」という規定は合理的ではないと理解します。どのような契約上の考え方によって「できる」という権利を付与されるのでしょうか。	本事業は沿線開発等による地域経済の活性化を図ることを目的の一つとしています。その趣旨を踏まえてご提案いただき評価した内容は、実施していただくことが基本と考えています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
454	実施方針本文	1	(1)	シ	3)	2)	任意事業	任意事業の実現性の評価方法に関して、先行事例である仙台空港コンセッション事業では、提案書に最初の5年間に実施する「5年間の具体的施策」と30年間にわたり実施する「30年間の基本施策」に区分して記載させています。「5年間の具体的施策」は、具体的な施策について提案を受けるものであり、当該提案は、該当する期間において、運営権者が締結する実施契約上の義務となります。一方、「30年間の基本施策」は、具体的な施策ではなく、事業期間中における考え方について提案を受けるものであり、当該提案は、運営権者が締結する実施契約上の義務となるが、応募者の将来構想や目標設定の提示を受けるものであることから、提案が未達成となった場合においても義務違反には関わらないこととなっています。本事業においても仙台空港と同様とすべきと考えます。	本事業は沿線開発等による地域経済の活性化を図ることを目的の一つとしています。その趣旨を踏まえてご提案いただき評価した内容は、実施していただくことが基本と考えています。なお、実施契約上の取扱い等については、募集要項等において示します。
455	実施方針本文	1	(1)	シ	4)	2)	区域外事業	「運営権者は、公社の承認のない限り、事業区域外において第三者から収入等を得る事業活動を行ってはならない。」とありますが、どのような事業活動であれば、承認可能と想定されておりますでしょうか。	現段階で具体的な想定はありません。
457	実施方針本文	1	(1)	ス	1)		公社の公的な性質上継続する業務	公社の役割として、「関係機関との協議及び調整」とありますが、運営権者は関係機関との協議や調整は直接行うことはないとの理解で宜しいでしょうか。公社職員の指示に基づき、運営権者が関係機関に連絡を行うことはあるでしょうか。	必要に応じて、協力をお願いする場合がありますと想定しています。
458	実施方針本文	1	(1)	ス	1)		公社の公的な性質上継続する業務	今後の開示資料において、公社・運営権者・関係機関との協議・調整が必要となる業務、及びそのフローを提示ください。	公社と運営権者の業務分担については、資料1(要求水準書(案))をご参照ください。
459	実施方針本文	1	(1)	ス	1)	2)	公権力に該当する道路管理者権限の行使	占有は、公権力行使に伴う事項として公社の役割となると思いますが、占有物件が増加した場合は、その工事に掛かる管理作業や管理費は別途、運営権者に支払われるということでしょうか。	運営権者が管理すべき占有物件に係る費用については、運営権者の費用となります。
460	実施方針本文	1	(1)	セ			運営権者による運営の結果生じる収益の帰属	売上に連動する変動費はありますか？ある場合、6%の算定に変動費は含まれるのでしょうか？	需要変動リスクにおけるリスク分担は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定ですので、費用における変動費の影響は考慮しません。
461	実施方針本文	1	(1)	セ			運営権者による運営の結果生じる収益の帰属	売上に連動する変動費はございますでしょうか。売上に連動する変動費がある場合、プラスマイナス6%の算定に変動費は含まれるのでしょうか。	需要変動リスクにおけるリスク分担は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定ですので、費用における変動費の影響は考慮しません。
462	実施方針本文	1	(1)	セ			運営権者の運営の結果生じる収益の帰属	ここに記載されていない売店等の収入は全額運営権者に帰属するという理解でよいのか。(「実績料金収入」は純粋な交通量の収入を指し、売店等の売上は含まれない、という理解でよいのか。)	ご理解のとおりです。
463	実施方針本文	1	(1)	セ			運営権者による運営の結果生じる収益の帰属	交通量に連動する変動費は存在するのでしょうか。例えば、6%を大きく超える交通量の増加となった場合、変動費の上昇分については公社が負担するという理解で良いでしょうか。	需要変動リスクにおけるリスク分担は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定ですので、費用における変動費の影響は考慮しません。
464	実施方針本文	1	(1)	セ	1)		経費節減による収益	収益の帰属を算出するにあたり、維持管理・運営事業、付帯事業、任意事業の分別や道路毎の分別が不可能な経費が有ると思われませんが、この場合の配賦方法については別途示されるのでしょうかご教えてください。	需要変動リスクにおけるリスク分担は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定です。
465	実施方針本文	1	(1)	セ	1)		経費節減による収益	「運営権者の相違工夫によって生じる経費節減による収益は、その全額を運営権者に帰属させるものとする。」とありますが、削減前の経費の指標のようなものが存在するのでしょうか。逆に、もし経費が増加した場合には公社が負担するというような措置はあるのでしょうか。	運営権対価の算定のもととなる費用を示しています。なお、経費が増加した場合は運営権者の負担となります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
466	実施方針本文	1	(1)	七	1)		経費削減による収益について	運営権者の創意工夫とは、要求水準を満たしている状況を確認していれば、独自の判断で実施してよろしいでしょうか。事前に公社への説明や確認・許可行為は無いと判断してよろしいでしょうか。	公社によるモニタリングを受けるものとします。
467	実施方針本文	1	(1)	七	1)		創意工夫	「運営権者の創意工夫によって生じる経費節減による収益」との記載がありますが、運営権者によるものされる判断基準についてどのようにお考えでしょうか。例えば、新技術の採用や経営合理化、調達高度化等の様々な創意工夫の分野があると考えますが、それぞれについてどのようにお考えでしょうか。	一定幅を超える物価変動による費用の減少でなければ、原則的に運営権者の創意工夫による費用削減であると理解します。
468	実施方針本文	1	(1)	七	1)		創意工夫	「運営権者の創意工夫によって生じる経費節減による収益」との記載がありますが、創意工夫による削減部分(民側の帰属)と物価変動マイナス1.5%超分(官側の帰属)が同年度に生じた場合は、両者をどのように選別するのでしょうか。	物価変動による効用は広く影響しているものと想定されるため、先に調整することを想定しています。
469	実施方針本文	1	(1)	七	1)		経費節減による収益	「運営権者の創意工夫によって生じる経費節減による収益」とは、特別な算出方法はなく、単純に運営権者が経費を節減したことによって増加した収益という理解でよろしいでしょうか。	一定幅を超える物価変動による費用の減少でなければ、原則的に運営権者の創意工夫による費用削減であると理解します。
470	実施方針本文	1	(1)	七	1)		運営権者による運営の結果生じる収益の帰属	「運営権者の創意工夫によって生じる経費節減」とは、具体的に「誰が」「どのような頻度で」「どのような方法」で測定するのでしょうか。物価下落によるものと、どのようにして要因分解するのでしょうか。	一定幅を超える物価変動による費用の減少でなければ、原則的に運営権者の創意工夫による費用削減であると理解します。
471	実施方針本文	1	(1)	七	1)		経費節減	本条項で使われている経費と、3.(3).アの対象となる費用とは、同じ経費の項目を示しているとの理解で宜しいでしょうか	物価変動リスクの対象となる費用は募集要項等において示します。
472	実施方針本文	1	(1)	七	1)		経費節減による収益	経費節減による収益の算出方法をご教示頂いても宜しいでしょうか	一定幅を超える物価変動による費用の減少でなければ、原則的に運営権者の創意工夫による費用削減であると理解します。
473	実施方針本文	1	(1)	七	1)		経費節減による収益	「運営権者が創意工夫によって生じる経費節減による収益は、その全額を運営権者に帰属させる」とありますが、運営権者への帰属が認められないものとしてどのような条件が想定されているのでしょうか。	一定幅を超える物価変動による費用の減少でなければ、原則的に運営権者の創意工夫による費用削減であると理解します。
474	実施方針本文	1	(1)	七	1)		1)経費節減による収益	経費節減による収益の算定方法について御教示下さい。交通量の増加も生じている場合、一般的には 収益増=[通行料収入増による収益増]+[経費節減による収益増]-[通行量増加に伴う維持管理・修繕コストの増]と考えられます。	一定幅を超える物価変動による費用の減少でなければ、原則的に運営権者の創意工夫による費用削減であると理解します。
475	実施方針本文	1	(1)	七	1)		1)経費節減による収益	「経費節減による収益は、その全額を運営権者に帰属させるものとする」ということで、経費節減に伴い利用料金の減額改定等は実施されないという理解で良いでしょうか。	利用料金施策は1(1)コに記載のとおりです。
476	実施方針本文	1	(1)	七	1)		経費節減による収益	「運営権者の創意工夫によって生じる経費節減による収益は、その全額を運営権者に帰属させる」とありますが、経費節減で運営権者に帰属しないケースはあり得るのでしょうか。あり得る場合、どういうケースを想定されているのかお示しください。	一定幅を超える物価変動による費用の減少でなければ、原則的に運営権者の創意工夫による費用削減であると理解します。
477	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量増加以外の理由に起因する増収	例えば応募グループを構成する企業による沿線開発事業や運営権者独自の割引料金施策により交通量が増加し、結果として計画料金収入を上回る場合は、運営権者側の営業努力の賜物であり、仮に計画料金収入の+6%超となった場合にも公社の帰属とすることは合理的ではないように思料します。もちろん、どこまでが営業努力の結果によるものかの線引きが難しいことは理解しておりますが、協議の場があってもよいものと思料します。	6%の率は、過去の交通量予測と実績を踏まえて、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えており、見直しは想定していません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
478	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の減少に伴う 公社の負担	応募者の間口を広げ、応募者からより競争力のある提案を引き出すためにも、交通量の減少に伴い運営権者の収入が減少する場合、収入減から極力タイムラグが発生せずキャッシュベースで公社が負担頂く等、民間の資金負担に配慮したものと頂ければと存じます。	詳細は募集要項等において示しますが、基本的に年度毎の精算を想定しています。
479	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入	6%という水準について変更する提案は可能でしょうか。	6%の率は、過去の交通量予測と実績を踏まえて、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えており、見直しは想定していません。
480	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入	交通量の増減による公社の帰属・負担について、運営権者と公社の間の実際の支払方法の詳細(算式・支払金額の確定タイミング、支払実行のタイミング等)について、要求水準等で開示されることを希望します。	募集要項等において示します。
481	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入	運営権の設定単位で判断する場合に、運営権者と公社の間の実際の支払方法の詳細(算式・支払金額の確定タイミング、支払実行のタイミング等)は、運営権の設定単位では同じであること(支払実行のタイミングは同じで実質的に相殺されること)を希望します。	募集要項等において示します。
482	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入について	「交通量増加の結果、各年次の実績料金収入が「資料2 将来の収入及び支出の予測」における各年次の計画料金収入を上回る場合については、計画と実績の差異が6%の範囲内であれば運営権者に帰属、それを超える部分については公社に帰属させるものとする。」とありますが、運営権者の創意工夫によって料金収入が6%以上となった場合でも公社に帰属となりますか。	ご理解のとおりです。
483	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入について	「各年次の計画料金収入を上回る場合については、計画と実績の差異が6%の範囲内であれば運営権者に帰属、それを超える部分については公社に帰属させるものとする。」と記載がありますが、6%に設定された経緯等の公表をお願いいたします。	6%の率は、過去の交通量予測と実績を踏まえて、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えています。
484	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入について	「運営権者の提案に基づく料金割引による6%を超える減収については運営権者の負担」とありますが、料金割引による減収はどのように算出するのでしょうか。また、他の要因による減収をどう排除するのでしょうか。	募集要項等において示します。
485	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入について	将来収入の予測において競合路線を考慮されていますが、今回ご想定路線以外の道路整備においても将来交通量が変動するものと思料します。この影響についても、交通量の増減による収入の差異としてご協議対象として頂きたくお願いします。リスク分担保表では、No.54において運営権者負担とされていますが、協議対象にして頂くようお願いします。	「No.53」及び「No.54」におけるリスク分担によります。
486	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入について	「その影響による減収相当額を精査のうえ」とされていますが、募集要項等で精査方法のご提示をお願いします。	募集要項等において示します。
487	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入	計画と実績の差異計算においては、今後の消費税率変更を踏まえ、税抜計算との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、募集要項等において示します。
488	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入	交通量減少による減収に関して、6%を超える部分については公社が負担すると規定されていますが、運営権者が公社にお支払する運営権対価とは別途、予算を確保して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	公社からの補填は運営権対価分割金と相殺することを想定しています。
489	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による 収入	6%以上の変動があった場合、計画値との差異について見直しはいつの時点で行うのでしょうか	計画収入の見直しについてはリスク分担保表のNo.50にて記載しております。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
490	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	「ただし、運営権者の提案に基づく料金割引による6%を超える減収」とありますが、具体的にはどのような指標を使い、その判断はどのようにされるのでしょうか。ご教示願います。	需要変動リスクにおけるリスク分担は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定です。
491	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	競合路線の工事期間はいつからいつまででしょうか。既設道路の車線規制はありますか。また、開通時期はいつでしょうか。更に、部分開通がある場合は区間ごとにお示しいただきたい。	競合路線の工事期間、開通時期、部分開通については「資料2-1 将来の収入の予測(前提条件)」をご参照ください。また競合路線のうち、西知多道路の常滑JCTでの知多横断道路への接続に関連して、車線規制の実施が想定されます。
492	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	競合路線の供用による交通量の減少の判断方法をお示し下さい。併せて、その影響による減収相当額の算定方法もお示し下さい。	募集要項等において示します。
493	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	「計画と実績の差異が6%の範囲内」とあります。6%の考え方や根拠を教えてくださいいただけますでしょうか。	6%の率は、過去の交通量予測と実績を踏まえて、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えています。
494	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	・「計画と実績の差異が6%以内の範囲内であれば運営権者に帰属、それを超える部分については公社に帰属させる」と書かれていますが、6%の根拠をご教示ください。・「6%」を閾値とした場合でも、運営権者のインセンティブを高めるために、例えば、「6～10%の部分は運営権者と公社で50:50、10%以上の部分は公社に100%帰属」と、段階的に規定されることを望みます。	6%の率は、過去の交通量予測と実績を踏まえて、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えており、見直しは想定していません。
495	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		運営権者による運営の結果生じる収益の帰属	交通量の予測の増減のうち上下6%の範囲で運営権者の負担となっているが、一方で競合路線の供用による減収の予想実績差異については、上下6%の範囲内でも公社の負担となっています。競合路線の供用による減収の予想実績差異とそれ以外の事象による予算実績差異、すなわち全て公社が負担する差異と運営権者が6%の幅で負担する差異をどのように区分して把握するのかご教示ください。	募集要項等において示します。
496	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	【別添資料1】リスク分担表では、税制変更に関して、改築事業以外における消費税及び地方消費税に係る税率の変更について、料金の変更により対応することが定められていますが、当該変更が行われた場合には、計画料金収入も同様に、前述の料金変更を踏まえた内容に見直され、本項に記載される±6%の判断は、見直後の計画料金収入により判断される、との理解でよろしいでしょうか。	原則的にはご理解のとおりと想定します。別途、消費税の税率の変更時には料金の変更が認められるという前提で税抜にて計算する手法も想定しております。
497	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	「競合路線の供用による交通量の減少」の「影響による減収相当額を精査」とありますが、精査の方法についてご教示頂けませんでしょうか。	募集要項等において示します。
498	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		収入について	料金割引による減収と交通量減少による減収はどのように区別するのか。	募集要項等において示します。
499	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		運営権者による運営の結果生じる収益の帰属	料金収入が予測に対しプラス6%を超えた場合、運営権者の決算時に御社帰属分を費用計上するものと理解してよろしいでしょうか。	運営権者から公社に納付していただくことを想定しておりますが、運営権者における会計処理については運営権者にて適切にご判断されるものと理解しています。
500	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		運営権者の運営の結果生じる収益の帰属	6%を超える増収、減収とは各年度で評価および精算するという理解でよいか。その精算方法は。	募集要項等において示します。
501	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		競合路線の供用による交通量の減少の計測方法について	競合路線の供用による交通量の減少の計測はどのように行われるのでしょうか。特に人口減等に伴う交通量減少との識別についてご教示下さい。また、競合路線はどのように定義されるのでしょうか。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
502	実施方針本文	1	(1)	七	2)		公社負担の手続き面	「減収相当額を精査のうえ、当該額を公社が負担する」とありますが、公社負担分の費用は、①公社の財務上どのような扱いになるのでしょうか。費用でしょうか、それとも偶発債務でしょうか。②運営権者に支払われるのは次年度のいつ頃のタイミングになりますか。	①公社において適切に会計処理します。②精算のルールは募集要項等において示す予定です。
503	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量増減による計画と実績との差について	交通量増減による影響については、料金収入の計画と実績との差が±6%の範囲で公社と運営権者どちらに帰属するかを決めるようになっておりますが、±6%とされている根拠は何でしょうか。	6%の率は、過去の交通量予測と実績を踏まえて、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えています。
504	実施方針本文	1	(1)	七	2)		公社による減収分の負担について	公社が減収分を負担する場合の支払手順について開示して頂きたい。特に、精査に要する時間がどれくらいか、公社が支払に必要な資金を留保する義務があるかどうかについて、現時点での考え方を開示願いたい。	精算のルールは募集要項等において示す予定です。公社からの補填は運営権対価分割金と相殺することを想定しています。
505	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による収入	交通量の計画値との比較は、具体的にどのような仕組みの下で行うのでしょうか。車種別で個別の入口と出口を利用した台数を全て計画地と比較するという点でよろしいでしょうか。また、比較期間の単位は月次でしょうか年次でしょうか。	需要変動リスクにおけるリスク分担は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定です。
506	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による収入	料金収入の実績が計画収入より6%を上回った場合、上回った分は公社に帰属するとのことだが、その上回った分の取扱いはどの様になるのか？公社の債務返済に即時充当されるのか、内部留保されるのか、公社ないでは分別管理されるのか等、具体的に教えて頂いても宜しいでしょうか	公社では収入として認識し、最終的に償還準備金の財源となります。
507	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による収入	交通量の増減による運営権者-公社間の支払の具体的なメカニズム、精算タイミングを教えてください	精算のルールは募集要項等において示す予定です。公社からの補填は運営権対価分割金と相殺することを想定しています。
508	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による収入	交通量減少による減収が6%を超えた場合の公社の負担については、別途公社から運営権者に支払いがあるという理解でよろしいでしょうか。あるいは運営権者が公社に支払う運営権対価との相殺なども想定していますでしょうか。	精算のルールは募集要項等において示す予定です。公社からの補填は運営権対価分割金と相殺することを想定しています。
509	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による収入	収入及び支出について、計画から年間6%を超える部分については公社の帰属となりますが、これらの清算方法について御教示下さい。(清算時期、及び必要な手続き等)	精算のルールは募集要項等において示す予定です。公社からの補填は運営権対価分割金と相殺することを想定しています。
510	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による収入	計画と実績に差異による収入の帰属は、収入(料金×交通量)ではなく、交通量の増減が基準として算定されるという理解で良いでしょうか。	需要変動リスクにおけるリスク分担は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定です。
511	実施方針本文	1	(1)	七	2)		交通量の増減による収入	運営権者がPA(既存、新設)で行う附帯事業及び任意事業及び構成員、協力企業などが沿線で行う開発事業、地域活性化事業は、沿線へ長期の経済効果をもたらすことが期待される一方、運営権者及び構成員、協力企業にとっても投資回収に長期を要するため、それらの開発事業等による増収分について、6%を超える分についてもその帰属を公社と分担する仕組みを講じて頂きたいと思っております。	6%の率は、附帯事業・任意事業とは別に、道路の料金収入における過去の交通量予測と実績を踏まえて、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えており、見直しは想定していません。
512	実施方針本文	1	(1)	七	2)		2)交通量の増減による収入	交通量増加の結果として、実績料金収入に着目されていますが、交通量増加に伴い実績費用も増額します。このため、実績費用を加味した実績収支ベースで、運営権者又は公社殿に帰属させることが現実的と思料いたしますがいかがでしょうか。	想定される交通量の増加において実績費用の大幅な増加は想定していません。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
513	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		2)交通量の増減による収入	「運営権者の提案に基づく料金割引による6%を超える減収は運営権者の負担、競合路線の供用による交通量減少に伴う減収に関しては、その影響による減収相当額を精査の上、当該額を会社が負担」とのことですが、競合路線による減収を料金割引によって幾分取り戻しつつも、依然として6%以上の減収となっている場合は、どのように精査をされるのでしょうか。	競合路線リスクを先に反映したうえで、需要変動リスクを反映することになると想定します。精算のルールは募集要項等において示します。
514	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		2)交通量の増減による収入	「当該額の会社による負担」はいつ頃どのような形で運営権者に支払われるのでしょうか。また、斯かる会社負担に必要な予算措置は、どのようなスケジュールで行われることになるのでしょうか。	会社からの補填は運営権対価分割金と相殺することを想定しています。
515	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		運営権者による運営の結果生じる収益の帰属	「競合路線の供用による交通量の減少に伴う減収に関しては、その影響による減収相当額を精査の上」とあります。「精査」の具体的な方法をご教示ください。	募集要項等において示します。
516	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	資料2「将来の収入及び支出の予測」は事業期間中見直されないのでしょうか。	計画収入の見直しについてはリスク分担表のNo.50Iにて記載しております。
517	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	交通量の増減による収入について、計画と実績の差異が6%を超えた場合の精算は、毎年度行われるのでしょうか。精算の時期を教えてください。	募集要項等において示します。
518	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	交通量の増減による収入について、計画と実績の差異が6%を超えて増収となった場合、運営権者の自助努力による収入増は考慮されないのでしょうか。	自助努力によるものその他を含めて、一定の線引きとして6%でシェアする考えです。
519	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	交通量の増加(または減少)の結果、維持管理・運営費用も増加(または減少)しますが、それらの増減費用も含めて、料金収入の計画と実績の差異に基づき精算されるとの理解で宜しいでしょうか。	想定される交通量の増加において実績費用の大幅な増加は想定していません。
520	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	競合路線の供用による減収については、影響を精査のうえ減収相当額を会社が負担すると記載されておりますが、影響を精査する手法を教えてください。また、競合路線による減収相当額が計画の6%未満であっても会社の負担となるのでしょうか。	競合路線リスクを先に反映したうえで、需要変動リスクを反映することになると想定します。精算のルールは募集要項等において示します。
521	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	基準を±6%に設定された根拠をお示しください。	6%の率は、過去の交通量予測と実績を踏まえて、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えています。
522	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	「計画と実績の差異が±6%を超える部分について公社に帰属又は負担する」とありますが、帰属する場合、負担する場合の具体的な手法・時期等についてお示しください。	募集要項等において示します。
523	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	計画と実績の差異の判断にあたって、具体的な手法・手順等(年度毎に判断・精算をするのかなど)についてお示しください。	需要変動リスクにおけるリスク分担は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定です。精算のルールは募集要項等において示します。
524	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		交通量の増減による収入	交通量の増減による運営権者の負担や帰属の範囲を6%とする根拠又は考え方についてご提示ください。	6%の率は、過去の交通量予測と実績を踏まえて、公社と民間事業者の負担が平等となるように設定しています。道路利用者から徴収する料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の趣旨も踏まえ、インセンティブとして適切な割合と考えています。
525	実施方針本文	1	(1)	セ	2)		競合路線の新規開設による利用台数の変動	競合路線の新規開設による利用台数の変動は、どのようにして確定するのでしょうか。そのための費用は、どちらが負担するのでしょうか。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
526	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価分割金の支払方法	応募者の運営権対価の提案額は、「サ 事業範囲」に加え、「シ 附帯事業及び任意事業」も含めた事業計画を基に提案額を算定するという理解でよいでしょうか。	運営権対価の基準となる価額としてお示した額に、附帯事業や任意事業の収支は考慮していませんが、提案額の算定については、応募者においてご判断ください。
527	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価分割金の支払方法	「毎年度に支払う」との記載ですが、具体的には(i)年1回払い、(ii)年2回払い(6ヶ月毎)、(iii)年4回払い(3ヶ月毎)、(iv)毎月払いのいずれでしょうか。	募集要項等において示します。
528	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価分割金の支払方法	元利均等払い以外の方法(例えば元金均等払い)も許容されるのでしょうか。	運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から元利均等払いとしたものであり、元金均等払い等への変更は想定していません。
529	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権設定路線別の一時金の考え方	運営権対価で運営権設定路線の建設等に要した債務の償還費用に充当するという考えに基づきますと、運営権対価の基準となる額に対し運営権対価一時金の割合の高い路線は、当然分割金が小さくなりますが、これは即ち当該路線の収益力が低いという理解でよいでしょうか。	路線毎にお示した一時金について、その割合と路線の収支は直接関係ありません。
530	実施方針本文	1	(1)	ソ			名古屋瀬戸道路の運営権対価	運営権対価一時金が、基準となる価額の100%となっていますが、これは残りの運営権の存続期間中の分割払いは無い(=0円)という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、当然に一時金もしくは分割金又はその両方の加算提案は可能です。
531	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格とその納付方法	年1.18%により現在価値に割り戻しと有りますが、年1.18%に設定した根拠をご教示下さい。	公社における国債等による期待運用利回りとして、過去10年間の国債(年限10年)の利率の平均から設定したものです。
532	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	年1.18%と設定した根拠をご教示ください。	公社における国債等による期待運用利回りとして、過去10年間の国債(年限10年)の利率の平均から設定したものです。
533	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権の対価は運営権対価分割金と運営権対価一時金にわかれますが、各スポンサー候補が提案する運営権対価について1.18%で割り戻した運営権の対価が同額の場合、一時金と分割金の割合の差についていかに評価するかご教示ください(例えば(例えば、1219億7,700万円一括払いの場合と、150億円アップフロント、残額分割の場合を実施し、現在価値が1,219億7,700万円となる場合の優劣等)	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額で評価をすることとなり、一時金の大小で評価が異なることはありません。
534	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	元利均等払いを基本とするとのことですが、西知多道路の供用開始後、知多4道路のFCFが大幅に減少することが想定されるため、西知多道路の供用開始前と開始後の元利均等の額については別に設定できる支払条件を認めて頂きたいと思えます。仮に当該支払条件が認められない場合、西知多道路の供用開始後の元利金の支払いのために現預金を積み立てる必要があり、結果として資金効率が悪化することになります。この場合、公社にとっても、運営権対価の最大化の観点ではマイナスとなります。	フリーキャッシュフローに合わせた金融機関からの調達、返済により対応可能と想定しています。
535	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	公社の現在価値の算出方法にて採用した割引率は1.18%とのことですが、運営権者が提案する分割払いの運営権対価についても1.18%の割引率で現在価値を計算し、頭金との合計額で評価を行うという理解でよろしいでしょうか。	実施方針の修正版で取り扱いを明確化しております。
536	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価分割金の利息	運営権対価分割金に係る利息1.18%は固定金利もしくは変動金利のいずれになりますでしょうか。	現状において率の変更は想定していません。
537	実施方針本文	1	(1)	ソ			交通量の増減による収入	交通量の増加が6%超となった場合、当該路線の一部料金収入は公社に帰属することになっておりますが、当該路線の交通量増加に関わる支出増加が「将来の収入及び支出の予測」の支出を一定程度上回った場合には、公社に帰属する料金収入を当該支出に充当することとさせて頂けないでしょうか。	想定される交通量の増加において実績費用の大幅な増加は想定していません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
538	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価一時金の保全措置(エスクロー口座の設定やリスク性の高い運用の禁止等)について、ご教示ください。	地方道路公社法第31条の規定に沿って公社において適正に管理します。
539	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価分割金の支払方法は収益と連動させる形での不均等払いも可能との理解が良いでしょうか？元利均等の場合、運営権対価の計算方法と異なるため、金利相当分の総額に差異が生じ、多額の損失を見込む事とならないでしょうか？	運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から元利均等払いとしたものであり、元金均等払い等への変更は想定していません。
540	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	本事業は運営権者にとり、限定的とは言え売上が上下6%の範囲で変動する事となります。運営権対価を計算する上で使用された割引率1.18%には、このリスクに対応するプレミアムが含まれているのでしょうか？また含まれている場合、運営権対価分割金にかかる金利は別途設定されると思いますが、同じ金利とされる理由を教えてくださいませんか？	割引率とリスク負担は直接関係していません。公社が建設費を償還していくうえで、公社運営を継続したと仮定した場合の期待収支を確保するため、割引率と同じ率をもって計算した分割金利の支払を求める考えです。
541	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価の基準となる価格の算定根拠となる公社運営継続時の期待収支には本事業の収支のみ(附帯事業及び任意事業の収支は含まれていない)という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
542	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	「運営権対価の基準となる価額」と「うち運営権対価一時金」との間で、合計に占める比率が異なっていますが、存続期間の違い以外に理由がありますでしょうか。	公社における償還への影響を加味し、個別に設定しております。
543	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価を一括払いとすることはできるでしょうか？	運営権対価は、一時金と分割金で構成することとしています。
544	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価一時金を支払う指定期日を募集要項等で示されることを希望します。	募集要項等において示します。
545	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価分割金を支払う毎年度の時期を募集要項等で示されることを希望します。	募集要項等において示します。
546	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	「運営権対価分割金に係る利息は、今社における国債等による期待運用利回りを考慮し、年1.18%として実施契約に定める予定であり、・・・」とありますが、1.18%は今後の金利状況等により変更されることはないと考えてよろしいでしょうか。また1.18%を採用した根拠をお示しいただけますでしょうか。	現状において変更は想定していません。公社における国債等による期待運用利回りとして、過去10年間の国債(年限10年)の利率の平均から設定したものです。
547	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	実施方針によれば、運営権者の道路料金収入の売上は、プラスマイナス6%の範囲で変動することとなります。運営権対価を計算する上で、公社運営継続時の期待収支を割戻す際に使用された割引率1.18%には、このリスクに対応するプレミアムが含まれているのでしょうか。また含まれている場合、運営権対価分割金にかかる金利は別途設定されると思いますが、なぜ同じ金利(1.18%)としているのでしょうか。	割引率とリスク負担は直接関係していません。公社が建設費を償還していくうえで、公社運営を継続したと仮定した場合の期待収支を確保するため、割引率と同じ率をもって計算した分割金利の支払を求める考えです。
548	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価分割金の支払方法は、元利均等払いを基本としていますが、収益と連動させる形での不均等払いも可能としていただきたいです。元利均等の場合、運営権対価の計算方法と異なるため、金利相当分の総額に差異が生じ、多額の損失を見込む事とならないでしょうか。	運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から元利均等払いとしたものであり、元金均等払い等への変更は想定していません。
549	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価について	運営権対価は路線毎に決定するのでしょうか。その際、路線毎に基準価格以上となる必要がありますでしょうか。	運営権対価は運営権設定路線のうち、知多4路線は一つの運営権対価とし、その他4路線は個別に設定されます。それぞれにおいて基準価格以上となる必要があります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
550	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営対価分割金について	運営権対価分割金は毎年度1回の支払いでよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
551	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営対価分割金について	運営権対価分割金(利息を含む)の支払いは、SPCの事業年度のいつでしょうか。事業開始を平成28年10月1日とすると最初の支払い期限は平成29年9月30日でしょうか。	募集要項等において示します。
552	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営対価分割金について	支払指定期日は募集要項公表時に示されるものと存じますが、どのような考えでご設定されるかご教示願います。	支払期日等は募集要項等において示しますが、考え方を示す予定はありません。
553	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価について	事業開始日が平成28年10月1日から変更となった場合、運営権対価の最低価額は変更されませんか。	基準となる価額は、平成28年10月1日事業開始を前提として算出した額です。仮に事業開始日がこれと異なった場合は運営権対価の額にも影響があると想定しています。
554	実施方針本文	1	(1)	ソ			名古屋瀬戸道路 運営権対価 一時金	名古屋瀬戸道路は、一時金支払いタイミングで、運営権対価全額を納付する理解でよろしいでしょうか。	基準となる価額においては、ご理解のとおりです。
555	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格	運営権対価は、添付資料2における収入・支出の予測のうち、平成27年度・平成28年度の半分を除く、平成28年度下半期以降の合計額から算出されたという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
556	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格	運営権対価の算出にあたって、添付資料2における維持費・再投下費・事務所経費・本社経費のうち、運営権者の支出と想定しない項目はあるでしょうか。あればご教示ください。	資料2において公社が引き続き負担する費用を示しております。
557	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格	運営権対価の算出根拠を具体的にご教示ください。	資料2において考え方を示しております。
558	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営対価分割金にかかる消費税率は契約成立時点の税率であり、消費税率の変更による影響はないと考えてよろしいでしょうか。	消費税は税務当局の見解に従い適切に反映して頂きます。
559	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価分割金の支払い期間	運営権対価分割金の支払い期間については、p6末尾の表にある各路線の運営期間より短い期間での支払い完了は認められますでしょうか。	事業期間より短期間の支払い完了は想定しておりません。
560	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価分割金の支払い方式	「運営権対価分割金は、元利均等払いを基本とする」とありますが、「基本」の意味は、例外も認められるということでしょうか。また、例外が認められる場合となる判断基準はどのようなものでしょうか。更に、元利均等払い以外で認められる方式としては、どのような方式を想定されていますでしょうか。	運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から元利均等払いとしたものであり、元金均等払い等への変更は想定していません。
561	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価分割金	表の下の段落に「運営権対価分割金の合計額」とありますが、この「運営権対価分割金」には、利息が含まれるという理解でよろしいでしょうか。(因みに、p11のソ項においては、利息が含まれるとなっております)	運営権対価の基準となる価額には利息は含まれておりません。
562	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格とその納付方法	運営権対価を算定する場合、運営権設定路線の維持管理、運営業務に係わる収入と経費のみを基本に算定するのでしょうか。あるいはPA等の附帯事業、任意事業や改築業務、さらに公社・県管理道路の維持管理受託業務等を含めた全体事業計画をもとに算定するのでしょうか。	運営権対価の基準となる価額を算出するに当たっては運営権設定路線の収支を基準にしております。
563	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	期待収支を1.18%で割り戻して運営権対価を計算していただいておりますが、これは仮に経費節減による収益や交通量の増減による増加収入がない場合、運営権者の毎年の期待利益は1.18%となることを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	運営権者の増加収入の有無に関わらず、公社における期待国債等による期待運用利回りとして設定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
564	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額	運営権対価は、「運営権対価一時金」と「運営権対価分割金(利息を含む)」から構成されるとありますが、運営権対価の基準となる価額(1,219億7,700万円)以上か否かの判定は、運営権対価一時金と運営権対価分割金(利息を含まない)の合計で行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
565	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価	運営権対価の提示方法について、毎年度の分割金を算出し、年度毎の数字を提示するのでしょうか？	募集要項等において示します。
566	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権者から御社への支払い内容として、主にイニシャルで一時金、譲渡対価、ランニングで運営権対価分割金、連結料、賃料(借地借家)、職員出向経費を想定しております。ざっくりとして恐縮ですが、この他に大きな支出はございますでしょうか。可能な範囲でご教示お願いいたします。	現状の想定ではご理解のとおりです。
567	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価の構成ですが、仮に運営権対価基準額と運営権対価一時金を、それぞれ1,219.77億円と150億円とした場合、運営権対価分割金は運営権対価基準額から一時金を差し引いた1,069.77億円であり、運営権対価は分割金に金利1.18%を考慮した総額支払い額である約1,400~1,500億円との理解でよろしいでしょうか。EX 1,219.77億円(運営権対価基準額)、150億円(一時金)とした場合、残額である分割金1,069.77億円(路線毎の配分は実施方針のP12表に基づきます)を路線それぞれの運営期間に応じた利率1.18%で元利均等支払する。つまり1,069.77億円にさらに金利1.18%がかかるという認識です。	基準となる価額においては、ご理解のとおりです。
568	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額にて評価を行うとの記載がありますが、割引率が1.18%で固定されおりますので、運営権対価が同額の2社があった場合、割引の影響が少ない一時金を多く設定していた方が評価が上になるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額で評価をすることとなり、一時金の大小で評価が異なることはありません。
569	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価の基準額におきまして、1,219.77億円以上という経済条件が、民間企業としては、おしなべて収支的に厳しい状況になると思われませんが、当該額について今後変更の余地はございますでしょうか。	内閣府のガイドラインの趣旨を踏まえて適正に算出したものであり、変更は想定していません。
570	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	現在価値に割り戻す際の利回り(1.18%として定める予定)や支払の方法(元利均等払いを基本)については、「予定」「基本」とある通り、今後の協議事項として、応募グループ/選定事業者との協議の中で決定いただけるという理解でよいか。	募集要項等において示す方法によるものとし、協議による決定は想定していません。
571	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	「基準となる価額(1219億7700万円)」とは一時金を除き、その額を下回ることを妨げない(最低額ではない)、という理解でよいか。	一時金と分割金を合わせて基準となる価額以上の提案としていただくことが必要となります。
572	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価は運営権(路線)別にそれぞれ提案が必要、という理解でよいか。	設定される運営権毎に提案が必要です。なお、知多4路線は一つの運営権として設定されます。
573	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の会計上の取扱	運営権対価一時金、運営権対価分割金の想定されている会計上の取扱をご教示ください。	運営権者における会計処理については運営権者にて適切にご判断ください。
574	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価分割金の計算に用いる割引率1.18%は、民間の金利水準を大きく下回るものです。このように分割運営権対価を計算させるということは、公社としては、一次金よりも分割金で支払わせることが望ましいとお考えであると理解してよろしいでしょうか。	公社が建設費を償還していくうえで、公社運営を継続したと仮定した場合の期待収支を確保する必要があるため、割引率と同じ率をもって計算した分割利息の支払を求めるものであり、特段の意図はありません。
575	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	審査評価上、一時金の割合が大きい提案は評価がより高くなるのでしょうか。	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額で評価をすることとなり、一時金の大小で評価が異なることはありません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
576	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	元利均等払いを基本とするとありますが、計画策定の上で各期のキャッシュフローを勘案し、元利均等ではなく不均等や元金均等払いの提案は可能でしょうか	運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から元利均等払いとしたものであり、元金均等払い等への変更は想定していません。
577	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価一時金の多寡が評価に影響を与えるか否かについては、優先交渉権者選定基準で示されますでしょうか	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額で評価をすることとなり、一時金の大小で評価が異なることはありません。
578	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価一時金は、支払い時に、その支払時点の消費税率が課されて支払うとの理解で宜しいでしょうか	消費税は税務当局の見解に従い適切に反映して頂きます。
579	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	現在価値に割り戻す1.18%の算定根拠について、ご教示頂いても宜しいでしょうか	公社における国債等による期待運用利回りとして、過去10年間の国債(年限10年)の利率の平均から設定したものです。
580	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価及びその内訳としての一時金の金額は、運営権設定路線毎に提案することが可能と考えて宜しいでしょうか	路線毎に実施方針p12の表で示す一時金の額以上であれば提案可能です。
581	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権設定路線によって、運営権対価の基準となる価額と運営権対価一時金との比率が異なっているようだが、一時金はどのようなロジックで算定されたか考え方を教えて頂いても宜しいでしょうか	公社における償還への影響を加味し、個別に設定しております。
582	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	毎年度の運営権対価分割金の支払いについて、各年度内での時期(一括、分割を含む)をお教えてください。	募集要項等において示します。
583	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価の提案額の評価は、その合計額のみが評価対象であり、一時金と分割金の割合等については評価の対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額で評価をすることとなり、一時金の大小で評価が異なることはありません。
584	実施方針本文	1	(1)	ソ			ソ 運営権対価の基準となる価額とその納付方法	期待収支を現在価値に割り戻す「1.18%」の根拠をご教示ください。	公社における国債等による期待運用利回りとして、過去10年間の国債(年限10年)の利率の平均から設定したものです。
585	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	毎年度に支払う運営権対価分割金について、当該年度の始まる前に支払うのか年度の終了後に支払うなど、支払いの具体定期な時期をご教示ください。	募集要項等において示します。
586	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価一時金と分割金の割合については、事業者からの提案によるという理解でよろしいでしょうか。	路線毎に実施方針p12の表で示す一時金の額以上であれば提案可能です。
587	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格とその納付方法	「運営権対価分割金は元利均等を基本とする」ありますが、他の支払い方法(例えば元金均等方式)も認められるのでしょうか。	運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から元利均等払いとしたものであり、元金均等払い等への変更は想定していません。
588	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格とその納付方法	「運営権対価分割金(1069.77億円)は金利を含んだ金額でしょうか。	金利は含まれておりません。
589	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格とその納付方法	運営権対価の償却は運営権設定路線毎に、運営権一時金をその運営権存続期間で均等償却するという考え方で良いでしょうか。	運営権者における会計処理については運営権者にて適切にご判断ください。
590	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格とその納付方法	応募者が運営権対価の提案額を算定する場合、運営権設定路線の維持管理、運営(p7、サ 事業範囲)業務に係わる収入と経費のみを基本に算定するのでしょうか。あるいはPA等の附帯事業、任意事業や改築業務(CM方式)、さらに運営権者が受託する公社及び県管理道路の維持管理業務等を含めた全体事業計画をもとに算定するのでしょうか。	運営権対価の基準となる価額としてお示した額に、附帯事業や任意事業の収支は考慮していませんが、提案額の算定については、応募者においてご判断ください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
591	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権の納付方法	運営権対価の一時金、運営期間にわたって毎年度に支払う運営権対価分割金(利息を含む)の指定期日について、現時点で公社が想定しているものがありましたらご教示をお願いします。	募集要項等において示します。
592	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価を基準額を超えて提案した場合、一時金を150億円から上乗せするのか、分割金に上乗せするのかは、運営権者が選択可能か。	応募者の提案によります。
593	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価分割金の支払い方法	元金不均等払い(期によって支払い額が異なる)も可能か。	運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から元利均等払いとしたものであり、元金均等払い等への変更は想定していません。
594	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価分割金の支払い方法	路線別の運営権対価分割金をそれぞれ各路線の運営権存続期間にわたって元利均等払いするのか。それとも、全路線合計の分割運営権対価を、公共施設等運営権実施契約期間にわたって元利均等払いするのか。	路線別(知多4路線は1つの運営権とする)の運営権対価分割金をそれぞれの運営権存続期間にわたって元利均等払いいただく想定です。
595	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格とその納付方法	一時金納付の上限額はあるのでしょうか。極端に言えば、一括で支払うことも可能なのでしょうか。	運営権対価は、一時金と分割金で構成することとしています。
596	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価格とその納付方法	「運営権対価分割金は、元利均等払いを基本とする。」とありますが、不均等な支払方法とすることは可能でしょうか。	運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から元利均等払いとしたものであり、元金均等払い等への変更は想定していません。
597	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価分割金に係る利息は、入札時、実施契約締結時及び事業期間中では変わらないとの理解で宜しいでしょうか。	現状において変更は想定していません。
598	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価分割金に係る利息(年利1.18%)は入札時と実施契約時とで変更されるのでしょうか。変更された場合の精算方法を教えてください。	現状において変更は想定していません。
599	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	「公社は優先交渉権者が提案した額を基本として」とありますが、国土交通大臣の認可の過程で対価が変更になる可能性はあるのでしょうか。	基本的に想定していませんが、法律に基づく認可事項であるため、対価を変更するに相当の理由がある場合などにおいて見直しの可能性が全くないということではありません。
600	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価分割金に係る利息(公社における国債等による期待運用利回りを考慮し、年1.18%)の設定は理解できるのですが、同じ値を割引率に使用する根拠をお示しください。(一般的にキャッシュフローの現在価値を求める割引率はリスクフリー・レートに事業プロジェクト等のリスク(キャッシュフローのばらつき)に対応するリスクプレミアムを加えたものになると理解していますので、リスクプレミアムを加えない理由を開示願います。)	割引率とリスク負担は直接関係していません。公社が建設費を償還していくうえで、公社運営を継続したと仮定した場合の期待収支を確保する必要があるため、割引率と同じ率をもって計算した分割金利息の支払を求める考えです。
601	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	運営権対価一時金を150億円以上と設定された理由を開示願います。	事業継続の確保や事業者の財務シミュレーション等を踏まえ、運営権対価等として公社が受け取る想定する総額の概ね1割程度として設定したものです。
602	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	「提案額の評価は、…の合計額にて行う予定」とありますが、一時金の大小が評価に影響を与える(差がつく)という理解でよいでしょうか。	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額で評価をすることとなり、一時金の大小で評価が異なることはありません。
603	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	①運営権対価分割金の支払は、期待収益と連動させる形での不均等払いも可能と考えてよろしいでしょうか。(元利金等の場合、運営権対価の計算方法と異なるため、金利相当分の総額に差異が生じ、多額の損失を見込む事とならないでしょうか。)	運営権者の支払額と公社収入の平準化の観点から元利均等払いとしたものであり、元金均等払い等への変更は想定していません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
604	実施方針本文	1	(1)	ソ			運営権対価の基準となる価額とその納付方法	割引率を1.18%とする根拠として、「公社における国債などによる期待運用利回りを考慮して」とありますが、その根拠を詳しくご提示ください。本事業の目的として示されている「三方一両得」の思想を実現し「沿線開発等による地域経済の活性化に資する」ためには、本事業が単なる公共事業の民間への指定管理的な業務ではなく民間の創意工夫により利用者サービスの向上を図るという公共施設運営権制度の本来的目的の達成が重視されるべきであって、国債の運用利回りだけでなく民間市場で取引されている市場利子率や事業期間が長期におよぶため、リスクプレミアム相当を割引率に反映させることが合理的と考えます。	公社における国債等による期待運用利回りとして、過去10年間の国債(年限10年)の利率の平均から設定したものです。
605	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の帳簿価額	これらの譲渡対象資産の帳簿価格は減価償却後の価格になっていますでしょうか。また本来であれば中古動産として時価譲渡とすべきと思料します。時価と譲渡価格との間に乖離がある場合、贈与税が課されるおそれはないでしょうか。	譲渡対象資産は事業資産ではないため、公社にて適切に減価償却しています。
606	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産の譲渡価格は帳簿価格とありますが、公平性が確保(客観的基準もしくは第三者評価者が算定する方法等)されるようご配慮頂ければと思います。	特殊車両等の譲渡対象資産については、公社にて適切に減価償却しています。
607	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	譲渡対象資産の譲渡対価は運営権対価とは別途支払いが発生する理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
608	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	譲渡対象資産について、運営開始時に運営権者がその対価を公社様に一括で支払うとありますが、これは運営権対価とは別に、運営権者が公社様に支払うとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
609	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	譲渡対象資産について、例えば運営権者の構成企業が同種の動産を既に所有し、対象道路の維持管理に活用することで事業の効率化が図られる等の理由により、一部について譲渡を受けないことは可能でしょうか。	協議の結果によるものと考えます。
610	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	特殊車両等はないのでしょうか？	資料7に記載のとおりです。
611	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	譲渡価格は譲渡時点の公社における帳簿価額を基本とし、とありますが、公社の財務資料によると資産は取得価額のまま減価償却がされないとの記載があります。譲渡価額は資産の経年に関わらず取得価額が基本となるということでしょうか	譲渡対象資産は事業資産ではないため、公社にて適切に減価償却しています。
612	実施方針本文	1	(1)	タ			運営権対価の消費税	運営権対価に消費税は課税されるのでしょうか？念のためご確認お願いします。	実施方針p12で示すとおり、課税されるものと想定しています。
613	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	譲渡対象資産は運営権対価に含まれないとの理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
614	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	事業開始時に残存する「資料7譲渡車両・運搬具・工具・器具・備品一覧」以外の消耗品は有償でしょうか、無償でしょうか。有償の場合、運営権対価に含まれますでしょうか。	協議の結果によるものと考えます。
615	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	「資料7譲渡車両・運搬具・工具・器具・備品一覧」を全て公社から譲り受けることは、運営権者の義務でしょうか。運営権者で取捨選択は可能でしょうか。	協議の結果によるものと考えます。
616	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	「資料7 過去の実績及び保有資産の概要」の譲渡対象資産が入札後に変更される可能性はありますか。	公社の都合により譲渡資産から控除する場合があります。現状では大規模な買替等は検討しておりません。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
617	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	譲渡時期は、公社と運営権者の協議により決定されるのでしょうか。	協議の結果によるものと考えます。
618	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産の譲り受け	譲渡時点の公社における帳簿価額が、入札時と譲渡時とで変わる可能性はありますか。	譲渡対価は譲渡時の帳簿価額によるものと想定しますが、譲渡時期の変動により変更される可能性はあります。
619	実施方針本文	1	(1)	タ			譲渡対象資産	譲渡対象資産は、資料7の「譲渡車両・運搬具・工具・器具・備品一覧」が該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
620	実施方針本文	1	(1)	チ			出向期間	県の職員であるか、又は公社のプロパー職員であるかによって、出向期間又は出向期間終了後の転籍手続(希望する者の場合)の取扱いに違いはありますか。	県からの派遣職員は出向対象とはならない想定です。
621	実施方針本文	1	(1)	チ			出向者の人件費、福利厚生費	これらの人件費、福利厚生費等の詳細な構成の開示を希望します。運営権対価の算定とは別に運営権者の投資採算計算上、必要な情報と考えております。	ご指摘を踏まえて検討します。
622	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等 ・料金徴収(ETC関連含む)業務	料金徴収業務はもともと公社から外部に委託されている業務であると思料しますが、料金徴収業務に対して公社の職員が出向となる場合、どのような業務を考えているのでしょうか。	料金収受システムの管理や集計、料金徴収業務に対する監督、監査指導が想定されます。
623	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	公社から出向を予定している職員についての人件費、福利厚生費の内容についてご教示ください。	現時点で、出向を予定している職員として具体的に特定している状況ではありません。
624	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向させる用意があるということですが、運営権者は出向を受け入れる義務がなく、出向の受入の有無によって評価は変わらないという理解でよろしいでしょうか。最長3年とのことですが、3年以内であれば、受入期間については、運営権者で決められるという理解でよろしいでしょうか。また、どの公社職員に出向をお願いするかも運営権者の裁量で決めることができるという理解でよろしいでしょうか。この場合、事前に公社職員にインタビューをお願いすることは可能でしょうか。	公社職員の出向は運営権者の要請があった場合に実施します。出向者数の下限は設定せず、3年の範囲内であれば出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。
625	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向	事業承継を確実に行うためにも、出向する人員、職種、出向期間の延長等は運営権者に極力裁量を与えて頂くようお願い致します。	出向者数の下限は設定せず、3年の範囲内であれば出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。
626	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向	職員は出向の他、運営権者への転籍は可能でしょうか。	本人の承諾がある場合に限り転籍を認めることとします。
627	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向	職員の出向は運営権者が設立するSPC、もしくはSPCから業務を委託される受託企業のいずれも受入可能でしょうか。	現状の給与水準が維持されることを前提に運営権者以外の業務委託先への出向も受け入れる想定です。
628	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向可能な公社職員の対象には、プロパー職員だけでなく、県出向者・嘱託職員等の現在公社で勤務している全ての職員を含むとの理解で宜しいでしょうか。	県からの派遣職員は出向対象とはならない想定です。
629	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	公社様は、本事業に関連する職務の経験を有する職員を運営権者へ出向させる用意があるとのことですが、公社様職員の出向可否は、運営権者の判断に任せられるとの理解でよろしいでしょうか？	出向者数の下限は設定せず、3年の範囲内であれば出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。
630	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	公社職員の当初出向期間は最長3年とありますが、3年後に運営権者の判断で、公社職員の出向を解除することは可能でしょうか。また、3年未滿に運営権者の判断で、公社職員の出向を解除することは可能でしょうか。	職員の出向期間の短縮については、事前に公社への協議が必要となります。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
631	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	公社職員を運営権者へ出向させるとありますが、出向先はSPCや応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く)でもよろしいでしょうか。	公社から出向させる職員は、運営権者の業務に従事することを想定しています。
632	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等について	公社職員を出向させるご用意があるとのことですが、事業者側の希望数を出向させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	出向者数の下限は設定せず、3年の範囲内であれば出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。
633	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等について	公社からご派遣頂く職員の人件費等は年齢により異なると思料しますが、派遣職員の方の具体的構成について資料をご提供頂けるのでしょうか。	現時点で出向を予定している職員を特定している状況ではありません。具体的な内容については競争的対話時において調整します。
634	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等について	出向者の業務内容が示されていますが、交通管理業務及び、危機管理対応業務が示されていません。運営権設定後において、公社が指示するため、記述が無いと判断してよろしいでしょうか。	当該業務は公社と連携して運営権者が実施するものであるため、当該業務に従事する目的での公社職員の出向は想定していません。
635	実施方針本文	1	(1)	チ			公社職員の出向数	当初出向可能な公社職員数に、上下限はありますか。	出向者数の下限は設定せず、3年の範囲内であれば出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。
636	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向年数	運営権者は、公社職員の当初出向期間を、3年を最長として、職員ひとり一人に対して提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
637	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向者の人件費・福利厚生費の金額(目安・上限)と、出向可能な人員数をお示し下さい。	詳細は競争的会話において開示することを想定しており、人員についても競争的会話において調整することとしています。
638	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	公社職員を運営権者に出向させる用意があるとありますが、公社職員の雇用義務はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
639	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向職員の受け入れに際し、面接などの方法による選抜は可能でしょうか。或いは希望職務を受けて、公社が選抜した職員の出向を受け入れる形式でしょうか。	出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。
640	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向期間	【1】一次もしくは/または二次提案において、職員の出向期間の長短については評価対象になるのでしょうか。【2】一次もしくは/または二次提案において、職員の出向期間の長短以外に、人数等については評価対象になるのでしょうか。	出向の受け入れをせざるも要求水準を充足できる前提であれば、出向の受け入れの有無によって評価は変わらない想定です。
641	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向者の業務内容について「競争的対話において調整する」と書かれていますが、公社職員の派遣人数、想定される出向者の人件費、社会保険費等については、募集要項で開示していただくようお願いいたします。	詳細は競争的会話において開示することを想定しており、人員についても競争的会話において調整することとしています。
642	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向者に関しては、何名の出向者をどの程度の期間受け入れるか、については運営権者に選択権があり、受入を行う義務は負わず、受入を行った場合でも3年の範囲内で出向を解除することができるという理解でよろしいでしょうか。	運営権者に出向の受け入れ義務はありません。受け入れた場合も運営権者の判断で3年以内の出向解除も可能とする想定です。
643	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向について	出向して戴ける人数はどの程度か。	競争的会話において調整することとしています。
644	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	現在の公社職員の体制と各業務に従事している人数をご教示いただけますでしょうか。また、各業務に従事されている職員の方の平均出向料はどの程度かご教示いただけますでしょうか。	公社職員の体制や業務従事状況は守秘義務対象資料4(愛知県道路公社の概要)をご覧ください。出向料等は現状の給与水準が維持されることを前提に競争的対話にて取決めする予定です。
645	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の雇用等	運営権譲渡にあたり、御社の職員様の継続雇用に関して条件があればご教示下さい。また、御社から運営権者への職員の出向は任意と理解して宜しいでしょうか。	出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
646	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	会社からの出向者に対し運営権者が運営権対価とは別に負担する経費を具体的に開示頂きたい。	出向者の人件費、福利厚生費等を想定しています。
647	実施方針本文	1	(1)	チ			出向職員数の想定について	「本事業に関連する職務の経験を有する職員を運営権者へ出向させる用意がある」とありますが、想定されている部署別の出向職員数および年齢分布・給与（福利厚生）等を今後開示する予定はありますか。	競争的対話において従事業務内容等を調整することを想定しています。（部署別の会社職員数、年齢分布は守秘義務対象資料4をご覧ください。）
648	実施方針本文	1	(1)	チ			延長出向職員について	「当初出向期間は最長3年とし、運営権者が出向期間の延長を希望する場合は、会社の同意を必要とする。」とありますが、当初出向された方がそのまま延長して出向していただけるという解釈でよろしいでしょうか。	協議の結果と出向職員本人の同意によるものと考えます。
649	実施方針本文	1	(1)	チ			地元関係諸団体調整業務について	地元関係諸団体のリストを開示いただくことは可能でしょうか。	地元自治体や観光団体などを想定していますが、列挙したリストは作成していません。
650	実施方針本文	1	(1)	チ			出向者の人件費等	会社から運営権者へ出向する人員の人件費の金額等はどのように決定されるのでしょうか。	現状の給与水準が維持されることを前提に競争的対話にて取決めする予定です。
651	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	ご希望の方がいらっしゃればという前提ですが、競争的対話の中で現在の職員の方の運営権者への御転籍の可能性について協議させていただくことは可能でしょうか	協議いただくことは可能です。転籍の条件が整い、本人の希望・承諾がある場合に認めることとなります。
652	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向者の業務内容に「料金徴収業務」がありますが、当該業務は数百名の人員が必要と考えられます。競争的対話等の場でこれらの必要人員を会社からご提供頂くことの可能性を協議させて頂くことはできませんでしょうか。	現在会社では、料金徴収業務は外部に委託しています。
653	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	会社職員の出向を想定する場合の面談等の手続きをご教示頂いても宜しいでしょうか	競争的対話において取決めする予定です。
654	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	会社職員の当初出向期間は最長3年とあり、最短期間の定めはありませんが、業務によっては3年以内のより短い期間とすることは可能でしょうか	3年より短期間とすることは可能です。
655	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	職員を運営権者へ出向させる用意があり、出向者の業務内容の記載がありますが、出向者の業務従事分野や経験年数、出向者予定人数を公表願います。	業務従事分野や出向職員数などの詳細は、競争的対話において調整します。
656	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	審査の過程で行われる競争的対話での調整において、出向者を特定するところまでを想定していますでしょうか。	ご理解のとおりですが、協議によるものと想定します。
657	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向者の業務内容として「料金徴収(ETC関連含む)業務」がありますが、出向者はあくまでも会社の職員であり、料金徴収業務の委託委託先の職員は含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
658	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	会社から運営権者へ出向する人件費等について御教示ください。	現状の給与水準が維持されることを前提に競争的対話にて取決めする予定です。
659	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	会社から運営権者へ出向する人件費等について、運営権者が負担することになりますが、負担方法について御教示ください。(年単位で会社へ規定額を支払うのか、運営権対価の一部として支払うことになるのか等)	出向者に係る人件費等を別途会社へ規定額を支払っていただく想定です。
660	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	職員の出向人数に目途のようなものはあるのでしょうか。また、事業者が希望したポストについては受け入れて頂けると理解してよろしいでしょうか。	出向職員数や受け入れポストなどの詳細は、競争的対話において調整することとしています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
661	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	職員の転籍ではなく出向でしょうか。つまり運営権者は会社の役職員を引き継ぐ訳ではなく、基本的には自前で役職員を用意し、規定された出向者の業務内容についてのみ必要に応じて会社から出向さるという理解で良いでしょうか	ご理解のとおりです。
662	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	職員は転籍でなく、運営権者が役職員を用意する場合の条件や制約(例 事業統括責任者は代表企業からでなくても他の構成企業から派遣しても良いか)はありますでしょうか	運営権者職員の属性(出向元等)については提案によるものとしますが、当該職員の独立性についてはご配慮ください。
663	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向は3年間で当初の期限とするとありますが、運営権者が出向の延長、または転籍を望むにもかかわらず、出向が延長されない事態はあり得ますでしょうか	会社の人事上の都合等により、ご希望に添えない場合もあると想定しています。
664	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向者の業務内容の詳細については競争的対話手続において調整するとありますが、会社職員の派遣人数の上限、想定される出向者の諸手当を含む給与、必要となる福利厚生費、保険等については、募集要項の段階で開示をお願い致します。	出向職員数や受け入れポストなどの詳細は、競争的対話において調整します。
665	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	職務の経験を有する職員の運営権者への出向は何名程度を想定されていますでしょうか？	出向職員数や受け入れポストなどの詳細は、競争的対話において調整します。
666	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	運営開始後にSPCで雇用を義務付けられる会社職員(県出向者、会社プロパー)はいらっしゃるのでしょうか。雇用を義務付けられる会社職員がいらっしゃる場合は、その人数、職能、経験年数等をご教示ください。	出向者数の下限は設定せず、3年の範囲内であれば出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。
667	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	会社から運営権者への出向を依頼した場合に運営権者が負担する経費の目安を業務毎に教えてください。	現状の給与水準が維持されることを前提に競争的対話にて取決めする予定です。
668	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	会社職員の出向先は、運営権者だけでなく、運営権者の業務委託先でも宜しいでしょうか。	現状の給与水準が維持されることを前提に運営権者以外の業務委託先への出向も受け入れる想定です。
669	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	会社職員が転籍する場合の規定がございましたら教えてください。	会社職員が転籍する場合の規程は整備されておりません。
670	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向する会社職員の職種、職位、人数は提案によるのでしょうか。	出向者数の下限は設定せず、3年の範囲内であれば出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。
671	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	出向する会社職員について、出向期間中に運営権者の要望により交代することは可能でしょうか。	協議の結果によるものと考えます。
672	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	最長出向期間は連続して3年間でしょうか。延べ3年間でもよろしいでしょうか。	業務の引継ぎを念頭に置いておりますので、連続して3年との想定です。
673	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	「会社の規定」を公表願います。	募集要項等において示します。
674	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	「会社は、本事業開始から一定期間、(中略)職員を運営権者へ出向させる用意がある」とありますが、会社職員が従事する職種、職位、人数等は、本公募における提案によるのでしょうか。それとも、会社として一定の見立てをしているのかお示ください。	出向者数の下限は設定せず、3年の範囲内であれば出向可能人員の中から運営権者の希望に沿って出向者を決定する想定です。
675	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	会社職員の人件費、福利厚生等に関する会社の規定はいつの時点で開示されるのかお示ください。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
676	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等	運営権者は、本事業に関する職務経験を有する公社職員の転籍受け入れをすることは可能でしょうか。可能な場合、どのタイミングから可能となるかお示ください。(転籍受け入れは本公募における提案によるのかも併せてお示ください。)	出向後、本人の承諾がある場合に限り転籍を認めることとします。
677	実施方針本文	1	(1)	チ			職員の出向等の地元関係諸団体調整業務	地元関係諸団体との調整業務を運営権者が行う場合に、どのような調整業務を想定されているかをお示ください。また、どのような地元関係諸団体との調整が含まれるかをお示ください。	工事や広報宣伝などで地元自治体、観光団体との調整、連絡が想定されます。
678	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		運営権存続期間終了後の運営権者の資産の取扱い	「運営権者が保有している資産」には、前ページの「タ」で公社より譲り受けた資産も含まれるのでしょうか(その時点でまだ残っていた場合)。	含まれるとの想定です。
679	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	既存パーキングエリア及び公社が底地を有する利便施設等について、運営権存続期間終了後に公社が必要と認めない場合には、運営権者は更地にする義務を負担することになりますでしょうか。当該義務を負担する場合、運営権存続期間終了時の修復義務に備え運営権者は資金的な手当が必要になることから、公社における当該判断を前広に対応頂きたいと思えます。また、任意事業で整備した施設のうち、運営権者が底地も含め所有する利便施設等については、公社が必要と認めない場合にも、運営権者の判断によって、事業終了後も事業を継続することが可能な建付としてください。	シ1)のパーキングエリアにおける附帯事業及び任意事業のうち、公社が所有する土地及び建物は、運営権存続期間終了時において原状回復を行うことを基本としますので、その前提で事業収支を計画していただくこととなります。なお、公社が土地・建物いずれにおいても所有権を有しない範囲については、原状回復義務を規定する予定はありません。
680	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		運営権存続期間終了時の人員の取扱い	運営権存続期間終了後においても、本事業の技能承継が適切になされるよう運営権者が雇用している人員を、公社または県が引き継ぐ可能性はございますでしょうか。	現段階では想定していません。
681	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		譲渡対象資産の譲渡	運営期間終了後の運営権者所有の資産は必要と認められたものを時価にて買取りとありますが、十分使用可能な資産が処分されてしまうような社会的な経済損失を回避され、運営期間後期においても更新投資が維持されるためにも、合理的な範囲内で運営権者所有の資産が買い取られるよう規定願います。	運営期間が終了する際には無料開放となりますので、無料開放された道路で必要と判断されるものにより買取を検討することになります。
682	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	引続き公社が必要と認める場合、どのような要件で買取り可否が判断されるのか、ご教示頂けますでしょうか。また、「時価」の考え方を明示ください。	時価の考え方は募集要項等において示します。現在の制度の下で業務引継ぎが生じるのは償還満了による無料開放された場合との想定ですので、無料路線において引続き公社が必要と認める可能性は低いものとご理解ください。
683	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	必要と認められたものを時価にて買い取ることができるとありますが、時価の算出方法が実施契約書(案)等で開示されることを希望します。	募集要項等において示します。
684	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	必要なものを時価にて買い取りとのことですが、必要と認めるにあたっての要件はどのようなものになりますか	現在の制度の下で業務引継ぎが生じるのは償還満了による無料開放された場合との想定ですので、無料路線において引続き公社が必要と認める可能性は低いものとご理解ください。
685	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	必要なものを時価にて買い取りとのことですが、譲渡資産の譲り受けは簿価基準とされているのに対し、買い取り時は時価ベースとなっている理由をご教示いただけますか。また想定されている時価の計算方法をご教示いただけますか	時価の考え方は募集要項等において示します。現在の制度の下で業務引継ぎが生じるのは償還満了による無料開放された場合との想定ですので、無料路線において引続き公社が必要と認める可能性は低いものとご理解ください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
686	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎについて	「必要と認められたものを時価にて買い取ることができる。」とされていますが、現時点で買い取りのご判断基準があればご教示ください。例えば、営業継続の観点から基本的には全てを買い取ることが前提なのか、あるいは、必要最低限の施設のみ買い取るとを思料されているのか、ご教示いただければと存じます。	時価の考え方は募集要項等において示します。現在の制度の下で業務引継ぎが生じるのは償還満了による無料開放された場合との想定ですので、無料路線において引続き公社が必要と認める可能性は低いものとご理解ください。
687	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		運営権存続期間終了時の措置	料金徴収期間終了後の料金徴収施設、交通安全施設等の撤去費用の負担先は公社という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
688	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	「運営権存続期間終了前において……円滑に引き継がれるよう十分な引継準備期間」とは、各道路毎に違いがあると思いますが、具体的にはどの程度を想定されているでしょうか。ご教示願います。	協議の結果によるものと考えます。
689	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	時価にて買い取ることができるとあるが、時価はどのように設定するのでしょうか。	募集要項等において示します。
690	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	「必要と認められたものを時価にて買い取ることができる。」と記載されていますが、事業者側は単価が合わない場合、断ることは可能でしょうか。ご教示願います。	募集要項等において示します。
691	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引継ぎ	公社が時価で買い取る資産と買い取らない資産の判断基準をお示し下さい。	現在の制度の下で業務引継ぎが生じるのは償還満了による無料開放された場合との想定ですので、無料路線において引続き公社が必要と認める可能性は低いものとご理解ください。
692	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引継ぎ	公社が買い取る資産の売却額は、帳簿価格を最低価格として設定願います。	募集要項等において示します。
693	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		運営権存続期間終了時の措置	公社が運営権存続期間終了時点で運営権者から買い取ることが可能な資産の範囲には、新設PAのうち土地を運営権者が取得したもの、区域外事業に関するものは含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。実際に買い取るかどうかは、運営権者との協議によります。
694	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	運営権存続期間終了時点で、買い取りの対象とならなかった資産のうち、道路区域外において任意事業として行う利便施設等の事業については、運営権者又は運営権者からかかる施設の譲渡を受けた者は、運営権存続期間終了後においても、その事業を継続することができるという理解でよろしいでしょうか。	その時点での法令等の規定に照らして事業継続に当たり然るべき許可を取得する前提で認められるものと想定します。
695	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	「必要と認められたものを時価にて買い取ることができる」とありますが、想定されている時価算定の方法はございますか。	募集要項等において示します。
696	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		保有資産の買い取り	「必要と認められたもの」の基準をご教示いただけますでしょうか。	当該時点において公社が必要と認められたものを指します。
697	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	買い取りの対象とならなかった資産は運営権者の責任において処分しなければならないとの記載がありますが、その対象資産を公社に寄贈(寄付)する事も選択協議可能でしょうか。	協議の結果によるものと考えます。
698	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		引継期間について	「運営権者は、運営権存続期間終了前において、本事業に係る業務が公社又は県に円滑に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行わなければならない。」とありますが、運営権存続期間開始前と同様の2カ月(平成28年8月～10月)と解釈すればよろしいでしょうか。またこれよりも長ければその理由をご教示下さい。	協議の結果によるものと考えます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
699	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		運営権存続期間終了時点における保有資産の時価	運営権存続期間終了時点で運営権者が保有している資産について、公社が買取る際の時価の算定方法についてご教示下さい。	募集要項等において示します。
700	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		運営権存続期間終了時点における保有資産の時価	上記に関連して、公社が買取るかどうかの判断がどのようなプロセスでなされるかについてご教示下さい。	その時点での公社の判断によります。
701	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		運営権存続期間終了時点における保有資産の時価	運営権存続期間終了時点で運営権者が保有している資産について、公社による買取義務等はないとの理解ですが、運営権者が投資をする前に公社が買取をするかどうかの判断をお示し頂くことはできますでしょうか。	現段階では想定していません。
702	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	運営権存続期間終了時に公社が必要と認めたものしか買取らないとした場合、運営権者としては、任意事業や付帯事業において、新たな施設を自らのリスク負担において新設することは、30年以下の運営権事業期間を考慮した場合、非常に難しいと考えます。建物は簡易なものしか建設はできませんし、処分が困難な用地の取得は極めて難しいものと考えます。その前提での条件付けという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
703	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		ツ 運営権存続期間終了時の措置 1)業務の引き継ぎ	運営権終了時点における公社買取資産には、地域活性化の任意事業(事業区域内・区域外)は全く含まれないということであるが、運営権者が主体となり『事業区域内で実施する任意事業』については、運営権者が道路収益と地域活性化の相乗効果を目指して実施する事業である可能性が非常に高い。運営権者に投資インセンティブを持たせるためにも、コンセッション終了時以降においても道路運営に資する資産であれば、『事業区域内で実施する任意事業』における運営権者保有資産の公社買取りの選択の余地を残したほうが望ましいと考える。	現在の制度の下で業務引き継ぎが生じるのは償還満了による無料開放された場合との想定ですので、無料路線において引続き公社が必要と認める可能性は低いものご理解ください。
704	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引継	運営権残存期間終了時点で運営権者が保有している資産を時価で買い取ることができるとありますが、「簿価」の認識でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
705	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		運営権存続期間終了時の措置	運営権者が、運営権存続期間中に、本事業に関連する知的財産権を取得していた場合、係る権利は公社の買い取りの対象となる資産に該当するでしょうか。	対象となりますが、買取するか否かは公社の判断によります。
706	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	「必要と認めたものを時価にて買い取ることが出来る」とあるが、購入時に終了時点で時価にて買い取ってもらうことを約束してもらうことは可能か。	現段階では想定していません。
707	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	時価を算出する人、算出時期、算定方法を教えてください。	募集要項等において示します。
708	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	公社が買い取る資産は、公社と運営権者との協議によって決定するものでしょうか。公社が必要と認めたものでも、運営権者が認めない場合は、買い取りを拒否できますか。	募集要項等において示します。
709	実施方針本文	1	(1)	ツ	1)		業務の引き継ぎ	「運営権存続期間終了時の措置として十分な引継ぎ準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行わなければならない。」とありますが、実施契約段階において、民間が業務引継を受ける場合の公社側の義務とあわせて取り決めるようにすべきと考えます。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。
710	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	包括委託契約は、運営権対価の提案額には含めないという理解でよいでしょうか。	運営権対価の基準となる価額の算定に当たっては考慮しておりませんが、提案額に含めるか否かは、提案者の判断によるものと理解します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
711	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の運営権者の資産の取扱い	「料金徴収期間終了前と同様の条件」の意味することが不明瞭です。料金徴収期間終了前であれば、まだ委託業務には移行していないと思われます。	包括委託の内容が当該路線の維持管理・運営業務の業務内容と同様という意味です。もともと、無料開放の場合においては、当然ながら、料金徴収業務は包括委託の範囲に含まれないこととなります。その他の条件(契約期間、契約金額等)については、個別に協議して定めることとなります。
712	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	「料金徴収期間終了前と同様の条件」とは、実施契約に従い料金収入を運営権者が収受した場合と同様の経済条件で委託契約を締結するとの趣旨でしょうか？	包括委託の内容が当該路線の維持管理・運営業務の業務内容と同様という意味です。もともと、無料開放の場合においては、当然ながら、料金徴収業務は包括委託の範囲に含まれないこととなります。その他の条件(契約期間、契約金額等)については、個別に協議して定めることとなります。
713	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	「その時点で適用される法令に反するおそれがないと認められるときは」とあるが、現在の法令(会計法等)においては、問題なく認められるか、ご教示頂けますでしょうか。	維持管理・運営業務に要する費用等を踏まえ、判断することとなるので、本事業開始前の現時点においては、判断できません。
714	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	2-3行目の「存続期間」とは、個別路線の運営権又は最も長い運営権の存続期間のどちらを指すのでしょうか。	最も長い運営権の存続期間です。
715	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	「同様の条件で……誠実に交渉する」とありますが、状況により事業者として断ることは可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
716	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	i) 提案・応募段階では、応募者は、県と運営権者が包括委託契約を締結するという前提で、事業収支や運営権対価等を検討するのでしょうか。ii) 公社と応募者双方がコントロールできない事象であるため、競争の公平性、提案の実現可能性、運営権者の将来の経営安定性の観点から、全ての応募者が同じ前提で提案し、将来、その前提と実際が異なった場合は契約変更協議で対応等するのが適切かと思料いたしますが、いかがお考えでしょうか。	運営権存続期間終了後の包括管理委託契約は、可能性・オプションの一つであり、ご指摘のとおり必ずしも公社・運営権者双方でコントロールできないことを前提としてお考えください。このことの成否をもって、本事業に係る実施契約の変更協議対象とすることは想定していません。
717	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了時の措置	「最も長い運営権の存続期間よりも前に料金徴収期間終了後に県に引き継がれる運営権設定路線」について、運営権者と県が包括委託を締結する場合についての記述がありますが、これらは運営権対価の算定外と考えてよいでしょうか。	運営権対価の基準となる価額の算定に当たっては考慮しておりませんが、提案額に含めるか否かは、提案者の判断によるものと理解します。
718	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路管理	運営権終了後も、運営権者が県との間で包括委託契約を締結することにより運営を継続することができる場合があると理解してよいか。	ご理解のとおりですが、料金収入を得る「運営」ではなく、県からの委託料をもって維持管理業務を継続してもらうものです。
719	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		包括管理契約	運営権存続期間が終了された後の包括管理契約を締結することとは、運営権者は別途委託料を収受できるという理解でいいでしょうか？	ご理解のとおりです。
720	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	運営権者としては、当該包括委託契約の締結を拒否することもできるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
721	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	表現が複雑なため、念のために確認ですが、これは、「運営権者と誠実に交渉するよう求めるものとする。」というのは、要するに、「公社は県に求めるのみに留まり、県が運営権者と誠実に交渉する保証はない。」ということでしょうか。	県の義務を公社において保証する事はできないという主旨です。
722	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了時の措置	最も長い運営権の存続期間よりも前に料金徴収期間終了後に県に引き継がれる運営権設定路線について、県が運営権者と包括委託を締結する場合についての記載がありますが、運営権対価の算定の対象外と考えてよいでしょうか。	運営権対価の基準となる価額の算定に当たっては考慮しておりませんが、提案額に含めるか否かは、提案者の判断によるものと理解します。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
723	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	「料金徴収期間終了前と同様の条件での包括委託契約」とありますが、現在の県管理道路の維持に関する包括委託契約との違いについてお示しください。	委託の内容は、対象となる道路の状況やその時に県が求める要求水準により異なるため比較することは困難ですが、料金徴収に関する業務はなくなるものと考えます。
724	実施方針本文	1	(1)	ツ	2)		運営権存続期間終了後の道路の管理	最長の運営権存続期間よりも前に料金徴収終了により県に引き継がれる路線の運営に関し、県と運営権者との間で包括委託契約を締結する場合の「期間終了前と同様の条件」とは何を指すのかご教示下さい。	包括委託の内容が当該路線の維持管理・運営業務の業務内容と同様という意味です。もともと、無料開放の場合においては、当然ながら、料金徴収業務は包括委託の範囲に含まれないこととなります。その他の条件(契約期間、契約金額等)については、個別に協議して定めることとなります。
725	実施方針本文	1	(1)	テ	2)		公社管理路線等および県管理道路の維持等	委託にかかる収入・費用については、物価変動リスクや需要変動リスク等、添付資料1のリスク分担表にある内容は適用されますか	適用されません。
726	実施方針本文	1	(1)	テ	2)		公社管理路線等及び県管理道路の維持等について	「委託する予定」とされていますが、対価が折り合わない場合、あるいは運営権者側の体制が整わない場合はお引き受けできないことがあります。この協議は事業契約締結後でしょうか、それとも同時に行われるのでしょうか。	運営権者が合わせて実施することを前提として本事業全体の事業実施体制を検討いただくものです。よって、競争的対話等を通じて、その実施の可能性を把握させていただいた上で、優先交渉権者を選定します。
727	実施方針本文	1	(1)	テ	2)		公社管理路線等及び県管理道路の維持等	「公社管理路線等及び県管理路線の維持等を、運営権者と協議のうえ、委託する予定である」とありますが、提案・応募段階では、応募者は、運営権者が当該委託業務を受託するという前提で、事業収支や運営権対価等を検討するのでしょうか。	当該委託業務の受託を前提に事業収支等を検討いただくことで構いませんが、それをもって、公社が当該委託業務の受託を保証するものではないことをご確認ください。
728	実施方針本文	1	(2)	ア			特定事業選定に当たっての考え方	①運営権対価が路線ごとに設定されていることから、特定事業の選定は路線ごとに実施されるのでしょうか。②特定事業の選定に当たって、運営権対価が路線ごとに設定されていることから、路線ごとのVFMおよび特定事業選定理由について公表されるという理解で良いでしょうか。特定事業の選定に当たっては当該公共施設運営権事業制度以外の各種PPP手法との比較検討結果を公表すべきと考えます。	募集要項等において示します。
729	実施方針本文	1	(2)	イ	1)		定量的評価	定量評価点の計算方法をお示し下さい。	特定事業の選定において考え方を示します。
730	実施方針本文	2	(2)				委員・オブザーバー	優先交渉権者の決定前の段階において、委員とオブザーバーの役割、権限の差異は何でしょうか。	募集要項等において示します。
731	実施方針本文	2	(2)				審査体制	優先交渉権者決定までに委員会の委員及びオブザーバー等に対し、自己に有利になるようはたらきかけ等の接触とありますが、委員及びオブザーバー等の「等」は具体的に何を想定されていますでしょうか。	現時点では任命しておりませんが、必要に応じて任命する専門委員や、委員及びオブザーバーが所属する組織を想定しています。
732	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール(予定)	本事業規模の入札案件としては、当該スケジュールでは、募集要項～第一次審査資料の提出期限及び第一次審査結果の通知～第二次審査資料の提出期限の両期間が、先行する空港案件と比べても短いように思料します。より良い提案を行うためにも、スケジュールの再考の余地はないでしょうか。	提案検討の時間にも配慮し、できる限りの資料を本実施方針で公表したところですが、スケジュールの変更等につきましては、想定しておりません。
733	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール	第一次審査において資格審査だけでなく提案審査も含まれておりますが、地域活性化を含めた提案内容を深化させるには、募集要項公表後から第一次審査提出までの期間が極めて短いと考えております。第一次審査の審査内容の変更もしくはスケジュールの見直しをご検討ください。	提案検討の時間にも配慮し、できる限りの資料を本実施方針で公表したところですが、スケジュールの変更等につきましては、想定しておりません。
734	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール	競争的対話については、実施契約に係る協議等を行うことが予想されることから、少なくとも3回以上は設けて頂くようお願い致します。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
735	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール	第一次審査資料の提出期限が「1月頃」となっておりますが、審査資料提出に際して必要となる社内決裁手続きに時間を要することに鑑み、提出期限については、年末年始明けから相応の時間的猶予を設けて設定頂けますでしょうか。	スケジュールの詳細については、募集要項等において示します。
736	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール	現在の会社の経営層の方へのインタビューならびに県(道路・産業立地・観光等)や周辺自治体、関係機関へのインタビューの機会を設けて頂くようお願い致します。	インタビュー等の機会は予定しておりません。
737	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール(予定)	第一次審査提出資料の作成に相応の期間が必要と考えます。募集要項等公表から第一次審査資料提出までの期間が短いと考えますので、第一次審査資料提出の期限を延ばして頂くことは可能でしょうか？	提案検討の時間にも配慮し、できる限りの資料を本実施方針で公表したところです。スケジュールの変更等につきましては、想定しておりません。
738	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール(予定)	県議会の承認手続きはいつどのように設定されていますか	事業開始までの間に予定しているものはありません。
739	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール(予定)	県議会以外の会議体の承認は必要ですか。その場合の手続きはいつどのように設定されていますか	「会議体」の趣旨が不明ですが、事業開始までの間に予定しているものはありません。
740	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール(予定)	「実施方針に関する質問及び意見の提出期限」が10月27日となっておりますが、守秘義務対象資料の申込み期限が11月13日となっております(17P2行目)。守秘義務対象資料の入手タイミングが実施方針に関する質疑期間に間に合わないことが考えられます。守秘義務対象資料についての質疑はいつ行えばよろしいでしょうか。ご教示願います。	守秘義務対象資料は、実施方針の公表と同時に資料配布を始めたところです。なお、募集要項等公表時においても守秘義務対象資料の貸与及び質問の受付を予定しています。
741	実施方針本文	2	(3)				スケジュール(予定)	事業の難易度、規模等から勘案するとともに、他のPFI事業と比較しても、応募提案の作成期間が非常に短いと考えてますが、もう少し余裕のあるスケジュールとしていただけませんかでしょうか。	提案検討の時間にも配慮し、できる限りの資料を本実施方針で公表したところです。スケジュールの変更等につきましては、想定しておりません。
742	実施方針本文	2	(3)				スケジュール	第一次審査資料の提出期限が平成28年1月頃とありますが、11月の募集要項公表後に2ヶ月しかなく、提出後に構成企業の変更が原則できない(通常、企業の機関決定を必要とします)ことや、運営権価格を提示(通常、詳細な事業計画が必要)しなければならないことを考慮すると、時間的余裕がありません。平成28年5月の第二次審査資料提出期限はそのままにして、第一次審査資料提出期限を2月中～下旬にしたいだけできませんでしょうか。	提案検討の時間にも配慮し、できる限りの資料を本実施方針で公表したところです。スケジュールの変更等につきましては、想定しておりません。
743	実施方針本文	2	(3)				選定の手続及びスケジュール(予定)	「募集要項等の公表」から「第一次審査資料の提出」までが実質1ヵ月強、「第一次審査結果の通知」から「第二次審査資料の提出」までが3ヵ月とスケジュールが設定されていますが、それぞれ1ヵ月程度の延長をお願いいたします。特に、前者はあまりに短期間にすぎるため、特段の配慮をお願いいたします。	提案検討の時間にも配慮し、できる限りの資料を本実施方針で公表したところです。スケジュールの変更等につきましては、想定しておりません。
744	実施方針本文	2	(3)				スケジュール	非常にタイトなスケジュールとなっておりますが、各締め切りを伸ばしていただけませんか。	提案検討の時間にも配慮し、できる限りの資料を本実施方針で公表したところです。スケジュールの変更等につきましては、想定しておりません。
745	実施方針本文	2	(3)				選定の手続及びスケジュール(予定)	全体的に厳しいスケジュールとなっておりますが特に、募集要項から一次審査資料提出までの一次提案作業期間が非常に厳しいものとなっております。一次審査提出時期については2月頃とする等、出来る限りの提案作業期間の確保の配慮をお願い致します。	提案検討の時間にも配慮し、できる限りの資料を本実施方針で公表したところです。スケジュールの変更等につきましては、想定しておりません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
746	実施方針本文	2	(3)				選定の手続及びスケジュール(予定)	競争的対話に実施時期について、第1回(2月頃)、第2回(3月頃)が予定されていますが、これは各一次審査通過グループについて2回のみ予定されているのでしょうか。競争的対話についても出来るだけ多くの機会を設定して頂くようお願い致します。	募集要項等において示します。
747	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール	募集要項の公表から第一次審査資料の提出期限まで2ヶ月しかなく、タイトなスケジュールになっております。スケジュールの見直しをお願いします。	提案検討の時間にも配慮し、できる限りの資料を本実施方針で公表したところですが、スケジュールの変更につきましては、想定しておりません。
748	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール	優先交渉権者の決定から事業の開始まで2ヶ月しかなく、タイトなスケジュールになっております。スケジュールの見直しをお願いします。	優先交渉権者の決定は平成28年6月頃を予定し、事業開始まで3ヶ月程度を確保することを想定しています。
749	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール	参加表明書は第一次審査資料と同時期に提出するとなっておりますが、参加表明書の提出期限はもっと早めに設定すべきと考えます。「当該企業が協力企業として複数の応募グループの提案に関与する場合は、当該企業に他の応募グループへのへの情報漏洩や特定の応募グループに対して、価格、内容面で有利あるいは不利な条件を提示させないよう、代表企業はあらかじめ誓約書を提出するものとする。」とありますが、当該誓約書の提出期限はいつごろを予定されているのでしょうか。参加表明書と同時に提出すべきと考えますが、そのためには参加表明書の提出時期を早くする必要があると考えます。	提出時期については、募集要項等において示しますが、誓約の時点に関わらず、他の応募グループ等が不利な状況と認められれば、誓約した内容に反するものと考えております。
750	実施方針本文	2	(3)				選定の手順及びスケジュール(案)	①「第一次審査結果の通知」を「募集要項等に関する質問提出期限(第二次審査分)」よりも前に実施し、民間の負担軽減を考慮すべきと考えます。	第二次審査を見据えて第一次審査に臨んだ方が、より良い提案に繋がると考えておりますので、スケジュールの見直しは想定しておりません。
751	実施方針本文	2	(4)				質問対象資料について	2(4)イで規定される「守秘義務対象資料」に関する質問は別途受け付けて頂くという理解でよいでしょうか。	本機会がその場になります。募集要項公表時においても守秘義務対象資料の貸与及び質問の受付を予定しております。
753	実施方針本文	2	(4)				守秘義務対象資料の配布	「様式1 守秘義務に係る誓約書」の別添資料「愛知県有料道路運営等事業 第二次被開示者への資料開示通知書」はどの時点で提出すべき図書でしょうか。	事前に提出してください。(実施方針様式1別添を修正します。)
754	実施方針本文	2	(4)				回答方法	「会社の判断により」回答するものと、しないものと分ける、とありますが、公平な回答手法とは言えないと思います。また、ホームページのみでなく質問者への回答をいただきたいと思います。	基本は回答する考えですが、質問の趣旨が読み取れないなど、回答することで混乱を招く恐れがあるもの等は回答を差し控えるとの趣旨ですので、ご理解ください。
755	実施方針本文	2	(4)				回答方法	回答から理解できない場合、どのような形で再質問できるでしょうか。	募集要項等公表時においても質問の受付を予定しています。
756	実施方針本文	2	(4)				募集要項に関する質問受付、回答の公表	「会社の判断により」回答するものと、しないものと分ける、とありますが、公平な回答手法とは言えないと思います。また、ホームページのみでなく質問者への回答をいただきたいと思います。	基本は回答する考えですが、質問の趣旨が読み取れないなど、回答することで混乱を招く恐れがあるもの等は回答を差し控えるとの趣旨ですので、ご理解ください。
757	実施方針本文	2	(4)				受付期間	受付期間について、守秘義務対象資料のボリュームが膨大であるため、第二次締切を新たに設定していただき、11月13日に合わせて回答いただくようなことは可能でしょうか。	募集要項等公表時においても守秘義務対象資料の提供及び質問の受付を予定しています。
758	実施方針本文	2	(4)				実施方針に関する質問又は意見の受付	守秘義務対象資料は実施方針に関する質問又は意見の対象に含まれると思われませんが、分量が非常に多く内容の確認に時間を要するため、守秘義務対象資料についての追加の質問又は意見を提出する機会を設けて頂きたいと思っております。	募集要項等公表時においても守秘義務対象資料の提供及び質問の受付を予定しています。
759	実施方針本文	2	(4)				守秘義務対象資料	開示された守秘義務対象資料の内容に関する質問は本質問期間外に別途可能でしょうか。	募集要項等公表時においても守秘義務対象資料の提供及び質問の受付を予定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
760	実施方針本文	2	(5)	エ			参加表明書及び第一次審査資料の受付	参加表明書及び第一次審査資料のどこかの箇所にて、協力企業はその名称や役割等を記載することになりますでしょうか。また、もし上記で記載しないという回答の場合、第二次審査資料においては、記載することになりますでしょうか。	募集要項等において示します。
761	実施方針本文	2	(5)	エ			参加表明書及び一次審査資料の受付	参加表明書及び一次審査資料において、協力企業の記載は求められないとの理解で良いでしょうか。	募集要項等において示します。
762	実施方針本文	2	(5)	オ			⑤地域活性化について	当該項目が「事業区域外における事業」に関する提案内容という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
763	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	第一次審査の結果を各応募者に通知とありますが、第二次審査参加者の数、第二次審査参加者の応募企業名や応募グループを構成する企業名の公表はないという理解でよろしいでしょうか。	第一次審査の結果については、優先交渉権者の決定後、第二次審査の結果とあわせて公表する予定です。
764	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	運営権対価の額につき、第二次審査においては加算点はありますか	二次審査では、運営権対価についても加算点を付与します。
765	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	一次審査における「事業全般に関わる審査事項」①から⑦(⑧は除く)につき、配点は均等かあるいは特に重視する項目はありますか	募集要項等において示します。
766	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等について	第一次審査を通過させる応募グループ数が予定されておりましたら、ご教示願います。	選定する応募者の数については、応募者の数や提案の内容を踏まえて決定します。
767	実施方針本文	2	(5)	オ			地域活性化について	審査事項の一つとして「⑤地域活性化」がございしますが、履行義務の考え方について募集要項等で仔細にお示しいただくようお願いします。実現性も加味されるものと思料しますが、客観的判断基準のご提示を希望致します。また、不履行時のペナルティーのお考えをご教示ください。	募集要項等において示します。
768	実施方針本文	2	(5)	オ			一次審査の方法等	事業全般に関わる審査事項は、運営権対価を除き一次と二次で同じ項目が挙げられており、二次審査では詳細かつ具体的な提案内容とするのとありますが、一次審査及び二次審査で審査される事項の詳細をご教示ください。また、二次審査の提出書類の内容が一次審査時の内容から変更されてもよいでしょうか。	募集要項等において示します。
769	実施方針本文	2	(5)	オ			一次審査の方法等	一次審査もしくは二次審査において、運営期間中の技術の進歩を見越して維持管理方法を向上させる提案をした場合、それは評価の対象となりますか。	提案の内容にもよりますが、募集要項等において示します。
770	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	第一次審査において「選定する応募者の数については、応募者の数や提案の内容を踏まえて決めるものとする」とありますが、現時点で想定されているイメージはございますでしょうか(概ね〇者程度等)。	選定する応募者の数については、応募者の数や提案の内容を踏まえて決定します。
771	実施方針本文	2	(5)	オ			第二次審査への参加について	第一次審査から第二次審査時のグループ構成会社の変更は可能か。	2(6)ウに記載のとおり、公社がやむをえないと判断した場合は認めることがあります。
772	実施方針本文	2	(5)	オ			第二次審査への参加について	第一次審査に選定されなかった場合は、構成員としては勿論の事、協力企業としても第二次審査への参加は不可能か。	競争性の担保及び透明性・公平性の確保の観点から、構成員としての参加は認めないものとします。
773	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	「運営対価の額は・・・大小により加算点を付与することはない」と記述してあるが、「運営対価の額」で加点される事項は何か?	二次審査では、運営権対価についても加算点を付与します。詳細は募集要項等において示します。
774	実施方針本文	2	(5)	オ			構成員の追加	第二次審査を辞退した応募者の構成企業が、別の応募者の構成企業となることは可能でしょうか。	競争性の担保及び透明性・公平性の確保の観点から、参加は認めないものとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
775	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	「運営権対価の額について大小により加算点を付与する事はない」とは金額の多寡が一次審査の評点に影響を与えないと理解してよいか。一方で審査事項には含まれているが、どのように評価されるのか。	前段はご理解のとおりです。後段は募集要項等において示します。
776	実施方針本文	2	(5)	オ			審査方法	審査において、運営権対価と事業収支等を評価するとなっているが、具体的に(定性的、定量的)どのように評価するのか？また評価の配点について示していただきたい。	募集要項等において示します。
777	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査	第一次審査ではどの程度応募者を絞る予定でしょうか？	選定する応募者の数については、応募者の数や提案の内容を踏まえて決定します。
778	実施方針本文	2	(5)	オ			地域活性化	地域活性化については、実現可能性等を具体的にどのように評価するのか？	募集要項等において示します。
779	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	第一次審査においては運営権対価に「加算点を付与することはない」ということは、対価額は審査されないということでしょうか。それとも、「必須項目」として、1(1)ソに定める基準額を超えているか否かを判断するに留めるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
780	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	第一次審査の通過者名又はその数は、公表(又は全応募者に通知)されるのでしょうか。当初より通過予定数の公表もなく、実際に通過させた数の通知もない場合、多大なコストをかけて取り組まなければならない二次提案に、その通過可能性が不透明であるという理由で、辞退する応募者が現れるものと考えます。	第一次審査の結果については、優先交渉権者の決定後、第二次審査の結果とあわせて公表する予定です。
781	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	(一次審査・二次審査共通の質問です)審査事項⑥に資金調達・事業収支があるが、負債性の調達を予定している場合、貸し手の関心表明あるいはコミットメントレターの添付は不要と考えても宜しいでしょうか	募集要項等において示します。
782	実施方針本文	2	(5)	オ			オ 第一次審査の方法等	一次審査の審査資料において、どの程度の資金調達面での記載が必要か？一次審査段階においては資金調達の概略を記載するという理解でよいか？	募集要項等において示します。
783	実施方針本文	2	(5)	オ			オ 第一次審査の方法等	一次審査段階における「運営権対価」の扱いについて。実施方針で提示された価額(1219.77億)未滿を提示した際には失格となるが、「運営権対価」の多寡自体は採点の対象とならないという認識でよいか？つまり、審査における運営権対価の項目は、0点もしくは失格しかありえないという理解でよいか？	ご理解のとおりです。
784	実施方針本文	2	(5)	オ			オ 第一次審査の方法等 / コ 優先交渉権者の決定・公表	各審査段階における採点方法について。「加算方式」とあるが、具体的な採点方法はどのように規定されているのか？審査委員会が定めたある一定基準の内容がありそれを0点とし、一定基準を上回る場合は点数が加算されるのか？	募集要項等において示します。
785	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	一次審査にて選定する応募者の数、選定事業者名は、公表または二次審査参加者へ通知していただけるのでしょうか。	第一次審査の結果については、優先交渉権者の決定後、第二次審査の結果とあわせて公表する予定です。
786	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法等	第一次審査の結果は公表されるでしょうか。審査結果の各評点等もご開示頂けるのでしょうか	第一次審査の結果については、優先交渉権者の決定後、第二次審査の結果とあわせて公表する予定です。
787	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法	第一次審査結果を応募者に通知する内容は、第一次審査での選定結果の通知だけでなく、順位や項目別の評価点等も合わせて通知されるのでしょうか。	通知の内容は今後検討します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
788	実施方針本文	2	(5)	オ			地域活性化	一次審査項目・二次審査項目ともに「地域活性化」の記載がありますが、運営権者ではなく、「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社(運営権者を除く。)が自らの責任と費用により地域の活性化や道路の利用促進に資する事業」の構想や計画が審査項目になるという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
789	実施方針本文	2	(5)	オ			第一次審査の方法	二次審査に進める応募者数に付いて、どの程度の数を上限と考えているか。	選定する応募者の数については、応募者の数や提案の内容を踏まえて決定します。
790	実施方針本文	2	(5)	オ			運営権対価の額	第一次審査及び第二次審査の運営権対価一時金の大小で、評価に差は付くのでしょうか。	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額で評価をすることとなり、一時金の大小で評価が異なることはありません。
791	実施方針本文	2	(5)	オ	2)		事業目的、任意事業②	「沿線開発」「対象地域の活性化」とは地理的にどの範囲を指し、どのような評価指標をもって判断するものか。また本事業(有料道路運営)との関連性をどの程度求めるものか。	主に運営権設定路線が立地する市町村の区域を想定しておりますが、これに限らず応募者の提案の内容により個別に判断します。なお、具体的な評価方法等は募集要項等において示します。
792	実施方針本文	2	(5)	カ			現地見学会等について	公社の経営層および各部署へのヒアリングの機会是与えられるのでしょうか。	現時点では想定しておりません。
793	実施方針本文	2	(5)	カ			現地見学会	買い手による施設のデューデリジェンスを実施する機会、又は公社からの十分なデューデリジェンスレポートが提供されるという理解でよろしいでしょうか。	現地見学会のほかは考えておりません。なお、公社からのレポートを提供する予定はありません。
794	実施方針本文	2	(5)	キ			競争的対話	実施契約書(案)、要求水準書(案)等の調整を行う、との記載がありますが、調整の内容によっては『運営権対価』等、本事業の根幹に影響を及ぼすことも想定されます。どの程度の調整を想定されているのかをご教示ください。また、実施契約書および要求水準書が確定する時期についてもあわせてご教示ください。	前段については、競争的対話の結果によるため、調整の範囲をあらかじめ示すことは困難です。後段については、実施契約締結時に最終的に確定するものとします。
795	実施方針本文	2	(5)	ク			第二次審査資料の受付について	一次審査通過後、何らかの事情により辞退する場合についてお尋ねします。選定過程においてペナルティー無しで辞退可能な期限及び手続をご教示ください。	辞退についてのペナルティは想定しておりません。
796	実施方針本文	2	(5)	ク			第二次審査資料の受付	第二次審査資料において、協力企業や応募グループのアドバイザー等の記載が求められるのでしょうか。また、認められるのでしょうか。	募集要項等において示します。
797	実施方針本文	2	(5)	ケ			第二次審査参加者へのヒアリング	ヒアリングを行う際、プレゼンテーションも行われますか。	募集要項等において示します。
798	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・公表	運営権対価の額に関する提案とありますが、一時金の大小で評価は変わるのかご教示下さい。	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額で評価をすることとなり、一時金の大小で評価が異なることはありません。
799	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・公表	第二次審査資料において運営権対価の額を変更する場合、応募者に説明を求めています。第一次審査における運営権対価の額は第二次審査に向けて拘束力は持たせないルールとなっているほか、提案事項の精査等の結果、前提条件に変更が生じる可能性もありますので、価格の変更は柔軟に認めて頂きたいと思っております。第二次審査資料で示す運営権対価の金額に関して、「第一次審査資料の数値と変更が生じている場合には、計算根拠等を含めて公社は応募グループに対して合理的な説明を求めることができる。但し第二次審査に際しては、異なる前提条件等を理由として、第一次審査資料と第二次審査資料との間で数値や提案内容に変更が生じた場合であっても、第一次審査の内容との整合性を以て不利な評価を与えることは無い。」と修正頂きたいと思っております。	第二次審査資料における運営権対価の提案額は、第一次審査資料における運営権対価に対して変更点の説明を提出いただければ、変更することを認めることとしています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
800	実施方針本文	2	(5)	コ			第一次審査から第二次審査の変更	第一次審査で掲げた施策を第二次審査で変更する場合、運営権対価同様、その変更点について説明する必要がありますでしょうか。	一次と二次の関連性については、募集要項等において示します。
801	実施方針本文	2	(5)	コ			運営権対価一時金の評価	応募者の信用力によって、提案可能な運営権対価一時金の金額は異なるものと思われます。また、運営権者が自身の信用力を活かして相応の外部資金調達を行う場合は、運営期間中、第三者(債権者)による運営権者へのガバナンス機能にも期待できます。かかる観点より、運営権対価一時金の提案金額の多寡についても、審査上評価されるべきではないでしょうか。	運営権対価一時金と運営権対価分割金の合計額で評価をすることとなり、一時金の大小で評価が異なることはありません。
802	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・公表	実施方針の「(5)実施方針の公表以降における手続き」でP19の8行目に「運営権対価の額は、第二審査に向けて拘束力を持たせない」との記述がありますが、「第一次審査において提案のあった額から変更がある場合はその説明を求めることとしており、説明できないときは評価しない」というのは、一次審査で提示した運営権対価の額は、二次審査で変更が難しいということでしょうか？	変更するには何らかの理由があるからであるため、その説明を求めるといいます。
803	実施方針本文	2	(5)	コ			運営権対価の額についての変更	「運営権対価の額については、第一次審査において提案のあった額から変更がある場合はその説明を求めることとしており、説明できないときは評価しない」との記載がありますが、評価しないとはどういう意味でしょうか。また、説明できない場合に該当する際は、一次と二次のそれぞれの提案額を踏まえ、具体的な加算点はどうか。p12の表下記載の「提案額の評価は、提案のあった運営権対価一時金及び上記の年1.18%により現在価値に割り戻した運営権対価分割金の合計額にて行う予定である」との関連はどうなりますでしょうか。	変更するには何らかの理由があるものと考えており、その説明がなされないならば、評価しないということです。中段については、募集要項等において示します。後段については、評価の基本的な考え方を示しているものです。
804	実施方針本文	2	(5)	コ			運営権対価の額についての変更	「運営権対価の額については、第一次審査において提案のあった額から変更がある場合はその説明を求めることとしており、説明できないときは評価しない」との記載がありますが、説明できないとはどういう意味でしょうか。	具体的には個別の事案を見て判断します。
805	実施方針本文	2	(5)	コ			運営権対価の額についての変更	「運営権対価の額については、第一次審査において提案のあった額から変更がある場合はその説明を求めることとしており、説明できないときは評価しない」との記載がありますが、一次審査での提案額算定における計算ミスの訂正、積算精度のアップについては、それぞれ、「説明できた」ということに該当いたしますでしょうか。	その度合いにもよりますので、具体的には個別の事案を見て判断します。
806	実施方針本文	2	(5)	コ			審査基準	審査における配点は募集要項で開示されますでしょうか。(運営権対価、地域活性化、参加者の信頼性等)	募集要項等において示します。
807	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・公表	「運営権対価の額について第一次審査において提案のあった額から変更がある場合の説明」とは、定量的な説明を求めているのか。具体的に、どのような理由であれば変更が認められるのか。	必ずしも定量的な説明を求めているものではありません。具体的には個別の事案を見て判断します。
808	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・公表	P.19の第一次審査の方法において、「運営権対価の額は第二次審査に向けて拘束力を持たせない」とした上で、第二次審査において「運営権対価の額については、第一次審査において提案のあった額から変更がある場合はその説明を求めることとしており、説明できないときは評価しない」とあるが、「説明できない」とは具体的にどういった場合にそう判断されるか、また「評価しない」とはその額の多寡にかかわらずのその部分の加算点がゼロということか(またその額が選定時の運営権対価の額となるのか)、それとも失格になるのか。	変更するには何らかの理由があるものと考えており、その説明がなされないならば、評価しない(⇒ゼロ点)ということです。なお、具体的には個別の事案を見て判断します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
809	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・公表	「運営権対価の額については、第一次審査において提案のあった額から変更がある場合はその説明を説明を求めるとしており、説明ができないときは評価しない。」とありますが、「基本的に運営権対価の算出に必要な情報は一次審査時において全て開示され、二次審査時には、それに影響を与えるような情報は、現時点で一切想定されていない。」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
810	実施方針本文	2	(5)	コ			コ 優先交渉権者の決定・公表	二次審査の審査資料において、どの程度の資金調達面での記載が必要か？運営権者になっていない二次審査段階においては各金融機関もコミットメントをすることは困難であるため、資金調達の確実性を求めるべきではないと考える。	募集要項等において示します。
811	実施方針本文	2	(5)	コ			コ 優先交渉権者の決定・公表	二次審査の審査資料において、地域活性化事業についてはどの程度の記載が必要か？地域活性化事業に関し、資金調達のコミットメントまで必要としないという理解でよいか？	募集要項等において示します。
812	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・公表	一次審査において提案のあった額から変更がある場合、その理由が第一次から第二次の検討の過程で試算の条件・材料の変化による理由とした場合、評価対象になると考えてよろしいでしょうか。	例示の理由は、評価しないとはできませんが、具体的には個別の事案を見て判断します。
813	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・公表	一次審査において提案のあった額から変更がある場合、その理由が第一次の試算に誤りがあり、二次審査の際に修正したといった理由でも評価対象になると考えてよろしいでしょうか。	誤りは基本的にないことを前提としています。
814	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・交渉	「運営権対価の額については、一次審査において提案のあった額から変更のある場合はその説明を求め、説明出来ない時は評価しない」とありますが、評価する／しないの判断基準をご教示下さい。	変更するには何らかの理由があるものと考えており、その説明がなされないならば、評価しない(⇒ゼロ点)ということです。
815	実施方針本文	2	(5)	コ			優先交渉権者の決定・公表	「審査においては、(中略)加算点を付与する。ただし、運営権対価の額については、(中略)変更がある場合はその説明を求めるとしており、説明できないときは評価しない」とありますが、運営権対価金額の大小は評価に影響を与えないという理解でよろしいでしょうか。	第二次審査において、提案金額に関わる審査事項については、評価の対象となります。
816	実施方針本文	2	(5)	コ			運営権対価の額自体の評価	「運営権対価の額に関しては一次審査で、その対価の大小は、評価に影響せず、算出根拠及びその過程における合理的な説明を求めるとされ、第二次審査で提案額の変更があった場合は、変更に関する説明を求めるとされています。情報は豊富にあるも、民間側で前提としている条件にも不確定要素が多く見積もりは困難を伴います。11頁で運営権対価の下限基準額1,219億77百万円の算定過程は開示される予定はありますか。	守秘義務対象資料「資料2」以外の資料の開示は現時点では想定しておりません。
817	実施方針本文	2	(5)	コ	2)		個別業務・事業に関わる審査事項	改築事業の工事価格は評価対象に含めないことを希望します。CMrのもとで再度設計し、工事費が確定されますので、提案時点での価額の大小は選定時の評価にそぐわないものと考えます。	評価において、工事価格の提案は求めません。
818	実施方針本文	2	(5)	コ	2)		優先交渉権者の決定・公表	事業収支に関する提案には、改築業務に関する費用も含まれるのでしょうか。含まれる場合、VE提案を想定しない金額で算定するという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
819	実施方針本文	2	(5)	コ	2)		優先交渉権者の決定・公表	事業収支に関する提案に改築業務に関する費用も含まれる場合、改築業務費の提案価格は審査対象にはならないと考えてよいですか。	評価において、工事価格の提案は求めません。
820	実施方針本文	2	(5)	コ	2)		個別業務・事業に関わる審査事項	③運営、に含まれる具体的な業務をご教示ください。(P8 11行目⑤運営業務と同様に考えて良いのかどうか)	1(1)サ事業範囲1)⑤になります。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
821	実施方針本文	2	(5)	コ	2)		個別業務・事業に関わる審査事項	⑤その他、に含まれる具体的な業務をご教示ください。	募集要項等において示します。
822	実施方針本文	2	(5)	コ	3)		優先交渉権者の決定・公表	第二次審査においては、運営権対価の額についてその大小で加算点が付与されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
823	実施方針本文	2	(5)	コ	3)		提案金額の審査	第二次審査では評価されるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
824	実施方針本文	2	(5)	サ			優先交渉権者を選定しない場合	「応募者がいない」という記載がありますので、1者しか応募者がいない(逆に言えば、応募者がいるという状態です)ということのみを理由にして、募集手続きを中止されることはないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
825	実施方針本文	2	(5)	シ			募集手続きの中止等	「競争性が確保できないと認められる場合」とは、1企業或いは1グループ応募となる事態も該当するのでしょうか。	1者しか応募者がいないということのみを理由にして、募集手続きを中止されることは想定していません。
826	実施方針本文	2	(6)	ア			(6)応募者の資格等	日本国外における道路事業のマネジメント業務の実績がない法人の場合は、イ)資本関係等がある者に対する制限に該当せず、同一資本関係にあるものが別の応募グループに参加することは可能でしょうか。	2(6)イ1)に記載のとおり、参加できません。
827	実施方針本文	2	(6)	ア			参加表明書記載事項	応募グループを構成する企業以外の者、例えば協力企業又はアドバイザー会社等の明記は不要という理解でよいでしょうか。	募集要項等において示します。
828	実施方針本文	2	(6)	ア			日本国外における道路事業のマネジメント業務を行っている者又は行った実績を有する法人について	「応募グループ外」なので、これらの法人が出資を伴わない協力企業、又はアドバイザー会社であったとしても、資格要件の充足を要するということになりませんか。	当該企業については、2(6)イ1)及びウの規定を充足する必要があります。
829	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	国外における道路マネジメント業務実績が有る法人については協力企業あるいはその他の役割であってもイ1)、ウの規定が準用されるのですが、第一次審査への応募段階で当該法人を明示するとともに、誓約書の提出を受ける必要がある(つまり以後の参加は原則として認められない)という理解で良いでしょうか。	募集要項等において示します。
830	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	日本国外で道路のマネジメント実績を有する法人は協力企業で参加する場合にも、構成企業として参加する場合と同様の応募グループの掛け持ち制限がかかるという理解でよろしいでしょうか。なお、上記実績を有する子会社や関連会社の親会社にあたる法人は、特段の制限は受けられないという理解でよろしいでしょうか。	当該企業については、2(6)イ1)及びウの規定を充足する必要があるため、2(6)イ1)に規定する資本関係等があるものに関しては同等の制限が課せられます。
831	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	CMrについては、公募グループまたは協力企業の中に当該業務を担うことが可能な企業が含まれることが必須または提案上の評価項目となりますでしょうか。改築業務の実施時にCMrを運営権者が選定する方法は認められないのでしょうか。	具体的な評価方法、CMrの選定手続きについては、募集要項等において示します。
832	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	日本国外における道路事業のマネジメント業務を行っているまたは行った実績を有する法人は複数の応募グループに属することができるのでしょうか。	当該企業の実績を評価することとしているため、複数の応募グループに属することは認められません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
833	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	日本国外における道路事業のマネジメント業務を行っているまたは行った実績を有する法人について、「法人が応募グループ外で参加」していることはどのような基準で判断されるのでしょうか。また、本件においてそのような法人と応募企業が応募業務にに関してのみのアドバイザー契約を締結しているような場合でも応募グループの一員とみなされるのでしょうか。	応募グループ外での参加に関する手続きは、募集要項等において示します。
834	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	参加表明する際は応募グループの構成会社それぞれの役割を明記とありますが、参加表明時において、運営に必要な役割の全てが完全に応募グループ内で網羅されていることが前提であるのでしょうか。その場合、応募グループ内で後に役割の詳細を決めていくということは想定されておらず、参加表明までに明確に役割分担を定めておく必要があるという理解ですか。また、参加表明時点において応募グループ内で必要な役割が全て網羅できない場合、後に構成員を追加という形は原則とれないのでしょうか。	応募グループを構成する企業の役割分担を問うものであり、本事業に必要な業務の網羅性を問うものではありません。
835	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成について	「応募グループにより応募する場合、代表企業を定めるものとする。」という記述がございますが、代表企業の制約(出資比率最大等)は無いと判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
836	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成について	「日本国外における道路運営の優れたノウハウを本邦初の有料道路コンセッションである本事業に採り入れることの重要性に鑑み、日本国外における道路事業のマネジメント業務(調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの)を行っている又は行った実績を有する法人」と記載がありますが、具体的な事例をお示しください。	回答は差し控させていただきます。
837	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	運営権者が直接実施する業務または運営権者が入札等の方法により委託企業を選定することを予定している業務については、参加表明書において担当する構成企業または協力企業を特定する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	参加表明時には応募グループ(代表企業、構成企業)の当該グループにおける役割分担を記載いただきます。
838	実施方針本文	2	(6)	ア			応募グループ外で参加する場合	i)ア項の最終段落で「応募グループ外で参加する場合」と記載がありますが、これは、当該グループの協力企業になっている場合という意味でしょうか。ii)協力企業は応募グループ外という意味でしょうか。iii)もし、上記ii)の回答がグループ外である場合は、本箇所(ア項)だけでなく、本実施方針全般において、協力企業は応募グループ外であると解釈してよろしいでしょうか。	i)協力企業の場合を含みます。ii)ご理解のとおりです。iii)ご理解のとおりです。
839	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	日本国外のインフラマネジメント業務に実績を持つ企業をチーム内に参画させることは、評価上のポイントが高くなるのでしょうか。	募集要項等において示します。
840	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	代表企業の定義として、筆頭株主かつ経営者の派遣元企業となる等の制限はございますでしょうか。もしくは、5年間議決権株式を売却できないということ以外は特に制限はございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
841	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	SPCに対する間接出資形態(例:代表企業・構成企業による中間持株会社を設立し、かかる持株会社がSPCに対して出資を行う)は認められますでしょうか。	中間法人の議決権株式の新規発行や譲渡に関して公社が関与できない場合は認められません。
842	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の資格	実施方針2(6)イ応募者の資格に記載されている以外に、応募グループにより応募する場合の代表企業となるための要件(例:代表企業の議決権保有割合が全ての構成企業の中で最大でなければならない、代表企業が最大の役員派遣数を有しなければならない等)はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
843	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の資格	応募グループにより応募する場合、複数の企業が共同で代表企業となることは可能でしょうか(なお、応募手続を行う代表企業は特定の1社に定めることを前提としています)。	応募手続を行う企業が代表企業となります。
844	実施方針本文	2	(6)	ア			第一次審査について	第一次審査時の参加表明書及び関係書類において、協力企業も明記するか。	募集要項等において示します。
845	実施方針本文	2	(6)	ア			協力企業について	協力企業は明記する必要はないか。	募集要項等において示します。
846	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	応募グループを構成する企業の企業名とありますが、出資を前提とした構成企業を対象とするのでしょうか？	ご理解のとおりです。
847	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	応募グループを構成する企業の企業名とありますが、出資を前提としない協力企業は対象外とするのでしょうか？	ご理解のとおりです。
848	実施方針本文	2	(6)	ア			事業方式 応募者の構成	SPCを構成企業とは別にSPCに出資するだけの企業はあっても良いのか？	SPCに出資するのみの構成企業も認められます。
849	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	ここでいう「応募グループ外で参加」につきまして具体例をご教示願えないでしょうか。また、当該法人が参加する場合は他グループに「参加」できないとの認識でよろしいでしょうか。	応募企業と構成企業で構成される応募グループ以外における参加を指し、協力企業等を含みます。他グループへの参加は、ご理解のとおりです。
850	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	「応募グループ外で参加」とは何を意味するのか。協力企業としての参加を意図しているのか。	出資をもって構成企業にならずとも、道路運営の優れたノウハウがあれば、協力企業であっても応募グループの一員とみなすものです。
851	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	仮に代表企業と構成企業で参加することとなった場合、その出資比率を記載する必要はあるか。代表企業の出資比率が、一構成企業の出資比率を下回ることは許容されるか。	募集要項等において示します。
852	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	「日本国外における道路事業のマネジメント業務を行っている又は行った実績を有する法人」が、事業者選定後、別の運営権者(応募グループ)の協力企業となることは可能か。	事業者選定後の民間の契約について、制限するものではありません。
853	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	応募グループを構成する企業名以外、協力企業等の企業名の明記は不要という理解でよいのか。	募集要項等において示します。
854	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	「それぞれの役割」とはどういった内容を記載することが必要か。	応募グループを構成する企業の役割分担を記載いただきます。
855	実施方針本文	2	(6)	ア			構成企業について	運営権者から業務を受託せず、単に運営権者に出資のみを行い議決権を有する場合でも、構成企業となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
856	実施方針本文	2	(6)	ア			日本国外における道路運営のノウハウ	日本国外における道路運営のノウハウについて、重要であると表現されているが、そのような実績を持った企業が特に評価されるということでしょうか？	募集要項等において示します。
857	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	「実績を有する法人が応募グループ外で参加する場合」とは、どのような状況を想定しているのでしょうか。協力企業という意味でしょうか。「海外で実績を有する企業のグループ企業が応募グループに参加する場合」でしょうか。いずれにせよ、運営権者に出資する構成企業でない限り、①構成企業と同じ企業グループであることの証明、②運営権の存続期間中継続される本事業に携わるとい契約の存在、等が無い限り、その実績を反映させるのはおかしいと考えます。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
858	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	道路事業のマネジメント業務を行っている又は行った実績を有する法人が応募グループ外で参加する場合がありますが、「応募グループ外での参加」とは、具体的にどのような形態を想定していますでしょうか。協力企業としての参画を含むという理解でよろしいでしょうか。	協力企業の場合を含みます。具体的な参加の形態については、募集要項等において示します。
859	実施方針本文	2	(6)	ア			代表企業の構成	代表企業は議決権の割合において必ずしも筆頭でなくても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
860	実施方針本文	2	(6)	ア			代表企業の構成	持分割合等において本運営権を連結することとなった企業は、必ず代表企業にならなくてはならないのでしょうか？その他のコンソーシアム参加者が代表企業となることは可能でしょうか（もちろん代表企業の要件を満たしている前提）	連結の有無は代表企業の要件には関わりません。
861	実施方針本文	2	(6)	ア			道路事業のマネジメント業務実績者の参加	①日本国外における道路事業のマネジメント業務実績を有する法人が応募グループ外で参加する場合は、当該法人は応募グループの一員とみなす旨の記述がありますが、道路事業にかかるマネジメント業務実績のある者の参加の有無、過去の業務実績は評価（加算点）の対象になるとの理解でしょうか。	募集要項等において示します。
862	実施方針本文	2	(6)	ア			道路事業のマネジメント業務実績者の参加	②評価の対象になる場合、議決権株主でない当該応募グループ外の企業の参加が提案どおりに実施されることをどのように担保することを想定なさっていますか。	募集要項等において示します。
863	実施方針本文	2	(6)	ア			道路事業のマネジメント業務実績者の参加	③「応募グループ外で参加」の意味ですが、無議決権株主としての参加又は業務委託者としての参加という意味でしょうか。	協力企業の場合を含みます。具体的な参加形態等については、募集要項等において示します。
864	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	マネジメント業務を行っている又は行った実績を有する法人が応募グループのアドバイザーとなる場合も当該規定（応募グループの一員とみなす）の対象となるのでしょうか。	当該法人が応募グループ外で参加する場合の具体的な参加形態等については、募集要項等において示します。
865	実施方針本文	2	(6)	ア			応募者の構成	マネジメント業務を行っている又は行った実績を有する海外の法人には、下記の場合は該当するのでしょうか。①有料道路運営会社②上記企業の出資企業	募集要項等において示します。
866	実施方針本文	2	(6)	ア			代表企業	代表企業に最大出資義務はないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
867	実施方針本文	2	(6)	ア			応募グループを構成する企業	応募グループを構成する企業に協力企業は含まれるのでしょうか？参加表明書の提出時に、応募グループを構成する企業の企業名を明記することになっておりますが、特殊性技術を有する企業は参加表明時に決定できないことも想定されます。協力企業については参加表明後において追加できる規定をお願いいたたく存じます。	応募グループを構成する企業に協力企業は含まれません。
868	実施方針本文	2	(6)	イ			応募者の資格	応募にあたり、応募者は「イ 応募者の資格」に記載の制限に抵触しない限りは複数の応募グループに属してもよいのでしょうか。	応募企業又は構成企業それ自体は、他の応募グループの構成企業にはなれません。又、協力企業にもなれません。
869	実施方針本文	2	(6)	イ			応募者の資格について	応募者の要件を欠く事態の判定期間について、「参加表明書の提出期限日から 実施契約を締結するまでの間」とされていますが、「優先交渉権者の決定まで」に見直しをお願いします。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。
870	実施方針本文	2	(6)	イ			応募者の資格	誓約書については何等かのフォームを後日提供いただけるという理解でしょうか。また誓約書の記載内容は、実施方針に記載の資本関係にある者をして他の応募グループの提案に協力させない旨を、応募グループの構成企業が自己が資本関係を有する各社を代表して誓約するというもので、道路公社に対して提示するとう理解でよろしいでしょうか。	誓約書の書式については、募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
871	実施方針本文	2	(6)	イ			応募者の資格	誓約書については何等かのフォームを後日提供いただけるという理解でしょうか。また応募グループの代表企業は、協力企業をして他の応募グループへの情報漏えい等をさせないようにする能力を有さないと考えられますが、誓約書は協力企業名で提出することが適切ではないでしょうか。	誓約に関する書類は後日提供いたします。ご意見の一つとして参考にさせていただきますが、当該事情に関しては、応募者の責任において協議・調整すべき内容と判断します。
872	実施方針本文	2	(6)	イ			応募者の資格	本条項の意図を開示して欲しい。運営権設定路線は直接および間接で⑤で定義される者の管理道路とネットワークを構成しており、利用者へのサービス向上のために別紙4の委託業務以外にも協力関係を構築したいと考えるが、その場合も本条項に抵触するのか。	本事業においては、実施方針2(6)イ3)⑤に該当する企業は、応募者として参加することを制限するとともに、実施方針別紙4に係る業務を除き、協力企業やその下請企業として業務を受託することもできないこととしています。なお、本事業に参画するのではなく、道路利用者の利便の向上や地域の活性化に資する連携協力を行うことについては、これを制限するものではありません。
874	実施方針本文	2	(6)	イ			有する技術の特性性による制限	当該企業については、協力企業として複数の応募グループの提案に関与することを認めるとありますが、それ以外の協力企業については、複数の応募グループの提案に関与に制限はあるのでしょうか。	制限はありません。
875	実施方針本文	2	(6)	イ			応募者の資格等	協力企業は複数の応募グループに参加することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
876	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	誓約書を提出するのは、応募企業もしくは応募グループの構成企業であるとの理解で宜しいでしょうか。	誓約書の提出については、募集要項等において示します。
877	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	弊社の子会社・関連会社は数百社にのぼることから全てを網羅的に確認することができない状況です。ついては、万が一、資本関係等がある者が他の応募グループに参画していたことが判明した場合には、速やかに当該会社と協議・調整できるようにして頂けないでしょうか。	ご意見の一つとして参考にさせていただきますが、当該事情に関しては、応募者の責任において協議・調整すべき内容と判断します。事後の協議・調整については、想定していません。
878	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	誓約書の提出者は応募企業若しくは応募グループを構成する企業という理解でしょうか。	誓約書の提出については、募集要項等において示します。
879	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	他の応募グループの提案に協力しない旨の誓約書の内容が、提案様式集及び記載要領で示されることを希望します。	募集要項等において示します。
880	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	・関連会社の判断基準又は定義をお示ください(いわゆる影響力基準で判断するのか)。 ・子会社、関連会社が複数社ある場合、道路事業と関係のない会社を含め全ての子会社、関連会社の誓約書が必要ですか。 ・合同会社(LLC)等株式会社以外の会社形態(会社法に定める以外の形態を含みます。)の場合、親会社、子会社、関連会社の定義又は判断基準をお示ください(複数社により合同会社を設立している場合、その出資者は出資割合に関係なく親会社となるのか等)。	関連会社の定義は9(8)に示すとおりです。誓約書の書式については、募集要項等において示します。株式会社以外の会社形態は、株式会社と同等の資本関係等があると公社が判断する場合に認められます。
881	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	「参加表明書の提出時点において、…他の応募グループの提案に協力しない旨の誓約書を提出する」とありますが、かかる誓約書を提出する企業は、応募企業又は応募グループを構成する企業という理解でよろしいでしょうか(誓約の例:構成企業は、親会社又は子会社をして、他の応募グループの提案に協力させないことを誓約する)。この理解で正しい場合、関連会社については、誓約することが難しいケースも想定されますため、「資本関係等がある者に対する制限」から関連会社を除外した方がいいのではないかと思料します。	誓約書を提出する企業については、募集要項等において示します。関連会社を除外することについては、より公正な競争環境を確保する観点から制限を設けているものであるため、原案のとおりとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
882	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	本項は応募企業又は構成企業と一定の資本関係を有する企業は、他の応募グループに参加できないことを示しているが、応募企業又は構成企業それ自体も、他の応募グループの構成企業になれないと解してよいか。また、応募企業又は構成企業が、他の応募グループの協力企業となることは認められるか。	応募企業又は構成企業それ自体は、他の応募グループの構成企業にはなれません。又、協力企業にもなれません。
883	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	応募グループの内外の形態を問わずとは、協力企業としても協力出来ないということか。	ご理解のとおりです。
884	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	誓約書の有効期限はいつまでか。(どの時点から他の応募グループに協力してもよいのか。)	募集要項等において示します。
885	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		誓約書について	「他の応募グループの提案に協力しない旨の誓約書を提出するものとする」とありますが、誓約書のフォーマット等がありますか。	募集要項等において示します。
886	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	「応募グループ内外の形態を問わず」とありますが、「応募グループ外」での参加とは、どのような形態を想定しているのでしょうか。協力企業でしょうか。アドバイザーでしょうか。	代表企業と構成企業で構成される応募グループ以外における参加を指し、協力企業等を含みます。
887	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等があるものに対する制限	応募グループ内外の形態を問わずとありますが、具体的にどのような形態を想定していますでしょうか。協力企業としての参画を含むという理解でよろしいでしょうか。	代表企業と構成企業で構成される応募グループ以外における参加を指し、協力企業等を含みます。
888	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係がある者に対する制限	応募グループを構成する企業(X)が応募グループ(Y)に参加する場合で、その(X)の親会社である企業(Z)がグループ(Y)以外の応募グループ、或いは応募企業に、機材や役務の提供を企図した設計協力や機材の提供は出来ない。と解されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
889	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	応募企業の親会社、子会社又は関連会社は応募グループを構成する企業になれないなっておりますが、関連会社は経営支配がなされているわけではないため、制限から除外頂けませんでしょうか？	より公正な競争環境を確保する観点から制限を設けているものであるため、原案のとおりとします。
890	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等があるものに対する制限	ホールディングス制を敷く会社について、例えば子会社のうち1社が応募グループに参加した場合、当該ホールディングス制内のすべての会社に参加制限が発生すると考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
891	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	本件に関係のない全ての親会社、子会社又は関連会社も誓約書を提出しなければならないのでしょうか。	誓約書の提出については、募集要項等において示します。
892	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	誓約書は誰から誰に提出するのですか。	誓約書の提出については、募集要項等において示します。
893	実施方針本文	2	(6)	イ	1)		資本関係等がある者に対する制限	資本関係等がある関係会社のうち、応募にあたって誓約書を提出する必要がある会社はどの範囲までかお示しください。(全ての関係会社が誓約書を提出する必要があるのでしょうか。)	誓約書の提出については、募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
894	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	別紙3で定める企業に対して、料金收受機の整備業務・保守業務等を委託する必要が生じると存じますが、以下の点に関して具体的にご教示下さい。①協力企業としての参加が仮に得られなかった場合でも、引継ぎ時に既存業務委託契約の更改や契約上の地位の承継等によって適切な事業遂行が可能になるものと理解してよろしいでしょうか。またその際に会社からの協力を得られると解してよろしいでしょうか。②運営期間中に同業務委託契約が失効した結果、新たな料金收受機の導入・整備に関する設備投資が必要となった場合には、(改築工事と同じ建付で)会社が必要費用を全て負担する建付として下さい。	①について、会社がそのような協力をを行うことはありません。②については、改築工事と同じ建付にはできません。既存システムであることから、運営権者自らの費用で運営費の中で対応することとなります。
895	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	代表企業があらかじめ提出する誓約書の内容が、提案様式集及び記載要領で示されることを希望します。	募集要項等において示します。
896	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	「有する技術の特殊性により参加制限を課す企業」については、「協力企業として複数の応募グループの提案に関与することを認める」とありますが、それに該当しない協力企業が、複数の応募グループの提案に関与することは可能でしょうか。	ある応募者の協力企業が他の応募者の協力企業となることについては、特に制限はありません。
897	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	「競争環境が害されるおそれ」があるため、「協力企業として複数の応募グループ」に参加することが認められることは、逆に言えば参加において彼らの恣意性は認めず、参加依頼グループへの不参加は認められない、と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	参加においては当該企業の判断において決定を行います。
898	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	「競争環境が害されるおそれ」があるため、「協力企業として複数の応募グループ」に参加することが認められるということは、あくまでも例外規定であり、担当できる業務は別紙3(2行目)に記載されている「料金收受機の整備業務・保守業務だけ」であり、他の業務は担当してはならない、と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	他の業務について協力企業として参加することは可能です。
899	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	「なお、当該企業については協力企業として複数の応募グループ」に参加することが認められるということは、他の企業にこのような例外は無く、構成企業であろうが、協力企業であろうが複数グループへの参加は認められない、と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	2(6)イ1)に記載のとおりです。
900	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	「代表企業はあらかじめ誓約書を提出するもの」としているが、代表企業が当該企業から誓約書を受領し、その写しを会社に提出するという理解で宜しいでしょうか。当該企業が会社に対して直接誓約書を提出する形式にしていただけではないでしょうか。	誓約書の提出については、募集要項等において示します。
901	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		誓約書	別紙3に記載されている企業以外が協力企業になる場合は、本項目に記載がある誓約書に類する書類の提出は不要なのではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
902	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		誓約書について	「価格、内容面で有利あるいは不利な条件を提示させないよう、代表企業はあらかじめ誓約書を提出するものとする。」とありますが、誓約書のフォーマット等がありますか。	募集要項等において示します。
903	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		参加資格について	応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業が設置するアドバイザーについて、制限があればご教示下さい。また、当該アドバイザーは協力企業に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	本業務に関連する業務等の受託者、公募アドバイザー及び委員会の委員(その属する企業等)には、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることを制限します。(実施方針を修正します。)なお、本事業の選定に関連するアドバイザーは本事業の契約前のこととなりますので、協力企業(定義は実施方針9(5))には含まれません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
904	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	別紙3に列挙される企業らは、具体的にどのような面で特殊な技術を保有しているのでしょうか。	当社が現在運用している料金収受機の整備業務・保守業務に関する技術です。
905	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	公社は、別紙3に掲げる企業に対し、「誰かが協力企業として提案に関与させる場合には、その代表企業に対し、他の応募グループへの情報漏洩や特定の応募グループに対して価格、内容面で有利あるいは不利な条件を提示させないよう、代表企業に誓約させることを約束させてある」という理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、間接的に、別紙3に掲げる企業が特定の応募者又は応募グループに対し、有利に取り組むことができるのと、同義である考えられます。	公社において、別紙3に規定の企業と特別の規定は設けておりません。
906	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	別紙3に示される企業は、協力企業として複数の応募グループの提案に関与することが認められていますが、その他の協力企業の重複応募に関する規定がありません。協力企業全般に関する重複応募に関する考え方を教えてください。	ある応募者の協力企業が他の応募者の協力企業となることについては、特に制限はありません。
907	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特殊性による制限	該当企業に委託する業務においては、競争の平等性を確保するため、業務対象より除外する、又は委託予定額として仮の価格を固定させるなどの措置をお願いします。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。
908	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		ノウハウを有する企業の公平な参加	ノウハウを有する企業が協力企業として参加する場合は「代表企業」において、当該企業に特定の応募グループに対して価格・内容面で有利・不利な条件を提示させないよう誓約書を提出する義務が規定されていますが、公社と別紙3に規定の企業との間で応募グループを公平に取り扱う旨の手当でもしていただいているとの理解でよろしいでしょうか。	公社において、別紙3に規定の企業と特別の規定は設けておりません。
909	実施方針本文	2	(6)	イ	2)		有する技術の特性性による制限	代表企業が提出する誓約書について、提出時期及び様式をご教示ください。	募集要項等において示します。
910	実施方針本文	2	(6)	イ	3)		応募企業、応募グループを構成する企業に共通の資格	⑥に記載の公共アドバイザー以外の2社については協力企業としての参加は可能でしょうか。	協力企業になることについては、本事業の応募の段階での協力企業としての参画は制限します。また、応募段階における協力については、本業務に関連する業務等の受託者(⑥関連)には、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)
911	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	1	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者について	本コンセッション事業には、多様な業種、幅広い事業領域に関わる企業が多数参画することが想定されますが、応募者の資格における地方自治法施行令第167条の4の2項については、各号に該当することを判断する基準が明確でないため、必要以上に抵触する範囲を拡大解釈される恐れがあります。よって、本規定においては「本事業について該当した場合に限って」欠格事項とすべきであると考えます。	より公正な競争環境を確保する観点から制限を設けているものであるため、原案のとおりとします。
912	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	2	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「指名停止を受けていないこと」と記載されていますが、もともと指名願の提出が参加資格になっておらず、指名停止だけが参加制限の対象になるのでは、従来から業務をしている企業だけ参加制限リスクを負うことになり、不公平であると考えられます。	より公正な競争環境を確保する観点から制限を設けているものであるため、原案のとおりとします。
913	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	2	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「指名停止とは、1年を超える指名停止を受けている場合をいう。」とあるが、指名停止の基準日(始期)を明確にしてください。	参加表明書の提出期限日から実施契約を締結するまでの間とします。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
914	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	2)	指名停止について	コンセッション事業は趣旨は既存の公共施設等を民間の自由な経営に委ねるものであり、中核となる事業はあくまで公共施設の優れた”運営”であることから、道路の”運営”以外の本事業に直接関係しない事由による、1年を超える指名停止については欠格の対象外に除外すべきであると考えます。	より公正な競争環境を確保する観点から制限を設けているものであるため、原案のとおりとします。
915	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	2)	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「1年を超える指名停止」と指名停止の「期間」の記述はありますが、指名停止の「時期」について記述されていません。参加表明の提出～契約締結の期間内に1年を超える指名停止を受けた(または受けている)場合に欠格となると考えてよいのでしょうか。	参加表明書の提出期限日から実施契約を締結するまでの間とします。
916	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	5)	応募者の資格	2)の規定では協力企業での参加を認める一方、3)-⑤では参加自体を認めない規定とした理由をご教示下さい。	純粋民間企業からの提案・事業運営の確保と、公正・公平な競争条件の確保が重要であると判断しました。
917	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	5)	定義	直接の資本関係を有する者とは、特措法第2条第4項に規定する会社(以下、「当該会社」という。)が株主となる会社(以下、「子会社または関連会社等」という。)を指し、間接の資本関係を有する者とは子会社または関連会社等が株主となる会社を指すという理解でよろしいのでしょうか。また、「別紙4に示す業務を受託する者を除き、協力企業となることもできない」とありますが、「別紙4に示す業務を除き、協力企業として直接業務を受託することもできない」の誤りであり、当該会社及び当該会社と直接、間接を問わず資本関係を有する者は別紙4に示す業務を除く業務を直接受託できないという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
918	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	5)	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「直接、間接を問わず、資本関係を有するものでないこと。」とありますが、「間接の資本関係」とはどの範囲を示すのでしょうか。	2(6)イ1)に示す資本関係等がある場合に準じます。
919	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	5)	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	特措法第2条第4項に規定する会社および資本関係を有する者は、提案書作成時の提案アドバイザー(協力企業ではない)として応募グループに協力することができないと考えてよいのでしょうか。	協力企業になるか、ならないかにかかわらず、応募グループに協力することはできません。
920	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6)	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	公募アドバイザーは協力企業として応募グループ外で参加することは可能でしょうか。また、運営開始後に公募アドバイザーに協力企業として参加してもらうことは可能でしょうか。なお、⑥・⑦・⑧の企業に関しては、利益相反の観点、運営権者選定時の公平性の維持の観点、からも協力企業としての参加を明確に制限すべきではないでしょうか。	本業務に関連する業務等の受託者、公募アドバイザー及び委員会の委員(その属する企業等)は、応募に関する重要な情報を有するため、その親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者を含めて、応募企業又は応募グループを構成する企業となることを制限したものです。本業務に関連する業務等の受託者、公募アドバイザー及び委員会の委員には、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)なお、協力企業になることについては、本事業の応募段階での協力企業としての参画を制限します。
921	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6)	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	⑥⑦⑧の企業が協力企業となることのできるか否かをご教示頂けますでしょうか。	協力企業になることについては、本事業の応募の段階での協力企業としての参画は制限します。また、応募段階における協力については、本業務に関連する業務等の受託者(⑥関連)、公募アドバイザーの企業(⑦関連)及び委員会の委員(⑧関連)には、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)
922	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6)	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	⑥の企業が受託している「本事業に関連する業務等」をご教示頂けますでしょうか？	本事業に関する検討調査等を受託しています。詳細については、回答を差し控えます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
923	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	応募者の資格等	応募企業グループを構成する企業のうち、応募企業グループのアドバイザーに関しては何ら制限は設けられていません。公募アドバイザーを応募企業グループのアドバイザーとして起用することができるという理解でしょうか。	公募アドバイザーは、応募に関する重要な情報を有するため、その親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者を含めて、応募企業又は応募グループを構成する企業となることを制限したものです。公募アドバイザーには、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)
924	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	本業務に関連する業務の受託者、親会社、子会社、関連会社でないこととあるが、将来にわたって、SPCが当該企業に業務発注することはできないという理解で宜しいでしょうか。	協力企業になることについては、本事業の応募の段階での協力企業としての参画を制限します。
925	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「本事業に関する業務等の受託者」は参加制限を受けるとのことでありますが衣浦海底トンネルの補修検討業務を担当した企業は対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。「本事業に関する業務等の受託者」は記載の3社になります。
926	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	協力企業としての参加可否	i)⑥に記載のある企業のうち、⑦と重複しない企業は協力企業となることは可能でしょうか。ii)上記i)のご回答が“可能”の場合、複数の応募者の協力企業になることも許容されますでしょうか。	協力企業になることについては、本事業の応募の段階での協力企業としての参画は制限します。また、応募段階における協力については、本業務に関連する業務等の受託者(⑥関連)及び公募アドバイザーの企業(⑦関連)には、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)
927	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	本事業に関連する業務等の受託者...	3社が構成企業として除外されていますが、「本業務に関する業務等の受託者」の定義(業務範囲や業務時期、業務規模等)をご教示ください。	本事業に関する検討調査等を受託しています。詳細については、回答を差し控えます。
928	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	業務等の受託者	これら列記されている企業は、協力企業にはなれると考えてよろしいでしょうか？	協力企業になることについては、本事業の応募の段階での協力企業としての参画は制限します。また、応募段階における協力については、本業務に関連する業務等の受託者(⑥関連)及び公募アドバイザーの企業(⑦関連)には、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)
929	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	これらに掲げる「本事業に関連する業務等の受託者」や「公募アドバイザー」、「委員会の委員が属する企業」は、本事業の選定に関し、全ての応募者の提案内容やその他重要な情報を知り得る地位にあることから、これら自身又はこれらと親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者は、応募者又は応募グループを構成する企業としての資格だけでなく、その本件応募アドバイザーや、協力企業になることも、禁止すべきだと考えます。参加の制限の追加をお願い致します。	本業務に関連する業務等の受託者、公募アドバイザー及び委員会の委員(その属する企業等)は、応募に関する重要な情報を有するため、その親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者を含めて、応募企業又は応募グループを構成する企業となることを制限したものです。本業務に関連する業務等の受託者、公募アドバイザー及び委員会の委員には、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)なお、協力企業になることについては、本事業の応募段階での協力企業としての参画を制限します。
930	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	⑥において、本事業に関連する業務等の受託者として3社の記載がありますが、別紙3で記載のある3社との違いは何でしょうか。別々に記載をしている理由は何でしょうか。	⑥に記載する企業は本事業に関する検討調査等の業務の受託者となります。
931	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	共通の参加資格	公正な競争環境を維持するため、「本事業に関連する業務等の受託者」又は「公募アドバイザー」と親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者に限らず、これらの者と何らかの資本関係にある者についても、応募企業及び構成企業となることも禁止すべきと考えます。	本業務に関連する業務等の受託者及び公募アドバイザーは、応募に関する重要な情報を有するため、その親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者を含めて、応募企業又は応募グループを構成する企業となることを制限したものです。より公正な競争環境を確保するため、同じ親会社からの影響を受ける立場にある子会社についても制限します。(実施方針を修正します。)

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
932	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	6	共通の参加資格	公正な競争環境を維持するため、「本事業に関連する業務等の受託者」又は「公募アドバイザー」と親会社、子会社若しくは関連会社その他資本関係にある者が応募者の協力企業又はアドバイザーとなることも禁止すべきと考えます。	本業務に関連する業務等の受託者及び公募アドバイザーは、応募に関する重要な情報を有するため、その親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者を含めて、応募企業又は応募グループを構成する企業となることを制限したものです。より公正な競争環境を確保するため、同じ親会社からの影響を受ける立場にある子会社についても制限します。また、本業務に関連する業務等の受託者及び公募アドバイザーには、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)なお、協力企業になることについては、本事業の応募段階での協力企業としての参画は制限します。
933	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	7	協力企業としての参加可否	⑦に該当する者は、協力企業にはなれるのでしょうか。	協力企業になることについては、本事業の応募の段階での協力企業としての参画は制限します。また、応募段階における協力については、本業務に関連する業務等の受託者(⑥関連)及び公募アドバイザーの企業(⑦関連)には、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)
934	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	7	「コンソーシアム及びコンソーシアム構成員」のアドバイザーに対する制限	現在の実施方針では、「コンソーシアム及びコンソーシアム構成員」のアドバイザーになる者に対する資格制限が設けられていない。公平性の観点から、「公募アドバイザー」と親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者について、「コンソーシアム及びコンソーシアム構成員」のアドバイザーになるべきではなく、制限を設けるべきである。	公募アドバイザーは、応募に関する重要な情報を有するため、その親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者を含めて、応募企業又は応募グループを構成する企業となることを制限したものです。公募アドバイザーには、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)
935	実施方針本文	2	(6)	イ	3)	7	アドバイザーの資格要件	公募アドバイザーの子会社その他資本面・人事面において一定の関連のある者を応募者のアドバイザーに起用してはならないとの制限が実施方針ではまだ記載されていないようですが、募集要項の段階で入るとの理解でしょうか。	公募アドバイザーは、応募に関する重要な情報を有するため、その親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者を含めて、応募企業又は応募グループを構成する企業となることを制限したものです。公募アドバイザーには、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることも制限します。(実施方針を修正します。)
936	実施方針本文	2	(6)	イ	4)		出資の形態について	いわゆる匿名組合出資でもよいのでしょうか。	株式以外の資本調達手段を否定するものではありませんが、ガバナンスの方法を含めた応募者の提案によるため、一次提案を受けて競争的対話を通じて調整します。
937	実施方針本文	2	(6)	イ	4)		応募企業又は代表企業の参加資格	参加資格として掲げられている①②③の要件は、応募グループの構成企業であって代表企業以外の企業には適用されない、と解して差し支えないか。	ご理解のとおりです。
938	実施方針本文	2	(6)	イ	4)		応募企業、応募グループを構成する企業に個別の参加資格	代表企業の定義は何でしょうか。応募グループにおいて、最大出資者でなくとも代表企業となることは可能でしょうか。	応募者が応募グループである場合に定められ、応募手続きを行う企業が代表企業となります。出資比率に関する定めはありません。
939	実施方針本文	2	(6)	イ	4)		応募企業または応募グループの代表企業の個別の参加資格	投資ファンド業を営む企業が、自己を無限責任組合(GP)として投資事業有限責任組合(LPS)を設定し、そのLPSからの出資により買収した企業が民間道路事業を保有しており、その運営をアセットマネジメント業務として受託しているケースにおいては、そのような投資ファンド企業は「代表企業」として認知頂けるのでしょうか	特別目的会社等の形を取らない事業に関しては、参加資格の対象となりません。
940	実施方針本文	2	(6)	イ	4)		応募企業、応募グループを構成する企業の個別の参加資格	代表企業の参加資格について、代表企業の参加資格(実績等)については、その親会社または子会社若しくは関連会社の実績も認められると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
941	実施方針本文	2	(6)	イ	4)		応募企業又は応募グループの個別の参加資格	特別目的会社等に対するマネジメント業務とは、調達、資産管理、経営管理等の業務を「総合的に実施」したものとあります。ライフサイクルコストの算定等、一部の業務をSPCから委託されて実施した企業には、参加資格はないと考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
942	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	1	不動産開発事業について	「インフラ事業」、「マネジメント業務」同様に定義があった方が望ましいと 思料します。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。
943	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	1	個別の参加資格	2-(6)-イ-4)①について、インフラ事業又は不動産開発事業においては、特別目的会社等への出資を通じた実績に限らず、自社(その親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある者を含む)が実績を有する場合も参加資格を有するという理解でよろしいでしょうか。その場合、募集要項等でその明示を希望します。	本事業との類似性を持った実績を評価するため、特別目的会社等の形を取らない事業に関しては、参加資格の対象となりません。
944	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	1	応募者の資格	①、②のケースにおいて特別目的会社を介してではなく、直接事業を行っている場合も該当するという理解でよろしいでしょうか。	本事業との類似性を持った実績を評価するため、特別目的会社等の形を取らない事業に関しては、参加資格の対象となりません。
945	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	1	応募企業又は応募企業グループの代表企業の個別の参加資格	「応募企業又は応募企業グループの代表企業の個別の参加資格」の①の条件において、特別目的会社の形態をとらずに、自ら又はその子会社若しくは20%以上を出資する関連会社がインフラ事業又は不動産開発事業を実施している企業についても、代表企業の参加資格を満たしているという理解でよろしいでしょうか。	本事業との類似性を持った実績を評価するため、特別目的会社等の形を取らない事業に関しては、参加資格の対象となりません。
946	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	1	応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	「特別目的会社等に対し、20%以上の出資」とは、GPに対してのみですか。それともLPIに対するものも含めるのでしょうか。前社ですと、倒産隔離のためのビークルへの出資という場合も多く、あまり意味のある基準では無いと考えられますが、どのような整理でしょうか。ご教示ください。	対象事業の実施主体であるビークルに対する出資比率です。投資家が自ら実施主体とならない場合があることを踏まえ、このように規定したものです。
947	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	1	20%以上の出資	「20%以上の出資」の意味について、議決権の有無は問わないとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
948	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	1	応募企業、応募グループを構成する企業の個別の参加資格	実績要件①について、平成12年4月1日以前に事業組成、事業参画(建設、出資等)した海外インフラ事業運営会社(SPC)の株式(20%以上)を平成12年4月1日以降のある時点まで保有していた場合、実績として認められるのでしょうか。	組成段階でのノウハウを評価することを主眼としているため、実績としては認められません。
949	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	1	応募企業、応募グループを構成する企業の個別の参加資格	代表企業等の参加資格(実績要件①、②、③)を確認、証明する資料として具体的にどのような資料が想定されているでしょうか。(特に海外の事業実績について)	契約書等の資料を想定しております。
950	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	1	応募企業又は応募グループの個別の参加資格	PPSでない再生エネルギー事業(太陽光発電事業、風力発電事業等)の実績は、参加資格に含まれないと考えてよいのでしょうか。	参加資格のインフラ事業は特別目的会社等を設立して実施する事業を想定しており、電力事業等の場合も、特別目的会社等を設立している場合は該当します。
951	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	2	応募企業又は応募グループの代表企業の個別の参加資格	「マネジメント業務」の具体的な定義をお示しください。アセットマネジメント、プロパティマネジメント等、各種のマネジメント業務はありますが、何を想定していますでしょうか。	9用語の定義(33)に規定しています。
952	実施方針本文	2	(6)	イ	4)	6	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「特措法第2条第4項に規定する会社」とは中日本高速道路株式会社等を指しているものと理解しますが、応募グループのみならず、協力企業となることも禁止するのは、いかがなものでしょうか。本事業の道路が同社の管理道路に接続していることを考えると、応募時はともかく、将来に渡っても、「運営権者から直接業務委託」を受けられないようにしておくのは、公共性の高い社会資本の効果的運用において、合理的であるとは考えられません。合理性のある理由をご説明ください。	わが国初の有料道路運営の民間開放となる本事業の目的や、公平な競争条件の確保の観点から、資本関係を有する企業も含めて、参加を制限することとしたものです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
953	実施方針本文	2	(6)	イ	5)	7	応募企業、応募グループを構成する企業に共通の参加資格	「別紙4に示す業務を受託する者を除き、協力企業になることもできない」とありますが、別紙4に示す業務を受託する者は、協力企業になることができるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
954	実施方針本文	2	(6)	ウ			応募者の構成企業等の変更	参加表明および第一審査書類提出後において、応募企業間の出資比率変更は可能でしょうか？	募集要項等において示します。
955	実施方針本文	2	(6)	ウ			応募者の構成企業等の変更	参加表明書提出後は応募グループを構成する企業の変更は認められないとありますが、二次選考において一次落選者は全く参加できないという理解でしょうか	競争性の担保及び透明性・公平性の観点から、一次審査で落選した応募グループを構成する企業は、二次審査に参加する応募企業の構成員になることは認めないものとします。
956	実施方針本文	2	(6)	ウ			応募者構成企業の離脱	参加表明書提出後、個社の事情により参加ができなくなった場合、応募グループから離脱することは可能でしょうか。	応募グループを構成する企業の削減については、変更及び追加と同様の扱いとします。
957	実施方針本文	2	(6)	ウ			応募者の構成企業等の変更	「代表企業を除く応募グループの企業の変更又は追加について認めることがある。」とは具体的にどのような時でしょうか。ご教示願います。	具体的なケースについての判断は差し控させていただきます。
958	実施方針本文	2	(6)	ウ			応募者の構成企業等の変更	応募者の構成企業等の変更には、代表企業の変更や出資比率の変更も含まれるのかご教示ください。	どちらも含まれません。
959	実施方針本文	2	(6)	ウ			応募者の構成企業等の変更	「応募グループを構成する企業」とは「9用語の定義」(1)～(4)と理解して良いか。	9用語の定義(4)に規定する企業です。
960	実施方針本文	2	(6)	ウ			応募者の構成企業等の変更	「やむを得ないを判断した場合」とはどういったケースを指すか。例えば、以下のケースはにどのような条件を満たすと「やむを得ない」と判断されるか。①一次審査において別グループで参加していた企業を一次審査終了後追加する場合②一次審査に参加していない企業を一次審査終了後追加する場合③応募グループからの応募企業の途中脱退(一次審査後または二次審査後)	①については、認められません。②、③については、個別の事情を勘案して判断します。
961	実施方針本文	2	(6)	ウ			応募者の構成企業等の変更	協力企業の変更は、どの時点においても自由という理解でよいか	募集要項等において示します。
962	実施方針本文	2	(6)	ウ			ウ 応募者の構成企業等の変更	「公社がやむをえないと判断した場合は、代表企業を除く応募グループの企業の変更又は追加について認めることがある」について。『公社がやむをえないと判断した場合』とは、一次審査で落選した場合も含まれるのか？	競争性を担保するため一次審査で落選した場合については『公社がやむをえないと判断した場合』には該当しないこととします。
963	実施方針本文	2	(6)	ウ			構成企業の変更	第一次審査を通過しなかった応募グループの構成企業については、他の応募グループの構成企業として参加することを認めても良いように考えますが、いかがでしょうか。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。
964	実施方針本文	2	(6)	ウ			応募者の構成企業等の変更	「ただし、公社がやむをえないと判断した場合は」とありますが、具体的にはどういうケースを想定しているのかお示しください。	変更・追加の内容及び理由によるため、あらかじめ具体的なケースを示すことはできませんが、第一次審査において評価した応募者の経験や能力が同等又はそれ以上であるか否かが判断材料の一つになると考えます。
965	実施方針本文	2	(7)	イ			基本協定の締結	「協力企業の本事業における役割に関する事項」との記載がありますが、協力企業は、基本協定に押印するのでしょうか。	協力企業は基本協定の当事者にはなりません。
966	実施方針本文	2	(7)	イ			基本協定の締結	基本協定において協力企業の本事業における役割に関する事項を規定することとなっていますが、応募グループを構成するものではない協力企業が基本協定の当事者となる必要がありますでしょうか。また、業務が多種多様となっている本事業において、運営権者から直接業務を受託する企業とである協力企業を、基本協定締結時点ですべて確定させることは困難であると思慮します。	協力企業は基本協定の当事者にはなりません。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
967	実施方針本文	2	(7)	イ			基本協定の締結	基本協定について、優先交渉権者の構成企業及び協力企業の本事業の役割が記載事項となっていますが、協力企業は基本協定の当事者となるのでしょうか。	協力企業は基本協定の当事者にはなりません。
968	実施方針本文	2	(7)	ウ			SPCの設立等	SPCを愛知県内に設立するものとの記載がありますが、売店等や利便施設等と同様に建物賃貸借契約を公社と締結することにより、事業区域内に設立することは可能でしょうか。不可能な理由や懸念点がございましたら、その内容を示されることを希望します。	関連法令を踏まえて応募者にて適切にご判断ください。
969	実施方針本文	2	(7)	ウ			SPCの設立地	SPCを愛知県内に設立する理由をご教示頂いても宜しいでしょうか	公社との意思疎通や経済波及効果の観点から県内に設置して頂くこととしています。
970	実施方針本文	2	(7)	オ			実施契約等の締結	貴公社と運営権者は、実勢契約のほか土地建物賃貸借契約を締結する旨の記載がございますが、融資期間より抵当権を設定する旨の申請があった場合には、その対象に含めていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	土地・建物の所有者は公社のため、抵当権を設定することはできません。
971	実施方針本文	2	(7)	オ			事業期間の開始日	i)事業期間の開始日については、「公社職員との適切な業務の引継期間を経て定める」とあります。一方で、p16(3)において、事業の開始日はH28.10月との記載があります。適切な期間については、最遅の開始期限日の設定やそれを守れなかった場合のペナルティーが設定されるのでしょうか。ii)上記の適切な期間との記載がある一方、p16(3)において、事業の開始日はH28.10月との記載があります。実質的には10月頃を目安とお考えという理解で宜しいでしょうか。	平成28年10月からの運営権者による運営を想定しています。契約遅延リスクについてはリスク分担表に記載の通りです。
972	実施方針本文	2	(7)	オ			その他必要な契約	現在の委託先との契約は原則、事業者が一旦引き継ぐ必要はありませんか	募集要項等において示します。
973	実施方針本文	2	(7)	オ			実施契約等の締結	現在、公社において供用約款が定められているのでしょうか。	供用約款は、道路整備特別措置法第6条の規定により高速道路会社等に求められているため、公社では道路運送法に基づく有料道路である三ヶ根山スカイラインのみ定めております。
974	実施方針本文	2	(7)	オ			実施契約等の締結	供用約款(案)を公表願います。	供用約款は、運営権者において定め公告することになりますので、現時点で案を公表することができません。
975	実施方針本文	2	(7)	オ			実施契約等の締結	土地建物賃貸借契約(案)、譲渡対象資産譲受契約(案)を公表願います。	募集要項等において示します。
976	実施方針本文	2	(7)	オ			実施契約等の締結	現在、公社として共用約款を定めているのでしょうか。定めている場合は共用約款を開示願います。	供用約款は、道路整備特別措置法第6条の規定により高速道路会社等に求められているため、公社では道路運送法に基づく有料道路である三ヶ根山スカイラインのみ定めております。必要に応じて公社に閲覧希望の旨を申し出てください。
977	実施方針本文	2	(7)	カ			実施契約の内容の公表	実施契約の内容の公表に際しては、運営権者及び株主等の事業関係者の独自ノウハウの部分の非開示等について、官民協議、ご配慮をいただけたという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
978	実施方針本文	2	(8)	ウ			(8)提出書類の取扱い ウ その他	情報公開が必要な場合は、事前に公開範囲について、応募者へ確認して頂けるのでしょうか。また、公開方法及び公開先について、ご教示願います。	公社の情報公開規程に基づき開示することとなります。なお、規程については募集要項等において示します。
979	実施方針本文	2	(8)	ウ			提出書類の取扱いについて	優先交渉権者とならなかった応募者について情報公開される理由及びどのような内容が開示対象になるのか、ご教示願います。落選者は開示対象から除外されることを希望します。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。
980	実施方針本文	2	(8)	ウ			その他	運営権者の事業推進ノウハウに関する部分については、情報公開に応じぬ様、或いは事前相談と許可を要することとする様に対応願います。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
981	実施方針本文		3	(2)			運営権者による更新投資等の実施	要求水準書に定められておらず、また運営権者の責めに帰すべき事由も生じておらず、かつリスク分担表で明確化されていない中で大規模更新(修繕)の必要性が生じた場合に、係る費用を運営権者が(一時的であっても)全額負担することはCFの安定性という観点から非常に困難かと思料されます。そのため上記事情においては、運営権者は必要な実務作業等を提供する義務(協力義務)にとどまり、①必要な費用の一切は公社が負担し、②請負業者等への支払は公社が直接支払い、且つ、③大規模更新の過程で運営権者が通常営業の停止等を余儀なくされた場合には、(1)業務要求水準の違反の対象とはせず、(2)逸失利益等を速やかに公社が運営権者に対して支払う、建付とすることをご検討下さい。	リスク分担表において示したリスク分担のとおりとします。
982	実施方針本文		3	(2)			運営権者による更新投資等の実施	「要求水準書(案)に定められていない大規模更新の必要が生じた場合は、公社と協議のうえ、公社が別途指示するものとする」とありますが、当該大規模更新に必要な資金の負担者についても都度協議するとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。大規模更新については、運営権者が費用を負担することはありません。
983	実施方針本文		3	(2)			運営権者による更新投資等の実施	要求水準書(案)に定められていない大規模更新の必要が生じた場合とは、P44(別紙5用語の整理)では特措法上の「改築」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	改築が主だと想定されますが、改築には限定されません。
984	実施方針本文		3	(2)			運営権者による更新投資等の実施について	「ただし、橋梁の改築更新など、要求水準書(案)に定められていない大規模更新の必要が生じた場合は、公社と協議のうえ、公社が別途指示するものとする。」とありますが、「維持管理・運営業務」と「改築業務」のどちらの扱いになるのでしょうか。	要求水準書(案)に示していないものはどちらの取扱にも該当しません。
985	実施方針本文		3	(2)			運営権者による更新投資等の実施	「橋梁の改築更新など、要求水準(案)に定められていない大規模更新の必要が生じた場合」と記載されていますが、その必要性は誰が(どなたが)どのように判断するのでしょうか。ご教示願います。	必要に応じて運営権者の提案を受けて、公社が判断します。
986	実施方針本文		3	(2)			運営権者による更新投資等の実施	「更新」、「大規模更新」、「修繕」について、「9.用語の定義(p39)」で定義されていますが、規模や工種等、必ずしも明確ではありません。また「改築更新」とは、「更新」とは異なるのでしょうか。要求水準書等で用語を明示していただき、運営権者が自らの負担で実施すべき範囲が明確になるようお願いいたします。	募集要項等において示します。
987	実施方針本文		3	(2)			運営権者による更新投資等の実施	「協議のうえ、公社が別途指示」ではなく、運営権者と公社で決定する、としていただきたい。	要求水準書(案)に定められていない大規模更新の必要が生じた場合には、公社が特措法に基づく許可を受けた上で、公社の費用負担により実施することとなるため、原案のとおりとします。
988	実施方針本文		3	(2)			更新投資の会計上の取扱	更新投資は繰延資産扱いということでよろしいでしょうか。	応募者においてご判断ください。
989	実施方針本文		3	(2)			運営権者による更新投資等の実施	公社が別途指示する大規模更新に要する費用は、公社の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。大規模更新については、運営権者が費用を負担することはありません。
990	実施方針本文		3	(2)			運営権者による更新投資等の実施	橋梁について、要求水準書(案)で記載されている修繕業務の他で、大規模更新に該当せず、運営業者が自らの費用で行う必要のある更新投資とは、具体的にどのようなものがあるのか、ご教示下さい。	現段階では想定していません。
991	実施方針本文		3	(3)	ア		物価変動リスクについて	1.5%を超える部分の支払の受受は、具体的には運営権対価の分割金を変動させることで対応するのでしょうか。	1.5%を超える部分の支払の受受は、運営権対価分割金と相殺することを想定しています。詳細は募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
992	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスクについて	公社にて作成頂く「将来の収入及び支出の予測」ではインフレ率を考慮して計算されているという理解でよいでしょうか。	直近の労務費単価の上昇は見込んでいますが、事業期間にわたるインフレ率はそもそも想定困難であり、見込んでいません。
993	実施方針本文	3	(3)	ア			(3)リスク分担の考え方 物価変動リスク	企業向けサービス価格指数は、総平均の値を採用するのでしょうか。それとも、個別項目の有料道路の値を採用するのでしょうか。	総平均の値の採用を想定しています。
994	実施方針本文	3	(3)	ア			民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	市場変動による物価変動リスクについては運営権者が負うとなっております。物価変動の指標としてはどのような指標を設定されるのでしょうか。ご教示ください。	規定したとおりです。公社と運営権社のリスク分担においては、消費税を除く企業向けサービス価格指数の採用を予定しています。
995	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価変動リスクについて、上昇下落ともに1.5%が設定されているが、この数値の根拠をご教示下さい。	従前の公共工事及びPFI事業における物価変動リスクの分担方法を参考としています。
996	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスクの公社の負担方法	応募者の間口を広げ、応募者からより競争力のある提案を引き出すためにも、物価変動が1.5%超となった場合、収入減から極力タイムラグが発生せずキャッシュベースで公社が負担頂く等、民間の資金負担に配慮したものと頂ければと存じます。	1.5%を超える部分の支払の授受は、運営権対価分割金と相殺することを想定しています。詳細は募集要項等において示します。
997	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価の増減分については、運営権対価の支払時に清算するとの理解で宜しいでしょうか？	1.5%を超える部分の支払の授受は、運営権対価分割金と相殺することを想定しています。詳細は募集要項等において示します。
998	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価変動に関する公社の帰属・負担について、運営権者と公社の間の実際の支払方法の詳細(算式、支払金額の確定タイミング、支払実行のタイミング等)について、要求水準書等で開示されることを希望します。	1.5%を超える部分の支払の授受は、運営権対価分割金と相殺することを想定しています。詳細は募集要項等において示します。
999	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスクについて	物価変動に伴う対価見直しは、最長でも毎年度とすることを希望します。また、変動金額が大きい場合には、期間中の金利負担についてもご配慮願います。	年度単位で物価変動率を算定してリスク分担を定める予定です。金利の負担については予定していません。詳細は、募集要項等において示します。
1000	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスクについて	「基準となる指標は消費税を除く企業向けサービス価格指標を採用するものとし、運営権設定路線の維持管理・運営業務に係る費用を算定の対象とすることを基本とする。」とありますが、維持管理・運営業務に係る全費用が対象になるのでしょうか。それとも残費用が対象になるのでしょうか。また、足切り額は無しと理解してよいでしょうか。	募集要項等において示します。
1001	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスクについて	基準となる指標として「消費税を除く企業向けサービス価格指数」を採用なされることですが、維持管理業務対価の実態にはそぐわないと思料します。事業者との協議のうえ、決定させて頂くようお願いします。	維持管理業務、料金收受委託業務等における企業間の取引の物価変動を反映することができ、かつ公的機関が迅速に提供する客観性の高い指数であることから企業向けサービス価格指数を使用することとしています。
1002	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスクについて	基準となる指標として「消費税を除く企業向けサービス価格指数」を採用なされることですが、指標の対象月は第二次審査提案書提出月として頂くようお願いします。	物価変動リスクに係る規定は、約30年間の長期にわたる事業期間における公社と運営権者のリスク分担の適正化を主な目的として定めたものです。第二次審査資料の受付期限から実施契約締結までの期間は、事業期間に比して相対的に短期間であることから、リスク分担の対象外とします。
1003	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	「また、物価下落に関しては……1.5%を超える」と記載されていますが、これは「1.5%より下がる」と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
1004	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価下落について1.5%を超える部分は公社に帰属させると規定されていますが、運営権者が公社にお支払する運営権対価とは別途、予算を確保して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	1.5%を超える部分の支払の授受は、運営権対価分割金と相殺することを想定しています。詳細は募集要項等において示します。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1005	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」と記載されており、これは日本銀行調査統計局が公開している「消費税を除く企業向けサービス価格指数」の「総平均」と思われますが、速報値を使うのでしょうか。具体的に毎年何月の指標を、何時の指標と比較して判断するのでしょうか。ご教示願います。	募集要項等において示します。
1006	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	1.5%を超えない範囲の物価変動リスクは運営権者が負うものとされていますが、例えば1.4%の物価上昇に対応して料金を上限値以内で1.4%値上げをし、物価上昇リスクの一部を利用者に転嫁することは可能と考えてよろしいですか。	著しい物価変動に該当しない場合に、利用料金の改定等によって利用者へ転嫁することは、通常困難と考えます。
1007	実施方針本文	3	(3)	ア			消費税を除く企業向けサービス価格指数	消費税を除く企業向けサービス価格指数については、総平均の指数での規定を想定されているのでしょうか。それとも、その下のレベルの業種の類別での規定を想定されていますでしょうか。官民にとって最適な指数設定についてご検討いただければと思います。	総平均の値の採用を想定しています。
1008	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	「～実施契約締結時における物価水準に対して1.5%を超える部分は会社が負うものとする。～」とありますが、具体的な費用負担方法についてご教示願います。当初の事業計画等において示された維持管理・運営費に対して、当該超過部分の費用を一定期間毎(年度単位等)で会社から運営権者へ支払いがなされるという理解で宜しいでしょうか。	1.5%を超える部分の支払の授受は、運営権対価分割金と相殺することを想定しています。詳細は募集要項等において示します。
1009	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	「運営権設定路線の維持管理・運営業務に係る費用」(以下「維持管理等費用」と、基準となる指標である「消費税を除く企業向けサービス価格指数」とは必ずしも連動しないと思いますが、基準となる指標が±1.5%を超えて変動した場合には、維持管理等費用に±1.5%を超える変動がなかった場合でも、指標の変動幅に応じて、貴会社に負担・帰属が生じるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1010	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	基準となる「必要となる費用」のベースはどのように決まるものかご教示いただけますでしょうか？	募集要項等において示します。
1011	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	実施契約締結時を起点として固定し、1.5%を超える物価変動は御社が負担とされています。年度毎で更新せず、一時点からの物価変動とした場合、1.5%程度の物価変動が生じる蓋然性は高いと思料しますが、当該認識でよろしいでしょうか。ご教示お願い申し上げます。	事業開始後に物価上昇の傾向が連続した場合は、ご理解のとおり、発生の蓋然性は高いと考えます。
1012	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価変動の計測は、消費者物価指数など、何らかの指標をデフレーターとして計算する仕組みをご予定でしょうか。ご教示お願い申し上げます。	消費税を除く企業向けサービス価格指数の採用を予定しています。
1013	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	運営権設定路線の維持管理・運営業務に必要な「費用」の定義を開示して欲しい。仮にSA内に道路情報提供コーナーを運営した場合は運営費用と見做されるのか。	募集要項等において示します。
1014	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	費用削減が達成された場合、運営権者の創意工夫による部分と物価下落をどのように区別するのか。具体的な計算例を開示頂きたい。	募集要項等において示します。
1015	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価変動の影響を算出する具体的な方法を開示頂きたい。例えば維持管理・運営業務に関わる費用が改定された場合、それが物価変動の影響によるものなのか、どのように判断するのか。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1016	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	「実施契約締結時における物価水準に対して1.5%を超える部分は会社が負う」とは、ある事業年度の企業向けサービス価格指数が契約締結時のそれより1.5%以上上昇しており、且つ運営権設定路線の維持管理・運営業務に係る費用が実施契約締結時の計画対比で1.5%以上値上がりしていた場合、その値上がり分のうち、1.5%を超える分は会社が負担すると理解して良いか。	募集要項等において示します。
1017	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価変動リスクについては、実施契約締結時から見直さないのでしょうか？	現段階では見直すことを想定していません。
1018	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	「基準となる指標」が1.5%を超えて変動した場合、実際に当該項目費用が値上がり又は値下がり下に関わらず、維持管理・運営業務に必要な全ての費用項目において、会社と運営権者との間で、調整額のやり取りが行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1019	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	仮に、「基準となる指標」が1.5%を超えて下落した場合、その費用削減が、実際には「運営権者の創意工夫によって生じる経費削減」であったとしても、1.5%を超える部分については、運営権者は収益として受け取ることができなくなるのでしょうか。	創意工夫による経費削減からの負担を求めているのではなく、そもそも物価が1.5%を超えて下落した場合は、おのずと維持管理運営費が当初の見積りに比べて安く済むため、その分を公社に戻してもらおう考えです。
1020	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価上昇の場合は会社→運営権者に、下落の場合は運営権者→公社に、それぞれ所定額が支払われると理解したが、具体的な算定メカニズム、精算タイミングを教えてください。	1.5%を超える部分の支払の授受は、運営権対価分割金と相殺することを想定しています。詳細は募集要項等において示します。
1021	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	改築業務についての物価変動に関する考え方をお教えてください。	募集要項等において示します。
1022	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価改定について、事業期間を通じて実施契約締結時の物価水準を基準とすることの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
1023	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	基準となる指標について、サービス価格指数の項目(総平均?)について御教示ください。	総平均の値の採用を想定しています。
1024	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価変動の内公社負担分について、具体的にどのような形で負担頂けるのでしょうか。運営権対価を改定することによって負担頂くという理解でよろしいでしょうか。	1.5%を超える部分の支払の授受は、運営権対価分割金と相殺することを想定しています。詳細は募集要項等において示します。
1025	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	企業向けサービス価格指数を採用するものとし、とあるが日本銀行公表の資料となるのかご教示ください。	ご理解のとおりです。
1026	実施方針本文	3	(3)	ア		ア	物価変動リスク	別紙2の改築業務の請負契約に、インフレスライド条項は含まれているのでしょうか？	含める予定です。
1027	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	物価変動に起因する維持管理・運営業務に係る費用の変更請求は、毎年度行えるのでしょうか。	1.5%を超える物価上昇があった場合は、ご理解のとおりです。
1028	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	維持管理・運営業務の物価変動の基準となる企業向けサービス価格指数の類別は、その他諸サービスの建物サービスを使用すると理解してよろしいでしょうか。	総平均の値の採用を想定しています。
1029	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	①物価変動の基準を±1.5%とした根拠についてお示しいただくことは可能でしょうか。②1.5%の変動を評価する具体的な方法をご教示ください。	前段については、従前の公共工事及びPFI事業における物価変動リスクの分担方法を参考としています。後段については、募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1030	実施方針本文	3	(3)	ア			物価変動リスク	①30年間の長期間の事業期間を考慮すると、指標を「企業向けサービス指数」に特定しないで、複数の指標を総合的に反映すべきと考えます。②協議により運営期間中に最も合理性のある指標に変更できるようにすべきと考えます。	維持管理業務、料金收受委託業務等における企業間の取引の物価変動を反映することができ、かつ公的機関が迅速に提供する客観性の高い指数であることから企業向けサービス価格指数を使用することとしています。
1031	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスクについて	「事業開始時に存在していた瑕疵のうち、要求水準書(案)に従って業務を実施していれば発見可能である瑕疵で、運営権者が2年以内に報告しなかったものは運営権者が負担するものとする。」との記載がありますが、上記以外の方法で発見された瑕疵の取扱いはどのようにされますでしょうか。	添付資料1(リスク分担表)の「施設性能リスク」のリスク分担に準じるものとします。
1032	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスク	事業開始時に存在していた瑕疵であるが、運営開始から2年以内に発見できなかったとして運営権者のリスクとするのは、余りにも酷です。事業開始時に存在していた瑕疵は、事業開始前に全て会社の責任と負担で瑕疵の無い状態にしておくべきです。事業者は、瑕疵が無い状態を前提に運営権対価を試算するためです。	全ての瑕疵について2年以内の発見・報告を要求するものではなく、「要求水準に従って業務を実施していれば発見可能である瑕疵」に限定しています。
1033	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスク	「要求水準書(案)に従って業務を実施していれば発見可能」とは、どのような基準で誰(どなた)が判断されるのでしょうか。ご教示ください。	運営権者からの報告内容に基づき公社が判断しますが、詳細に関しては、双方の協議がありうるものと考えます。
1034	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスク	要求水準書(案)に従って業務を実施していた場合に発見が困難である瑕疵については、2年間に限られることなく、公社にご負担頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1035	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスク	施設の欠陥、不備等リスクについては、要求水準書(案)に従った業務で見つからない瑕疵は全て公社が分担するという認識でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
1036	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスク	2年以内とは、事業開始時と瑕疵を発見した時のいずれでしょうか。	事業開始時から2年以内です。
1037	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスク	「施設」の用語の定義を示してください。	運営権設定対象となる全ての施設を指します。
1038	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスク	「2年以内」とは、起算日はいつでしょうか。	事業開始時から2年以内です。
1039	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスク	「2年以内」とありますが、起算日は事業開始時からという理解でよろしいでしょうか。	事業開始時から2年以内です。
1040	実施方針本文	3	(3)	イ			施設の欠陥、不備等リスク	「発見可能である瑕疵」について定義を可能な限り厳格に規定するか、公社と運営権者との協議事項とする旨を記載すべきと考えます。	運営権者からの報告内容に基づき公社が判断しますが、詳細に関しては、双方の協議がありうるものと考えます。
1041	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の開設に伴う交通量予測の差異について	これは上下●%というレンジはないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1042	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の開設に伴う交通量予測の差異について	仮に増収分に、運営権者側の営業努力が認められる場合にも公社の帰属とすることは合理的ではないように思料します。もちろん、どこまでが営業努力の結果によるものかの線引きが難しいことは理解しておりますが、協議の場があってもよいものと思料します。	需要変動リスクとして適切にリスク分担します。
1043	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	新規開設等が決定、計画されている競合路線をご教示ください。	本事業において想定している競合路線については、「資料2-1 将来の収入の予測(前提条件)」をご参照ください。
1044	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	実際に運営権者が設定した料金単価を元に清算されると理解して宜しいでしょうか？	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1045	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	競合路線の新規開設等に関する公社の帰属・負担について、運営権者と公社の間の実際の支払方法の詳細(算式、支払金額の確定タイミング、支払実行のタイミング等)について、要求水準書等で開示されることを希望します。	募集要項等において示します。
1046	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	増収分は公社に帰属とありますが、料金体系の創意工夫やサービスの向上、利用者へのアピール等、運営者の運営努力効果による増収分は想定されないという理解でしょうか。その場合の論理をご教示いただけますか	道路利用者から徴収する利用料金を建設費の償還に充てることを基本とする有料道路制度の主旨から、計画値からの増収分は建設費の償還に充てる必要があるため公社に帰属としています。運営権者のインセンティブとして、需要変動リスクに従い計画収入を上回る部分のうち6%までは、運営権者への帰属としています。
1047	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスクについて	「公募時に予見可能な競合路線の新規開設等による利用台数の変動によるリスクについて、契約時の交通量予測と供用後の実交通量との差異のうち、増収分は公社に帰属し、減収分は公社が負担するものとする。」とありますが、競合路線による差異はどのように評価するのでしょうか(他の要因による増減をどう排除するのでしょうか)。また、適用対象は全路線と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
1048	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスクについて	契約時の交通量予測との差異について規定されていますが、本項の規定とp.11 8行「2) 交通量の増減による収入」の項の規定との関係をご教示ください(競合路線の開通時期が公社の想定と相違した場合は、再度、交通量予測を行い、公社及び事業者で協議して見直すのではないのでしょうか)。	募集要項等において示します。
1049	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスクについて	料金見直しの時期、新IC開業時期、新規路線の開通時期が、将来の収入の予測(前提条件)において公社が想定された時期とずれた場合、将来の収入の予測は見直されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
1050	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	競合路線の新規開設等リスクは、新規路線が部分的若しくは全体共用開始後、運営権設定期間終了時までの期間、公社に帰属するという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
1051	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	「契約時の交通量予測と供用後の実交通量との差異」とは具体的にどのように検討し、差異の判断は誰が(どなたが)されるのでしょうか。ご教示願います。	募集要項等において示します。
1052	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	競合路線の新規開設等による利用台数の変動と、任意事業等の提案による交通量の増分との区分が困難であると考えます。区分の定義を明確にしてください。	募集要項等において示します。
1053	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	減収分は公社が負担すると規定されていますが、運営権者が公社にお支払する運営権対価とは別途、予算を確保して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	支払の授受は、運営権対価分割金と相殺することを想定しています。詳細は募集要項等において示します。
1054	実施方針本文	3	(3)	ウ			収益増減時の官民帰属	競合路線の新規開設時に事業者提案による料金変更が実施されていた場合の料金収入変動(=交通量×設定料金単価)については、どのように取り扱われることとなりますでしょうか。	募集要項等において示します。
1055	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線リスク	契約時の交通量予測と供用後の実交通量との差異で各々負担するとされていますが、P.11の交通量の増減による収入のリスク分担との関係性はどのように考えればよろしいでしょうか?	募集要項等において示します。
1056	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線のリスト	公募時に予見可能な競合路線の新規開設および撤去のリストを開示する予定はありますか。	本事業において想定している競合路線については、「資料2-1 将来の収入の予測(前提条件)」をご参照ください。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1057	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	「契約時の交通量予測と実交通量の差異」とは、車種ごとにも認識されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
1058	実施方針本文	3	(3)	ウ			運営権者による更新投資等の実施	会社が要求水準書外の大規模更新を指示した場合に運営権者に生じる費用及び収益の取扱いをご教示頂いても宜しいでしょうか	添付資料1(リスク分担表)の「要求水準の変更」のリスク分担に準じるものとします。
1059	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	競合路線の新規開設による減収分を会社が負担する場合の手続きをご教示頂いても宜しいでしょうか	募集要項等において示します。
1060	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	競合路線について、資料2-1将来の収入の予測の中で各路線とも記載はありますが、競合路線整備だけでなく、路線の周辺における各種対策(渋滞対策など)による交通量の減少は会社に帰属すると考えられますでしょうか。	渋滞対策等の各種対策による影響が生じたと合理的に認められるものについては、会社が負担するものとします。
1061	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	当該規定は、競合路線の新規開設等によらないプラスマイナス6%の増減には含まれず、全て会社のリスクという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
1062	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	予見できない競合路線の新規開設による利用台数の変動リスクは運営権者となっておりますが、これらのリスクを民間事業者がコントロールすることは不可能であり、公社負担として頂けないでしょうか。	予見できない競合路線についても、競合路線の影響が生じたと合理的に認められるものは公社がそのリスクを負担することとしております。
1063	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	予見できない競合路線の新規開設による利用台数の変動リスクは運営権者となっておりますが、県や公社が新規開設することはないと理解してよろしいでしょうか。	予見できない競合路線についても、競合路線の影響が生じたと合理的に認められるものは公社がそのリスクを負担することとしております。公社において新規路線の開設は予定しておりません。
1064	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	公募時に予見可能な競合路線の新規開設等による利用台数の変動リスクは公社帰属となっておりますが、この場合6%分の事業者帰属の要件に適用しないということでしょうか。また、その影響(利用台数の変動)の有無をどのように判断されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
1065	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	公募時に予見可能な競合路線の新規開設等による利用台数の変動リスクとみなす基準・根拠について御教示ください。	募集要項等において示します。
1066	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	競合路線の新規開設等による利用台数の変動の確認方法を具体的に教えてください。	募集要項等において示します。
1067	実施方針本文	3	(3)	ウ			競合路線の新規開設等リスク	増収及び減収において、競合路線の新規開設による影響の抽出方法を教えてください。	募集要項等において示します。
1068	実施方針本文	3	(3)	エ			第三者賠償リスク	既存の保険内容につき、引き受け先はございますか	「既存の保険内容」の趣旨が分かりかねますが、必要な共済には現在加入しています。
1069	実施方針本文	3	(3)	エ			第三者賠償リスク	運営権者が負担する賠償責任リスクとして挙げられる「運営開始後の事由による管理瑕疵」には、運営開始前の事由に起因するものであって、運営開始後の管理には瑕疵がなかったとしても第三者に損害が生じた場合は除かれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
1070	実施方針本文	3	(3)				公社におけるリスク負担について	実施契約等に基づき、公社が支払債務を負担するにも関わらず、公社に当該債務の支払能力がないケースも、万が一ではありますが想定されます。この場合、愛知県等からのサポートは検討されているのでしょうか。	法令等で定める範囲において、出資者としての役割を担います。
1071	実施方針本文	3	(5)	ア			運営権の譲渡等	やむを得ない場合に限定されるものとの理解ですが、いわゆるロックアップ期間は設定されないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1072	実施方針本文	3	(5)	ア			運営権の譲渡等	運営権の信託(自己信託含む)は譲渡に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「譲渡、担保提供その他の方法による処分」に含まれます。
1073	実施方針本文	3	(5)	ア			運営権の譲渡等	運営権者に対して融資を行う融資機関が運営権に設定された抵当権を実行する場合にも、運営権者が運営権を譲渡する場合と同じ基準によって運営権の処分の可否が判断されるのでしょうか。	直接協定の協議を踏まえて取扱を決定します。
1074	実施方針本文	3	(5)	ア			運営権の譲渡	会社の会計規則は今後開示されますでしょうか。	募集要項等において示します。
1075	実施方針本文	3	(5)	ア			運営権の譲渡等	「～運営権に抵当権を設定する旨の申請があった場合～」とありますが、融資機関のために運営権以外の運営権者の資産・債権・権利等に対する担保設定に関する考え方をご教示願います。	募集要項等において示します。
1076	実施方針本文	3	(5)	ア			事業譲渡	運営権の一部譲渡とは、例えば特定の路線の運営権譲渡等と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1077	実施方針本文	3	(5)	ア			運営権等の譲渡	「会社の会計規則に定める随意契約事由」を開示いただきたい。	随意契約に該当する事由として次の事項が規定されています。①競争に付することが不利と認められるとき②契約の性質又は目的が競争に適さないとき③災害応急復旧を行う場合その他緊急を要する場合において競争に付する暇がないとき④①から③に規定するもののほか、契約に係る予定価格が少額である場合その他業務の運営上特に必要がある場合
1078	実施方針本文	3	(5)	ア			運営権の譲渡等	事前に会社の許可を受けて、運営権の一部を譲渡する場合、もとの運営権者と会社とで締結した全ての運営権についての実施契約書は改訂されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
1079	実施方針本文	3	(5)	ア			運営権の譲渡等	「当該譲渡がやむを得ない場合(会社の会計規則に定める随意契約事由に該当する事由が存在するものと会社が認める場合をいう。)」とありますが、「会社の会計規則に定める随意契約事由に該当する事由」をお示ください。	随意契約に該当する事由として次の事項が規定されています。①競争に付することが不利と認められるとき②契約の性質又は目的が競争に適さないとき③災害応急復旧を行う場合その他緊急を要する場合において競争に付する暇がないとき④①から③に規定するもののほか、契約に係る予定価格が少額である場合その他業務の運営上特に必要がある場合
1080	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		完全無議決権株式	①～④の資格要件を満たす場合、応募者の協力企業に完全無議決権株式を(i)事業の開始から、(ii)一定期間の経過後(例えば5年を経過した後)、に割り当てることは可能でしょうか。また可能な場合、割り当て等に関する制約はあるでしょうか。	可能です。特段の制限はありません。
1081	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		株式の新規発行及び処分	資本調達に関し、議決権付株式及び完全無議決権株式以外の資本調達手段(例えば、匿名組合出資等)を採用することは可能でしょうか。	株式以外の資本調達手段を否定するものではありませんが、ガバナンスの方法を含めた応募者の提案によるため、競争的対話を通じて調整します。
1082	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		株式の新規発行及び処分	応募企業や構成員が、会社又は組合を通じて、議決権株式又は無議決権株式を間接的に保有することは認められるでしょうか。	中間法人の議決権株式の新規発行や譲渡に関して会社が関与できない場合は認められません。
1083	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		完全無議決権株式	会社法上、種類株主の全員の同意が必要と定められている事項(111条1項)、種類株主総会での議決が必要と定められている事項(111条2項、322条3項但書)、原則は種類株主総会での議決が必要となる事項(108条8項および9項を除く)については、議決権を与えることができると考えて宜しいでしょうか。	議決権付与の具体的な目的を確認したうえで、当該議決権が行使された場合の影響等を踏まえて、総合的に判断します。
1084	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き	匿名組合出資を受け入れることは制限されていないという認識でよろしいでしょうか。また、匿名組合出資の処分する場合には、事前に会社の承認を受ける必要はないという認識でよろしいでしょうか。	株式以外の資本調達手段を否定するものではありませんが、ガバナンスの方法を含めた応募者の提案によるため、競争的対話を通じて調整します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1085	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		株式の新規発行及び処分について	議決権付株式と完全無議決権株式の発行比率の制限はありませんか。	ご理解のとおりです。
1086	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		完全無議決権株式	応募グループの協力企業が、完全無議決権株式を取得することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
1087	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		完全無議決権株式	完全無議決権株式については、発行、割り当て、譲渡又は担保権設定を行うにあたり、会社の事前承諾等は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1088	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		完全無議決権株式	完全無議決権株式について、それに代わる他の出資形態を提案することは可能でしょうか。	株式以外の資本調達手段を否定するものではありませんが、ガバナンスの方法を含めた応募者の提案によるため、競争的対話を通じて調整します。
1089	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		完全無議決権株式	「運営権者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。」とされていますが、本事業においてSPCは、「完全無議決権株式」に当たるものとして商法上の匿名組合などを利用することはできないのでしょうか。	株式会社以外のSPCの形態については、ガバナンスの方法を含めた応募者の提案によるため、競争的対話を通じて調整します。
1090	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		完全無議決権株式	応募者又は応募グループを構成する企業以外で運営権者より完全無議決権株式の発行を受ける予定のものは、提案時点において複数の応募者又は応募グループに重複してこれを提案することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
1091	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		匿名組合出資	運営権者を営業者とする匿名組合契約によるequity出資は禁止されていないものと理解しておりますが、理解に誤りがあればご訂正ください。	株式以外の資本調達手段を否定するものではありませんが、ガバナンスの方法を含めた応募者の提案によるため、競争的対話を通じて調整します。
1092	実施方針本文	3	(5)	イ	1)		完全無議決権株式	①～④の資格要件を満たす応募グループの協力企業が完全無議決権株式を譲受、取得することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
1093	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権付株式	①～④の資格要件を満たす場合、応募者の協力企業が議決権付株式を、事業の開始から5年を経過した後、譲り受けることは可能でしょうか。可能な場合、譲受の制約はあるでしょうか。	可能です。特段の制限はありません。
1094	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権株式の処分	代表企業以外の企業であれば、いわゆるロックアップ期間は設定されず、いつでも処分可能なのでしょうか。それとも会社はやむを得ない場合を除き承認しないのでしょうか(本項には「合理的な理由なく処分を拒否しない」旨の規定がありませんでしたので)。	代表企業以外の議決権付株主については、事業開始後5年の制約はありませんが、処分に当たっては会社の事前承認が必要です。承認基準については、本項のお書きに規定したとおりです。
1095	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権株式	議決権株式の発行・処分について、会社の承認に要する期間又はその目安を設定頂けますでしょうか。	承諾依頼の内容によるため一概には定められませんが、可能な限り速やかに行うものをご理解ください。
1096	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権株式	「当該議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合」とあるが、判断基準や条件を明示頂けますでしょうか。	現段階では想定していません。
1097	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権付株式	運営権者の事業実施の継続性を阻害しないと判断する場合は、引き続き代表企業がマネジメント業務等を受託する場合も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の場合も判断材料の一つとなりますが、当該条件のみをもって必ず承認するわけではありません。
1098	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権付株式	「当該議決権付株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断される場合には、承認するものとする」とありますが、継続を阻害しないと判断される際の具体的な基準などは今後明示される予定はありませんでしょうか。	現段階では想定していません。
1099	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権付株式	代表企業が議決権株式を全数処分した場合、代表企業の変更が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1100	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権付株式	応募グループの協力企業が実施契約締結後に、議決権付株式を取得することは可能でしょうか。	本項に規定する手続きを経た場合は可能です。
1101	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権付株式	議決権付株主に関する条件、制限についてご教示願います。特に、代表企業及びその他の公募グループを構成する企業に対する議決権付株式の割り当てに関する条件(代表企業の最大議決権保有、応募グループ構成企業による過半議決権の保有等)がございましたらご教示願います。	ご指摘のような議決権割合に関する詳細な基準は定めていません。あくまで総合的な判断によります。
1102	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権付株式	「～代表企業については、事業開始後5年を経過するまで、～」とありますが、代表企業以外の応募グループを構成した企業については5年の制限なく議決権付株式の譲渡が可能という理解で宜しいでしょうか。	代表企業以外の議決権付株主については、事業開始後5年の制約はありませんが、処分に当たっては公社の事前承認が必要です。承認基準については、本項のなお書きに規定したとおりです。
1103	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		株式譲渡	株式の譲渡にあたり、「事業実施の継続を阻害しない」条件とは具体的にどのような基準でしょうか。	あくまで総合的な判断によります。
1104	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権付株式	「運営権者の事業実施の継続を阻害」するのはどういったケースを想定しているか。	例えば、配当等による過剰な資金流出により、要求水準を満たす業務の実施が困難と見込まれる場合が考えられます。
1105	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権株式	「公社との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者(例:運営権者に対して融資等を行う金融機関等)」はどのようにして認められるのでしょうか。基本的には、本事業の選定基準と同様の審査が必要と考えますが、基準と方法をご教示ください。例えば、ここで例示される「金融機関等」の定義はどのようなもののでしょうか。金融機関は将来の本事業獲得(議決権株式取得)を目的としても、応募せずにSPCに融資を行うことにより、応募グループ構成企業としての審査を受けることを回避することができるのでしょうか。	6(2)に規定したとおり、公社と融資機関の間で直接協定を締結する場合を想定したものです。応募者としてどのような融資機関を想定し、どのようなステップインの条件を設定するかは、応募者自身でご判断いただくべき事項と考えます。
1106	実施方針本文	3	(5)	イ	2)		議決権付株式	①～④の資格要件を満たす応募グループの協力企業が選定事業者の実施契約締結以降に議決権付株式を譲受、取得することは可能でしょうか。可能な場合、譲受・取得時期等について制約はあるでしょうか。	可能です。特段の制限はありません。
1107	実施方針本文	3	(6)	イ	2)		財務に対するモニタリング	「本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合」とあるが、具体的な基準や条件を明示頂けませんでしょうか。	募集要項等において示します。
1108	実施方針本文	3	(6)	イ	2)		財務に対するモニタリング	財務諸表の提出は運営権者の定時株主総会開催後10営業日以内とされているが、運営権者の決算時期は運営権者にて自由に決定してよいのでしょうか。	各事業年度の開始日は、4月1日としてください。
1109	実施方針本文	3	(6)	イ	2)		財務状況についての改善指示	「財務状況についての改善指示」とありますが、具体的にはどのような指示をなされるのでしょうか。	改善指示の要因となった事項にもよりますが、財務状況の改善・合理化などが考えられます。
1110	実施方針本文	3	(6)	イ	2)		財務に対するモニタリング	財務に対するモニタリングの際、平成22年度愛知県包括外部監査結果報告書の内容について、運営権者は拘束されるのでしょうか。	公社に対する外部監査結果であり、運営権者を拘束するものではありません。
1111	実施方針本文	3	(6)	イ	3)		会議体	「協議会」「業務報告会」「連絡会」が設定されていますが、その他の会議体を民間側から提案することは可能かご教示下さい。	提案は可能です。詳細は、応募者においてご判断ください。
1112	実施方針本文	3	(6)	イ	3)		会議体	表に示されている公社、運営権者の会議体以外に、運営権者が出席すべき、県、市町村、NEXCO、地域の組合等の会議体があれば、会議体名と頻度を示してください。	運営権者が出席すべき会議は想定しておりません。ただし、地方道路公社連絡会議やETC連絡会議など公社が出席する会議への出席をお願いすることが考えられます。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1113	実施方針本文	3	(6)	イ	3)		会議体	表中、連絡会議一参加者の欄に「CMR等の業務責任者」と記載があります。一方、要求水準書(案)〈統括マネジメント業務編〉P.3表中には「CMr等の業務責任者」との記載があります。この場合のCMRとCMrの違いを教えてください。	ご指摘を踏まえて修正します。
1114	実施方針本文	5	(3)				準拠法及び管轄裁判所の指定	第一審の専属的合意管轄裁判所について名古屋地方裁判所との記載がありますが、東京地方裁判所を希望します。当該変更が認められる可能性はありますでしょうか。	原案のとおりとします。
1115	実施方針本文	6	(1)	ア			解除権	運営権者側からの解除権はないのでしょうか。	本項に関する場合は、運営権者の解除権を規定する予定はありません。
1116	実施方針本文	6	(1)	ア			相殺	違約金及び損失補償金と、返還すべき運営権対価が相殺されることはないのでしょうか。	対等額の範囲において相殺を行うことがあります。
1117	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	通常生ずべき損失に該当する例、該当しない例を提示いただけますでしょうか。	募集要項等において示します。
1118	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	運営権者が補償義務を負う「通常生ずべき損失」が含まれる範囲(例えば、当社が自己で運営した場合に得られる金員とコンセッション形式に基づき当社が受領する金員との差額等)、並びに現在想定する計算根拠につきご教示下さい。また、当社が運営権者の資産を買い取る場合には、係る買取金額と相殺する旨建付として下さい。	募集要項等において示します。
1119	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	運営権者が実施契約で義務付けられた改築工事を適切に履行できている一方で、道路運営事業等で業務要求水準を達成できなかった結果、実施契約が解除される可能性が理論的には考えられるかと存じます。この場合、現行の規定では、改築に関連して提供済の役務(中間成果物を含む)に対する対価を受領できず、リスクが混在する結果、ファイナンス組成の段階でコスト増につながる恐れがあります。そのため、改築工事以外の本件事業において運営権者の責めに帰すべき事由により実施契約が解除された場合であっても、当社から支払われる改築工事に対する対価は一切影響を受けない(中間成果物の場合は当社は運営権者による投下資本回収が可能となる水準での買取義務を負う)、との建付とすることをご検討下さい。	募集要項等において示します。
1120	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「運営権者の財務状況が著しく悪化し」とあるが、判断基準や条件を明示頂けますでしょうか。	現段階では想定していません。
1121	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	当社が返還する運営権対価の対象は、運営権対価一時金及び当該年度の運営権対価分割金との理解でよいのか。	募集要項等において示します。
1122	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	違約金は実施契約に定めると規定されておりますが、検討に重要な情報となりますので、早急に開示頂けますでしょうか。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1123	実施方針本文	6	(1)	ア			事業の継続が困難となった場合の措置	運営権対価分割金を元金等で支払う場合、事業年度途中から単年度収支で大幅な赤字となる事も予想されます。これにより事業継続が困難になった場合でも、「運営権者の責めに帰すべき事由」となるのでしょうか？	単年度で赤字になったことのみをもって解除原因とすることは予定していませんが、深刻な資金不足等により事業継続が困難となった場合は、公社は実施契約を解除できるものとします。
1124	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	事業契約解約時の違約金支払及び損害賠償の記載がございますが、違約金額はどのような内容を想定してますでしょうか。金融機関と致しましては、SPCに対して違約金相当額をキャッシュリザーブすることをお願いしておりますので、事業の効率の観点からは違約金は小額の方が良いと考えております。【例】1事業年度分の運営・維持管理のサービス対価の10%程度】	募集要項等において示します。
1125	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合	実施契約に定める違約金の金額について、計算方法の開示をお願いします。	募集要項等において示します。
1126	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに期すべき事由	受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとの記載がありますが、実施契約の解除後の期間の運営権対価分割金(利息を含む)の支払はないとの理解でよろしいでしょうか。詳細が募集要項等で開示されることを希望します。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等において示します。
1127	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに期すべき事由	「受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還する」との記載がありますが、「受領済みの運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価の計算方法」をご教示ください。	募集要項等において示します。
1128	実施方針本文	6	(1)	ア			事業の継続が困難となった場合の措置	運営権対価分割金を元金等で支払う場合、事業期間の途中において、単年度収支で大幅な赤字となる可能性があります。このような事態が発生した際、事業継続が困難であると判断した場合でも、「運営権者の責めに帰すべき事由」となるのでしょうか。	単年度で赤字になったことのみをもって解除原因とすることは予定していませんが、深刻な資金不足等により事業継続が困難となった場合は、公社は実施契約を解除できるものとします。
1129	実施方針本文	6	(1)	ア			事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	収支にかかわらず、運営権者が何らかの理由により、事業を継続を自ら放棄する権限(解除権)等は今回の事業では、設定しないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
1130	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	実施契約が解除となった場合、残存期間の運営権対価の分割金は支払わなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1131	実施方針本文	6	(1)	ア			返還額の計算手法	「受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還する」とありますが、具体的にはどのように算定されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
1132	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	運営権者が公社へ支払う違約金について、金額及び考え方をご教示願います。	募集要項等において示します。
1133	実施方針本文	6	(1)	ア			違約金	違約金の算定基準や金額等が決まっていれば予めご教示いただければと思います。	募集要項等において示します。
1134	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「通常生ずべき損失」とは具体的に何を意図しているのか。逸失利益を想定しているのか。	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1135	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「通常生ずべき損失」について、上限の設定は可能でしょうか	現段階では想定していません。
1136	実施方針本文	6	(1)	ア			ア 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	運営権者の責めに帰すべき事由により公社の要請により実施契約が解除となる場合、公社側にも運営権者に対して解除の数か月前に通知する義務を負わせるべきであると考えます。	本項の場合は、あらかじめモニタリングに基づく改善指示を受けたにもかかわらず一定期間の間に是正が認められない場合等が該当するため、解除の事前通知は不要と考えます。
1137	実施方針本文	6	(1)	ア			ア 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	運営権者の責めに帰すべき事由により、実施契約が解除となった場合、運営権者は違約金支払い及び「通常生ずべき損失の補償」が必要とあるが、「通常生ずべき補償」とは何か？また算出方法についてもご教示ください。	運営権者の要求水準の未達に起因して発生した修繕に係る費用が違約金を超えて発生した場合等が想定されます。詳細は募集要項等において示します。
1138	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の～	違約金の設定内容について御教示下さい。	募集要項等において示します。
1139	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の～	残存事業期間分に相当する運営権対価とは、日割り計算で算出されるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1140	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに期すべき事由により本事業の継続が困難となった場合の運営権対価の返還	運営権者の責めに期すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、「公社は、受領済みの運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還する」とありますが、これは各運営権設定路線毎の運営権対価一時金のその時点での償却残存分の合計額という理解で良いでしょうか。	募集要項等において示します。
1141	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価とは、単純に未払いの運営権対価を指すのでしょうか。運営権対価一時金、支払済み運営権対価、分割金利の精算も行うのでしょうか。	募集要項等において示します。
1142	実施方針本文	6	(1)	ア			運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	運営権対価の精算時に利息の精算は行なわれないのでしょうか。(利息は全事業期間を前提にして元利金等払いとしているため、精算が必要と考えます。)	募集要項等において示します。
1143	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	公社の事由により本事業の継続が困難となった場合(含む料金徴収期間の早期終了)、運営権対価の返還とともに通常生ずべき損失を補償するとのことですが、当初の運営権設定期間において、SPCが享受できた収益(例えば事業計画上の収益・想定エクイティ・リターン)、当該解除に伴う費用(弁護士費用・各種業務委託契約に関連して早期解除時に発生する違約金等・金融費用(スワップ清算金・ブレードファンディングコスト等を含むがこれに限られない))について公社は補償するという理解でよろしいでしょうか。また、この場合の任意事業の取扱についてご教示下さい。添付資料2のパターン毎に取扱が異なるようであれば詳細にご教示下さい。なお、公社の事由による終了となりますので、運営権者が原状回復を負担するのは困難であり、公社に買取対象の選択権を持たせるのではなく、運営権者が売却対象の選択権を有する建付として下さい。	前段の補償の範囲については、募集要項等において示します。後段の任意事業については、パーキングエリアに関するご質問と理解します。これも募集要項等において示します。
1144	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	料金徴収期間満了前に償還が完了することとなった場合、運営権者側に生じた損失が補償される建付となっておりますが、個別の道路等に運営権が設定されている点を鑑み、具体的な計算方法(※)をご教示下さい。(※)計算例・O&M費用等:事業計画をベースに収入別に按分・元利金:按分された費用をベースに各路線毎のFCFを算出して、全体のデットサービスをプロラタで配賦・スワップ清算金:融資契約の繰上弁済条項に従って計算・エクイティ・リターン:公社と運営権者が合意した事業計画(トップライン)をベースに、上記の項目等を鑑みて計算した余剰CF	募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1145	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	公社側からの補償や支払が行われる場合に、金額確定時から実際の支払迄に要する平均的な日数・期間をご教示下さい。また、当該支払の決裁にあたって、公社または県において必要な手続きが想定される場合には当該手続きについて具体的にご教示下さい。なお、公社において当該支払を自己資金にて対応できない場合の公社の資金調達方法の想定についても合わせてご教示下さい。	通常の支払いについては、法令等に定められた期間内での支払いを実施しております。また、当該支払い手続きについては協議等をする事となります。
1146	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	「通常生ずべき損失を補償するものとする。」について、運営権者の資金において建設した附帯事業、任意事業としての利便施設等の建設等資金についても補償対象となるのでしょうか。	募集要項等において示します。
1147	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	通常生ずべき損失を補償するとの記載が3ヶ所ありますが、具体的な算出式等を実施契約(案)にて示されることは可能でしょうか。	募集要項等において考え方を示します。
1148	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	「料金徴収期間満了以前に償還が完了することとなった場合、…」とありますが、今後、公社の償還計画等が開示される予定はありますでしょうか。	路線ごとの償還状況については、公社の財務諸表を確認してください。
1149	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合について	「通常生ずべき損失の補償」には、合理的説明がつけば予定されていた運営権者の利益も含まれますか。	ご理解のとおりです。ただし、算定対象期間には一定の制限を設ける予定です。
1150	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	公社の事由により運営権設定期間の短縮を伴う契約解除に際し、通常生ずべき損失には、短縮された期間において運営権者において得られる見込みであった合理的な逸失利益も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、算定対象期間には一定の制限を設ける予定です。
1151	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	受領済みの運営権対価のうち残存期間分に相当する運営権対価を返還するとありますが、受領済みの運営権対価とは運営権対価一時金のことでしょうか。	募集要項等において示します。
1152	実施方針本文	6	(1)	イ			返還額の計算手法	「受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還する」とありますが、具体的にはどのように算定されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
1153	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	料金徴収期間満了前に償還が完了した場合は、必ず料金徴収期間が短縮されるわけではなく、一定の場合には、料金徴収期間の短縮がなされない場合もあるという理解でよろしいでしょうか。その場合、こういった条件下では料金徴収期間の短縮がなされないのでしょうか。	償還が完了した場合は無料開放となります。
1154	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	「通常生ずべき損失」とは具体的に何を意図しているのか。逸失利益を想定しているのか。	解除に伴い運営権者に発生した費用と、一定期間にわたる逸失利益を想定しています。
1155	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	例えば、「運営権者が特定の道路において増収に取組み、公社の予想を大幅に超えた料金収入により当該道路の建設コスト等の回収が完了し、また、公社側において当該コストのための借入の償還が完了できた場合、当該道路の運営権が解除され、残存の期間案分で当初の運営権対価の残存価値が払い戻される」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1156	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の帰属が困難となった場合	料金徴収期間満了以前に償還が完了することとなった場合においても、契約終了については公社から運営権者に6ヶ月以上前に通知することが前提となると理解してよろしいでしょうか。	6か月以上前の通知の規定は、早期償還の場合に関して設けたものではありませんが、当該事象が運営権者に及ぼす影響に鑑み、早期に情報提供します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1157	実施方針本文	6	(1)	イ			公社事由解除-損失補償	①公社事由により実施契約が解除された場合の補償の範囲について「通常生ずべき損失」とありますが、equityの想定リターンやsenior debt (break funding cost含む。)も補償の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	解除に伴い運営権者に発生した費用と、一定期間にわたる逸失利益を想定しています。
1158	実施方針本文	6	(1)	イ			公社事由解除-損失補償	②運営権者が「利便施設等」(実施方針p9で定義される。)を増改築又は新設し、公社との間で土地又は建物の賃貸借契約を締結していた場合で、公社事由により実施契約が解除された場合、運営権者が希望した場合は賃貸借契約は継続するとの理解でよろしいでしょうか。もし実施契約と共に賃貸借契約も解除され、運営権者が利便施設等を運営する権利を失い又はこれらの撤去が要求されるのであれば、撤去費用と共に、運営権者が利便施設等に投下した資本とこれに対する想定リターンも補償の対象になるとの理解でしょうか。	募集要項等において示します。
1159	実施方針本文	6	(1)	イ			公社事由解除-損失補償	③運営権者事由による解除の場合に「違約金」の支払が要求される一方で、公社事由による解除の場合には公社の違約金の支払義務について言及がありませんが、理由をご教示ください。	公社帰責の場合契約解除においてはやむを得ない事由であると想定されるため違約金の設定はしていません。
1160	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	運営権対価について、運営権者からの支払い後、当該年度中に償還に充てられるのか、償還期間(料金徴収期間)に関わるため、ご教示頂きたい。	本事業においては、「公共施設等運営権に係る会計処理方法に関するPT研究報告(中間とりまとめ)」を参考として会計処理を行う予定です。
1161	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	通常生ずべき損失とは、具体的にはどのような損失を指すのでしょうか。	解除に伴い運営権者に発生した費用と、一定期間にわたる逸失利益を想定しています。
1162	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	通常生ずべき損失を補償すると記載されていますが、当初の事業期間を想定して行った設備投資についても通常生ずべき損失と認められるでしょうか。	募集要項等において示します。
1163	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	運営権者に生じた「通常生ずべき損失」には、残存事業期間の逸失利益が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、算定対象期間には一定の制限を設ける予定です。
1164	実施方針本文	6	(1)	イ			公社の事由により本事業の継続が困難となった場合	「公社は、運営権者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するものとともに、通常生ずべき損失を補償するものとする。」とありますが、利息の精算を含む具体的な精算方法をお示しください。また、「通常生ずべき損失」として具体的にはどのようなケースを想定しているのか、お示しください。	解除に伴い運営権者に発生した費用と、一定期間にわたる逸失利益を想定しています。
1165	実施方針本文	6	(1)	ウ			不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合	「不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、相手方に生じた補償に関して、実施契約に基づき、公社及び運営権者が協議して定めるものとする」とある一方で、リスク分担表では、「No.10～12、No.13～15.実施契約を解除する場合には、生じた損害は各自負担とする。」との主旨が記載されています。上記を前提とすると、不可抗力または法令変更等を理由にコンセッション契約が解除された場合に、運営権者が投資(エクイティ・リターンとシニア・デットの元利金等(ブロークファンディングコストや金利スワップの清算金を含むがこれに限られない)を回収できない不確実性が高いと見なされます。結果、適切なファイナンスが組成されない恐れが高まるため、(他の国内PFI案件と同様に)費用負担額の上限を明確化する等の手当てを講じることで運営権者のリスクが限定化される建付として下さい。	生じた損害は各自負担とすることを基本に、公社及び運営権者が協議して定めるという趣旨です。
1166	実施方針本文	6	(1)	ウ			不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合	「～損失の補償については、実施契約に基づき、公社及び運営権者が協議して定める～」とありますが、基本的な負担の考え方はリスク分担表に示された内容という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1167	実施方針本文	6	(1)	ウ			不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合	不可抗力等で実施契約が解除された場合であっても、残存事業期間の運営権対価は返還されるべきと考えますので、その旨明記していただけますでしょうか。	添付資料1(リスク分担表)の「不可抗力リスク」のリスク分担に準じるものとします。
1168	実施方針本文	6	(1)	ウ			不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合	不可抗力・法令変更等によって実施契約が解除された場合、運営権者に何ら帰責性はありませぬので、運営権者に生じた損害については協議ではなく、必ず補償していただけますようお願いいたします。	添付資料1(リスク分担表)の「不可抗力リスク」のリスク分担に準じるものとします。
1169	実施方針本文	6	(2)				直接協定	本事業を安定的に継続させる観点から、金融機関によるステップインを実効的なものとするため契約解除までの一定の期間(90~100日程度)、直接協定にもとづき公社と金融機関が協議できるよう規定願います。	ご意見の一つとして参考にさせていただきます。
1170	実施方針本文	6	(2)				融資金融機関と公社との協議	直接協定の内容について、具体的な想定があれば教えて頂いても宜しいでしょうか	募集要項等において示します。
1171	実施方針本文	6	(2)				融資金融機関と公社との協議	ここでは融資以外の資金調達を排除するものではないと考えてよいか。融資以外の資金調達の場合でも、資金の出し手と公社との間の直接協定の締結は可能でしょうか？あるいは必須でしょうか	融資以外の資金調達を排除するものではありません。直接協定の締結の可否については提案内容を踏まえて個別に判断します。
1172	実施方針本文	7	(1)				税制	税制上の優遇はありますでしょうか？運営権者は法人税が課税されるのでしょうか？	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減が認められています。運営権者におけるその他一般的な税制につきましては運営権者にてご判断ください。
1173	実施方針本文	7	(1)				株式会社民間資金等活用事業推進機構の出資融資の取り扱いについて	同機構を利用することを提案に織り込むことで、運営権者選定における評価上の加点はありますか。もしくは、同機構を利用しない提案を出すことによる減点など、何か不利に働くことはありますか。	利用可否のみによる審査上の有利不利は生じません。
1174	実施方針本文	7	(2)				株式会社民間資金等活用事業推進機構の出資の取扱いについて	優先交渉者の選定にあたり、左記機構からの出融資を受けるスキームを利用した場合、プラス評価を受ける可能性はあるのでしょうか。	利用可否のみによる審査上の有利不利は生じません。
1175	実施方針本文	7	(2)				公的機関	株式会社民間資金等活用事業推進機構の取扱いは明記されていますが、その他の公的金融機関や公的機構等が特定の応募グループを構成員、協力企業もしくはアドバイザー等として支援することは可能でしょうか。	2(6)応募者の資格に従う想定です。
1176	実施方針本文	9	(5)				協力企業の定義	運営権者ではなく、応募者との間で契約を結ぶアドバイザー会社は協力企業に該当するのでしょうか。	該当しません。
1177	実施方針本文	9	(5)				協力企業	運営権者から直接業務を受託する予定の企業という定義となっておりますが、業務について定義をご教示下さい。また、間接的に業務を受託する企業(再委託により業務を受託する企業)は協力企業の定義の対象外という理解でよろしいでしょうか。また、直接業務を受託する企業であっても、運営権者による事業開始後に業務を委託する先については、公社による事前承諾等の手続きは不要とし、運営権者の判断により業務を委託することが可能な建付として下さい。	①「業務」の範囲の定めはありません。②再委託については、ご理解のとおりです。③事業開始後の協力企業の選定・変更の手続きは、実施体制に係ることであるため、公社による事前の承諾を必要とします。
1178	実施方針本文	9	(5)				用語の定義	「協力企業とは、…運営権者から直接業務を受託する予定の企業」とあるが、「業務」とは、7~8頁の維持管理運営業務、改築業務に示された内容と理解して宜しいでしょうか。	業務の範囲の定めはありません。
1179	実施方針本文	9	(5)				用語の定義	「協力企業とは、…運営権者から直接業務を受託する予定の企業」とあるが、間接的に業務を受託する企業(協力企業の下請け等)は対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1180	実施方針本文	9	(5)				協力企業	協力企業は、完全無議決権株式を保有することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
1181	実施方針本文	9	(5)				協力企業の定義	P2において事業区域外で任意事業を行えるのは、「応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社」とあり、協力企業の定義として「運営権者から直接業務を受託する予定の企業」とある。例えば出資もせず、SPCからの業務委託もなく、SPCと協力して事業区域外で任意事業を行う企業はこの定義によると協力企業とはならないと思われるが、事業グループにとって重要な事業であり企業であるため、協力企業の扱いにしていきたいと考えますが、いかがでしょうか。	事業区域外で任意事業を、応募企業、応募グループを構成する企業、協力企業、又はこれらが出資する会社としているのは、地域活性化等に寄与する提案に基づき評価された任意事業について、運営権者と契約関係等にある者がこれを適正に履行することを、運営権者が確保できるようにするという趣旨です。
1182	実施方針本文	9	(5)				用語の定義	「運営権者から直接業務を受託する予定の企業」である協力企業だけでなく、本事業の運営権者の選定過程において、応募者又は応募グループをサポートする協力企業(応募アドバイザー)についても定義し、各種の制限等を組み入れるべきだと考えます。	本業務に関連する業務等の受託者、公募アドバイザー及び委員会の委員(その属する企業等)には、守秘義務を課しているため、公正な競争環境を阻害するような事態を生じさせることは想定しておりませんが、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることを制限します。(実施方針を修正します。)なお、本事業の選定に関連するアドバイザーは本事業の契約前のこととなりますので、協力企業(定義は実施方針9(5))には含まれません。
1183	実施方針本文	9	(5)				用語の定義	協力企業は、入札時にどこまで具体的に決定している必要があるでしょうか。運営期間中に協力企業を追加、変更する事は可能でしょうか	募集要項等において示します。
1184	実施方針本文	9	(9)				用語の定義	協力企業は、運営権者から直接業務を受託する予定の企業との定義ですが、運営権者とは直接業務を受託せず、かつ構成企業ともならないものの、応募企業グループの提案する道路事業に協力して提案書に記載する施策を提案するような企業は含まれないのでしょうか。	本業務に関連する業務等の受託者、公募アドバイザー及び委員会の委員(その属する企業等)には、守秘義務を課しているため、公正な競争環境を阻害するような事態を生じさせることは想定しておりませんが、より公正な競争環境を確保する観点から、これらの者が本事業の選定に関連するアドバイザーとなることを制限します。(実施方針を修正します。)なお、本事業の選定に関連するアドバイザーは本事業の契約前のこととなりますので、協力企業(定義は実施方針9(5))には含まれません。
1185	実施方針本文	9	(9)				用語の定義	運営権事業開始後に直接業務を委託する予定の企業については協力企業として提案書に記載する必要があるという理解でよろしいでしょうか。例えば道路運営事業について外部委託を行う場合、提案書上委託先を特定する必要があるのでしょうか、又は提案書上は特定の協力企業を示さず複数の委託候補先から入札等の手段によって選定という記載方でよろしいのでしょうか。	募集要項等において示します。
1186	実施方針本文	9	(9)				用語の定義	(9)の選定事業者の定義として、公社との間で基本協定を締結したものとあり、その締結者は応募企業又は応募グループと理解しています。他方(10)のSPCの定義のなかで、選定事業者となるSPCとの記載があります。選定事業者とは応募企業又は応募グループとSPCのいずれでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
1187	実施方針本文	9	(1)				SPCの形態	合同会社は否定されないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1188	実施方針本文	9	(1)				SPCの形態	法人格を備えていない、信託勘定又は投資事業有限責任組合は不適合という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1189	実施方針本文	9	(1)				用語の定義	SPCについては株式会社と定義しているが、他想定している法人形態についてご教示ください。	あらかじめ具体的な想定を示すことはできません。ガバナンスの方法を含めた応募者の提案によるため、競争的対話を通じて調整します。
1191	実施方針本文	9	(1)				(用語の正否)	「選定事業者となるSPC」は「運営権者となるSPC」の誤りではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1192	実施方針本文	9	(1)				用語の定義	「株式会社以外の形態を否定するものではない」とあるが、株式会社以外の場合、P.27の3.(5)イは該当なしと考えてよいですか。	提案いただく会社等の形態により判断します。
1193	実施方針本文	9	(14)				計画料金収入	計画料金収入は、今回(実施方針公表時)のものが最終版で、募集要項公表時に変更はないということでしょうか。	変更の予定はありません。
1194	実施方針本文	9	(2)				CMr	CMrとは単独もしくは複数の人のみではなく、単独企業もしくは複数企業のJV等の組織もその定義に該当するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
1195	実施方針本文	9	(2)				用語の定義「CMr」	要求水準書(案)＜改築業務編＞p.21-4.1と合わせ、CMrは運営権者とは同一でなく第三者(構成企業および協力企も含む)であると理解して良いか。	関連法令を踏まえると、お示した図のとおり、運営権者以外の者がCMrとなるのが適切だと判断します。
1196	実施方針本文	9	(2)				CMr	CMr(コンストラクション・マネージャー)とは、各種のマネジメント業務を行う企業を指しますか、それともマネジメント業務責任者個人を指しますか。又はその両方を指すのでしょうか。CMrに必要なとされる資格・実績があれば教えてください。	企業を指します。資格・実績等については、募集要項等において示します。
1197	実施方針本文	9	(21)				コストプラスマネジメントフィーについて	改築事業に関して公社より運営権者に支払われるのはコストプラスマネジメントフィーで、マネジメントフィーはCMrの業務対価のみとの理解でしょうか。	募集要項等において示します。
1198	実施方針本文	9	(21)				コストプラスマネジメントフィー	コストプラスマネジメントフィーには、CMrの利益も含まれると理解していますが、公社としてお認めになるその利益水準に関する規定や参考となる他の率(コンサル業務の官積算基準等)はありますでしょうか。	募集要項等において示します。
1199	実施方針本文	9	(22)				業務原価	業務原価についての記載は実施方針においては定義部分のみですが、P6の3行目に記載する「改築業務の費用」には、業務原価が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1200	実施方針本文	9	(22)				(用語の正否)	「業務原価」は「業務費用」の誤りではないでしょうか。	原案のとおりです。
1201	実施方針本文	9	(24)				インセンティブフィー	「当該縮減額の一定割合分」とは、具体的にはどの程度の率になりますでしょうか。	募集要項等において示します。
1202	実施方針本文	9	(24)				インセンティブフィー	「一定割合」が決まっていれば、予めご教示いただければと思います。	募集要項等において示します。
1203	実施方針本文	9	(24)				インセンティブフィー	コスト縮減額の一定割合として運営権者に支払われるインセンティブフィーを除く部分の取り使いをご教示頂いても宜しいでしょうか	募集要項等において示します。
1204	実施方針本文	9	(25)				用語の定義	「更新」、「大規模更新」、「修繕」について定義されていますが、本実施方針に記述されている「改築」との関係の説明していただけますよう、お願いいたします。「修繕」には、補修や設備の交換等を含むと理解してよろしいでしょうか。	改築業務は、要求水準書＜改築業務編＞に基づき実施するものであり、「更新」、「大規模更新」及び「修繕」のいずれにも該当しません。「修繕」については、要求水準書＜維持管理・運営業務編＞に基づき実施してください。
1205	実施方針本文	9	(25)				更新、修繕	運営権開始時点で、以下が表明保証されるものと考えてよろしいでしょうか？①要求水準書に定められた水準にあること②全ての瑕疵等が治癒されていること	①ご理解のとおりです。②全ての知り得る限りの瑕疵は治癒されているよう対処します。
1206	実施方針本文	9	(25)				用語の定義 (25)更新 (26)大規模更新 (27)修繕	「更新」、「大規模更新」、「修繕」についてその定義が示されていますが、必ずしもその区分が明らかではありません。これら用語の定義については、実施契約書あるいは要求水準書において、具体的な部位や工事内容を例示し、特に運営権者が自らの費用で行うべき範囲を明確にして頂くようお願い致します。	要求水準に定めのある業務については、運営権者に実施いただくこととなります。一方、要求水準に定めのない業務については、運営権者の費用で行う対象とはなりません。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1207	実施方針本文	9	(26)				用語の定義	「かつ、国土交通大臣の許可が必要」とは、どのようなケースを想定しているのでしょうか。事業変更が必要とともれますが、具体的にお示ください。	橋梁の架替更新(床版取替、桁の架替)が必要になった場合が想定されます。大規模更新を実施する際には、事業変更許可が必要となりますが、現段階では想定していません。
1208	実施方針本文	9	(26)				大規模更新	国土交通省大臣の許可が必要となる基準について御教示ください	公社が回答できる内容ではないため、回答は差し控えていただきます。
1209	実施方針本文	9	(28)				事業区域内	添付資料2の既設PA及び新設PAの道路区域に含まれていない部分のうち、明示された「運営権者が連結料を払う部分」「公社が用地買収のうえ所有する部分」「運営権者が用地買収のうえ所有する部分」は事業区域内に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	すべて道路区域外の任意事業となります。
1210	実施方針本文	9	(28)				事業区域内	三ヶ根山スカイライン及び鳳来寺山パークウェイ駐車場は、事業区域内に該当しますか。その場合、便利施設等の整備は可能でしょうか。	いずれも事業区域外です。便利施設等の整備について、提案は可能です。
1211	実施方針本文	9	(29)				事業区域外	事業区域外のエリアの範囲について想定されている範囲があればご教示下さい。	主に運営権設定路線が立地する市町村の区域を想定していますが、これに限りません。詳細は応募者の提案によるものとします。
1212	実施方針本文	9	(31)				譲渡対象資産	不動産は含まれていないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1213	実施方針本文	9	(32)				用語の定義	「インフラ事業」の定義から、典型的な交通インフラ事業である鉄道事業等を排除する理由をご教示ください。また、「特別目的会社等を設立して実施する点等において類似する」ことが、なぜ「インフラ事業」なのかもお願い致します。一般的に特別目的会社を用いる企業投資や不動産投資も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	原案において鉄道事業等を排除する趣旨ではありませんが、その点等を明確にするため実施方針を修正します。
1214	実施方針本文	11					売店等	表下の※書きに「売店等」とありますが、売店以外に何が含まれますでしょうか。	食堂及び自動販売機です。
1215	実施方針本文	11					武豊パーキングエリアについて	南知多道路にある「武豊パーキングエリア」について、現行は民間企業が運営していると思われませんが、運営権者決定後も継続か。	民間へ連結許可をしているため、廃止届が提出されない限り継続となります。
1216	実施方針本文	12					追加工事	事業者の責によらない不測の事態(劣化進行等)により必要性が生じた場合は、別紙2に該当する改築業務(公社がその費用を負担する)が今回記載のもの以外に出てくることあり得るという理解で宜しいでしょうか。リスク分担表No.49が公社負担になっていることとの関連性も踏まえて質問しております。	ご理解のとおりです。今回記載のもの以外が発生する可能性はありません。
1217	実施方針本文	13					有する技術の特殊性により参加制限を課す企業	「料金収受機の整備務・保守業務に関して」特別の実績があるので扱いが違っていますが、協力企業として担当できるのは当該業務だけと考えるのでしょうか。ご教示願います。	別紙3は構成企業としての参加を認めないとするものであり、協力企業としての参加に制限はありません。
1218	実施方針本文	13					有する技術の特殊性により参加制限を課す企業	これらに列挙される企業らは、具体的にどのような面で特殊な技術を保有しているのでしょうか。	公社が現在運用している料金収受機の整備業務・保守業務に関する技術です。
1219	実施方針本文	13					別紙3	公社との契約実績は有していなくとも、同等のノウハウを有する企業が存在していますが、これらの企業も同様の扱いとするべきではないでしょうか。	有する技術の特殊性により参加制限を課す必要がある企業は、他にないものと考えております。
1220	実施方針本文	14					名古屋瀬戸道路	名古屋瀬戸道路に係る下記の業務とは日進JCTのところでの料金収受業務等を指しているのか。	長久手料金所の合併徴収に係る列記業務が該当します。
1221	実施方針本文	14					効率的な共有・共同の体制整備	「説明責任を果たしていくためには」について、説明責任を果たす主体と相手をご示唆頂きたい。	—

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1222	実施方針本文	14					別紙4	道路事業者共通システムについて、システム概要を公表願います。	ETCの運用に必要な情報を集約し全道路事業者共同で運営しています。利用照会サービスやETCマイレージサービスも本システムの一部です。また、ETC精算を行う情報提供などカード会社との連絡窓口となるシステムです。
1223	実施方針本文	15					改築	別紙5では、図中の紫色枠(改修)内の改築は「(本事業では想定しない)」とあり、また黄色枠(建設)内の改築は別紙2に限定されていると理解していますが、応募提案時に黄色枠内の改築(公社が費用負担)を追加提案することは可能でしょうか。	黄色枠(建設)内の改築は別紙2に限定されています。公社が費用負担で実施する改築について追加提案は想定していません。
1224	様式1 守秘義務に係る誓約書						利用の目的	守秘義務対象資料の開示範囲ですが、弁護士、公認会計士、税理士ないし構成企業、協力企業に限定されておりますが、弁護士・公認会計士等以外のアドバイザーまたは構成企業や協力企業の定義に該当しないが応募企業グループの提案する道路事業に協力して提案書に記載する施策を提案するような企業を開示対象として追加することはできないのでしょうか。	協力企業等になる可能性のある企業に対しては、限定的に開示を認めております。
1225	様式3 実施方針に関する質問・意見書							フォーマットをもう少し使いやすいものに変更をお願いしますでしょうか。(例: 実際の資料名に比べて狭すぎる「資料名」「タイトル」スペース、実際の資料と合致していない「該当箇所」や「タイトル」の表記、教えることが困難で不明瞭な「行目」、一行のスペースが狭すぎる「質問・意見」欄等)。	ご指摘を踏まえて検討します。
1226	添付資料1 リスク分担表						添付資料1 リスク分担表	不正アクセスやサイバー攻撃によって、監視カメラや信号等の交通システム障害があった場合のリスク分担についてご教示ください。	「人為的リスク」のリスク分担に準じるものとします。
1227	添付資料1 リスク分担表						添付資料1 リスク分担表	施設の損傷リスクについて、利用者や不審者によるもので、事業者の責めによらない場合のリスク分担についてご教示ください。	いわゆる原因者負担については、当該原因者が賠償責任を負うものとします。未収リスクについては募集要項等において示します。
1228	添付資料1 リスク分担表	2					法令変更	ETCに係る規格変更、自動運転への対応等、応募時点で想定不可能な政策変更リスクあるいは技術革新リスクは公社にご負担して頂きたいと思えます。	「要求水準の変更」に相当するものについては、当該項目のリスク分担によるものとします。
1229	添付資料1 リスク分担表	2					法令変更	法令等には、施設の設計、建設、点検・維持管理等に係わる指針、ガイドライン類等も含まれる等、法令等の定義を明示して頂きたくお願い致します。	資料1(要求水準書(案))をご参照ください。
1230	添付資料1 リスク分担表	3					法令変更/その他広く一般的に適用される法令等の変更・新設	運営権者が負担すべき法令変更とは、具体的にどのような内容を指しているのでしょうか。「その他広く」の定義が明確でないことから、公社および運営権者双方が負担するリスクとすべきと考えます。	例えば、会社法の改正は企業活動一般に適用されるものであり、「道路の整備・運営に影響を及ぼす法令等の変更・新設」には通常該当しないと考えられます。リスク分担については、原案のとおりとします。
1231	添付資料1 リスク分担表	6					税制変更	備考欄「料金の変更により調整する」とは、消費税率変更時には税相当額の値上げが前提と考えて良いですか。	「値上げ」との表現は必ずしも適切ではありませんが、消費税率の変更に応じて料金を変更し、現行どおり利用者へ適切に転嫁するものとします。
1232	添付資料1 リスク分担表	6					税制変更	消費税及び地方消費税に係る税率の変更は「運営権者のリスク」とし、「料金の変更」で対処する、となっている。この場合は、公社事由による許認可として、取得の遅延等については公社のリスク分担と考えてよいか。	現行料金は消費税等を含まない額で許可を得ているため、ご指摘のリスクは生じないと考えます。
1233	添付資料1 リスク分担表	7					税制変更	地方税(県税)に係る変更・新設については、発注者負担として頂きますよう、お願いします。	原案のとおりとします。
1234	添付資料1 リスク分担表	7					その他広く一般的に適用される税制の変更・新設	消費税増額により利用者が減少する場合、公社負担でお願いしたい。	リスク分担表に記載のとおり、需要変動リスクの分担に従うものとします。
1235	添付資料1 リスク分担表	7					税制変更/その他広く一般的に適用される税制等の変更・新設	①運営権者が負担すべき税制変更とは、具体的にどのような内容を指しているのでしょうか。②「その他広く」の定義が明確でないことから、公社および運営権者双方が負担するリスクとすべきと考えます。	例えば、法人税率の変更は企業活動一般に適用されるものであり、「道路の整備・運営に影響を及ぼす税制等の変更・新設」には通常該当しないと考えられます。リスク分担については、原案のとおりとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1236	添付資料1 リスク分担表					8	共通 法制度リスク 許認可の取得	「公社の事由による許認可(施設整備に係る開発許可、料金上限の設定・変更に係る国土交通大臣許可等)の取得の遅延又は不能」(NO.8)とありますが、料金上限の設定・変更に関して、公社の事由以外に、「その他の事由による許認可(施設整備に係る開発許可、料金上限の設定・変更に係る国土交通大臣許可等)の取得の遅延又は不能」(NO.9)とはどのような事由、事象を想定されていますでしょうか。	例えば、運営権者が行うべき許認可(区域外事業における施設整備に係る開発許可等)の取得に関して、運営権者の事由により遅延又は不能が生じる場合が考えられます。
1237	添付資料1 リスク分担表					9	共通 法制度リスク 許認可の取得	「許認可(施設整備に係る開発許可、料金上限の設定・変更に係る国土交通大臣許可等)の取得」とありますが、実施方針p.7、21行目に「公社が改めて国土交通大臣に許可を申請する」とあります。本事業に関して、料金上限の設定・変更に関する許認可の申請者について御教示下さい。また、申請者が公社殿である場合の運営権者としてどのようにリスクを分担するのかその考え方を御教示下さい。	料金上限の設定・変更に係る国土交通大臣許可は公社が申請します。当該手続きに不備があったとき、その原因が例えば運営権者の作成した資料の誤りに起因する場合は運営権者がリスクを負担するという趣旨です。
1238	添付資料1 リスク分担表					1	不可抗力リスク	運営権設定対象となる道路構造物に関して、既存不適格の有無と(存在する場合の)具体的内容をご教示下さい。	現行法令への不適合の存在について、現段階で把握しているものではありません。
1239	添付資料1 リスク分担表					1	不可抗力リスク	既存の道路が現行の法令基準では既存不適格となっている場合、不可抗力発生時に、現行の法令基準を満たす復旧工事を実施すると、工事金額が保険金額の範囲内であっても、能力増強工事として工事金額を保険でカバーできない可能性があります。当該ケースは、運営権者があらかじめ防止手段をとることは困難なため公社負担となることを実施契約上明記下さい。	原案のとおりとします。運営権設定対象施設については、軽微な範囲として対応可能なものを運営権者の負担としており、その費用負担が過大になることはないと考えます。
1240	添付資料1 リスク分担表					1	不可抗力リスク	附帯事業及び任意事業については、不可抗力発生時は事業継続の義務はない建付(被災後に収益が見合わなければ運営権者の判断で利便施設等の復旧を断念することができる建付)として下さい。	不可抗力相当事由の発生をもって直ちに事業継続の義務が消滅することは適切ではないと考えます。一方で、当該事由により事業継続が明らかに困難と認められる場合は、公社と合意のうえ、その事業の全部又は一部を終了することもありうると考えます。
1241	添付資料1 リスク分担表					1	不可抗力リスク	「予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるものは運営権者の負担とする。」とありますが、地震や津波を想定したPMLを算出した場合に、地震保険等による付保金額がPMLを上回らない場合には、「PML-保険カバー金額-免責金額」が公社から支払われる、との理解でよろしいでしょうか。	地震保険等の付保金額に応じてリスク分担を定める予定はありません。運営権設定対象施設については、軽微な範囲として対応可能なものを運営権者の負担としており、その費用負担が過大になることはないと考えます。
1242	添付資料1 リスク分担表					1	不可抗力リスク	被災時には本事業の無料解放などの協力が求められる可能性が想定されますが、この場合の費用負担は公社が負担するという理解でよろしいでしょうか。	「自然災害」のリスク分担を基本とし、詳細は運営権者との協議において定めるものとします。
1243	添付資料1 リスク分担表					1	不可抗力リスクの自然災害における「軽微な範囲」	本事業において公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく災害復旧事業に適用されたすべての事例及びその内容について開示をお願い致します。	過年度に同法に基づく事業に適用された災害はありません。軽微な範囲とした災害は、過年度(H11～H26)の災害対策工事費が120万円未満のものであります。これに該当する災害は、知多半島道路が6件で計2,118,900円、南知多道路が19件で計8,590,050円、知多横断道路が4件で計2,110,290円、中部国際空港連絡道路が1件で計26,250円、衣浦トンネルが0件で計0円、猿投グリーンロードが1件で計829,500円、名古屋瀬戸道路が0件で計0円、衣浦豊田道路が0件で計0円です。
1244	添付資料1 リスク分担表					1	不可抗力リスク 人為的リスク	軽微な範囲については運営事業者がリスク分担となっていますが、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条では一箇所の工事費が120万円未満である場合運営権者が負担すると解釈出来ます。発生箇所が複数にわたると運営権者ではリスク分担が困難かと思いますので、公社負担又はリスク分担を限定出来る指標の提示をお願いします。	同法第6条第2項に該当するものについては、一箇所の工事とみなすものとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1245	添付資料1 リスク分担表	1					不可抗力リスク 人為的リスク 自然災害	実施契約を解約する場合の損害は各自負担となっておりますが、p.34 1行「ウ 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合」には実施契約に基づき協議して定めると記載されています。いずれにせよ不可抗力で会社の事由による実施契約の解除に伴う損害は、一部運営権者が分担するものの公社分担を主としていただけませんか。	生じた損害は各自負担とすることを基本に、公社及び運営権者が協議して定めるという趣旨です。
1246	添付資料1 リスク分担表	1					不可抗力リスク 人為的リスク 自然災害	「人為的リスク」「自然災害」に関し、「軽微な範囲により対応可能な範囲」は運営権者の負担とされておりますが、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく「災害復旧事業」に適用されるかどうかで判断すると、「軽微な範囲」が広すぎるかと考えます。「軽微な範囲」をより限定することを検討頂けませんか。	原案のとおりとします。
1247	添付資料1 リスク分担表	1					人為的リスク	軽微な範囲の定義をご教示願います。	備考欄をご参照ください。
1248	添付資料1 リスク分担表	1					公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条 第4、5号	備考に「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条(第4、5号を除く)」とありますが、括弧書きの解釈としては、第4、5号は民間のリスク分担になるという理解で宜しいでしょうか。	人為的リスクに関しては、第4号及び第5号に相当する事象はそもそも想定されないと考えます。
1249	添付資料1 リスク分担表	1					人為的リスク 自然災害	表中のNo.11及びNo.14にある予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるものの定義もしくは想定されているケースをご教授下さい。	例えば、その時点において一般的に発生すると考えられる規模の地震・台風などの自然災害や、情報システムに対するサイバー攻撃のうち通常のセキュリティ対策を施していれば回避可能なものが考えられます。
1250	添付資料1 リスク分担表	1					不可抗力リスク 人為的リスク	「軽微な範囲」の定義には、本法律の適用除外について、工事内容だけでなく1箇所120万円以下等のコスト条件もあります。本事業はCM方式のため、復旧にあたっての費用の負担者が決定しないまま業者選定を行うことになりかねませんが、業者選定の前に該当工事の負担方針について協議できると考えてよろしいでしょうか。	別紙2に定める改築業務についてCM方式で実施するものとしているものであり、災害復旧についてCM方式での実施を義務付けているものではありません。負担方針の協議については、概算が把握できた段階での実施を想定しています。
1251	添付資料1 リスク分担表	1					不可抗(人為的)リスク /	「軽微な範囲」については、「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条(第4.5号を除く)を準用する。」とありますが、本業務一括での適用となるのか、業務区分ごとに細分化して適用されるのか、路線ごとの適用となるのか、また細分化する場合の業務区分(改善業務、運営業務、維持管理業務、等)について提示していただくことは可能でしょうか。	同法第6条第2項に該当するものについては、一箇所の工事とみなすものとします。
1252	添付資料1 リスク分担表	11					人為的リスク	備考欄に合理的に期待できるものとありますが、「合理的」とは具体的にどのような事象かご教示下さい。	社会通念に照らして判断すべきものと考えます。
1253	添付資料1 リスク分担表	11					人為的リスク	備考にて「予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できる」とありますが、極めて不明瞭な表現となるため、このような記載は削除することをご検討頂けますでしょうか。「予見可能」な不可抗力はないと思います。	原案のとおりとします。予見不可能又は予見可能であっても発生の防止手段を合理的に期待できないものが狭義の不可抗力であり、これを公社が負担するものとしています。なお、「自然災害」についても同様です。
1254	添付資料1 リスク分担表	11					不可抗力リスク 人為的リスク 自然災害	リスク分担で運営権者の△の意味をご教示願います。	備考欄をご参照ください。
1255	添付資料1 リスク分担表	11					不可抗力リスク	「No.11: 予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるもの」とは具体的な事例としてどのようなものが想定されるのでしょうか。ご教示願います。	例えば、その時点において一般的に発生すると考えられる規模の地震・台風などの自然災害や、情報システムに対するサイバー攻撃のうち通常のセキュリティ対策を施していれば回避可能なものが考えられます。
1256	添付資料1 リスク分担表	11					予見可能の定義	予見可能の定義をご教示下さい。実施契約締結時に予見可能という解釈でよろしいでしょうか。	例えば、その時点において一般的に発生すると考えられる規模の地震・台風などの自然災害や、情報システムに対するサイバー攻撃のうち通常のセキュリティ対策を施していれば回避可能なものが考えられます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1257	添付資料1 リスク分担表	11					人為的リスク	不可抗力リスクの人為的リスクについて、予見可能とは実施契約時において予見可能ということでしょうか？	例えば、その時点において一般的に発生すると考えられる規模の地震・台風などの自然災害や、情報システムに対するサイバー攻撃のうち通常のセキュリティ対策を施していれば回避可能なものが考えられます。
1258	添付資料1 リスク分担表	11					暴動・戦争等の人的災害に起因する費用の発生	「予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるものは運営権者の負担とします」とありますが、合理的に期待される防止手段とはどのようなものを想定されているのでしょうか。戦争等の不可抗力に対して運営権者が防止手段を講じることは困難であるため、公共負担として頂きたいお願い致します。	例えば、その時点において一般的に発生すると考えられる規模の地震・台風などの自然災害や、情報システムに対するサイバー攻撃のうち通常のセキュリティ対策を施していれば回避可能なものが考えられます。
1259	添付資料1 リスク分担表	11					共通 不可抗力リスク 人為的リスク	「運営権対象施設」とは、運営権設定路線の事業区域内のすべての施設と理解してよろしいでしょうか。	「運営権対象施設」とは、運営権設定路線に係る施設（改築業務の供用開始部分で既存の運営権が及ぶものを含む）が対象です。例えば既存PAの売店等のように、事業区域内であっても運営権の対象とならないものは含まれません。
1260	添付資料1 リスク分担表	11					不可抗力リスク	暴動、戦争等の人的災害は事業者ではコントロールできないリスクですので、金額の多寡に係らず公社の負担に変更願います。	原案のとおりとします。
1261	添付資料1 リスク分担表	12					添付資料1 リスク分担表	備考欄に予見可能であり防止手段を合理的に期待できるものは運営権者負担となっていますが、「予見可能であり防止手段を合理的に期待できるもの」とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。また、運営権者負担はNo.10の備考欄にある公共土木施設災害復旧事業国庫負担法によるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、例えば、その時点において一般的に発生すると考えられる規模の地震・台風などの自然災害や、情報システムに対するサイバー攻撃のうち通常のセキュリティ対策を施していれば回避可能なものが考えられます。後段については、「軽微な範囲」について同法第6条を準用しているものであり、軽微な範囲を超える範囲については準用されません。
1262	添付資料1 リスク分担表	12					人為的リスク	No.12は具体的にはどのようなケースを想定しているのか、お示しください。	「運営権対象施設」とは、運営権設定路線に係る施設（改築業務の供用開始部分で既存の運営権が及ぶものを含む）が対象です。例えば既存PAの売店等のように、事業区域内であっても運営権の対象とならないものは含まれません。
1263	添付資料1 リスク分担表	13					自然災害	要求水準に従って維持管理を行っていた場合に発生した損害については、金額の多寡によらず、公社負担として頂けないでしょうか。	自然災害で双方に責がないリスクを分担するものであり、一定の範囲のもの（小規模なもの等）については、通常の維持管理・運営業務に伴うリスクとして運営権者の負担と考えるものです。
1264	添付資料1 リスク分担表	13					自然災害	備考にて「予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できる」とありますが、極めて不明瞭な表現となるため、このような記載は削除することをご検討頂けますでしょうか。「予見可能」な不可抗力はないと思います。	原案のとおりとします。予見不可能又は予見可能であっても発生の防止手段を合理的に期待できないものが狭義の不可抗力であり、これを公社が負担するものとしています。なお、「自然災害」についても同様です。
1265	添付資料1 リスク分担表	13					自然災害	地震、暴風、豪雨等の自然災害に起因する費用の発生について、予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるものは運営権者の負担とするとありますが、予見可能とは具体的にどのような事例でしょうか。	例えば、その時点において一般的に発生すると考えられる規模の地震・台風などの自然災害や、情報システムに対するサイバー攻撃のうち通常のセキュリティ対策を施していれば回避可能なものが考えられます。
1266	添付資料1 リスク分担表	13					不可抗力（自然災害）	自然災害について運営権者が加入を義務付けられる保険は、特になし（運営権者の判断により保険の内容を決定すればよい）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1267	添付資料1 リスク分担表	13					不可抗力リスク 自然災害	軽微な範囲については運営事業者がリスク分担となっていますが、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条では一箇所の工事費が120万円未満である場合運営権者が負担すると解釈出来ます。発生箇所が複数にわたると運営権者ではリスク分担が困難かと思いますので、公社負担又はリスク分担を限定出来る指標の提示をお願いします。	同法第6条第2項に該当するものについては、一箇所の工事とみなすものとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1268	添付資料1 リスク分担表	13					不可抗力リスク	「軽微な範囲」の解釈として、10(人為的リスク)は公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第六条の第4号と5号が除外されていることに対して、13は同法第六条全てが除外されるとの認識で宜しいでしょうか。	同法第6条全てが「除外」されるのではなく「適用」されます。
1269	添付資料1 リスク分担表	13					不可抗力リスク 自然災害	南海トラフ地震は「予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるもの」にはあらず、補償対象の事案になるとの理解で良いでしょうか。	実際に発生するまで判定できませんが、予見不可能又は予見可能であっても発生の防止手段を合理的に期待できない場合は、会社が負担するものとします。
1270	添付資料1 リスク分担表	13					添付資料1 リスク分担表	暴動、戦争等の人的災害に起因する費用の発生のうち、「予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるもの」とは、具体的にはどのような手段を想定されているのでしょうか。例えば、防弾ガラスなど一般的ではない仕様は除かれると考えてよろしいでしょうか。	例えば、その時点において一般的に発生すると考えられる規模の地震・台風などの自然災害や、情報システムに対するサイバー攻撃のうち通常のセキュリティ対策を施していれば回避可能なものが考えられます。
1271	添付資料1 リスク分担表	14					自然災害	「社会通念上認められる範囲」は不明確なので変更頂けませんか。	原案のとおりとします。
1272	添付資料1 リスク分担表	14					不可抗力リスク	「No.14:地震による災害の定義は、社会通念上認められる範囲」と記載されていますが、具体的にどの程度のものかご教示願います。	個別の事象に応じて判断することとなります。
1273	添付資料1 リスク分担表	14					公共土木施設災害復旧事業査定方針	各応募者としては、速やかに「公共土木施設災害復旧事業査定方針」の該当内容を理解することが必要ですが、この方針は、どのように入手すれば宜しいでしょうか。	市販の「災害関係法例規集」等において入手可能です。
1274	添付資料1 リスク分担表	14					自然災害リスク	不可抗力リスクの自然災害リスクにおいて予見可能とありますが、東海東南海地震は比較的高い確率で発生することが言われています。この地震に対して耐震設計および耐震補強は実施しているのでしょうか？	衣浦トンネルにつきましては南海トラフ地震に対応する耐震補強を実施するため現在、下り線トンネルの詳細設計を行っています。上り線トンネルは兵庫県南部地震に対応した耐震性能を有しております。橋梁については平成7年(復旧仕様)以降の設計基準をもとに耐震補強が施されています。
1275	添付資料1 リスク分担表	14					添付資料1 リスク分担表	備欄に予見可能であり防止手段を合理的に期待できるものは運営者負担となっていますが、「予見可能であり防止手段を合理的に期待できるもの」とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。また、運営者負担はNo.13にある公共土木施設災害復旧事業国庫負担法によるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、例えば、その時点において一般的に発生すると考えられる規模の地震・台風などの自然災害や、情報システムに対するサイバー攻撃のうち通常のセキュリティ対策を施していれば回避可能なものが考えられます。後段については、「軽微な範囲」について同法第6条を準用しているものであり、軽微な範囲を超える範囲については準用されません。
1276	添付資料1 リスク分担表	14					不可抗(自然災害)リスク/	「降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害の定義は、公共土木施設災害復旧査定方針第3(二)から(四)の規定によるものとする。」とありますが、本業務一括での適用となるのか、業務区分ごとに細分化して適用されるのか、路線ごとの適用となるのか、また細分化する場合の業務区分(改善業務、運営業務、維持管理業務、等)について提示していただくことは可能でしょうか。	災害手帳の災害復旧事業の適用範囲「(1)1箇所工事の取り扱い」によりります。
1277	添付資料1 リスク分担表	15					自然災害	運営権設定対象施設以外とは、運営権者が自ら建設した施設と考えて良いでしょうか。	「運営権対象施設」とは、運営権設定路線に係る施設(改築業務の供用開始部分で既存の運営権が及ぶものを含む)が対象です。例えば既存PAの売店等のように、事業区域内であっても運営権の対象とならないものは含まれません。
1278	添付資料1 リスク分担表	15					自然災害	No.15は具体的にはどのようなケースを想定しているのか、お示ください。	「運営権対象施設」とは、運営権設定路線に係る施設(改築業務の供用開始部分で既存の運営権が及ぶものを含む)が対象です。例えば既存PAの売店等のように、事業区域内であっても運営権の対象とならないものは含まれません。
1279	添付資料1 リスク分担表	16					近隣対策	対象道路近傍で第三者により開発され、環境基準法により遮音壁等の設置が必要になった場合も運営権者の負担で対応することになりますでしょうか。	会社が負担します
1280	添付資料1 リスク分担表	16					近隣対策、環境対策	改築業務にかかるものは会社負担との理解でよろしいでしょうか？	運営権者の負担です。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1281	添付資料1 リスク分担表	16					添付資料1 リスク分担表	近隣対策について、備考欄にあります過去の道路整備に起因するものを具体的にお示しお願いします。	現段階で認識しているものではありません。
1282	添付資料1 リスク分担表	16					消費税率の変更	社会リスク(16~18)は、運営権者のリスク分担となっているため、住民等の要望が強い地域等の情報を開示頂きたい。(秘密保持を前提に)とりわけ、改築や大規模補修が計画されている地域の情報が重要と考える。	現時点においては把握している情報はありません。
1283	添付資料1 リスク分担表	17					添付資料1 リスク分担表	環境対策について、備考欄にあります過去の道路整備に起因するものを具体的にお示しお願いします。	現段階で認識しているものではありません。
1284	添付資料1 リスク分担表	18					保険	現在公社が付保している保険の内容をお教え下さい。	募集要項等において示します。
1285	添付資料1 リスク分担表	19					第三者賠償	運営開始後の事由による管理瑕疵又は運営権者の責めに帰すべき事由による事故等を原因として第三者に損害を与えた場合の賠償責任とは、具体的にどのような事例を指すのでしょうか。	例えば、要求水準の未達に相当するような不具合の放置により通行車両の事故が発生し、利用者に対する損害賠償義務が生じた場合が考えられます。
1286	添付資料1 リスク分担表	19					第三者賠償	対象道路近傍が第三者により開発され、環境基準法により遮音壁等の設置が必要になった場合は、公社の負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1287	添付資料1 リスク分担表	19					第三者賠償	No.19に該当する場合は、原因者への求償も公社が行っていただけという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1288	添付資料1 リスク分担表	2					債務不履行リスク他	債務不履行、設計変更、施設整備リスク等において、公社の事由以外はすべて運営権者負担となっていますが、不可抗力による場合は、不可抗力リスクの分担表にて分担が定められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1289	添付資料1 リスク分担表	2					事業の中断、中止	その他の事由において事業者リスクとなっておりますが、原則、事業者帰責による事由との理解でよろしいでしょうか。(分担表に記載の分類に該当しない事由は想定できず、不可抗力リスクと考えております)	備考欄をご参照ください。
1290	添付資料1 リスク分担表	21					債務不履行リスク 事業の中断、中止	運営権者のリスク分担は、「その他の事由に基づく」ではなく、「運営権者の事由に基づく」ものに限定していただけますでしょうか。但し、任意事業は除くものとします。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1291	添付資料1 リスク分担表	23					債務不履行リスク 要求水準への不適合、未達成	運営権者のリスク分担は、その他の事由に基づくではなく、運営権者の事由に基づくものに限定していただけますでしょうか。但し、任意事業は除くものとします。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1292	添付資料1 リスク分担表	25					性能リスク 要求水準の変更	運営権者のリスク分担は、その他の事由に基づくではなく、運営権者の事由に基づくものに限定していただけますでしょうか。但し、任意事業は除くものとします。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1293	添付資料1 リスク分担表	25					性能リスク 要求水準の変更	国交省など上位期間からの指示がある場合のリスクも運営権者負担となるのでしょうか。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1294	添付資料1 リスク分担表	25					性能リスク/その他の 事由に基づく要求水準 の変更	運営権者負担となる性能リスクで「その他の事由に基づく要求水準の変更」とありますが、具体的にはどのようなことを想定されているのか提示いただくことは可能でしょうか。	運営権者からの創意工夫や改善提案による要求水準の変更を想定しています。
1295	添付資料1 リスク分担表	27					性能リスク	その他の事由について具体的に例示下さい。	運営権者からの創意工夫や改善提案による要求水準の変更を想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1296	添付資料1 リスク分担保表	28					物価変動リスク	物価指標と、実際に維持管理・運営等に要する費用とが著しく乖離している場合には、補填頂く、もしくは料金の上限を見直す方向で調整頂けますでしょうか。	物価変動リスクに記載のリスク分担保に従うこととします。
1297	添付資料1 リスク分担保表	28					物価変動リスク	物価指標は毎月公表されていると想定致しますが、物価変動リスクの調整頻度についてご教示頂けますでしょうか。	募集要項等において示します。
1298	添付資料1 リスク分担保表	28					物価変動	「契約時点」とは、「実施契約」の締結日との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1299	添付資料1 リスク分担保表	28					物価変動	基準となる指標は「消費税を除く企業向けサービス価格指数」を採用するとありますが、どの指標を採用するのか、具体的にお示しください。	総平均の値の採用を想定しています。
1300	添付資料1 リスク分担保表	28					物価変動リスク	経済リスクにおいて、物価変動のリスクは運営権対価の支払いにかかるかと考えてよいでしょうか？また、物価変動リスクについては建設や設計に関する労務単価の上昇と景気動向による物価変動を明確に分けた方がよいと思います。	募集要項等において示します。
1301	添付資料1 リスク分担保表	29					物価変動	公社が負担又は帰属する項目は、具体的にどのようなものがあるのかご教示下さい。	募集要項等において示します。
1302	添付資料1 リスク分担保表	29					物価変動	備考欄に上昇・下落とも1.5%を超える部分と有りますが、毎月1.5%を超える部分に対して(超えた分の率に併せて)該当月の清算をするという理解でよろしいでしょうか？	募集要項等において示します。
1303	添付資料1 リスク分担保表	29					事業期間中の市場変動による物価変動	1.5%を超える変動については、公社の負担・帰属とするということですが、著しい物価変動による料金改定の場合のリスク負担はどのようになるのでしょうか。実務的には複合的な理由による料金改定も行われると思いますが、複数の理由で料金改定を申請した場合、収益の帰属(リスク負担)はどのように考えたらよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
1304	添付資料1 リスク分担保表	29					経済リスク 物価変動	備考欄に「なお、著しい物価変動については、公社があらかじめ国土交通大臣の許可を受けたくうえで、利用料金の改定等によって利用者へ適切に転嫁することができる場合がある。」とされていますが、これに該当する場合には、1.5%以内の事業者負担はないとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
1305	添付資料1 リスク分担保表	29					物価変動	改築業務についても物価変動の対象となるという理解でよろしいでしょうか。その場合の物価変動の範囲については、「公共工事標準請負契約約款」第25条(スライド条項)の全てが適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	改築業務は、オープンブック方式を前提としたコストプラスマネジメントフィーにより費用を支払うため、対象外です。
1306	添付資料1 リスク分担保表	29					物価変動	「あらかじめ国土交通大臣の許可を受けたくうえで、」とありますが、通常大臣許可を得るまでどのくらいの期間を要するのでしょうか。ご教示願います。	これまでの公社の事例から、事業変更許可申請から許可を得るまで、概ね1ヶ月を要することが想定されます。ただし、申請に先立ち、道路整備特別措置法第16条に規定される県議会、名古屋市会(知多4路線のみ)での議決や国土交通省をはじめとする関係機関への事前調整が必要になります。
1307	添付資料1 リスク分担保表	29					著しい物価変動の定義	著しい物価変動の定義をご教示下さい。	あらかじめ明確な基準を定めるものではなく、社会情勢に応じた判断となります。
1308	添付資料1 リスク分担保表	29					共通 経済リスク 物価変動	利用料金の改定等する場合を除き、公社殿のリスク分担保としてどのような負担方法(運営権者への費用の支払い方法等)を想定されていますでしょうか。	募集要項等において示します。
1309	添付資料1 リスク分担保表	29					物価変動	「上昇・下落ともに1.5%を超える部分については、公社に帰属又は負担させる。」とありますが、帰属させる場合、負担させる場合の具体的な手法・時期等について、お示しください。	募集要項等において示します。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1310	添付資料1 リスク分担表	32					添付資料1 リスク分担表	公社、運営権者のいずれにも起因しない場合の対応をご教示ください。	募集要項等において示します。
1311	添付資料1 リスク分担表	32					住民等の要望が強い 地域等の情報開示	契約締結リスクにおいて、「契約交渉」による遅延は、故意でなければ、交渉すなわち契約当事者双方の事由によるものだが、どのように考えているか。また、運営開始にも影響するが、如何か。	双方協議のうえ費用負担を定めるものと考えます。
1312	添付資料1 リスク分担表	36					設計変更	公社の事由で要求水準を超える内容の設計変更とありますが、その様な設計変更の予定が予め想定されているということでしょうか。あれば、内容をお示し願います。	現段階では想定していません。
1313	添付資料1 リスク分担表	37					設計リスク 設計変更	運営権者のリスク分担は、その他の事由に基づくではなく、運営権者の事由に基づくものに限定していただけますでしょうか。但し、任意事業は除くものとします。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1314	添付資料1 リスク分担表	37					設計変更	「その他の事由に基づく…」とありますが、公社と設計変更について合意していた場合も、リスク分担は運営権者になりますか？	募集要項等において示します。
1315	添付資料1 リスク分担表	38					整備段階	「整備段階」とは、いつのことを意味するのでしょうか。(本事業は、通常のBTO事業のように、整備完了⇒運営・管理という明確な順序がある流れではないため確認させてください。)	改築業務における整備段階を想定したものです。
1316	添付資料1 リスク分担表	38					整備段階	「整備」とは、何を意味するのでしょうか。(実施方針p44の別紙5の図にも整備という言葉がないため確認させてください)	改築業務における整備段階を想定したものです。
1317	添付資料1 リスク分担表	38					整備段階 用地取得リスク	改築業務において用地の取得が困難あるいは不能になりICやPAの新設が不可能となった場合、公社によるリスク負担の具体的範囲をご教示ください。また、上記を理由に知多4路線の運営権存続期間は短縮されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の場合のリスクは公社が負いますが、損害賠償の範囲等については、募集要項等において示します。運営権存続期間については、関係者との協議の結果によります。
1318	添付資料1 リスク分担表	39					整備工程の遅延	リスク分担表No.20、21と同様の主旨で、「政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクに起因する場合は、各々のリスク分担に従うものとする。」といった意味の文言を備考欄に記載していただけますでしょうか。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1319	添付資料1 リスク分担表	39					整備内容の変更	リスク分担表No.20、21と同様の主旨で、「政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクに起因する場合は、各々のリスク分担に従うものとする。」といった意味の文言を備考欄に記載していただけますでしょうか。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1320	添付資料1 リスク分担表	39					運営開始の遅延	リスク分担表No.20、21と同様の主旨で、「政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクに起因する場合は、各々のリスク分担に従うものとする。」といった意味の文言を備考欄に記載していただけますでしょうか。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1321	添付資料1 リスク分担表	41					施設整備リスク 整備工程の遅延	運営権者のリスク分担は、その他の事由に基づくではなく、運営権者の事由に基づくものに限定していただけますでしょうか。但し、任意事業は除くものとします。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1322	添付資料1 リスク分担表	41					添付資料1 リスク分担表	事業用地において、公社が与条件として明示している土壤汚染や地中障害物の処理等に係る費用は、公社の負担でしょうか。	改築業務にかかる費用として公社が負担します。
1323	添付資料1 リスク分担表	44					施設整備リスク 整備内容の変更	運営権者のリスク分担は、その他の事由に基づくではなく、運営権者の事由に基づくものに限定していただけますでしょうか。但し、任意事業は除くものとします。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1324	添付資料1 リスク分担表	45					運営開始リスク	料金体系の変更に伴う議会の議決や国土交通大臣の許可取得に相当な時間を要したことによる遅延は、運営権者に非が無い場合は会社のリスク負担との理解で宜しいでしょうか。	料金体系については既に事業変更許可を得ていることから、議会の議決や国土交通大臣の許可取得にかかる遅延は生じません。
1325	添付資料1 リスク分担表	46					運営開始リスク	第三者の事由による運営開始の遅延を運営権者のリスク負担とすることには合理性がないため、そのようなケースでは運営権対価を見直すように調整させて頂けますでしょうか。	運営権対価の見直しの要否も含めて、運営権者と協議するものとします。
1326	添付資料1 リスク分担表	46					運営開始リスク 運営開始の遅延	運営権者のリスク分担は、その他の事由に基づくではなく、運営権者の事由に基づくものに限定していただけますでしょうか。但し、任意事業は除くものとします。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1327	添付資料1 リスク分担表	47					施設の欠陥、不備等	運営権設定開始後に、運営権者において点検を実施し、危険要素を発見した場合、予見可能であったと言えますが、事前に発見された危険要素の対策費用は県に負担いただけるのでしょうか。	「施設性能リスク」のリスク分担に基づき、公社が負担すべきものは公社が負担します。なお、運営権者との関係においては、県は負担しません。
1328	添付資料1 リスク分担表	47					施設性能リスク	事業開始前に存在していた瑕疵について、運営開始から2年以内に発見できなかったものを運営権者のリスクとするのは、余りにも酷です。事業開始前からその瑕疵の存在を証明出来た場合は、公社の負担とすべきと思料します。	全ての瑕疵について2年以内の発見・報告を要求するものではなく、「要求水準に従って業務を実施していれば発見可能である瑕疵」に限定しています。
1329	添付資料1 リスク分担表	47					施設の欠陥、不備等	要求水準に従って業務を実施していた場合に発見が困難である瑕疵については、No.49に該当するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1330	添付資料1 リスク分担表	47					施設性能リスク/施設の欠陥、不備等	事業開始時の公社による瑕疵担保期間は2年間と考えてよいか？また上限額・下限額は設定されるのでしょうか	前段については、ご見解のとおりです。後段については、設定しません。
1331	添付資料1 リスク分担表	47					運営段階 施設性能リスク 施設の欠陥、不備等	例えば交通量の増加に伴って欠陥が生じるなど、事業開始から3年以降に施設の欠陥、不備等が確認される場合があると思料いたします。このため、瑕疵については、公社殿のリスク分担としていただきたく再考をお願いいたします。	全ての瑕疵について2年以内の発見・報告を要求するものではなく、「要求水準に従って業務を実施していれば発見可能である瑕疵」に限定しています。
1332	添付資料1 リスク分担表	47					運営段階 施設性能リスク 施設の欠陥、不備等	事業開始前の施工、管理上の瑕疵であり、運営権者がそのリスクを負担、回収するに当たっては、利用料金の改定、料金徴収期間が延長等の措置が講じられると理解して良いでしょうか。	費用負担の方法も含めて、運営権者と協議するものとします。
1333	添付資料1 リスク分担表	47					施設の欠陥、不備等	瑕疵担保の対象となる「施設」の範囲をご教示ください。道路やトンネル、橋梁等も「施設」も該当しますでしょうか？	ご理解のとおりです。
1334	添付資料1 リスク分担表	47					施設性能リスク/施設の欠陥・不備等	瑕疵の発見通知に要する期間を2年とされている根拠についてご教示ください。	土木工事に係る愛知県公共工事請負契約約款において、「コンクリート造、石造、金属造その他これに準ずる工事目的物の場合は2年以内」の瑕疵担保期間を定めていることを参考としています。
1335	添付資料1 リスク分担表	49					添付資料1 リスク分担表	事業開始時に隠れた瑕疵については、期限の定めなく公社の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業開始時に発見できなかったとしても、事業開始後に運営権者が要求水準に従って業務を実施していれば発見可能である瑕疵については、2年以内に報告しなければ運営権者の負担となります。
1336	添付資料1 リスク分担表	49					施設の欠陥、不備等	No.49施設の欠陥、不備等により、交通量が減少した場合、料金収入の減少リスクは公社負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1337	添付資料1 リスク分担表	5					利用台数の変動	備考欄に概ね10年ごとに計画収入…協議を申し出ることができるかと有りますが、当初の計画収入とどの程度の乖離が出た場合に協議を申し出ることができるのでしょうかご教示下さい。	特段の想定はありません。当事者が必要に応じて申し出るものと想定します。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1338	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動、競合路線の開設等、利用料金	計画収入の増減の原因を「単に変動」「競合路線」「利用料金」とする場合、どのようなデータを根拠に原因を特定するのかご教示下さい。また、原因が複合化している場合は、どのような処置をとられるのかをご教示下さい。	募集要項等において示します。
1339	添付資料1 リスク分担保表	5					維持管理リスク	利用者台数の変動による収入の増減リスク(±6%以内)の公社負担を考慮しておられますが、維持管理費の予想値への公社負担リスクは考慮されていないのかご教示ください。	維持管理費の予想値への公社負担リスクはありません。
1340	添付資料1 リスク分担保表	5					需要変動リスク	競合路線の新規開設等による影響は複数年にわたって、交通量の影響を及ぼす可能性もあり、また交通量の変動は複数のパラメーター(後背地・景気・原油価格など)により構成される場合もあり、競合路線の影響を特定することは困難かと思いますが、予測値と実績値の差をどのように計算することを想定されておりますでしょうか。	募集要項等において示します。
1341	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動	競合路線については、実際の交通量は競合路線の影響以外の要因もあると考えられます。競合路線の影響とそれ以外の影響を区分する方法はどのようなものでしょうか。	募集要項等において示します。
1342	添付資料1 リスク分担保表	5					需要変動リスク 利用台数の変動 料金割引	料金割引後、利用台数が増えた場合の取扱いについて、例えば、100円で100台利用想定のところ、70円に割引し、140台利用となった場合、100円×100台=10,000円と70円×130台=91,000円を比較し、収入の減が6%を超えますが、リスク負担はどのようになりますか。(利用台数の変動の場合と違い、料金割引による減は6%の制限がないため)	募集要項等において示します。
1343	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動	「概ね10年ごとに計画収入について～相互に協議を申し出ることができる。」とありますが、本規定の背景及び意図されているところをご教示願います。もし、将来における契約時の交通量予測及び収入の変更を意図されているとすると、需要変動リスクのリスク分担保へ大きな影響を与える内容と考えます。	時の経過とともに計画値からの乖離が想定され、公社あるいは運営権者にとっては負担となることから見直しの規定を設けているものです。協議の申出により契約時の交通量予測及び収入予測の変更を行うものです。
1344	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動	「概ね10年ごとに計画収入について～相互に協議を申し出ることができる。」とありますが、当該協議においても運営権者の合意なく契約時の交通量予測及び収入が変更されることはないという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
1345	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動 (No.50・51)	【添付資料1】リスク分担保表No.50・51の備考では「契約時の交通量予測に対する…」とある一方で、実施方針9(14)では、「計画料金収入とは、実施方針公表時に公社から示す…」とあります。運営開始後に基準となるのは、(契約時ではなく)実施方針公表時に示された「資料2 将来の収入及び支出の予測」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1346	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動 (No.50・51)	「概ね10年ごとに計画収入について検討を加え、相互に協議を申し出ることができる」とありますが、貴公社から協議を申し出されるケースとして、どのような場合を想定されておりますでしょうか。概ね10年ごとに計画収入が見直されるケースが限定されていないと、実質的に「±6%以内の利用台数の変動による収入の増減リスク」のみを運営権者が負担しているとは言えなくなってしまいます。	特段の想定はありません。計画見直し時には、運営権対価の見直しも想定しているため、運営権者の負担増にはならないものと考えています。
1347	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動による収入の増減	「概ね10年ごとに」とあるが、同期間において市場環境の大きな変動の可能性もあることから、運営権者からの申し出により随時協議できるものとしていただきたい。	需要変動リスクによるリスク分担保が働くことから一定期間(概ね10年)経過した場合に限定しております。
1348	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動	利用台数の変動について、予定されている料金割引による収入減等が予測されれば、競合路線の新設と同様に公社がリスクを分担保すべきと考えられます。	運営権設定路線各線における計画料金収入は予定されている料金割引を見込んだ予測としています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1349	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動	概ね10年毎に計画収入について協議を申し出ることができるとありますが、知多4路線の料金割引導入直後において協議を申し出ることが可能でしょうか。	需要変動リスクによるリスク分担保が働くことから一定期間(概ね10年)経過した場合に限定しております。
1350	添付資料1 リスク分担保表	5					需要変動リスク	利用台数の変動、競合路線の新規開設、料金割引等、詳細にリスク分担保主体が分かっているが、これらの変数は複合的に関連して需要が変動することが想定される。需要変動リスクの算定式はあるのか？ないのであれば、算定式を予め作成する必要があると考える。	募集要項等において示します。
1351	添付資料1 リスク分担保表	5					需要変動リスク	利用台数の変動による収入の増減(±6%)について、『±6%』は、交通量(利用台数)の変動分で判定するのか？もしそうであれば、普通車、大型車、、、と車種別の利用台数毎に算出するのか？それとも、交通量(利用台数)の合計で算出するのか？	需要変動リスクにおけるリスク分担保は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定です。
1352	添付資料1 リスク分担保表	5					需要変動リスク 利用台数の変動	「概ね10年毎に計画収入について検討を加える」とあるが、10年毎の検証において想定より交通量が減少し計画を見直すことになった場合、運営権対価も見直されるという理解でよいか？見直された場合は、見直し以降に支払う分割運営権対価は、当初運営権対価(分割分)との差額を減額した金額を支払うことになるのか？	交通量予測を見直すことから、運営権対価の見直しも実施されるものと想定します。なお、前提となる交通量予測は、両者の合意なく変更されることは想定しておりません。見直された場合の対価の支払い方法については、その時点で別途協議を行うことを想定しています。
1353	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動	10年毎の計画収入に関する協議とは、提案・契約締結時に設定した計画の修正も協議によって可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、両者の合意なく変更されることは想定しておりません。
1354	添付資料1 リスク分担保表	5					運営段階 需要変動リスク 利用台数の変動	「概ね10年ごとに計画収入について検討を加え、相互に協議を申し出ることができる」とありますが、協議を受けて計画が変更されることはあるとの理解で良いでしょうか	ご理解のとおりですが、両者の合意なく変更されることは想定しておりません。
1355	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動 5 0および51の備考	概ね10年毎に計画収入について検討を加え、相互に協議を申し出ることが出来る、とありますが10年は長期間であるため期間を短縮すべきではないでしょうか？	概ね10年ごとにしてはありますが、計画料金収入との大きな乖離が認められれば、10年にとらわれず協議を申し出ることができます。
1356	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動	「概ね10年ごとに計画収入について検討を加え、相互に協議を申し出ることができる。」とありますが、10年後に交通量予測を変更するときに、変更分を運営権対価に反映させることが必要と考えます。例えば、最初の10年間の実際の交通量が予測交通量に対して一律-6%、10年後に交通量予測を変更した後、10年から20年の期間の実際の交通量も更新された交通量予測に対して一律-6%の場合、当初の運営権対価を算出した予測交通量に対して-6%×-6%となってしまう、運営権者のリスクが大きくなります。	交通量予測を見直すことから、運営権対価の見直しも実施されるものと想定します。なお、前提となる交通量予測は、両者の合意なく変更されることは想定しておりません。
1357	添付資料1 リスク分担保表	5					利用台数の変動	備考欄「契約時の交通量予測」とは、実施方針P.11の2)交通量の増減による収入に記載の「資料2 将来の収入及び支出の予測」を指すのでしょうか。また、概ね10年ごととはいつからでしょうか。	ご理解のとおりです。また、概ね10年については、契約締結時及び計画見直し時から概ね10年を想定しています。
1358	添付資料1 リスク分担保表	5					需要変動リスク (利用台数の変動)	「契約時の交通量予測に対する増減・・・」とありますが、契約時の交通量予測(計画収入)は「資料2 将来の収入及び支出の予測」に示されたもの、応募者が提出する事業計画における計画収入、のどちらが基準となるのかご教示いただきたい。	需要変動リスクにおけるリスク分担保は運営権設定路線各線における公社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定です。
1359	添付資料1 リスク分担保表	51					利用台数の変動	「概ね10年ごとに計画収入について検討を・・・」となっているが、見直しスパンが長すぎると考えます。6%以上のの変動が生じたら計画値を見直すことを検討していただきたい。	概ね10年ごとにしてはありますが、計画料金収入との大きな乖離が認められれば、10年にとらわれず協議を申し出ることができます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1360	添付資料1 リスク分担保表	51					利用台数の変動	「・・・利用台数の大幅な変動で・・・」とはどのような規模の変動を想定されているのでしょうか。	No.53に対する質問と想定されますが、利用料収入が会社の示す計画料金収入から6%を超えて推移する場合は想定します。
1361	添付資料1 リスク分担保表	51					利用台数の変動	「利用台数の変動による収入の増減(±6%の水準を超える部分は、会社に帰属又は負担」とありますが、理由を問わず利用台数と契約時の交通量予測の増減が基準値を超える場合という理解でよろしいでしょうか。	需要変動リスクにおけるリスク分担保は運営権設定路線各線における会社が示す計画料金収入と料金収入実績にて比較、計算する想定です。
1362	添付資料1 リスク分担保表	51					利用台数の変動	「概ね10年ごとに計画収入について検討を加え、総合に協議を申し出ることができる」とありますが、計画料金収入との乖離の判断を10年ごとに行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、両者の合意なく変更されることは想定しておりません。
1363	添付資料1 リスク分担保表	51					利用台数の変動、競合路線の新規開設等	No.51と54同時に成り立った場合は、どちらが優先されるのでしょうか？	募集要項等において示します。
1364	添付資料1 リスク分担保表	52					需要変動リスク 競合路線の新規開設等	新規路線開設時期等と貴県想定にずれが生じた場合にも、No.50 備考欄にご記載内容と同様に計画収入について検討を加え、相互に協議を申し出ることが出来るようにお願いします。	競合路線リスクとしてリスク分担保する想定です。
1365	添付資料1 リスク分担保表	52					需要変動リスク 競合路線の新規開設等	「競合路線の新規開設等」には、高速道路以外の他の公共交通機関等の路線開設を含まないということでしょうか。	当該公共交通機関等の開設により大幅な影響が生じ、かつ合理的に影響が認められる場合は、競合路線リスクとして会社が負担することを想定しています。
1366	添付資料1 リスク分担保表	52					競合路線の新規開設等(No.52)	「公募時に予見可能として会社が資料に示した競合路線」の供用開始時期がずれた場合は、どのように取り扱われますでしょうか。	募集要項等において示します。
1367	添付資料1 リスク分担保表	52					競合路線の新規建設等	競合路線の新規開設等に関するリスクについて、交通量予測と供用後の実交通量の差異について、増加分については会社に帰属されるものとありますが、運営権者の努力による影響と競合路線の影響とどのように判断するのでしょうか？また、減少分についても運営権対価との支払との関係も含めどのように会社が負担するかを解説していただけませんか？	募集要項等において示します。
1368	添付資料1 リスク分担保表	52					競合路線の新規開設等	減少分の収入額の支払(公社一運営権者)について、具体的な算定メカニズム、精算タイミングを教えてくださいませんか	募集要項等において示します。
1369	添付資料1 リスク分担保表	52					競合路線の新規開設等	競合路線(西知多道路)の開通時期が予定と異なった場合、交通量予測と実際の交通量の差はどのように考慮されるのでしょうか。	募集要項等において示します。
1370	添付資料1 リスク分担保表	52					競合路線の新規開設等	物価変動リスクや需要変動リスクのうち利用台数の変動に関するリスクに関しては、増減幅が具体的に設定されておりますが、競合路線の新規開設等のリスクの増減幅は具体的にどの程度を想定されているか、お示しください。	募集要項等において示します。
1371	添付資料1 リスク分担保表	53					需要変動リスク	「大幅な変動」の具体的な基準や条件を明示頂けますでしょうか。	利用料収入が会社の示す計画料金収入から6%を超えて推移する場合は想定します。
1372	添付資料1 リスク分担保表	53					需要変動リスク 競合路線の新規開設等	「No.53」に関し、「大幅な変動」に該当する場合は、どのような基準を考えられていますか。(他の変動同様 6%を超える変動という理解でよろしいでしょうか)	ご理解のとおりです。
1373	添付資料1 リスク分担保表	53					予見不可能な競合路線の対象	i) No.53でいう「競合路線」については、有料道路だけでなく、他の交通網(新交通やバス等公共交通機関等)の開設についても含まれると理解してよろしいでしょうか。(No.54にも関連すると考えますが、ご教示ください) ii) また、収支変動の額の算定については、官民協議において決定されるということでしょうか。	当該公共交通機関等の開設により大幅な影響が生じ、かつ合理的に影響が認められる場合は、競合路線リスクとして会社が負担することを想定しています。額の算定については、運営権者の算定結果を基に協議により決定することを想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1374	添付資料1 リスク分担表	53					競合路線の新規開設等(No.53)	「公募時に予見不可能な競合路線のうち、新規開設等による利用台数の大幅な変動」とは、どの程度の変動を想定されていますでしょうか。	利用料収入が公社の示す計画料金収入から6%を超えて推移する場合は想定します。
1375	添付資料1 リスク分担表	53					添付資料1 リスク分担表	公社では予見可能であっても、秘匿事項として公表することができないため予見不可能とされる可能性はないでしょうか。	本事業において想定している競合路線については、「資料2-1 将来の収入の予測(前提条件)」をご参照ください。
1376	添付資料1 リスク分担表	53					競合路線の新規開設等	No53記載の公募時に予見不可能な競合路線とNo54記載のその他の競合路線の違いを教えてください。また、No53記載の利用台数の大幅な変動とは、何%程度を示すのでしょうか。	No.53は新規路線の開設による大幅な影響が生じ、かつ合理的に影響が認められるものに限り、No.54ではNo.53に該当しない予見不可能な競合路線を想定します。また、利用台数の大幅な変動とは、料金収入が公社の示す計画料金収入から6%を超えて推移する場合は想定します。
1377	添付資料1 リスク分担表	53					競合路線の新規開設等	合理的に認められる場合は、具体的にどのようなケースを想定しているのか、お示しください。	客観的に見て明確に大幅な交通量の変動による影響が生じているケースが想定されます。なお、競合路線リスクの算定については、運営権者が公社へ提示の上、協議を行い決定します。
1378	添付資料1 リスク分担表	54					需要変動リスク	その他の競合路線について不明瞭となりますので、例示を頂けますでしょうか。	No.53は新規路線の開設による大幅な影響が生じ、かつ合理的に影響が認められるものに限り、No54ではNo53に該当しない予見不可能な競合路線を想定します。
1379	添付資料1 リスク分担表	54					需要変動リスク 競合路線の新規開設等	運営権者のリスク分担は、その他の事由に基づくのではなく、運営権者の事由に基づくものに限定していただけますでしょうか。但し、任意事業は除くものとします。	現状案が適切なリスク分担と理解しており、見直しは想定しておりません。
1380	添付資料1 リスク分担表	54					需要変動リスク 競合路線の新規開設等	「No.54」は具体的にどのような場合が該当するのでしょうか。	No.53は新規路線の開設による大幅な影響が生じ、かつ合理的に影響が認められるものに限り、No.54ではNo.53に該当しない予見不可能な競合路線を想定します。
1381	添付資料1 リスク分担表	54					需要変動リスク 競合路線の新規開設等	“その他の競合路線の新規開設等による利用台数の変動”は具体的にどのようなことをさすのでしょうか。	No.53は新規路線の開設による大幅な影響が生じ、かつ合理的に影響が認められるものに限り、No54ではNo53に該当しない予見不可能な競合路線を想定します。
1382	添付資料1 リスク分担表	54					その他競合路線の新規開設等による利用台数の変動	No.52が予見可能、No.53が予見不可能となっていますが、ここでいう「その他の競合路線の新規開設等」とはどのようなケースを想定されていますでしょうか。	No.53は新規路線の開設による大幅な影響が生じ、かつ合理的に影響が認められるものに限り、No54ではNo53に該当しない予見不可能な競合路線を想定します。
1383	添付資料1 リスク分担表	54					54 競合路線の新規開設等	将来の道路新設・改築は、官側にての整備しか考えられませんので、リスク分担は公社側とすべきではないでしょうか。	現状案が適切なリスク分担と理解しており、見直しは想定しておりません。
1384	添付資料1 リスク分担表	54					競合路線の新規開設等	「その他の競合路線の新規開設等による利用台数の変動」は具体的にどのようなケースを想定しているのか、お示しください。	No.53は新規路線の開設による大幅な影響が生じ、かつ合理的に影響が認められるものに限り、No54ではNo53に該当しない予見不可能な競合路線を想定します。
1385	添付資料1 リスク分担表	55					料金割引(No.55)	「運営権者の提案に基づく料金割引による収入の減(-6%を越える部分を含む)」とありますが、反対に+6%を超えて貴公社に帰属する収入については、運営権者の提案に基づく料金割引が適用された収入で帰属させればよく、料金割引が適用されない収入で帰属させる必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1386	添付資料1 リスク分担表	55					運営権者による運営の結果生じる収益の帰属	運営権者の料金割引による6%の減収について、リスク分担表を参考にしますと、運営権者の提案に基づく料金割引による収入減は、全て運営権者が負担と解釈されますところ、料金設定の柔軟な対応を阻害する要因とならないでしょうか。また、混雑閑散時における料金シフト制を導入した場合においても、全て運営権者が負担となりますでしょうか。ご教示お願いいたします。	運営権者の経営判断による料金割引に伴う収入の増減は、基本的に運営権者に帰属するものであり、収入減のリスクを公社が負担するものではないと考えます。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1387	添付資料1 リスク分担保	57					運営体制の維持	リスク分担保No.20、21と同様の主旨で、「政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクに起因する場合は、各々のリスク分担に従うものとする。」といった意味の文言を備考欄に記載していただけませんか。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1388	添付資料1 リスク分担保	58					添付資料1 リスク分担保	公社にも秘密保持義務を課すようお願いいたします。	公社には「愛知県道路公社就業規則」があり、その中で守秘義務が課せられております。
1389	添付資料1 リスク分担保	59					設備等の陳腐化	設備等の陳腐化は運営権者の負担とのことですが、最新技術の導入(ETCシステムの更新(ETC2.0の導入等)等)については、運営権者の判断で実施できるという理解でよろしいでしょうか。要求水準書<維持管理・運營業務編>維持-1上は、従前と同スペック以上のものへの更新と定められておりますので、運営権者の義務の範囲は同水準の範囲となることを確認させて下さい。	ETCは全国の道路事業者、車載器メーカー、カード会社などと統一したルールのもと共同運営していく部分と一道路事業者の判断で実施できる部分に分かれます。従って、共同部分については運営権者の判断で自由に実施できるものではありません。ETC2.0についても、共同部分・独自部分があります。なお、負担は「要求水準の変更」に相当するものについては、当該項目のリスク分担に準じます。更新時におけるシステムのスペックについては、ご理解のとおりです。
1390	添付資料1 リスク分担保	59					維持管理リスク 設備等の陳腐化	設備等が技術的に陳腐化したことへの対応の具体例をお示し願います。	個別具体的な事例が該当するかどうかは、協議の上で公社が適切に判断するものとしていますが、一般的に技術が陳腐化したと認められる場合を想定しています。補修部品の製造中止やメーカーサポートの終了など、故障時に復旧できず設備停止し運用できなくなることを避けるために部品確保やバージョンアップ、設備更新することが考えられます。
1391	添付資料1 リスク分担保	59					設備等の陳腐化	車両のご当地ナンバー等の増設に伴い、ETCシステムのソフト更新の必要性は、当該陳腐化に該当するのでしょうか。	該当します。
1392	添付資料1 リスク分担保	59					設備等の陳腐化	公社による警察等の対外協議等の結果から施設のアップグレードなどの更新が必要となった場合には、更新費用は公社負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1393	添付資料1 リスク分担保	59					設備等の陳腐化	30年近い長期に亘る本事業期間においては、(現時点では想定しえないものも含め)技術の陳腐化も生じ得るものであり、運営権者が全てのリスクを負担し得ないことも考えられます。当該リスクを運営権者負担とされる考え方をご教示願います。	公共施設等運営事業の実施に伴い、運営権者が料金収入を徴収することとなるため、運営権者の方が公社と比較し、リスクが顕在化した場合における負担能力が存在すると考えられるためです。
1394	添付資料1 リスク分担保	59					技術等が技術的に陳腐化したことへの対応施設の大規模更新に関する事	技術的な陳腐化または新技術等の開発によって大規模な設備更新が必要となった場合については、公社負担としていただきたい。	本事業は民間事業者に対し、料金徴収を含めた、道の運営全般を委ねるものであるため、現在公社が負っているリスクについては、民間事業者に負担いただくことを基本としています。以上を踏まえ、ご指摘のリスクについては、原案のとおりとします。ただし、大規模更新に関する事については、リスク分担保No.61のとおり公社が負担します。
1395	添付資料1 リスク分担保	59					添付資料1 リスク分担保	設備等が技術的に陳腐化するとは、技術革新にどの程度のレベル・頻度で対応する必要があるのでしょうか。例えば、ETCシステムの変更があり、全国的に取り換えが行われている場合であっても、運営権者の負担で対応しなければならないのでしょうか。	技術的に陳腐化とは、運用不能となることです。ETCは、全国の道路事業者、車載器メーカー、カード会社などと統一したルールのもと共同運営していく部分があり、歩調を合わせる必要があります。費用については、ETCは既存システムであるため、運営権者自らの費用で運営費の中で対応することとなります。
1396	添付資料1 リスク分担保	59					設備等の陳腐化	設備等が技術的に陳腐化したか否かの判断は誰がいつどのように行われますか。	協議の上で公社が適切に判断するものとします。
1397	添付資料1 リスク分担保	59					設備等の陳腐化	現状設備の技術上の陳腐化とは、具体的にはどういうケースを想定しているのか、お示しください。	個別具体的な事例が該当するかどうかは、協議の上で公社が適切に判断するものとしていますが、一般的に技術が陳腐化したと認められる場合を想定しています。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1398	添付資料1 リスク分担保表	6					維持管理・修繕等	リスク分担保表No.20、21と同様の主旨で、「政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクに起因する場合は、各々のリスク分担保に就くものとする。」といった意味の文言を備考欄に記載していただけないでしょうか。	原案のとおりとしますが、政治リスク、法制度リスク又は不可抗力リスクとの関係性については、募集要項等において示します。
1399	添付資料1 リスク分担保表	61					維持管理リスク 維持管理・修繕等	運営権者以外による大規模な周辺開発等に伴い、遮音壁の設置が必要となった場合、リスク分担保表 No.61(段階: 運営段階、リスク分類: 維持管理リスク、リスク項目: 維持管理・修繕等、内容: 施設の大規模更新に関すること)に当てはまるのでしょうか。	リスク分担保表 No.61には該当しません。リスク分担保表No.19(段階: 共通、リスク分類: 社会リスク、リスク項目: 第三者賠償、その他の事由による事故等を原因として第三者に損害を与えた場合の賠償責任)に該当します。
1400	添付資料1 リスク分担保表	61					維持管理・修繕等	「橋梁等の大規模更新が必要となった場合」とは、誰(どなた)がどのような基準で判断するのでしょうか。	必要に応じて運営権者の提案を受けて、公社が判断します。
1401	添付資料1 リスク分担保表	61					維持管理・修繕等	大規模修繕については、公社の費用負担で実施する一方で、料金徴収期間の延長に応じて運営権継続期間を延長し、当該運営権継続期間に大規模修繕費用相当の運営権対価を支払うことにより対応することを想定されているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1402	添付資料1 リスク分担保表	61					運営段階 維持管理・修繕等 施設の大規模更新に関すること	「橋梁等の大規模更新が必要となった場合、国交大臣の許可と料金徴収期間を延長した上で運営権対価を見直す」とあるが、本コンセッション上の取扱いとはどのようなものか(本コンセッション内で実施するのか、別のコンセッション・PFI事業で実施するのか)? 大規模更新については、誰が負担することになるのか? また、運営権対価の増加分については誰の負担となるのか? 運営権者負担ということであれば、運営権者は大規模更新に関する意思決定に関与することはできるのか? 更に、運営権対価は誰がどのように算出するのか?	協議の結果によるものと考えます。
1403	添付資料1 リスク分担保表	61					施設の大規模更新に関すること	「橋梁等の大規模更新が必要となった場合」とありますが、大規模更新の必要性は、公社、運営権者のどちらがどのような判断基準に基づき決定するのでしょうか。	運営権者からの点検結果の報告、提案等を受け、公社が判断します。
1404	添付資料1 リスク分担保表	61					施設の大規模更新	橋梁等の大規模更新が必要となった場合、料金徴収期間延長のうえ運営権対価を見直すとはありますが、これに必要な費用は公社負担となっていることから、対価の見直しによって、運営権者の対価支払負担が大きくなることはない、という理解で正しいでしょうか。	料金徴収期間延長となり収入が増加する場合は、これに伴い対価も増額となりますが、必ずしも運営権者の負担が大きくなるものではありません。協議の結果によるものと想定しています。
1405	添付資料1 リスク分担保表	62					終了手続関連リスク 終了手続	「事業期間中に存在していた瑕疵のうち、要求水準に従って業務を実施していなかったことによる瑕疵で、2年以内に公社又は県が発見し運営権者に通知したものとされていますが、これは法律で定められた瑕疵担保期間内に瑕疵を対象とすることにして頂きたいとお願いします。例えば、事業期間開始直後に実施した改築事業の瑕疵が、長期の事業期間を経た後に指摘を受けることは対象外としていただきたい。	本項は、改築業務の対象施設も含めて、維持管理・運営業務に関する瑕疵担保リスクについて規定したものです。一方、改築業務の施工の不備によるものは、「施設の欠陥、不備等」のリスク分担保に準じるものとし、その詳細は、募集要項等において示します。
1406	添付資料1 リスク分担保表	63					施設の性能確保	為念ですが、事業期間開始前に存在していた隠れた瑕疵については、公社負担(No.63扱い)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1407	添付資料1 リスク分担保表	64					終了手続関連リスク	公社又は県側で発生する費用については、運営権者が負担することは合理的でないので、変更頂けますでしょうか。	事業終了時において、県・公社側の手続きに関する諸費用の発生は想定していませんが、仮に発生した場合は県又は公社が負担します。
1408	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						既設PA(任意事業)	公社所有の既存建物を取り壊し、運営権者が新しい建物を築造しているため、建物に係る賃料は発生しないものと思料します。本スキームの場合は、占用料のみの支払でよいのではないのでしょうか。	占用料のほか、公社所有建物から運営権存続期間にわたって得られたであろう賃料の補償として、公社が定める賃料相当額を納付するものとします。詳細は募集要項等において示します。



No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1409	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						既設PA(任意事業)	既存建物の残存価額は減価償却後の価格ということでしょうか。また、本来であれば時価譲渡が妥当と思料します。	会社の会計処理上、建物の減価償却をしていないため、減価償却をしたものとして残存価格相当を算出します。なお、残存価格相当の取扱いについて会社と協議をするものとなります。
1410	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						新設PA(附帯事業)	運営権者が築造した建物の所有権は、運営権者にあるという理解でよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
1411	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						新設PA(附帯事業)	運営権者が築造した建物は、運営権存続期間終了後は、当該建物を会社が時価で買い取る権利を有している(即ち義務ではない)という理解でよいでしょうか。	必要と認めたものを時価にて買い取ることが出来ることとしております。
1412	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						新設PA(附帯事業)	会社が用地買収する範囲を超える部分の土地は運営権者に所有権があるという理解ですが、運営権存続期間終了後は、当該土地を会社が時価で買い取る権利を有している(即ち義務ではない)という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1413	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						既存PA	本事業の対象となるPA内の建物について、残存価額をご教授ください。(現在および今後5年程度の各年分)	売店等の過去及び直近の帳簿価額については、資料5(財務資料)をご参照ください。
1414	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						新設PA	図の上から二つ目(既存PA相当規模以上の施設を設置(附帯事業))のケースにおいて、運営権者が会社に支払う賃料の計算方法をお示し下さい。	募集要項等において示します。
1415	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						新設PA	「会社が用地買収する範囲を超える部分は運営権者が用地買収の上所有」とありますが、借地でも可能ですか。	可能です。
1416	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						運営権者が新築を希望(任意事業)	運営権者が道路区域内に建物を築造・設置した場合、「占用料・賃料等を支払う」とあるが、この場合の賃料とは「地代」という理解でよいでしょうか。(建物所有者が運営権者のため)	占用料のほか、会社所有建物から運営権存続期間にわたって得られたであろう賃料の補償として、会社が定める賃料相当額を納付するものとします。詳細は募集要項等において示します。
1417	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						連結料の設定根拠	連結料とは何を基準に設定されるものでしょうか。	算定方法については募集要項等において示します。
1418	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						パーキングエリアにおける売店等の営業	道路区域外については、運営権者でなくてもよいという認識でよいでしょうか？	事業区域外であっても、事業区域内の附帯事業との一体性に鑑み、運営権者が実施するものとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1419	添付資料2 パーキングエ リアにおける 売店等の営業 について						既存PA / 新設PA	既設PA、新設PA双方に絡む質問ですが、「附帯事業」と「任意事業」の 違いは何か？	既設PAにおいては、既存の施設で事業を実施する場合は附帯事業、施 設を新設して実施する場合は任意事業となります（ただし、新設施設に おいても、売店、休憩所等の運営を行うことは附帯事業）。新設PAにお いては、要求水準に示された売店の運営等の事業を行うことが附帯事 業、それ以外のものが任意事業となります。これらが混在するケース等 については、実施方針の添付資料2に記載しております。
1420	添付資料2 パーキングエ リアにおける 売店等の営業 について						既設PA	「賃料・占用料・連結料」について。①公社保有の既存施設を運営権者 が利用する場合（附帯事業）は、「賃料」を公社宛に支払うということによ りか？②公社保有の建物に運営権者が増改築する場合（任意事業） は、「賃料」を公社宛に支払うということによりか？また、運営権者が公 社保有の建物を撤去し新たに利便施設を設置する場合（任意事業）は、 道路占有が発生するということで「占用料」を公社宛に支払うというこ とか？新設した利便施設は、運営権者の所有でよいのか？③道路区域外 において、道路連結が発生するような新設の利便施設を設置する場合 （任意事業）は、「連結料」を公社宛に支払うということによりか？また、 新設した利便施設は、運営権者の所有でよいのか？	①ご理解のとおりです。②増改築の場合は、ご理解のとおりです。③撤 去の場合は、運営権者が新設建物を所有することとなります。金銭の納 付については、占用料のほか、公社所有建物から運営権存続期間にわた って得られたであろう賃料の補償として、公社が定める賃料相当額を 納付するものとします。詳細は募集要項等において示します。④実施方 針1(1)シ1)②に示すとおり、公社取得用地においては連結料及び賃 料等を、公社取得用地に隣接する運営権者自らが取得する場合は連結 料を納付するものとします。建物の所有者については、ご理解のとおり です。
1421	添付資料2 パーキングエ リアにおける 売店等の営業 について						新設PA	要求水準書に示す範囲が含まれる形の施設の設置、つまり公社による 用地買収・所有土地が含まれる形での利便施設の築造は、「附帯事業」 に該当するという理解でよいのか？また、運営権者による用地買収・所有 のみの土地に築造される利便施設は、「任意事業」に該当するという理 解でよいのか？	ご理解のとおりです。
1422	添付資料2 パーキングエ リアにおける 売店等の営業 について						新設PA	①「既存PA相当の施設を設置（附帯事業）」要求水準書に基づき、運営 権者が築造した建物は運営権者の所有でよいのか？②「既存PA相当規 模以上の施設を設置（附帯事業）」要求水準書に基づく公社買収・所有 の土地及び運営権者が買収・所有の土地の上に新設する利便施設等 は、運営権者の所有でよいのか？また、公社が買収・所有した土地には、 運営権設定はなされないという理解でよいのか？③「既存PA相当の施設 と、それ以外に施設を設置（附帯事業＋任意事業）」要求水準書に基づ く公社買収・所有の土地及び運営権者が買収・所有の土地の上に新設 する利便施設等は、それぞれ運営権者の所有でよいのか？また、公社が 買収・所有した土地には、運営権設定はなされないという理解でよい のか？	ご理解のとおりです。
1423	添付資料2 パーキングエ リアにおける 売店等の営業 について						既設PA:運営権者が 新築を希望(任意事 業)	運営権者が既存売店等を撤去し、利便施設等の新築を行う場合の、既 存施設の残存簿価相当額の負担及び占用料の支払いは事業計画上大 きな負担、制約となると思料致します。利便性の向上、沿線活性化を促 す上でも、是非とも減免策を講じて頂きたいと思致します。	負担及び占用料については、募集要項等において示します。
1424	添付資料2 パーキングエ リアにおける 売店等の営業 について						○既設PA 運営権者が新築を希 望(任意事業)	運営権者が新たに建物を築造する場合に、占用料・賃料等を支払うとあ りますが、このうち賃料とは何に対するものでしょうか。	占用料のほか、公社所有建物から運営権存続期間にわたって得られた であろう賃料の補償として、公社が定める賃料相当額を納付するもの とします。詳細は募集要項等において示します。
1425	添付資料2 パーキングエ リアにおける 売店等の営業 について						○既設PA ○新設PA	事業区域外(道路区域外)の整備について、実施主体となり得るのは、 運営権者のみでしょうか。構成企業、協力企業が実施することは認めら れないのでしょうか。	事業区域外であっても、事業区域内の附帯事業との一体性に鑑み、運 営権者が実施するものとします。
1426	添付資料2 パーキングエ リアにおける 売店等の営業 について						既存の建物の残存価 格	既存の建物の残存価格は簿価によるものと考えてよいのでしょうか。	公社における帳簿価額を基本とし、詳細は運営権者との協議により定 めるものとします。

No.	該当資料	編	章	節	款	目	タイトル	質問・意見	回答
1427	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						新設PA	運営権者が建物を築造し事業終了後にその建物が残存する場合、運営権者が変更となったときも支払う連結料・賃料は事業終了前の基準が引き継がれるのでしょうか？	事業終了時における法令、基準等に基づき、協議の上、適切に判断することを想定しています。
1428	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						運営権者が区域の拡張を希望(附帯事業+任意事業)	<利便施設等>の敷地について、「運営権者が用地買収のうえ建物を築造」とありますが、敷地は「借地」して調達することは可能でしょうか。	可能です。
1429	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						既存施設を利用(附帯事業)	公社所有の建物を運営権者が転貸することは可能でしょうか。	公社の事前承諾を得たうえで公社所有建物を第三者に転貸することは可能です。
1430	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						運営権者が新築を希望(任意事業)	運営権者所有の建物を賃貸することは可能でしょうか。	可能です。
1431	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						既存PA相当の施設と、それ以外に施設を設置(附帯事業+任意事業)	<利便施設等>「公社が用地買収する範囲を超える部分は運営権者が用地買収のうえ所有し、」とありますが借地とすることは可能ですか。	可能です。
1432	添付資料2 パーキングエリアにおける売店等の営業について						既存PA相当規模以上の施設を設置(附帯事業)	<利便施設等>「公社が用地買収する範囲を超える部分は運営権者が用地買収のうえ所有し、」とありますが借地とすることは可能ですか。	可能です。